大学等における修学の支援に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　大学等における修学の支援
　第一節　通則（第三条）
　第二節　学資支給（第四条・第五条）
　第三節　授業料等減免（第六条―第十六条）
第三章　雑則（第十七条・第十八条）
第四章　罰則（第十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができ

る人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行うことにより、その修学に係る経済的負担の軽減を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「大学等」とは、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除く。以下同じ。）、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校（第七条第一項及び第十条において「専門学校」という。）をいう。

2　この法律において「学生等」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）並びに高等専門学校の学科（第四学年及び第五学年に限る。）及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。

3　この法律において「確認大学等」とは、第七条第一項の確認を受けた大学等をいう。

第二章　大学等における修学の支援

第一節　通則

第三条　大学等における修学の支援は、確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とする。

第二節　学資支給

第四条　学資支給は、学資支給金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する学資支給金をいう。）の支給とする。

第五条　学資支給については、この法律に別段の定めがあるものを除き、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。

第三節　授業料等減免

（授業料等減免）

第六条　授業料等減免は、第八条第一項の規定による授業料等（授業料及び入学金をいう。同項において同じ。）の減免とする。

（大学等の確認）

第七条　次の各号に掲げる大学等の設置者は、授業料等減免を行おうとするときは、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める者（以下「文部科学大臣等」という。）に対し、当該大学等が確認要件（大学等が社会で自立し、及び活躍することができる人材を育成するために必要な質の高い教育を実施し、並びにその経営を継続的かつ安定的に行う上で求められるものとして文部科学省令で定める要件をいう。第九条第一項第一号及び第十五条第一項第一号において同じ。）に適合することについて確認を求めることができる。

一　大学及び高等専門学校（いずれも学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は私立学校であるものに限る。第十条第一号において同じ。）並びに国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校　文部科学大臣

二　国が設置する専門学校　当該専門学校が属する国の行政機関の長

三　独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この号及び第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校　当該独立行政法人の主

務大臣（同法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）

四　地方公共団体が設置する大学等　当該地方公共団体の長

五　公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第十条第三号において同じ。）が設置する大学等　当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長

六　地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。以下この号及び第十条第四号において同じ。）が設置する専門学校　当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の長

七　専門学校（前各号に掲げるものを除く。）　当該専門学校を所管する都道府県知事

2　文部科学大臣等は、前項の確認（以下単に「確認」という。）をしたときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（確認大学等の設置者による授業料等の減免）

第八条　確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び

方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の減免を行うものとする。

2　前項の規定により確認大学等の設置者が行う授業料等減免の額は、確認大学等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3　前二項に定めるもののほか、確認大学等の設置者が行う授業料等減免に関し必要な事項は、政令で定める。

（確認要件に適合しなくなった場合等の届出）

第九条　確認大学等の設置者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

一　当該確認大学等が、確認要件に適合しなくなったとき。

二　当該確認大学等に係る確認を辞退しようとするとき。

三　当該確認大学等の名称及び所在地その他の文部科学省令で定める事項に変更があったとき。

2　第七条第二項の規定は、前項の規定による届出があったときについて準用する。

（減免費用の支弁）

第十条　次の各号に掲げる大学等に係る授業料等減免に要する費用（以下「減免費用」という。）は、それぞれ当該各号に定める者（第十二条第三項において「国等」という。）が支弁する。

一　大学及び高等専門学校並びに国、国立大学法人及び独立行政法人が設置する専門学校　国

二　地方公共団体が設置する大学等　当該地方公共団体

三　公立大学法人が設置する大学等　当該公立大学法人を設立する地方公共団体

四　地方独立行政法人が設置する専門学校　当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

五　専門学校（前各号に掲げるものを除く。）　当該専門学校を所管する都道府県知事の統轄する都道府県

（国の負担）

第十一条　国は、政令で定めるところにより、前条（第五号に係る部分に限る。）の規定により都道府県が支弁する減免費用の二分の一を負担する。

（認定の取消し等）

第十二条　確認大学等の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、当該確認大学等に在学する授業料等減免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた又は次の各号のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、当該授業料等減免対象者に係る第八条第一項の規定による認定（以下この条において単に「認定」という。）を取り消すことができる。

一　学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

二　学生等たるにふさわしくない行為があったと認められるとき。

2　確認大学等の設置者は、前項の規定により認定を取り消したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

3　第一項の規定により認定を取り消した確認大学等の設置者に対し減免費用を支弁する国等は、前項の規定による届出があった場合において、当該認定を取り消された学生等に対する授業料等減免に係る減免費用を既に支弁しているときは、国税徴収の例により、当該設置者から当該減免費用に相当する金額を徴収することができる。

4　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（報告等）

第十三条　文部科学大臣等は、授業料等減免に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、授業料等減免対象者若しくはその生計を維持する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

2　文部科学大臣等は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、確認大学等の設置者（国及び地方公共団体を除く。以下この項において同じ。）若しくはその役職員若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該確認大学等の設置者の事務所その他の施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　前二項の規定による質問又は前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告、命令等）

第十四条　文部科学大臣等は、確認大学等の設置者が、減免費用の支弁に係る大学等として適正な確認大学等の運営をしていないと認めるときは、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2　文部科学大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた確認大学等の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3　文部科学大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた確認大学等の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4　文部科学大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

（確認の取消し等）

第十五条　文部科学大臣等は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該確認大学等に係る確認

を取り消すことができる。

一　確認大学等が、確認要件を欠くに至ったと認めるとき。

二　確認大学等の設置者が、不正の手段により確認を受けていたとき。

三　前号に掲げるもののほか、減免費用の支弁に関し、確認大学等の設置者による不正があったとき。

四　確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五　確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六　前各号に掲げる場合のほか、確認大学等の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

七　確認大学等の設置者が法人である場合において、その役員のうちに確認の取消しをしようとするとき前三年以内にこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した者があるとき。

2　前項の規定により確認を取り消された大学等の設置者及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過するまでの間は、確認を求めることができない。

3　第七条第二項の規定は、第一項の規定による確認の取消しをしたときについて準用する。

（授業料等減免対象者が在学している場合の特例）

第十六条　前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第十条及び第十一条の規定は、適用しない。

第三章　雑則

（日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う減免費用の支弁）

第十七条　国は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の定めるところにより、第十条の規定による減免費用の支弁のうち大学及び高等専門学校（いずれも学校教育法第二条第二項に規定する私立学校であるものに限る。）に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。

2　前項の規定により減免費用の支弁が日本私立学校振興・共済事業団を通じて行われる場合には、第十二条第二項中「文部科学大臣等」とあるのは「文部科学大臣及び日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同条第三項中「を支弁する国等」とあるのは「に充てるための資金（以下この項において「減免資金」という。）を交付する日本私立学校振興・共済事業団」と、「に係る減免費用」とあるのは「に係る減免資金」と、「支弁している」とあるのは「交付している」と、「当該減免費用」とあるのは「当該減免資金」とする。

（文部科学省令への委任）

第十八条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第四章　罰則

第十九条　第十三条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2　第十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

3　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する

年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十三条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条　この法律を施行するために必要な確認の手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後四年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

（政府の補助等に係る費用の財源）

第四条　次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一　学資支給に要する費用として独立行政法人日本学生支援機構法第二十三条の二の規定により政府が補助する費用

二　授業料等減免に要する費用のうち第十条（第一号に係る部分に限る。）の規定による国の支弁又は第十一条の規定による国の負担に係るもの

（独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人日本学生支援機構法の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「は、」の下に「大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第号）第二条第三項に規定する確認大学等に在学する」を、「認定された者」の下に「（同法第十五条第一項の規定による確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）」を加える。

第十七条の四第一項中「一部」の下に「を徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額」を加える。

第二十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（補助金）」を付し、同条中「経費」を「費用

」に改める。

第二十三条の二を次のように改める。

第二十三条の二　政府は、毎年度、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に要する費用を補助するものとする。

第二十三条の三を削る。

第三十条第三号を削る。

（独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　前条の規定による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法（以下この項において「新機構法」という。）の規定は、この法律の施行後に新機構法第十七条の二第一項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金について適用し、この法律の施行前に前条の規定による改正前の独立行政法人日本学生支援機構法（以下この条において「旧機構法」という。）第十七条の二第一項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金（以下この条において「旧学資支給金」という。）については、なお従前の例による。

2　旧機構法第二十三条の二第一項に規定する学資支給基金（以下この条において単に「学資支給基金」という。）は、旧学資支給金の支給が終了する日までの間、存続するものとする。

3　前項の規定によりなお存続する学資支給基金については、旧機構法第二十三条の二及び第二十三条の三の規定は、なおその効力を有する。

4　独立行政法人日本学生支援機構は、旧学資支給金の支給が終了した場合において、学資支給基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

（罰則に関する経過措置）

第七条　附則第五条の規定の施行前にした行為及び前条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条及び第五条を削る。

（地方財政法の一部改正）

第九条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

三十五　確認大学等に係る授業料等減免に要する経費（私立の専門学校に係るものに限る。）

（地方税法の一部改正）

第十条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第十三号中「第三項」を「第四項」に改める。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第十一条　日本私立学校振興・共済事業団法の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「同じ」の下に「。）又は交付業務（同条第四項の業務をいう。以下同じ」を加える。

第二十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第　　号）第十条に規定する減免費用（私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに

限る。）に充てるための資金（以下この項及び第二十七条において「減免資金」という。）を交付するために必要な資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、減免資金を交付する業務を行う。

第二十五条第一項中「同じ」の下に「。）（交付業務を含む。第三十七条第一項及び第四項を除き、以下同じ」を加える。

第二十七条中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第四項」を、「交付する補助金」の下に「及び減免資金」を加える。

第四十八条第一項第七号中「第三項」を「第四項」に改める。

附則第十三条中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第四項」を加える。

（内閣府設置法の一部改正）

第十二条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二十七号の五の次に次の一号を加える。

二十七の六　大学等における修学の支援（大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第　号）第三条に規定するものをいう。）に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

第十一条の三及び第四十一条の二第一項中「第二十七号の五」を「第二十七号の六」に改める。

（政令への委任）

第十三条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

我が国における急速な少子化の進行及び大学等における修学の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るため、学資の支給及び授業料等の減免の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大学等における修学の支援に関する法律案（仮称）　新旧対照表

目　次

○　独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）　・・・

【平成三十年十二月二十日版】

○　独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）

改正案	現行
（学資の支給） 第十七条の二　第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第　　号）第二条第三項に規定する確認大学等に在学する優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者（同法第十五条第一項の規定による確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）に対して支給するものとする。 2・3　（略） （不正利得の徴収） 第十七条の四　機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 2　（略） （補助金） 第二十三条　政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、	（学資の支給） 第十七条の二　第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。 2・3　（略） （不正利得の徴収） 第十七条の四　機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 2　（略） （補助金） 第二十三条　政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、

第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務に要する費用の一部を補助することができる。

第二十三条の二　政府は、毎年度、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に要する費用を補助するものとする。

（削除）

第三十条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二　（略）

第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができる。

（学資支給基金）

第二十三条の二　機構は、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学資支給基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金の金額及び学資支給基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2　学資支給基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、学資支給基金に充てるものとする。

3　通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、学資支給基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補塡の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4　政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、学資支給基金に充てる資金を補助することができる。

（区分経理）

第二十三条の三　機構は、前条第一項に規定する業務（学資支給基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。）については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

第三十条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二　（略）

（削除）

三　第二十三条の二第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して学資支給基金を運用したとき。

○　独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第九号）

改正案	現行
（削除）	附　則 （検討） 第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法の規定の施行の状況を勘案し、学資の支給に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。
（削除）	（住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正） 第五条　次に掲げる法律の規定中「貸与」の下に「及び支給」を加える。 一　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の四十七の五の項 二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の八十一の項及び別表第二の百六の項

○　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）

改正案	現行
（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費） 第十条　地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。 一～三十四　（略） 三十五　確認大学等に係る授業料等減免に要する経費（私立の専門学校に係るものに限る。）	（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費） 第十条　地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。 一～三十四　（略） （新設）

○　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

改正案	現行
（固定資産税の非課税の範囲） 第三百四十八条　（略） 2　（略） 一～十二　（略） 十三　日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項から第四項までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの 十四～四十四　（略） 3～10　（略）	（固定資産税の非課税の範囲） 第三百四十八条　（略） 2　（略） 一～十二　（略） 十三　日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項から第三項までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの 十四～四十四　（略） 3～10　（略）

○　日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）

改正案	現行
（運営審議会） 第十八条　（略） 2　審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する基本的事項（共済業務（第二十三条第一項第六号から第九号まで、同条第二項並びに同条第三項第一号及び第二号の業務をいう。以下同じ。）又は交付業務（同条第四項の業務をいう。以下同じ。）のみに係るものを除く。）について審議する。 3～8　（略） （業務） 第二十三条　（略） 2・3　（略） 4　事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第　　号）第十条第一号に規定する減免費用（私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに限る。）に充てるための資金（以下この項及び第二十七条において「減免資金」という。）を交付するために必要な資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、減免資金を交付する業務を行う。 5　第一項第三号の規定による助成金の交付は、前事業年度における損益計算上の利益金に係る第三十五条第一項に規定する残余の額の範囲内において行うものとする。 （助成業務方法書及び共済運営規則）	（運営審議会） 第十八条　（略） 2　審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する基本的事項（共済業務（第二十三条第一項第六号から第九号まで、同条第二項並びに同条第三項第一号及び第二号の業務をいう。以下同じ。）のみに係るものを除く。）について審議する。 3～8　（略） （業務） 第二十三条　（略） 2・3　（略） （新設） 4　第一項第三号の規定による助成金の交付は、前事業年度における損益計算上の利益金に係る第三十五条第一項に規定する残余の額の範囲内において行うものとする。 （助成業務方法書及び共済運営規則）

第二十五条　事業団は、助成業務（第二十三条第一項第一号から第五号まで及び第十号並びに同条第三項第三号の業務をいう。以下同じ。）（交付業務を含む。第三十七条第一項及び第四項を除き、以下同じ。）の執行に関して必要な事項を助成業務方法書で定めなければならない。

2～6　（略）

（補助金の交付の決定の取消し及び返還等）

第二十七条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第二十三条第一項第一号及び第四項の規定により事業団が交付する補助金及び減免資金について準用する。この場合において、同法第十条第一項及び第二項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同法第十七条第一項中「各省各庁の長は」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長は」と、「各省各庁の長の処分」とあるのは「私立学校法第四条に規定する所轄庁の処分」と、同法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と読み替えるものとする。

第四十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一～六　（略）

七　第二十三条第一項から第四項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

第二十五条　事業団は、助成業務（第二十三条第一項第一号から第五号まで及び第十号並びに同条第三項第三号の業務をいう。以下同じ。）の執行に関して必要な事項を助成業務方法書で定めなければならない。

2～6　（略）

（補助金の交付の決定の取消し及び返還等）

第二十七条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第二十三条第一項第一号の規定により事業団が交付する補助金について準用する。この場合において、同法第十条第一項及び第二項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、「各省各庁の長は」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長は」と、「各省各庁の長の処分」とあるのは「私立学校法第四条に規定する所轄庁の処分」と、同法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と読み替えるものとする。

第四十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一～六　（略）

七　第二十三条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

八～十三　（略）

2　（略）

附　則

（私立学校等の特例）

第十三条　この法律（第二十三条第一項第一号及び第四項を除く。）において、私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によって設置された私立の幼稚園並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この条において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者（学校法人を除く。以下この条において「学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）によって設置された当該みなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（以下この条において「特例設置幼保連携型認定こども園」という。）を含み、学校法人には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により幼稚園を設置する学校法人以外の者並びに学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者及び特例設置幼保連携型認定こども園の設置者を含むものとする。

八～十三　（略）

2　（略）

附　則

（私立学校等の特例）

第十三条　この法律（第二十三条第一項第一号を除く。）において、私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によって設置された私立の幼稚園並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この条において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者（学校法人を除く。以下この条において「学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）によって設置された当該みなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（以下この条において「特例設置幼保連携型認定こども園」という。）を含み、学校法人には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により幼稚園を設置する学校法人以外の者並びに学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者及び特例設置幼保連携型認定こども園の設置者を含むものとする。

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）

改正案	現行
（所掌事務） 第四条　（略） 2　（略） 3　前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十七の五　（略） 二十七の六　大学等における修学の支援（大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第　　号）第三条に規定するものをいう。）に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。 二十八～六十二　（略） 第十一条の三　第四条第一項第二十九号及び第三項第二十七号の三から第二十七号の六までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。 （子ども・子育て本部） 第四十一条の二　子ども・子育て本部は、第四条第一項第二十九号及び第三項第二十七号の三から第二十七号の六までに掲げる事務をつかさどる。 2～8　（略）	（所掌事務） 第四条　（略） 2　（略） 3　前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十七の五　（略） （新設） 二十八～六十二　（略） 第十一条の三　第四条第一項第二十九号及び第三項第二十七号の三から第二十七号の五までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。 （子ども・子育て本部） 第四十一条の二　子ども・子育て本部は、第四条第一項第二十九号及び第三項第二十七号の三から第二十七号の五までに掲げる事務をつかさどる。 2～8　（略）

用例集

（大学等における修学の支援に関する法律案（仮称））

＜目　次＞

題名関係 …… 1
　題名を支援内容を端的に示す一般的なものとしている例
題名関係 …… 1
　題名において「大学等」と規定している例
題名・第１条関係 …… 2
　「大学等における修学」
目次関係 …… 2
　法目的を達成する手段として２つの制度を位置づける章を設け、当該制度に係る通則（第一節）、各支援の内容（第二節・第三節）で当該章を構成している目次の例
目次関係 …… 3
　２つの制度のうち１つの制度にのみ罰則が設けられているものの、当該制度の内容を定める節ではなく、独立した章において罰則を規定している例
第１条関係 …… 3
　「この法律は、…ことにより、○○に係る経済的負担の軽減を図り、もって○○に寄与することを目的とする。」
第１条関係 …… 4
　「真に」
第１条関係 …… 4
　「支援が必要な○○〔人〕」
第１条関係 …… 5
　「低所得者世帯」
第１条・第７条第１項柱書関係 …… 5
　人について「社会」で「自立」するという表現を用いる例
第１条関係 …… 6
　「○○（場所を示す概念）で○○ことができる」
第１条関係 …… 7
　「○○し、及び○○することができる」
第１条・第７条第１項柱書関係 …… 7
　人について「活躍する」と規定する例
第１条・第７条第１項柱書関係 …… 8
　「…ことができる人材」
第１条・第７条第１項柱書関係 …… 8
　「人材を育成するために必要な」
第１条・第７条第１項柱書関係 …… 9
　「質の高い○○」
第１条関係 …… 10
　「教育を実施する○○〔学校〕」
第１条関係 …… 11
　「修学の支援」
第１条関係 …… 12
　「支援を行うことにより」
第１条関係 …… 12
　「…（の）○○」を受けて「その○○」と表記する例

第１条関係 …… 13
目的規定で「我が国における急速な少子化の○○」を用いる例
第１条関係 …… 13
目的規定において「もって」以下で「少子…化の進展」を規定する例
第１条関係 …… 14
「少子化の進展への対処」
第２条第１項関係 …… 14
「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学」
第２条第１項関係 …… 15
「専門課程を置く専修学校」
第２条第２項関係 …… 16
その大学等の学部等に在籍する学生又は生徒を指して「○○（大学等）の○○（学部等）・・・学生（又は生徒）」と規定している例
第２条第２項関係 …… 17
「大学の学部」
第２条第２項関係 …… 17
「○○に準ずるものとして○○省令で定める○○に限る。」
第２条第２項関係 …… 18
「Ａ（…に準ずるものとして○○で定めるＡに限る。）」
第２条第２項関係 …… 19
「短期大学の学科及び専攻科」
第２条第２項関係 …… 20
「高等専門学校の学科」
第２条第２項関係 …… 20
「高等専門学校の…専攻科」
第２条第２項関係 …… 21
「高等専門学校（○○〔学年〕…に限る。）」と規定する例
第２条第２項関係 …… 21
「専修学校の専門課程の生徒」
第２条第３項関係 …… 22
定義規定において、「第○条第○項（他法ではなく、当該法律の条項）の○○を受けた○○」と規定している例
第２条第３項関係 …… 23
定義規定で、「Ａ〔確認、指定、登録等〕を受けた○○」を「Ａ○○」と定義する例
第３・４・５・６条関係 …… 24
法の目的を達成する手段として２つの制度を位置付けつつ、そのうち１つの制度について具体的内容を他法令に委ねる例
第３条関係 …… 24
通則が一条立てのときに条見出しを付けていない例
第３条関係 …… 25
「○○〔学校〕に在学する…学生」
第３条・第８条第１項関係 …… 25
「学生等のうち、…優れた者であって」
第３条・第８条第１項関係 …… 26
「特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるもの」
第３条関係 …… 26
「ものに対して行う○○」

第４条関係 …… 27
「○○は、Ａ（××法…に規定するＡをいう。…）の支給とする。」
第４条関係 …… 27
独立行政法人の個別法について略称を置かずに複数回規定している例
第５条関係 …… 28
「○○については、…○○法の定めるところによる。」
第６条見出し関係 …… 28
支援制度の内容を定義する規定の見出しに当該支援制度の名称を用いる例
第６条関係 …… 29
「○○は、…○○の規定による○○とする。」
第６条関係 …… 29
「授業料」、「入学金」の順に規定する例
第７条見出し関係 …… 30
条見出しで「○○〔施設〕の確認」とする例
第７条見出し関係 …… 31
確認、認定等について定める規定の見出しで「○○〔確認の客体を指すもの（確認後の略称を除く。）〕の○○〔確認、認定等〕」と規定する例
第７条第１項柱書関係 …… 32
「要件」に「適合すること」が「確認」されると規定する例
第７条第１項柱書関係 …… 32
「次の各号に掲げる○○は、…を求めることができる。」
第７条第１項柱書関係 …… 33
「○○は、○○を行おうとするときは、○○に対し、…○○を求めることができる。」
第７条第１項柱書関係 …… 33
「○○は、…○○省令で定めるところにより、○○に対し、○○について…確認を求めることができる。」
第７条第１項柱書関係 …… 34
「○○について確認を求める」
第７条第１項柱書関係 …… 35
「○○は、…当該各号に定める者…に対し、…を求めることができる。」
第７条第１項柱書関係 …… 35
「○○は…○○が…○○に適合することについて…○○〔する〕ことができる」
第７条第１項柱書関係 …… 36
「大学…の設置者」
第７条第１項柱書関係 …… 37
大臣と地方公共団体の長を包括して「○○大臣等」と総称する例
第７条第１項柱書関係 …… 38
「○○要件」という略称を規定する例
第７条第１項柱書関係 …… 39
「教育を実施」
第７条第１項柱書関係 …… 40
「実施…〔する〕上で」
第７条第１項柱書関係 …… 40
「実施し、並びに」

第７条第１項柱書関係 …… 41
学校について、その「経営」と規定する例
第７条第１項柱書関係 …… 42
「○○を○○的に行う上で」
第７条第１項柱書関係 …… 42
「継続的かつ安定的に」が経営との関係で用いられている例
第７条第１項柱書関係 …… 43
「○○〔する〕上で求められる」
第７条第１項柱書関係 …… 43
「求められるもの」
第７条第１項柱書関係 …… 44
「求められる○○として」
第７条第１項柱書関係 …… 44
「ものとして○○省令で定める要件」
第７条第１項柱書関係 …… 45
「要件…に適合」
第７条第１項第１号・第17条第１項関係 …… 45
「○○及び○○（いずれも…ものに限る。）」
第７条第１項第１号関係 …… 46
「学校教育法第二条第二項に規定する○立学校であるものに限る」
第７条第１項第１～６号・第10条第１～４号関係 …… 46
「○○が設置する○○〔学校〕」
第７条第１項第２号関係 …… 47
施設が行政機関に「属する」と規定する例／「属する…行政機関の長」
第７条第１項第２号関係 …… 47
「国の行政機関の長」
第７条第１項第３号関係 …… 48
「独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）」
第７条第１項第３号関係 …… 48
「○○法人の主務大臣（独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）」
第７条第１項第４号関係 …… 49
「地方公共団体が設置する○○〔学校〕」
第７条第１項第５号関係 …… 49
「公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）」
第７条第１項第５号・第10条第３号関係 …… 50
地方公共団体が公立大学法人を「設立する」と規定する例
第７条第１項第６号関係 …… 51
「地方独立行政法人（地方独立行政法人法…第二条第一項に規定する地方独立行政法人をい〔う〕…。）」
第７条第１項第６号関係 …… 51
「Ａ〔公立大学法人を含むもの〕（…に規定するＡをいい、公立大学法人を除く。…）」
第７条第１項第６号・第10条第４号関係 …… 52
地方公共団体が地方独立行政法人を「設立する」と規定する例
第７条第１項第７号関係 …… 52
専修学校を「所管」すると規定する例
第７条第１項第７号関係 …… 53
「○○を所管するＸ〔地方公共団体の長〕」

第７条第１項第７号関係 …… 53
「前各号に掲げるものを除く。」
第７条第１項第７号関係 …… 54
各号が上段と下段に分けて規定されており、その最後の号において規定する内容から前各号に規定する内容を除く例
第７条第２項関係 …… 55
「○○〔文部科学大臣を含むもの〕は、○○をしたときは…その旨を…公表しなければならない。」
第７条第２項関係 …… 55
「○○は、○○をしたときは…遅滞なく…その旨を、…○○の方法により…公表しなければならない。」
第７条第２項関係 …… 56
「○○は、○○をしたときは、遅滞なく、その旨を…○○しなければならない。」
第７条第２項関係 …… 56
「○○は…○○を、…インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。」
第７条第２項関係 …… 57
「確認…をしたとき」
第８条見出し関係 …… 57
Ａに対し、Ｘすることを義務付ける規定の見出しとして「ＡによるＸ」と規定する例
第８条第１項関係 …… 58
「○○〔指定、認定、確認等を受けた者〕は、○○を行うものとする。」
第８条第１項関係 …… 59
「○○〔学校〕の設置者は、○○を行うものとする。」
第８条第１項関係 …… 59
「○○〔学校〕に在学する」
第８条第１項関係 …… 60
「文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと」
第８条第１項関係 …… 60
「…と認められるものを…として認定」
第８条第１項関係 …… 61
「減免を行う」
第８条第２項関係 …… 61
「○○の規定により○○が行う○○。」
第８条第２項関係 …… 62
「○○の額は、○○の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。」
第８条第３項関係 …… 62
「…に定めるもののほか、…に関し必要な事項は、政令で定める。」
第９条見出し関係 …… 63
見出しで「○○しなくなった場合」と規定する例
第９条見出し関係 …… 63
「Ａなったときは…届け出なければならない。」と規定している条文の見出しに「Ａなった場合の届出」と規定する例

第９条見出し関係 …… 64
届出すべき場合が複数規定され、かつ当該届出を受けた行政庁に一定の義務が生じる規定の見出しに「…場合等の届出」と規定し、「…場合等の届出等」と規定しない例
第９条第１項柱書関係 …… 64
「次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、…その旨を○○に届け出なければならない。」
第９条第１項柱書関係 …… 65
「○○省令で定めるところにより、その旨を○○に届け出なければならない。」
第９条第１項柱書・第２号関係 …… 66
「当該○○に係る確認」
第９条第１項第１号・第３号関係 …… 67
要件に適合しなくなった場合と、住所等の技術的な変更を、各号に届出事由として規定している例
第９条第１項第１号関係 …… 67
「要件に適合しなくなったとき。」
第９条第１項第２号関係 …… 68
確認、指定等を辞退しようとするときに行政庁への届出を義務付ける例
第９条第１項第２号関係 …… 68
「○○〔確認、指定等〕を辞退しようとするとき」
第９条第１項第３号関係 …… 69
届出事由として「○○その他の○○省令〔府令〕で定める事項に変更があったとき」を規定する例
第９条第１項第３号関係 …… 69
届出事由として「○○の名称及び所在地…に変更があったとき」を規定する例
第９条第１項第３号関係 …… 70
「○○〔学校等の施設〕の名称及び所在地」
第９条第２項関係 …… 70
指定、認定、確認等に関する公表の規定を、当該指定、認定、確認等に係る事項の変更についての届出に準用する例
第９条第２項関係 …… 71
「○○があったときについて準用する。」
第 10 条見出し・柱書関係 …… 71
見出しに「…費用の支弁」と規定し、条文で「要する費用は、…が支弁する」と規定する例
第 10 条柱書関係 …… 72
「次の各号に掲げる○○に要する費用は、それぞれ当該各号に定める者が○○する」
第 10 条第５号関係 …… 72
「都道府県知事の統轄する都道府県」
第 11 条見出し関係 …… 73
「国の負担」
第 11 条関係 …… 74
「国は、○○により都道府県が支弁する○○〔費用〕の二分の一を負担する。」

第11条関係 …… 74
「国は、政令で定めるところにより、○○の規定により○○が支弁する…費用…の…○分の○を負担する…。」
第11条関係 …… 75
「前条〔項〕（第○号に係る部分に限る。）」
第11条関係 …… 76
「（○○〔何らかの規定〕に係る部分に限る。）の規定により○○が○○〔交付、支弁等〕する○○」
第12条見出し関係 …… 77
条見出しで「認定の取消し等」とする例
第12条第1項柱書関係 …… 78
「…は、…が次の各号のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、」
第12条第1項柱書関係 …… 78
「○○で定めるところにより…と認めるときは…ことができる。」
第12条第1項柱書関係 …… 79
「偽りその他不正の手段により○○を受けた…ときは、…を取り消すことができる。」
第12条第1項柱書関係 …… 79
「○○〔し〕た又は○○〔し〕たと認めるときは」
第12条第1項柱書関係 …… 80
「減免」を「受けた」と規定する例
第12条第1項柱書関係 …… 80
「…者に係る認定」
第12条第1項第1号関係 …… 81
「学業成績が著しく不良になったと認められるとき」
第12条第1項第2号関係 …… 81
「学生等たるにふさわしくない行為があったと認められるとき」
第12条第2項関係 …… 82
「…ときは、○○省令で定めるところにより、その旨を○○に届け出なければならない」
第12条第2項関係 …… 82
「ときは、…その旨を当該○○を行った○○に届け出なければならない」
第12条第3項関係 …… 83
「…は、前項の規定による届出があった場合において、…ときは、…○○することができる。」
第12条第3項関係 …… 83
「認定を取り消した○○に対し」
第12条第3項関係 …… 84
指定・確認等を受けたXの略称としてX´を規定しつつ、指定・確認等を取り消された者について「○○を取り消されたX」と規定し、「○○を取り消されたX´」と規定しない例
第12条第3項関係 …… 85
「を取り消された者に対する」
第12条第3項関係 …… 86
「既に…ときは」
第12条第3項関係 …… 87
「国税徴収の例により、○○から…○○に相当する金額…を徴収することができる。」

第 12 条第４項関係 …… 87
徴収に関する規定であって、「…の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。」と規定する例　※前項において「徴収金」を規定していない場合
第 13 条見出し関係 …… 88
報告徴収等を定める規定の見出しを「報告等」としている例
第 13 条関係 …… 89
１つの条に２種類の報告徴収等に関する項を設け、同じ条に①身分を示す証明書の携帯並びに提示の義務と②報告徴収等の権限が犯罪捜査のために認められたものと解釈することの禁止を規定する例
第 13 条第１項関係 …… 90
「○○は、○○に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、X…若しくは○○〔Xと一定の関係性がある者〕…これらの者であった者に対し、…報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に…質問させることができる。」
第 13 条第１項関係 …… 90
「A若しくはB若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ…ることができる。」
第 13 条第１項関係 …… 91
「報告若しくは○○その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。」
第 13 条第１項関係 …… 91
報告徴収等の対象者を制度の対象者としている例
第 13 条第１項関係 …… 92
「生計を維持する者」
第 13 条第１～３項関係 …… 93
報告徴収等に関する規定で①報告徴収等の対象者②身分を示す証明書の提示の請求権者の双方において「関係者」と規定する例
第 13 条第２項関係 …… 94
「○○は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、…に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、…出頭を求め、又は当該…職員に関係者に対して質問させ、若しくは…○○の設置者の事務所…に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」
第 13 条第２項関係 …… 94
「○○〔制度の対象となる学校〕の設置者（国及び○○〔地方公共団体〕を除く。…）若しくはその○○〔又は・若しくは〕これらの者であった者に対し、」
第 13 条第２項関係 …… 95
「○○（国及び地方公共団体を除く。…）」
第 13 条第２項関係 …… 96
「役職員」を定義せずに規定している例
第 13 条第２項関係 …… 97
「報告若しくは帳簿書類…の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは○○に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」

第 13 条第２項関係 …… 97
「事務所その他の施設に立ち入り、」
第 13 条第３項関係 …… 98
「前二項の規定による○○又は前項の規定による××」
第 13 条第３項関係 …… 98
「前…項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを掲示しなければならない。」
第 13 条第４項関係 …… 99
「第○項…の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。」
第 14 条見出し関係 …… 99
条見出しで「勧告、命令等」と規定する例
第 14 条第１項関係 …… 100
「○○は、○○が、…と認めるときは、当該○○に対し、期限を定めて、…措置をとるべきことを勧告することができる。」
第 14 条第１項関係 …… 100
「Ａ〔費用〕のＢ〔支出〕に係るＣ〔施設〕として適正なＤ〔施設〕の運営をしていない」
第 14 条第１項関係 …… 101
「運営の改善その他必要な措置をとるべきことを○○することができる。」
第 14 条第２項関係 …… 101
「○○は、…の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた○○が、…の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。」
第 14 条第３項関係 …… 102
「○○は、…の規定による勧告を受けた○○が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該○○に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。」
第 14 条第４項関係 …… 102
「○○は、○○の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。」
第 15 条見出し関係 …… 103
「確認の取消し等」
第 15 条第１項柱書関係 …… 105
「○○は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該○○に係る○○を取り消〔す〕…ことができる。」
第 15 条第１項各号関係 …… 105
確認・指定等の取消事由として①確認・指定等の要件喪失②不正の手段により確認・指定等を受けたこと③その他法令等違反の順に規定する例
第 15 条第１項各号関係 …… 106
確認・指定等の取消事由（法令等違反に限る）として①資金交付手続上の不正②報告等義務違反の順に規定する例
第 15 条第１項第１号関係 …… 107
確認等の取消要件として、「(当該確認等を受けるための) 要件を欠くに至ったと認めるとき」と規定する例

第15条第1項第2号関係 …… 108
確認・登録等の要件喪失を届出事項としている制度において、当該確認・登録等の取消事由として「不正の手段により○○を受けていたとき」と規定する例
第15条第1項第3号関係 …… 109
取消要件として不正受給について規定する例
第15条第1項第3号関係 …… 109
確認の取消事由として「前…号に掲げるもののほか、○○の○○…に関し…不正…があったとき」と規定する例
第15条第1項第3号関係 …… 110
確認の取消事由として「○○の○○に関し…不正があったとき」と規定する例
第15条第1項第3号関係 …… 111
「に関し、…があったとき。」
第15条第1項第4号関係 …… 112
取消要件として「○○が、○○の規定により報告又は…帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき」と規定する例
第15条第1項第5号関係 …… 113
取消要件として事業主体による検査拒否を規定する例
第15条第1項第5号関係 …… 113
「出頭を求められてこれに応ぜず」
第15条第1項第5号関係 …… 114
「○○の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。」
第15条第1項第6号関係 …… 115
「前各号に掲げる場合のほか、○○が、○○に違反したとき。」
第15条第1項第6号関係 …… 116
取消要件として「この法律又はこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき」と規定する例
第15条第1項第7号関係 …… 117
「○○が法人である場合において、その役員…のうちに○○の取消し…をしようとするとき前○年以内に」
第15条第1項第7号関係 …… 118
取消要件として、「役員」が「この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。」を規定する例
第15条第2項関係 …… 118
確認を取り消された施設の設置者及びこれに準ずる者が、一定期間確認を求めることができないこととする例
第15条第2項関係 …… 119
「○○〔人〕は、…を求めることができない。」
第15条第3項関係 …… 120
確認・認定・指定等をした際の公表・公示等に関する規定を、当該確認・認定・指定等の取消しの際に準用する例
第15条第3項関係 …… 121
「○○の規定による○○の取消しをしたとき」
第15条第3項関係 …… 121
「○○をしたときについて準用する」

第15条第3項関係 …… 121
「○○をしたときについて準用する。」
第16条見出し関係 …… 122
「A（の）場合において…B（の）ときは…」という規定の見出しとして「B（の）場合の特例」と規定する例
第16条関係 …… 122
「○○の規定により○○が取り消された場合…において、」
第16条関係 …… 123
「確認を辞退した」
第16条関係 …… 124
「…が取り消された場合において、その取消しの際、当該○○に○○が…ときは、…については、…とみな（す）」※指定等を取り消された場所に、取消後も対象が属している場合に、その対象については、取消前の法的効果を持った場所とみなす例
第16条関係 …… 124
「については、当該○○を取り消された○○を○○とみなして、○○を適用する。」
第16条関係 …… 125
「○○については、当該○○を○○とみなして、○○の規定を適用する。ただし、」
第16条関係 …… 125
「○○とみなして、この法律の規定を適用する。」
第16条関係 …… 126
「○項の規定により○○が取り消された場合における○○については、○○の規定は、適用しない。」
第16条関係 …… 126
「該当して…の規定により…取り消された」
第16条関係 …… 127
「…費用については、…の規定は、適用しない。」
第17条見出し関係 …… 127
「○○を通じて行う」
第17条第1項関係 …… 128
「○○〔国・政府〕は○○法〔独立行政法人等の組織法〕の定めるところにより、○○の規定による○○〔資金の交付〕を○○〔独立行政法人等〕を通じて行うことができる。
第17条第1項関係 …… 129
国・政府による補助金交付を第三者を通じて行うために必要な読替えを規定する例
第17条第1項関係 …… 130
「○○のうち○○に係るものの○○」
第18条関係 …… 130
「この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、○○省令で定める。」
第19条関係 …… 131
2つの報告等義務の違反に対する罰則であってその法定刑が同一の罰金刑であるものを項立てで規定し、そのうち一方の項のみについて法人の両罰規定を置く例

第19条第1項関係 …… 131
「○○の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は○○の規定による当該職員の質問に対して…答弁…せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。」
第19条第1項関係 …… 132
「当該職員の質問…に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者」
第19条第2項関係 …… 132
「の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は○○の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、○○の罰金に処する。」
第19条第3項関係 …… 133
「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前…項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の…刑を科する。」
附則関係 …… 133
附則において①施行期日②準備行為③検討④財源⑤他法改正の順に規定する例
附則関係 …… 134
制定附則で他法改正を複数規定する際に、本則と関係の深い他法令の改正規定をまとめて最初に置く例
附則関係 …… 135
制定附則において①A法の一部改正②A法の一部改正に伴う経過措置③A法の一部を改正する法律の一部改正の順に規定する例
附則第1条関係 …… 136
「この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、…規定は…日から施行する。」
附則第2条関係 …… 137
「○○を施行するために必要な…その他の行為は、…施行…前においても行うことができる。」
附則第3条関係 …… 138
「政府は、この法律の施行後○年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。」
附則第3条関係 …… 138
検討規定で、検討を加える時期を「この法律の施行後四年」と規定する例
附則第4条見出し関係 …… 139
「政府の補助」

附則第４条条見出し・柱書関係 …… 139
条見出しを「○○の○○等に係る費用の財源」とし、条文の各号列記以外の部分（いわゆる柱書）に「次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。」と規定する例
附則第４条柱書関係 …… 279
「○○の規定の施行により」
附則第４条第１号関係 …… 140
「政府」が「補助する」と規定する例
附則第４条第１号関係 …… 141
「○○する費用として○○する費用」
附則第４条第１号関係 …… 141
「が補助する費用」
附則第４条第２号関係 …… 142
「○○に要する費用のうち…国の○○又は…○○に係るもの」
附則第４条第２号関係 …… 142
「第○条（第○号に係る部分に限る。）の規定による○○」（ある条文の特定の号に掲げる事由に限る形で、当該条文の柱書に規定されている用語を引用する際の規定ぶりの例）
附則第５条（機構法第 17 条の４）関係 …… 143
不正の手段により給付を受けた者に対し、給付相当額の徴収に加え加算金を徴収する例
附則第５条（機構法第 23 条・第 23 条の２）関係 …… 143
１つの条の見出しを２つの条の共通見出しに改める例
附則第５条（機構法第 23 条の２）関係 …… 144
「政府は、…に対し、…に要する…を補助する」
附則第５条（機構法第 23 条の２）関係 …… 144
「政府は、…に対し、…を補助するものとする。」
附則第５条（機構法第 23 条の２）関係 …… 145
「毎年度…補助する」
附則第５条関係 …… 145
条と、号の削除を別々の改正規定で規定している例
附則第６条・第７条関係 …… 146
附則での他法の一部改正に伴う経過措置とその罰則に関する経過措置を別条で規定する例
附則第６条関係 …… 147
「○条の規定による改正後の…の規定は、この法律の施行後に…について適用し、この法律の施行前に…については、なお従前の例による。」
附則第６条第２項関係 …… 148
「…は、…日までの間、存続するものとする。」
附則第６条第２項関係 …… 148
「支給が終了」
附則第６条第３項・第７条関係 …… 149
罰則規定を削除する改正法の附則において、なおその効力を有することとされる場合における罰則の適用についてなお従前の例による旨の規定を置いている場合に、当該なおその効力を有することとされる規定に当該削除される罰則規定を含まない例

附則第６条第３項関係 …… 150
「前条（項）の規定によりなお存続する…○○については、旧○○法…の規定は、…なおその効力を有する。」
附則第６条第４項関係 …… 150
「○○は、…場合において、…基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。」
附則第７条関係 …… 151
条見出しとして「罰則に関する経過措置」と規定する例
附則第７条関係 …… 151
「この法律の施行前にした行為及び○○の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」
附則第８条関係 …… 152
検討規定を削除している例
附則第８条関係 …… 153
附則における他法令の一部改正を後の法律改正において削っている例
附則第 11 条（事業団法第 23 条）関係 …… 154
連続する項で、「前項…」「前二項…」「前三項…」と各項で規定する例
附則第 11 条（事業団法第 23 条第４項）関係 …… 155
「私立学校」
附則第 11 条（事業団法第 23 条第４項）関係 …… 155
「私立学校である大学」
附則第 11 条（事業団法第 23 条第４項）関係 …… 156
「…である○○に係るもの」
附則第 11 条（事業団法第 23 条第４項）関係 …… 156
「（…に係るものに限る。）」
附則第 11 条（事業団法第 23 条第４項）関係 …… 157
「○○に充てるための○○金」に必要な資金について規定する例
附則第 11 条（事業団法第 23 条第４項）関係 …… 157
「に要する費用に充てるための資金を交付する」
附則第 11 条（事業団法第 23 条第４項）関係 …… 158
「○○するために必要な資金の交付」
附則第 11 条（事業団法第 23 条第４項）関係 …… 159
「○○の交付を受け、これを財源として、○○に対し、○○を交付する」
附則第 12 条関係 …… 160
内閣府設置法第３項各号において「Ａ（○○〔他の法律〕第○条に規定するものをいう。）」と規定する例
附則第 13 条関係 …… 160
「この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。」
附則第 13 条関係 …… 161
附則の最後の条に経過措置に関する包括的な政令委任を規定する例

題名関係
題名を支援内容を端的に示す一般的なものとしている例

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（目的）

第一条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）

（目的）

第一条　この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

題名関係
題名において「大学等」と規定している例

○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）

題名・第１条関係
「大学等における修学」

○国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）

（目的）

第一条　この法律は、国家公務員の請求に基づく大学等における修学又は国際貢献活動のための休業の制度を設けることにより、国家公務員に自己啓発及び国際協力の機会を提供することを目的とする。

目次関係
法目的を達成する手段として２つの制度を位置づける章を設け、当該制度に係る通則（第一節）、各支援の内容（第二節・第三節）で当該章を構成している目次の例

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

目次

第二章　子ども・子育て支援給付

　第一節　通則（第八条）

　第二節　子どものための現金給付（第九条・第十条）

　第三節　子どものための教育・保育給付

目次関係

２つの制度のうち１つの制度にのみ罰則が設けられているものの、当該制度の内容を定める節ではなく、独立した章において罰則を規定している例

○都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）

目次

第一章　総則（第一条―第三条）

第二章　都市農地の貸借の円滑化のための措置

第一節　自らの耕作の事業の用に供するための都市農地の貸借の円滑化（第四条―第九条）

第二節　特定都市農地貸付けの用に供するための都市農地の貸借の円滑化（第十条―第十二条）

第三　雑則（第十三条―第十六条）

第四章　罰則（第十七条・第十八条）

第四章　罰則

第十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　偽りその他不正の手段により、事業計画につき第四条第一項又は第六条第一項の認定を受けた者

二　第九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第九条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第１条関係

「この法律は、…ことにより、○○に係る経済的負担の軽減を図り、もって○○に寄与することを目的とする。」

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）

（目的）

第一条　この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

第１条関係
「真に」

○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（平成二一年四月三〇日法律第二八号）

附　則

（検討）

第二条　政府は、真に必要な道路の整備の推進を図る観点から、費用効果分析の結果の適切な活用等により、地域の実情をより反映した効率的かつ効果的で透明性が確保された道路整備事業の実施の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）

（業務の範囲）

第十四条　（略）

２・３　（略）

４　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

第１条関係
「支援が必要な○○〔人〕」

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）

（市町村等の責務）

第二条　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一・二　（略）

三　意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

２～４　（略）

第１条関係

「低所得者世帯」

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（国民健康保険税の減額）

第七百三条の五　市町村は、国民健康保険税の納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、第三百十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、また、所得税法第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとする。以下この条中山林所得金額の算定について同じ。）及び山林所得金額の合算額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

第１条・第７条第１項柱書関係

人について「社会」で「自立」するという表現を用いる例

○教育基本法（平成十八年法律第百二十号）

（義務教育）

第五条　（略）

２　義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

３・４　（略）

○更生保護法（平成十九年法律第八十八号）

（目的）

第一条　この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。

第１条関係
「○○（場所を示す概念）で○○ことができる」

○医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

第三十条の七　（略）

２　（略）

一　（略）

二　病床を有する診療所　その提供する医療の内容に応じ、患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、次に掲げる医療の提供その他の地域において必要な医療を確保すること。

イ～ハ　（略）

３・４　（略）

第１条関係
「○○し、及び○○することができる」

○ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成三十年法律第百号）

（定義）

第二条　（略）

一　（略）

二　障害者、高齢者等が、円滑に必要な情報を取得し、及び利用することができること。

三　（略）

○森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）

（定義）

第二条　（略）

２　この法律において「森林所有者」とは、権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

３～５　（略）

第１条・第７条第１項柱書関係
人について「活躍する」と規定する例

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

（目的）

第一条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

第１条・第７条第１項柱書関係
「…ことができる人材」

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）
（市町村の地域生活支援事業）
第七十七条　（略）
一～四　（略）
五　障害者に係る民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業
六～九　（略）
２・３　（略）

第１条・第７条第１項柱書関係
「人材を育成するために必要な」

○高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）
（教育及び学習の振興並びに人材の育成）
第十八条　高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、すべての国民が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習を振興するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展を担う専門的な知識又は技術を有する創造的な人材を育成するために必要な措置が講じられなければならない。

第１条・第７条第１項柱書関係

「質の高い○○」

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

第七条　（略）

２　この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

３　この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。

４　（略）

第十四条　市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　（略）

附　則

第二条の二　政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、財源を確保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための所要の措置並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとする。

○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）

（医療制度）

第四条　（略）

２・３　（略）

４　政府は、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図り、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、今後の高齢化の進展に対応して地域包括ケアシステム（地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。次条において同じ。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。次項及び同条第二項において同じ。）を構築することを通じ、地域で必要な医療を確保するため、次に掲げる事項及び診療報酬に係る適切な対応の在り方その他の必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

５～11　（略）

第１条関係
「教育を実施する○○〔学校〕」

○構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）

（私立学校法の特例）

第二十条　地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性に応じた高等学校又は幼稚園における教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、当該地方公共団体の協力により新たに設立される学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が高等学校又は幼稚園を設置して当該地方公共団体との連携及び協力に基づき当該教育を実施することが、他の方法により当該教育の機会を提供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該教育を実施する高等学校又は幼稚園（以下この条及び別表第十号において「公私協力学校」という。）の設置及び運営を目的とする学校法人（以下この条において「協力学校法人」という。）を設立しようとする者であって第六項の指定を受けたもの（第三項において「指定設立予定者」という。）が、所轄庁（同法第四条に規定する所轄庁をいう。以下この条において同じ。）に対し、同法第三十条第一項の規定による寄附行為の認可を申請した場合においては、所轄庁は、同法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該寄附行為の認可を決定するに当たり、同法第二十五条第一項の要件に該当しているかどうかの審査を行わないものとする。

2～18　（略）

第１条関係
「修学の支援」

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）

（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第四十一条の十八の三　個人が支出した所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金のうち、次に掲げるもの（同条第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「税額控除対象寄附金」という。）については、その年中に支出した税額控除対象寄附金の額の合計額（その年中に支出した特定寄附金等の金額（同条第二項に規定する特定寄附金の額及び同条第三項の規定又は第四十一条の十八第一項若しくは前条第一項の規定により当該特定寄附金とみなされたものの額並びに次条第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）が、当該個人のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額から所得控除対象寄附金の額（当該特定寄附金等の金額から税額控除対象寄附金の額の合計額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。）を控除した残額）が二千円（その年中に支出した当該所得控除対象寄附金の額がある場合には、二千円から当該所得控除対象寄附金の額を控除した残額）を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の四十に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度とする。

一　（略）

二　次に掲げる法人（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき政令で定める要件を満たすものに限る。）に対する寄附金のうち、学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であるものとして政令で定めるもの

イ～ハ　（略）

2～5　（略）

第１条関係

「支援を行うことにより」

○株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）

（機構の目的）

第一条　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構は、海外における交通事業及び都市開発事業について、当該市場の継続的な成長発展が見込まれる一方で、これらの事業が投資の回収に相当期間を要するとともに事業環境の変化により収益の発生に不確実な要素を有していることを踏まえつつ、我が国に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外においてこれらの事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことにより、我が国事業者の当該市場への参入の促進を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする株式会社とする。

第１条関係

「…（の）○○」を受けて「その○○」と表記する例

○東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）

（目的）

第一条　この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して東京湾横断道路の建設を図るための特別の措置を定めることにより、その建設を促進し、もって東京湾の周辺の地域における交通の円滑化に資することを目的とする。

○商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）

（目的）

第一条　この法律は、商品投資顧問業を営む者に対する許可制度の実施その他の商品投資に係る事業に対する必要な規制を行うことにより、その事業を行う者の業務の適正な運営を確保し、もって商品投資に係る事業を公正かつ円滑にするとともに、投資者の保護を図ることを目的とする。

第１条関係

目的規定で「我が国における急速な少子化の○○」を用いる例

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（目的）

第一条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

○地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）

（目的）

第一条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下していることに鑑み、地域における大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）の振興及び若者の雇用機会の創出のための措置を講ずることにより、地域における若者の修学及び就業を促進し、もって地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを目的とする。

第１条関係

目的規定において「もって」以下で「少子…化の進展」を規定する例

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

（目的）

第一条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

第１条関係
「少子化の進展への対処」

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）

（所掌事務）

第四条　内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～二十八　（略）

二十九　子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する重要事項

三十　（略）

2・3　（略）

第２条第１項関係
「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学」

○沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）

（学園の目的）

第二条　沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）は、沖縄において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学として沖縄科学技術大学院大学を設置し、当該大学において国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。）とする。

第２条第１項関係
「専門課程を置く専修学校」

○独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）

（機構の目的）

第三条　独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第百二十六条　（略）

②　専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。

第２条第２項関係
その大学等の学部等に在籍する学生又は生徒を指して「○○（大学等）の○○（学部等）・・・学生（又は生徒）」と規定している例

○地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）

（計画の認定）

第五条　（略）

２　（略）

３　前項第一号の区域は、大学の学部（短期大学（学校教育法第百八条第二項の大学をいう。）の学科を含み、夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。第十三条及び附則第三条において同じ。）の学生が既に相当程度集中している地域であって他の地域における若者の著しい減少を緩和するために当該学生が更に集中することを防止する必要がある地域として政令で定める地域（第十三条及び附則第三条において「特定地域」という。）外に定めなければならない。

４～９　（略）

（特定地域内学部収容定員の抑制等）

第十三条　（略）

一　特定地域内に設置している学部等（大学の学部、高等専門学校の学科又は専修学校の専門課程をいう。以下この号において同じ。）の廃止、特定地域内から特定地域外への学部等の移転その他の方法により特定地域内学部等収容定員（特定地域内に校舎が所在する学部等の学生等（大学の学部若しくは高等専門学校の学科の学生又は専修学校の専門課程の生徒をいう。以下この号において同じ。）の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生等に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下この号及び次号において同じ。）を減少させることと併せて、政令で定めるところにより、当該学部等を置く大学、高等専門学校又は専修学校の設置者（同号において「大学等の設置者」という。）が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

二・三　（略）

○独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）

（機構の目的）

第三条　独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

第２条第２項関係
「大学の学部」

○地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成二十年法律第三十七号）

（計画の認定）

第五条　（略）

２　（略）

３　前項第一号の区域は、大学の学部（短期大学（学校教育法第百八条第二項の大学をいう。）の学科を含み、夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。第十三条及び附則第三条において同じ。）の学生が既に相当程度集中している地域であって他の地域における若者の著しい減少を緩和するために当該学生が更に集中することを防止する必要がある地域として政令で定める地域（第十三条及び附則第三条において「特定地域」という。）外に定めなければならない。

４～９　（略）

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）

（就職禁止事由）

第十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。

一～十四　（略）

十五　学校教育法に定める大学の学部、専攻科又は大学院の法律学の教授又は准教授

十六～十八　（略）

２　（略）

第２条第２項関係
「○○に準ずるものとして○○省令で定める○○に限る。」

○株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）

第十五条　次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める数の商工組合中央金庫の議決権の保有者とみなして、第八条から前条までの規定を適用する。

一　法人でない団体（法人に準ずるものとして主務省令で定めるものに限る。）　当該法人でない団体の名義をもって保有される商工組合中央金庫の議決権の数

二～六　（略）

２　（略）

○野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）

（法人に対する補助）

第十四条　機構は、一般社団法人又は一般財団法人が行う対象野菜以外の野菜（指定野菜以外の野菜にあっては、指定野菜に準ずるものとして農林水産省令で定めるものに限る。）の安定的な供給を図るための業務で第十条又は第十二条の規定により行う業務に準ずるもの（農林水産省令で定める要件に適合するものに限る。）についてその経費を補助するものとする。

第２条第２項関係
「Ａ（…に準ずるものとして○○で定めるＡに限る。）」

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律
（平成十八年法律第五十一号）
（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例）
第二十三条の三　（略）
一　刑事収容施設法第三十四条第一項（刑事収容施設法第百七十四条第二項、第二百八十八条及び第二百八十九条第一項（以下この項において「滞留者等関係規定」と総称する。）において準用する場合を含む。）の規定による検査（写真の撮影及び指紋の採取並びにこれらに準ずるものとして政令で定める検査に限る。）の実施に係る業務
二～十三
2～7　（略）

第２条第２項関係
「短期大学の学科及び専攻科」

○地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）

（測定単位及び単位費用）

第十二条　（略）

２　（略）

３　前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
（略）	（略）	（略）
二十五　高等専門学校及び大学の学生の数	最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の高等専門学校（当該道府県が地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項に規定する設立団体である同法第六十八条第一項の公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。）及び短期大学の学科及び専攻科並びに大学（当該道府県が同法第六条第三項に規定する設立団体である同法第六十八条第一項の公立大学法人の設置する大学を含む。）の学部、専攻科及び大学院に在学する学生の数	人
（略）	（略）	（略）

4～6　（略）

第２条第２項関係
「高等専門学校の学科」

○地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）

（特定地域内学部収容定員の抑制等）

第十三条　（略）

一　特定地域内に設置している学部等（大学の学部、高等専門学校の学科又は専修学校の専門課程をいう。以下この号において同じ。）の廃止、特定地域内から特定地域外への学部等の移転その他の方法により特定地域内学部等収容定員（特定地域内に校舎が所在する学部等の学生等（大学の学部若しくは高等専門学校の学科の学生又は専修学校の専門課程の生徒をいう。以下この号において同じ。）の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生等に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下この号及び次号において同じ。）を減少させることと併せて、政令で定めるところにより、当該学部等を置く大学、高等専門学校又は専修学校の設置者（同号において「大学等の設置者」という。）が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

二・三　（略）

第２条第２項関係
「高等専門学校の…専攻科」

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第百十九条　（略）

②　高等専門学校の専攻科は、高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第２条第２項関係

「高等専門学校（○○〔学年〕…に限る。）」と規定する例

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）

（定義）

第二条　この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

一～三　（略）

四　高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）

五　（略）

第２条第２項関係

「専修学校の専門課程の生徒」

○独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）

（機構の目的）

第三条　独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

第２条第３項関係
定義規定において、「第○条第○項（他法ではなく、当該法律の条項）の○○を受けた○○」と規定している例

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）

（定義）

第二条　（略）

２～４　（略）

５　この法律において「特定契約」とは、第九条第三項の認定（第十条第一項の変更の認定を含む。）を受けた者（以下「認定事業者」という。）と電気事業者が締結する契約であって、当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備（以下「認定発電設備」という。）に係る次条第一項に規定する調達期間を超えない範囲内の期間（当該認定発電設備に係る再生可能エネルギー電気が既に他の者に供給されていた場合その他の経済産業省令で定める場合にあっては、経済産業省令で定める期間）にわたり、当該認定事業者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る同項に規定する調達価格により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約をいう。

第２条第３項関係

定義規定で、「Ａ〔確認、指定、登録等〕を受けたＯＯ」を「ＡＯＯ」と定義する例

○資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）

（定義）

第二条　（略）

2～11　（略）

12　この法律において「認定資金決済事業者協会」とは、第八十七条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

13　この法律において「指定紛争解決機関」とは、第九十九条第一項の規定による指定を受けた者をいう。

14～19　（略）

○美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二　（略）

三　登録美術品　次条第一項の登録を受けた美術品をいう。

四・五　（略）

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

（定義）

第二条　この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～二十六　（略）

二十七　「認定放送持株会社」とは、第百五十九条第一項の認定を受けた会社又は同項の認定を受けて設立された会社をいう。

二十八～三十二　（略）

第３・４・５・６条関係

法の目的を達成する手段として２つの制度を位置付けつつ、そのうち１つの制度について具体的内容を他法令に委ねる例

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（目的）

第一条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（子ども・子育て支援給付の種類）

第八条　子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付及び子どものための教育・保育給付とする。

第九条　子どものための現金給付は、児童手当（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に規定する児童手当をいう。以下同じ。）の支給とする。

第十条　子どものための現金給付については、この法律に別段の定めがあるものを除き、児童手当法の定めるところによる。

（子どものための教育・保育給付）

第十一条　子どものための教育・保育給付は、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給とする。

第３条関係

通則が一条立てのときに条見出しを付けていない例

○社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

第七章　株式の振替

第一節　通則

第百二十八条　株券を発行する旨の定款の定めがない会社の株式（譲渡制限株式を除く。）で振替機関が取り扱うもの（以下「振替株式」という。）についての権利の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

２　発行者が、その株式について第百二十三条第一項の同意を与えるには、発起人全員の同意又は取締役会の決議によらなければならない。

第３条関係

「○○〔学校〕に在学する…学生」

○国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）

附　則

第十六条　国立大学法人の成立の際現に附則別表第二の上欄に掲げる国立短期大学に在学する学生が存する場合には、同表の中欄に掲げる国立大学法人は、当該学生が当該国立短期大学を卒業するため必要であった教育課程の履修を行うことができるようにするため、同表の下欄に掲げる短期大学（以下「新国立短期大学」という。）を設置する。

２～４　（略）

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）

（受給資格）

第三条　高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程）における就学について支給する。

２・３　（略）

第３条・第８条第１項関係

「学生等のうち、…優れた者であって」

○独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）

（学資の貸与）

第十四条　（略）

２　（略）

３　第二種学資貸与金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であって経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

４～６　（略）

第３条・第８条第１項関係

「特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるもの」

○独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）

（学資の支給）

第十七条の二　第十二条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。

２・３　（略）

第３条関係

「ものに対して行う○○」

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）

（特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税）

第四十七条　（略）

２　銀行その他の資金の貸付けを業として行う金融機関として政令で定めるもの（以下この項において「金融機関」という。）が東日本大震災の被災者であって政令で定めるものに対して行う金銭の貸付け（当該金融機関が行う他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるものに限る。）に係る消費貸借に関する契約書のうち、平成二十三年三月十一日から平成三十三年三月三十一日までの間に作成されるものについては、政令で定めるところにより、印紙税を課さない。

第４条関係

「○○は、Ａ（××法…に規定するＡをいう。…）の支給とする。」

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

第九条　子どものための現金給付は、児童手当（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に規定する児童手当をいう。以下同じ。）の支給とする。

第４条関係

独立行政法人の個別法について略称を置かずに複数回規定している例

○漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）

（財務大臣との協議）

第百九十六条の十　（略）

一　（略）

二　漁業災害補償関係業務に関して、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）第十六条第一項の承認をしようとするとき。

三　漁業災害補償関係業務に関して独立行政法人農林漁業信用基金法第十七条又は第十九条の認可をしようとするとき。

（独立行政法人農林漁業信用基金法の特例）

第百九十六条の十一　漁業災害補償関係業務については、独立行政法人農林漁業信用基金法第五条第六項、第二十二条第二項及び第二十三条第一項中「第十五条各号に掲げる業務」とあるのは「第十五条各号に掲げる業務及び漁業災害補償関係業務」と、同法第十六条第一項中「前条各号に掲げる業務」とあるのは「前条各号に掲げる業務及び漁業災害補償関係業務」と、同法第十七条中「第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務」とあるのは「第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務並びに漁業災害補償関係業務」と、同法第二十条第一項中「又は中小漁業融資保証法」とあるのは「、中小漁業融資保証法又は漁業災害補償法」とする。

2　漁業災害補償関係業務については、独立行政法人農林漁業信用基金法第十八条の規定は、適用しない。

第５条関係

「○○については、…○○法の定めるところによる。」

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

第十条　子どものための現金給付については、この法律に別段の定めがあるものを除き、児童手当法の定めるところによる。

○中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）

（中小企業団体等の種類）

第三条　この法律による中小企業団体は、次に掲げるものとする。

一　事業協同組合

二　事業協同小組合

三　（略）

四　信用協同組合

五　協同組合連合会

六　企業組合

七～九　（略）

２　この法律による中小企業団体中央会は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

第四条　事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合については、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号。以下「協同組合法」という。）の定めるところによる。

第百一条　中小企業団体中央会については、協同組合法の定めるところによる。

第６条見出し関係

支援制度の内容を定義する規定の見出しに当該支援制度の名称を用いる例

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（子どものための教育・保育給付）

第十一条　子どものための教育・保育給付は、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給とする。

第６条関係
「○○は、…○○の規定による○○とする。」

○地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）

（納税地）

第八条　法人の地方法人税の納税地は、当該法人の法人税法第十六条から第十八条までの規定による法人税の納税地とする。

２　（略）

第６条関係
「授業料」、「入学金」の順に規定する例

○消費税法（昭和六十三年法律第百八号）

別表第二（第六条関係）

一～十　（略）

十一　次に掲げる教育に関する役務の提供（授業料、入学金、施設設備費その他の政令で定める料金を対価として行われる部分に限る。）

イ～ニ　（略）

十二、十三　（略）

第７条見出し関係

条見出しで「○○〔施設〕の確認」とする例

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（特定教育・保育施設の確認）

第二十一条　第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一～三　（略）

２・３　（略）

（施設型給付費の支給）

第二十七条　市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

２～８　（略）

○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）

（特定流通業務施設の確認）

第七条　総合効率化事業者が実施する流通業務総合効率化事業の用に供するため特定流通業務施設を整備しようとする者は、当該整備しようとする特定流通業務施設の計画が第四条第四項第十一号の主務省令で定める基準に適合するものであることについて、主務省令で定めるところにより主務大臣の確認を申請することができる。

２・３　（略）

第７条見出し関係

確認、認定等について定める規定の見出しで「○○〔確認の客体を指すもの（確認後の略称を除く。）〕の○○〔確認、認定等〕」と規定する例

○鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）

（車両の確認）

第十三条　鉄道運送事業者（第一種鉄道事業の許可を受けた者（以下「第一種鉄道事業者」という。）及び第二種鉄道事業の許可を受けた者（以下「第二種鉄道事業者」という。）をいう。以下同じ。）は、車両を当該鉄道事業の用に供しようとするときは、その車両が鉄道営業法第一条の国土交通省令で定める規程に適合することについて、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の確認を受けなければならない。

２　鉄道運送事業者は、前項の確認を受けた車両について、その構造又は装置を変更してこれを当該鉄道事業の用に供しようとするときは、同項の規定の例により、国土交通大臣の確認を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更をしてこれを当該鉄道事業の用に供しようとするときは、この限りでない。

３　鉄道運送事業者は、前項ただし書の場合には、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

○倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）

（トランクルームの認定）

第二十五条　トランクルームをその営業に使用する倉庫業者は、トランクルームごとに、当該トランクルームが第二十五条の四第一項の基準に適合して優良である旨の国土交通大臣の認定を受けることができる。

（認定トランクルームの維持）

第二十五条の五　第二十五条の認定を受けたトランクルーム（以下「認定トランクルーム」という。）をその営業に使用する倉庫業者（以下「認定トランクルーム業者」という。）は、認定トランクルームを前条第一項の基準に適合するように維持しなければならない。

２　（略）

第７条第１項柱書関係
「要件」に「適合すること」が「確認」されると規定する例

○海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）

（特定警備に従事する者の確認）

第七条　認定船舶所有者は、認定計画に記載された第四条第二項第四号に規定する事業者（以下「特定警備事業者」という。）に当該認定計画に係る特定警備を実施させようとするときは、当該特定警備事業者に雇用されている者であって当該特定警備に従事するものが次に掲げる要件の全てに適合することについて、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の確認を受けなければならない。

一・二　（略）

第７条第１項柱書関係
「次の各号に掲げる○○は、…を求めることができる。」

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）

第六十九条の四　次の各号に掲げる主務大臣は、当該各号に定める規定の運用に関し、特に必要があると認めるときは、外務大臣その他の関係行政機関の長に資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

一　主務大臣　第十六条第一項又は第二十五条第六項

二　財務大臣　第二十一条第一項

三　経済産業大臣　第二十四条第一項、第二十五条第一項から第四項まで、第四十八条又は第五十二条

2　（略）

第７条第１項柱書関係
「○○は、○○を行おうとするときは、○○に対し、…○○を求めることができる。」

○特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）

（認定区域整備計画の実施の状況の評価）

第三十七条　（略）

２　国土交通大臣は、前項の評価を行おうとするときは、認定都道府県等に対し、認定区域整備計画の実施の状況について、報告を求めることができる。この場合において、認定都道府県等は、認定区域整備計画のうち事業基本計画及び事業計画の実施の状況については、認定設置運営事業者等に対し報告を求め、当該報告について意見があるときは、意見を付して、国土交通大臣に報告するものとする。

３～６　（略）

第７条第１項柱書関係
「○○は、…○○省令で定めるところにより、○○に対し、○○について…確認を求めることができる。」

○生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）

（解釈及び適用の確認）

第十条　新技術等実証を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その実施しようとする新技術等実証に係る新技術等関係規定（当該新技術等実証に係る新技術等に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下同じ。）の規定をいう。以下同じ。）の解釈及び当該新技術等実証に対する当該新技術等関係規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。

２　（略）

○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）

（解釈及び適用の確認）

第九条　新事業活動を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下この条及び第十五条において同じ。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。

２～４　（略）

第７条第１項柱書関係
「○○について確認を求める」

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除）

第五条の四　（略）

2～10　（略）

11　第三項及び第八項の申告書の提出があつた場合には、市町村長は、当該市町村の区域を管轄する税務署長に対し、遅滞なく、当該申告書に記載された事項について確認を求めるものとする。

12～14　（略）

○電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律（平成十三年法律第九十五号）

（電子消費者契約に関する民法の特例）

第三条　民法第九十五条第三項の規定は、消費者が行う電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について、その意思表示が同条第一項第一号に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであり、かつ、次のいずれかに該当するときは、適用しない。ただし、当該電子消費者契約の相手方である事業者（その委託を受けた者を含む。以下同じ。）が、当該申込み又はその承諾の意思表示に際して、電磁的方法によりその映像面を介して、その消費者の申込み若しくはその承諾の意思表示を行う意思の有無について確認を求める措置を講じた場合又はその消費者から当該事業者に対して当該措置を講ずる必要がない旨の意思の表明があった場合は、この限りでない。

一・二　（略）

第７条第１項柱書関係
「○○は、…当該各号に定める者…に対し、…を求めることができる。」

○預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

（報告又は資料の提出の請求等）

第二十七条　機構は、次の各号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

一～三　（略）

2～5　（略）

第７条第１項柱書関係
「○○は…○○が…○○に適合することについて…○○〔する〕ことができる」

○古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）

（認定）

第二十一条の五　古物競りあつせん業者は、その業務の実施の方法が、国家公安委員会が定める盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準に適合することについて、公安委員会の認定を受けることができる。

2～4　（略）

第二十一条の六　古物競りあつせん業（日本国内に在る者をあつせんの相手方とするものに限る。）を外国において営む者は、その業務の実施の方法が前条第一項に規定する基準に適合することについて、国家公安委員会規則で定めるところにより、公安委員会の認定を受けることができる。

2　（略）

第７条第１項柱書関係
「大学…の設置者」

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）

（法科大学院設置者による派遣の要請）

第三条　法科大学院設置者（法科大学院を置き若しくは置こうとする大学の設置者又は法科大学院を置く大学を設置しようとする者をいう。以下同じ。）は、当該法科大学院において将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力（各種の専門的な法分野における高度の能力を含む。）を涵養するための教育を実効的に行うため、裁判官又は検察官等を教授、准教授その他の教員（以下「教授等」という。）として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、裁判官については最高裁判所に対し、検察官等については任命権者に対し、その派遣を要請することができる。

○地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）

（特定地域内学部収容定員の抑制等）

第十三条　大学の設置者又は大学を設置しようとする者は、特定地域外の地域における若者の修学及び就業を促進するため、特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により、特定地域内学部収容定員（特定地域内に校舎が所在する大学の学部の学生の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下この条及び附則第三条において同じ。）を増加させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

二・三　（略）

第７条第１項柱書関係
大臣と地方公共団体の長を包括して「○○大臣等」と総称する例

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）

（業務管理体制の整備等）

第五十一条の二　（略）

２　（略）

３　前項の規定により届出をした指定事業者等は、その届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

４・５　（略）

第７条第１項柱書関係

「○○要件」という略称を規定する例

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）

（個体等の登録）

第二十条　国際希少野生動植物種の個体等で商業的目的で繁殖させた個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品であることその他の要件で政令で定めるもの（以下この章において「登録要件」という。）に該当するもの（特定器官等を除く。）の正当な権原に基づく占有者は、その個体等について環境大臣の登録を受けることができる。

2～12

○消費税法（昭和六十三年法律第百八号）

（分割等があつた場合の納税義務の免除の特例）

第十二条　（略）

2　（略）

3　新設分割子法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前々日以前に分割等（新設分割親法人が二以上ある場合のものを除く。次項において同じ。）があつた場合において、当該事業年度の基準期間の末日において当該新設分割子法人が特定要件（新設分割子法人の発行済株式又は出資（その新設分割子法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資が新設分割親法人及び当該新設分割親法人と政令で定める特殊な関係にある者の所有に属する場合その他政令で定める場合であることをいう。次項において同じ。）に該当し、かつ、当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額と当該新設分割親法人の当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額との合計額が千万円を超えるときは、当該新設分割子法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。

4～7　（略）

第７条第１項柱書関係
「教育を実施」

○構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）

（私立学校法の特例）

第二十条　地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性に応じた高等学校又は幼稚園における教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、当該地方公共団体の協力により新たに設立される学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が高等学校又は幼稚園を設置して当該地方公共団体との連携及び協力に基づき当該教育を実施することが、他の方法により当該教育の機会を提供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該教育を実施する高等学校又は幼稚園（以下この条及び別表第十号において「公私協力学校」という。）の設置及び運営を目的とする学校法人（以下この条において「協力学校法人」という。）を設立しようとする者であって第六項の指定を受けたもの（第三項において「指定設立予定者」という。）が、所轄庁（同法第四条に規定する所轄庁をいう。以下この条において同じ。）に対し、同法第三十条第一項の規定による寄附行為の認可を申請した場合においては、所轄庁は、同法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該寄附行為の認可を決定するに当たり、同法第二十五条第一項の要件に該当しているかどうかの審査を行わないものとする。

○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）

附　則

（検討）

第二条　（略）

2・3　（略）

4　政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、地域の特性に応じた多様な教育を実施するに当たり、公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する公立学校をいう。以下この項において同じ。）の教育水準の維持向上及び公共性の確保を図りながら、公立学校の管理を民間に委託することを可能とするため、関係地方公共団体との協議の状況を踏まえつつ、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5　（略）

第７条第１項柱書関係
「実施…〔する〕上で」

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）

（判定業務規程）

第四十八条　（略）

２　（略）

３　国土交通大臣は、第一項の規定による届出のあった判定業務規程が、この節の規定に従って判定の業務を公正かつ適確に実施する上で不適当であり、又は不適当となったと認めるときは、その判定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

○国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）

（請求権の放棄）

第十四条　政府は、自衛隊が協力支援活動又は捜索救助活動（以下この条において「協力支援活動等」という。）を実施するに際して、諸外国の軍隊等の属する外国から、当該諸外国の軍隊等の行う事態対処活動又は協力支援活動等に起因する損害についての請求権を相互に放棄することを求められた場合において、これに応じることが相互の連携を確保しながらそれぞれの活動を円滑に実施する上で必要と認めるときは、事態対処活動に起因する損害についての当該外国及びその要員に対する我が国の請求権を放棄することを約することができる。

第７条第１項柱書関係
「実施し、並びに」

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

（国、地方公共団体等の責務）

第三条　国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

２～６　（略）

○沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）
（役員等の選任の特例）
第七条　（略）
２　学園の理事には、次に掲げる者が含まれるようにしなければならない。
一・二　（略）
三　大学の経営に関して高度な知識及び経験を有する者
３・４　（略）
５　学園の評議員には、次に掲げる者が含まれるようにしなければならない。
一　（略）
二　大学の経営における公正性及び透明性の確保に関して優れた識見を有する者

○日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
（設立の目的）
第一条　日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的とする。
（業務）
第二十三条　事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一～四　（略）
五　私立学校の教育条件及び経営に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、並びに関係者の依頼に応じてその成果の提供その他の指導を行うこと。
六～十　（略）
２～４　（略）

○私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）
（資産）
第二十五条　学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。
２　（略）

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）
第百二十七条　専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次に該当する者でなければ、設置することができない。
一　専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。
二・三　（略）

第７条第１項柱書関係
「○○を○○的に行う上で」

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

（権限の委任）

第四十四条　個人情報保護委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第四十二条の規定による勧告又は命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第四十条第一項の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

２～９　（略）

第７条第１項柱書関係
「継続的かつ安定的に」が経営との関係で用いられている例

○都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）

（事業計画の認定）

第四条　（略）

２　（略）

３　（略）

一～四　（略）

五　申請者が、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

六　（略）

第７条第１項柱書関係

「〇〇〔する〕上で求められる」

〇採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号）

別表（第三条関係）

（略）	（略）	（略）	
皇宮護衛官採用試験	大卒程度の者	一～三　（略） 四　職務を適切に遂行することができる身体の状況にあること及び職務を遂行する上で求められる体力を備えていること。 五　（略）	
	高卒程度の者	一・二　（略） 三　職務を適切に遂行することができる身体の状況にあること及び職務を遂行する上で求められる体力を備えていること。 五　（略）	
（略）	（略）	（略）	

第７条第１項柱書関係

「求められるもの」

〇独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

（定義）

第二条　（略）

２　この法律において「中期目標管理法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中期的な視点に立って執行することが求められるもの（国立研究開発法人が行うものを除く。）を国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

３・４　（略）

第７条第１項柱書関係
「求められる○○として」

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）

（定義）

第三十条の二　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四　（略）

五　標準職務遂行能力　自衛官以外の隊員について、職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として防衛大臣が内閣総理大臣と協議して定めるものをいう。

六・七　（略）

２　（略）

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（定義）

第十五条の二　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四　（略）

五　標準職務遂行能力　職制上の段階の標準的な職（職員の職に限る。以下同じ。）の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。

２・３　（略）

第７条第１項柱書関係
「ものとして○○省令で定める要件」

○森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）

（経営管理権集積計画の取消し）

第八条　市町村は、経営管理権を有する森林の森林所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことができる。

一・二　（略）

三　その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合

（経営管理実施権配分計画の取消し）

第四十条　（略）

２　市町村は、林業経営者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該林業経営者に係る部分を取り消すことができる。

一～五　（略）

六　その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合

第７条第１項柱書関係
「要件…に適合」

○南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）

（南極地域活動計画の確認の基準）

第七条　環境大臣は、申請に係る南極地域活動計画に含まれるすべての南極地域活動が次の要件に該当すると認めるときは、次条及び第九条に規定する手続に従い確認をするものとする。

一・二　（略）

三　当該南極地域活動を構成する行為の全部又は一部が南極特別保護地区への立入りに該当する場合には、当該行為が議定書附属書Ⅴ第六条の指定に係る管理計画に従い南極特別保護地区ごとに環境省令で定める要件に適合すること（当該管理計画が指定されていない南極特別保護地区にあっては、科学的調査のため欠くことができないものであること。）。

四・五　（略）

2　（略）

第７条第１項第１号・第17条第１項関係
「○○及び○○（いずれも…ものに限る。）」

○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）

（学校教育法等の特例）

第十二条の三　（略）

（略）	（略）	（略）	（略）
義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）	第二条第二号	教職員の給与及び報酬等に要する経費	教職員の給与及び報酬等に要する経費並びに都道府県立の中学校及び中等教育学校（いずれも特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）の管理に要する経費（教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

2～10　（略）

11　特定公立国際教育学校等に関する次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第７条第１項第１号関係
「学校教育法第二条第二項に規定する○立学校であるものに限る」

○地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）

（勧告及び命令）

第十四条　文部科学大臣は、大学（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校又は私立学校であるものに限る。以下この項において同じ。）の設置者又は大学を設置しようとする者（以下この条において「公私立大学設置者等」という。）が前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該公私立大学設置者等に対し、その是正のために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

２・３　（略）

第７条第１項第１～６号・第10条第１～４号関係
「○○が設置する○○〔学校〕」

○地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）

（教育研究の特性への配慮）

第六十九条　設立団体は、公立大学法人に係るこの法律の規定に基づく事務を行うに当たっては、公立大学法人が設置する大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

○社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）

（社会教育の講座）

第四十八条　文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する公立学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

２～４　（略）

第７条第１項第２号関係
施設が行政機関に「属する」と規定する例／「属する…行政機関の長」

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）

（特定歴史公文書等の保存等）

第十五条　国立公文書館等の長（国立公文書館等が行政機関の施設である場合にあってはその属する行政機関の長、国立公文書館等が独立行政法人等の施設である場合にあってはその施設を設置した独立行政法人等をいう。以下同じ。）は、特定歴史公文書等について、第二十五条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

第７条第１項第２号関係
「国の行政機関の長」

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）

第三十八条　国の行政機関の長又は地方公共団体の長（次条第五項において「国の行政機関の長等」という。）は、所有者不明土地につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の管理人の選任の請求をすることができる。

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）

（資料の交付の要請等）

第九十条　（略）

２　機構は、その業務を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

第７条第１項第３号関係
「独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）」

○気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）

（研究所による気候変動適応の推進に関する業務）

第十一条　（略）

2　研究所は、国民一人一人が日常生活において得る気候変動影響に関する情報の有用性に留意するとともに、気候変動等に関する調査研究又は技術開発を行う国の機関又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）（第十四条第二項において「調査研究等機関」という。）と連携するよう努めるものとする。

3　（略）

第７条第１項第３号関係
「○○法人の主務大臣（独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）」

○特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成二十八年法律第四十三号）

（特定国立研究開発法人の長の解任に関する特例）

第四条　特定国立研究開発法人の主務大臣（通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。次条において同じ。）は、通則法第二十三条第二項及び第三項に規定する場合のほか、特定国立研究開発法人の長（以下この条において「法人の長」という。）の職務の執行が適当でないため当該特定国立研究開発法人による世界最高水準の研究開発の成果の創出が見込まれない場合であって、その法人の長に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その法人の長を解任することができる。

○国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）

（関係行政機関等の措置）

第四条　（略）

2～6　（略）

7　関係行政機関の長のうち独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の主務大臣（同法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）であるものは、前条第一項の協議に基づき、その所管に係る独立行政法人に対し、その職員に国際緊急援助活動を行わせるよう、要請することができる。

8　（略）

第７条第１項第４号関係
「地方公共団体が設置する○○〔学校〕」

○社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）

（社会教育の講座）

第四十八条　文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する公立学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

2～4　（略）

第７条第１項第５号関係
「公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）」

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（特定教育・保育施設の確認）

第二十一条　第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一～三　（略）

2・3　（略）

第７条第１項第５号・第10条第３号関係
地方公共団体が公立大学法人を「設立する」と規定する例

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第四条　次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一　公立又は私立の大学及び高等専門学校　文部科学大臣

二　市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第百二十条第一項及び第百二十一条において同じ。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校　都道府県の教育委員会

三　私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校　都道府県知事

②～⑤　（略）

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）

第三条　幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除く。）は、その設置する幼稚園又は保育所等が都道府県（当該幼稚園又は保育所等が指定都市所在施設（指定都市の区域内に所在する施設であって、都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する施設以外のものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該指定都市）の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（当該幼稚園又は保育所等が指定都市所在施設である場合にあっては、当該指定都市の長）（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事又は指定都市の長の委任を受けて当該都道府県又は指定都市の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合にあっては、都道府県又は指定都市の教育委員会。以下この章及び第四章において同じ。）の認定を受けることができる。

2～12　（略）

第７条第１項第６号関係
「地方独立行政法人（地方独立行政法人法…第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。…）」

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）

（資料の提出その他の協力）

第八条　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）並びに大会の準備及び運営を行うことを目的とする公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（平成二十六年一月二十四日に一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会という名称で設立された法人をいう。以下「組織委員会」という。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　（略）

第７条第１項第６号関係
「A〔公立大学法人を含むもの〕（…に規定するAをいい、公立大学法人を除く。…）」

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）

（地方公務員の職員数の純減）

第五十五条　（略）

2～4　（略）

5　地方公共団体は、公立の大学及び地方公営企業について、組織形態の在り方を見直し、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項において同じ。）又は一般地方独立行政法人（同法第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。）その他の法人への移行を推進するものとする。

第７条第１項第６号・第10条第４号関係
地方公共団体が地方独立行政法人を「設立する」と規定する例

○地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）

（定義）

第二条　この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

第７条第１項第７号関係
専修学校を「所管」すると規定する例

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第四十四条　私立の小学校は、都道府県知事の所管に属する。

第百三十三条　第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条及び第四十二条から第四十四条までの規定は専修学校に、第百五条の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。この場合において、第十条中「大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、同項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

第７条第１項第７号関係
「○○を所管するＸ〔地方公共団体の長〕」

○教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）

（定義）

第二条　（略）

２　（略）

３　この法律において「所轄庁」とは、大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。以下同じ。）又は公立学校（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下単に「公立大学法人」という。）を含む。）が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校（第一条学校に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつては都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園の教員にあつては、当該指定都市等の長）をいう。

４・５　（略）

第７条第１項第７号関係
「前各号に掲げるものを除く。」

○会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）

（共益債権となる請求権）

第百二十七条　次に掲げる請求権は、共益債権とする。

一　更生債権者等及び株主の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権

二　更生手続開始後の更生会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分に関する費用の請求権

三　更生計画の遂行に関する費用の請求権（更生手続終了後に生じたものを除く。）

四　第八十一条第一項（第三十四条第一項、第三十八条、第八十一条第五項及び前条において準用する場合を含む。）、第百十七条第四項（同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）、第百二十三条第五項、第百二十四条第一項及び第百六十二条の規定により支払うべき費用、報酬及び報償金の請求権

五　更生会社の業務及び財産に関し管財人又は更生会社（第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復した場合に限る。）が権限に基づいてした資金の借入れその他の行為によって生じた請求権

六　事務管理又は不当利得により更生手続開始後に更生会社に対して生じた請求権

七　更生会社のために支出すべきやむを得ない費用の請求権で、更生手続開始後に生じたもの（前各号に掲げるものを除く。）

第７条第１項第７号関係
各号が上段と下段に分けて規定されており、その最後の号において規定する内容から前各号に規定する内容を除く例

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

（電波利用料の徴収等）

第百三条の二　（略）

2～13　（略）

14　第一項、第二項及び第五項から第十二項までの規定は、第二十七条第一項の規定により免許を受けた無線局の免許人又は前条第二項に規定する無線局（次の各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局（以下この項において「国の機関等が開設する無線局」という。）を除く。）若しくは国の機関等が開設する無線局その他これらに類するものとして政令で定める無線局の免許人等（当該無線局が特定免許等不要局であるときは、当該特定免許等不要局を開設した者）には、当該無線局に関しては適用しない。

一　警察庁　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二条第一項に規定する責務を遂行するために行う事務

二　消防庁又は地方公共団体　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第一条に規定する任務を遂行するために行う事務

三　法務省　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第二百十九号）第六十一条の二の二第二項に規定する事務

四　法務省　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第三条に規定する刑事施設、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条に規定する少年院、少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三条に規定する少年鑑別所及び婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第一条第一項に規定する婦人補導院の管理運営に関する事務

五　公安調査庁　公安調査庁設置法（昭和二十七年法律第二百四十一号）第四条に規定する事務

六　厚生労働省　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第五項に規定する職務を遂行するために行う事務

七　国土交通省　航空法第九十六条第一項の規定による指示に関する事務

八　気象庁　気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第二十三条に規定する警報に関する事務

九　海上保安庁　海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二条第一項に規定する任務を遂行するために行う事務

十　防衛省　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三条に規定する任務を遂行するために行う事務

十一　国の機関、地方公共団体又は水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二条第二項に規定する水防管理団体　水防事務（第二号に定めるものを除く。）

十二　国の機関　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三条第一項に規定する責務を遂行するために行う事務（前各号に定めるものを除く。）

14～45　（略）

第７条第２項関係
「〇〇〔文部科学大臣を含むもの〕は、〇〇をしたときは…その旨を…公表しなければならない。」

〇国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）

（指定国立大学法人の指定）

第三十四条の四　（略）

２　（略）

３　文部科学大臣は、指定をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

第７条第２項関係
「〇〇は、〇〇をしたときは…遅滞なく…その旨を、…〇〇の方法により…公表しなければならない。」

〇労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）

第八条　（略）

②　（略）

③　内閣総理大臣は、前項の規定によって公益事業の指定をしたときは、遅滞なくその旨を、官報に告示するの外、新聞、ラヂオ等適宜の方法により、公表しなければならない。

第７条第２項関係

「○○は、○○をしたときは、遅滞なく、その旨を…○○しなければならない。」

○地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）

（計画の認定）

第五条　（略）

2～7　（略）

8　内閣総理大臣は、第六項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。

○特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）

（認定設置運営事業者等に対する指示等）

第三十条　（略）

2・3　（略）

4　国土交通大臣は、第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

○住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）

（登録簿への記載等）

第二十四条　（略）

2　国土交通大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者及び都道府県知事に通知しなければならない。

第７条第２項関係

「○○は…○○を、…インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。」

○農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）

（農林中央金庫が会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業に係る契約を締結する場合の基準の作成等）

第九十五条の五の六　農林中央金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たって特定信用事業電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、当該基準及び同項の会員農水産業協同組合等の名称その他主務省令で定める事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2　（略）

3　前条第一項の会員農水産業協同組合等は、農業協同組合法第九十二条の五の四第一項又は水産業協同組合法第百二十一条の五の四第一項の基準に代えて、前条第一項の同意をしている旨その他の主務省令で定める事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4　（略）

第７条第２項関係

「確認…をしたとき」

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（公示）

第四十一条　市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定教育・保育施設の設置者の名称、当該特定教育・保育施設の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一　第二十七条第一項の確認をしたとき。

二・三　（略）

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）

（主務大臣等以外の者による防除）

第十八条　（略）

2　（略）

3　主務大臣は、第一項の確認をしたとき又は前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第二十条第二項又は第四項の規定によりこれらを取り消したときも、同様とする。

第８条見出し関係

Ａに対し、Ｘすることを義務付ける規定の見出しとして「ＡによるＸ」と規定する例

○畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）

（指定事業者による集送乳調整金の交付）

第十六条　機構から集送乳調整金の交付を受けた指定事業者は、その交付を受けた集送乳調整金を、業務規程で定めるところにより、集送乳調整金として、当該指定事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し交付しなければならない。

2　前項の規定により集送乳調整金の交付を受けた者（生乳の生産者を除く。）は、その交付を受けた集送乳調整金を、農林水産省令で定めるところにより、集送乳調整金として、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し交付しなければならない。この項の規定による集送乳調整金の交付を受けた者（生乳の生産者を除く。）についても、同様とする。

第８条第１項関係
「○○〔指定、認定、確認等を受けた者〕は、○○を行うものとする。」

○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）

（設備導入促進法人の指定）

第六十一条　経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、先端設備等の導入の促進のための事業を行うことを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であって、次項に規定する業務（以下「設備導入促進業務」という。）に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められるものを、その申請により、設備導入促進法人として指定することができる。

一～四　（略）

2　設備導入促進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　リース保険契約の引受けを行うこと。

二　先端設備等をリース契約により使用させる事業を行う者に対する情報の提供、助言、指導その他の援助を行うこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3　（略）

○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

（保険医療機関等の診療報酬）

第七十条　（略）

2～4　（略）

5　前項の規定による委託を受けた国保連合会は、当該委託を受けた審査に関する事務のうち厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係るものを、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）に委託することができる。

6・7　（略）

第百十七条　指定法人は、政令で定めるところにより、著しく高額な医療に関する給付の発生が後期高齢者医療の財政に与える影響を緩和するため、後期高齢者医療広域連合に対して被保険者に係る著しく高額な医療に関する給付に係る交付金を交付する事業（以下「特別高額医療費共同事業」という。）を行うものとする。

第８条第１項関係
「○○〔学校〕の設置者は、○○を行うものとする。」

○学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）
（職員の健康診断）
第十五条　（略）
2　学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

第８条第１項関係
「○○〔学校〕に在学する」

○独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）
（学資の貸与）
第十四条　（略）
2　（略）
3　第二種学資貸与金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であって経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。
4～6　（略）

○構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）
（学校教育法の特例）
第十二条　（略）
2～6　（略）
7　認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあっせんその他の必要な措置を講じなければならない。
8～13　（略）

第８条第１項関係

「文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと」

○独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）

（学資の支給）

第十七条の二　第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。

２・３　（略）

第８条第１項関係

「…と認められるものを…として認定」

○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）

（認定支援機関）

第百二十七条　経済産業大臣は、支援指針に基づき、経済産業省令で定めるところにより、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所又は中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第七条第一項に規定する指定法人であって、都道府県の区域の全部又は一部の地域において次項に規定する業務（以下「中小企業再生支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、中小企業再生支援業務を行う者として認定することができる。

○中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）

（認定経営革新等支援機関）

第二十一条　主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次項に規定する業務（以下「経営革新等支援業務」という。）を行う者であって、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、経営革新等支援業務を行う者として認定することができる。

第８条第１項関係
「減免を行う」

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（国民健康保険税）

第七百三条の四　（略）

2　（略）

3　国民健康保険税の標準基礎課税総額（次条に規定する基準に従いこの条の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合には、その減額することとなる額を含む。次項及び第五項において「標準基礎課税総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額とする。ただし、第七百十七条の規定による国民健康保険税の減免を行う場合には、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額とすることができる。

一～三　（略）

4～28　（略）

第８条第２項関係
「○○の規定により○○が行う○○。」

○農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）

（資金の貸付け）

第二十五条　（略）

2　（略）

3　第一項の規定により公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）

第８条第２項関係
「○○の額は、○○の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。」

○独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）
（学資の支給）
第十七条の二　（略）
２　学資支給金の額は、学校等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。
３　（略）

第８条第３項関係
「…に定めるもののほか、…に関し必要な事項は、政令で定める。」

○独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）
（学資の支給）
第十七条の二　（略）
２　（略）
３　前二項に定めるもののほか、学資支給金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第９条見出し関係

見出しで「○○しなくなった場合」と規定する例

○行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）

（行政庁が裁決をする権限を有しなくなった場合の措置）

第十四条　行政庁が審査請求がされた後法令の改廃により当該審査請求につき裁決をする権限を有しなくなったときは、当該行政庁は、第十九条に規定する審査請求書又は第二十一条第二項に規定する審査請求録取書及び関係書類その他の物件を新たに当該審査請求につき裁決をすることとなった行政庁に引き継がなければならない。この場合において、その引継ぎを受けた行政庁は、速やかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。

第９条見出し関係

「Ａなったときは…届け出なければならない。」と規定している条文の見出しに「Ａなった場合の届出」と規定する例

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）

（技能実習を行わせることが困難となった場合の届出等）

第十九条　企業単独型実習実施者は、企業単独型技能実習を行わせることが困難となったときは、遅滞なく、企業単独型技能実習を行わせることが困難となった企業単独型技能実習生の氏名、その企業単独型技能実習の継続のための措置その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

２・３　（略）

第９条見出し関係

届出すべき場合が複数規定され、かつ当該届出を受けた行政庁に一定の義務が生じる規定の見出しに「…場合等の届出」と規定し、「…場合等の届出等」と規定しない例

○政党助成法（平成六年法律第五号）

（政党が解散した場合等の届出）

第二十一条　政党（その年分について第五条第一項又は第六条第一項の届出をしたもの、第十五条第一項の政党に該当するもの及び第十六条第一項の支部をその支部とするものに限る。）が、解散し、若しくは目的の変更その他により政治団体でなくなり、又は第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった場合は、当該政党の代表者であった者は、その日の翌日から起算して十五日以内（総選挙又は通常選挙が行われた場合において、総務省令で定める特別の事情があるときは、総務省令で定める期間内）に、その旨及び年月日並びに基因となった事実を届け出なければならない。

２　前項の規定による届出があったときは、総務大臣は、その旨を告示しなければならない。

第９条第１項柱書関係

「次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、…その旨を○○に届け出なければならない。」

○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）

（解散の届出等）

第二十一条　適格消費者団体が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　破産手続開始の決定により解散した場合　破産管財人

二　合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合　清算人

三　差止請求関係業務を廃止した場合　法人の代表者

２　（略）

第９条第１項柱書関係
「○○省令で定めるところにより、その旨を○○に届け出なければならない。」

○難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

（変更の届出）

第十九条　指定医療機関は、当該指定医療機関の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第９条第１項柱書・第２号関係
「当該○○に係る確認」

○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百二十一号）

（特例納付保険料の納付等）

第二条　（略）

2～8　（略）

9　国は、毎年度、厚生労働大臣が特例対象者に係る確認等を行った場合（特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでないと認められる場合において当該特例対象者に係る確認等を行ったときを除く。）であって次条（同条第一号ロ又は第二号ロに係る部分を除く。第一号において同じ。）の規定による公表を行ったときにおいて、その後に次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額の総額を負担する。

一・二　（略）

10～13　（略）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）

（船級協会の放出量確認等）

第十九条の十五　（略）

2　前項の規定による登録を受けた者（次項において「船級協会」という。）が原動機からの窒素酸化物の放出量が第十九条の三の放出基準に適合するものであることについて確認をし、原動機取扱手引書の承認を行い、及び国際大気汚染防止原動機証書に相当する書面を交付したときは、当該原動機に係る確認、承認された原動機取扱手引書及び交付された書面は、それぞれ国土交通大臣が行った放出量確認、承認をした原動機取扱手引書及び交付した国際大気汚染防止原動機証書とみなす。

3　（略）

第９条第１項第１号・第３号関係
要件に適合しなくなった場合と、住所等の技術的な変更を、各号に届出事由として規定している例

○海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）

（変更の届出）

第八条　認定船舶所有者は、前条の確認を受けた特定警備従事者（以下「確認特定警備従事者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一　前条第一号の国土交通省令で定める基準に適合しなくなったとき。

二・三　（略）

四　その他国土交通省令で定めるとき。

※海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則（平成二十五年国土交通省令第九十二号）

（確認特定警備従事者に係る変更の届出事由）

第十五条　法第八条第四号の国土交通省令で定めるときは、確認特定警備従事者の国籍、住所、氏名、性別又は旅券の番号について変更が生じたときとする。

第９条第１項第１号関係
「要件に適合しなくなったとき。」

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）

（登録の取消し）

第十七条　主務大臣は、登録再生利用事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条第一項の登録を取り消すことができる。

一　（略）

二　第十一条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。

三・四　（略）

2　（略）

第９条第１項第２号関係
確認、指定等を辞退しようとするときに行政庁への届出を義務付ける例

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）

（感染症指定医療機関）

第三十八条　（略）

2～7　（略）

8　感染症指定医療機関は、その指定を辞退しようとするときは、辞退の日の一年前（結核指定医療機関にあっては、三十日前）までに、特定感染症指定医療機関については厚生労働大臣に、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関については都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

9　（略）

第９条第１項第２号関係
「○○〔確認、指定等〕を辞退しようとするとき」

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）

（感染症指定医療機関）

第三十八条　（略）

2～7　（略）

8　感染症指定医療機関は、その指定を辞退しようとするときは、辞退の日の一年前（結核指定医療機関にあっては、三十日前）までに、特定感染症指定医療機関については厚生労働大臣に、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関については都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

9　（略）

第９条第１項第３号関係

届出事由として「○○その他の○○省令〔府令〕で定める事項に変更があったとき」を規定する例

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（変更の届出等）

第三十五条　特定教育・保育施設の設置者は、設置者の住所その他の内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

２　（略）

第９条第１項第３号関係

届出事由として「○○の名称及び所在地…に変更があったとき」を規定する例

○難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

（変更の届出）

第十九条　指定医療機関は、当該指定医療機関の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第９条第１項第３号関係
「○○〔学校等の施設〕の名称及び所在地」

○津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）
（市町村地域防災計画に定めるべき事項等）
第五十四条　市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。以下同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
一～三　（略）
四　警戒区域内に、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。第七十一条第一項第一号において同じ。）又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
五　（略）
2　（略）

第９条第２項関係
指定、認定、確認等に関する公表の規定を、当該指定、認定、確認等に係る事項の変更についての届出に準用する例

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）
（再生可能エネルギー発電事業計画の認定）
第九条　（略）
2～4　（略）
5　経済産業大臣は、第三項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る再生可能エネルギー発電事業計画に記載された事項のうち経済産業省令で定めるものを公表するものとする。
6　（略）
（再生可能エネルギー発電事業計画の変更等）
第十条　（略）
2　（略）
3　認定事業者は、前条第二項第一号、第二号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
4　（略）
5　前条第五項の規定は、第三項の規定による届出について準用する。

第９条第２項関係
「○○があったときについて準用する。」

○小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）

（国籍証明書等）

第二十五条　（略）

２・３　（略）

４　第二項の規定は、前項第一号の検認の申請があったときについて準用する。

○民事訴訟法（平成八年法律第百九号）

（電子情報処理組織による督促手続における所定の方式の書面による支払督促の申立て）

第四百二条　（略）

２　第三百九十八条の規定は、前項に規定する方式により記載された書面をもってされた支払督促の申立てに係る督促手続における支払督促に対し適法な督促異議の申立てがあったときについて準用する。

第10条見出し・柱書関係
見出しに「…費用の支弁」と規定し、条文で「要する費用は、…が支弁する」と規定する例

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

（新型インフルエンザ等緊急事態措置等に要する費用の支弁）

第六十五条　法令に特別の定めがある場合を除き、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有する者が支弁する。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）

（国民の保護のための措置等に要する費用の支弁）

第百六十四条　法令に特別の定めがある場合を除き、国民の保護のための措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有する者が支弁する。

第10条柱書関係
「次の各号に掲げる○○に要する費用は、それぞれ当該各号に定める者が○○する」

○平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）
（子ども手当の支給に要する費用の負担）
第十七条　（略）
2　次の各号に掲げる子ども手当の支給に要する費用は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める者が負担する。
一　各省各庁の長又はその委任を受けた者が前条第一項の規定によって読み替えられる第六条の認定（以下この項において単に「認定」という。）をした国家公務員に対する子ども手当の支給に要する費用　国
二　都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用　当該都道府県
三　市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用　当該市町村
3　（略）

第10条第5号関係
「都道府県知事の統轄する都道府県」

○河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）
（負担金の納付又は支出）
第六十四条　（略）
2　都道府県知事が行なう河川の管理に要する費用のうち、第六十条第二項後段若しくは第六十二条の規定により国が負担すべき費用又は前条第三項の規定により利益を受ける都府県が負担すべき費用は、政令で定めるところにより、当該都道府県知事の統轄する都道府県に対して支出しなければならない。

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
（主たる事務所又は事業所を移転した場合の承認の申請等）
第七百五十二条　第七百四十八条の承認を受けている者（同条の表第二号の上欄に掲げる者を除く。第五項において同じ。）は、当該承認を受けた事務所所在地等の道府県知事の統轄する道府県以外の道府県の区域にその主たる事務所又は事業所（以下この条において「事務所等」という。）を移転した場合において、当該電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿についてその事務所等を移転した後も引き続き同条の規定により当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとするときは、総務省令で定めるところにより、その事務所等を移転した日から三月を経過する日までに当該地方税関係帳簿の種類その他総務省令で定める事項を記載した申請書をその事務所等を移転した後の事務所所在地等の道府県知事に提出し、同条の承認を求めなければならない。

第11条見出し関係
「国の負担」

○健康増進法（平成十四年法律第百三号）

（国の負担）

第十三条　国は、国民健康・栄養調査に要する費用を負担する。

○特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）

（国の負担）

第四条　国は、第二条第一項の規定により都道府県が支弁する経費の二分の一を負担する。

（国及び都道府県の行う就学奨励）

第二条　都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人の設置する特別支援学校若しくは私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの（付添人の付添いに要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならない。

一　教科用図書の購入費

二　学校給食費

三　通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添いに要する交通費

四　学校附設の寄宿舎居住に伴う経費

五　修学旅行費

六　学用品の購入費

2～4　（略）

第11条関係
「国は、○○により都道府県が支弁する○○〔費用〕の二分の一を負担する。」

○特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）

（国の負担）

第四条　国は、第二条第一項の規定により都道府県が支弁する経費の二分の一を負担する。

第11条関係
「国は、政令で定めるところにより、○○の規定により○○が支弁する…費用…の…○分の○を負担する…。」

○難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

（国の負担及び補助）

第二十一条　国は、政令で定めるところにより、前条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、同条第一号に掲げる費用の百分の五十を負担する。

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（市町村に対する交付金の交付等）

第六十八条　国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、施設型給付費等負担対象額から拠出金充当額を控除した額の二分の一を負担するものとし、市町村に対し、国が負担する額及び拠出金充当額を合算した額を交付する。

2　（略）

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）

（国の負担等）

第四十三条　（略）

2　国は、政令で定めるところにより、前条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち、介護手当の支給に要する費用についてはその十分の八を、介護手当に係る事務の処理に要する費用についてはその二分の一を負担する。

第11条関係
「前条〔項〕（第○号に係る部分に限る。）」

○特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）

（認可の失効）

第六十三条　（略）

2　前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により認可が失効したときは、当該認可に係る認可主要株主等であった者は、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

（認可の失効）

第百四十条　（略）

2　前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により認可が失効したときは、当該認可に係る認可施設土地権利者であった者は、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

第11条関係
「（○○〔何らかの規定〕に係る部分に限る。）の規定により○○が○○〔交付、支弁等〕する○○」

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十八条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十五条第三号、第五号、第十号（非化石エネルギー法第十一条第一号に係る部分に限る。）及び第十二号（福祉用具法第七条第一号に係る部分に限る。）の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の事業年度」と読み替えるものとする。

○国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十九条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下この条において「補助金等適正化法」という。）の規定（罰則を含む。）は、第十四条第一項第十号並びに同条第二項第三号（通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律第四条第一号に係る部分に限る。）、第四号（通信・放送開発法第六条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第五号（障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。）の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、補助金等適正化法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構の理事長」と、補助金等適正化法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構」と、補助金等適正化法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構の事業年度」と読み替えるものとする。

第12条見出し関係
条見出しで「認定の取消し等」とする例

○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）

（認定の取消し等）

第十五条　主務大臣は、認定匿名加工医療情報作成事業者（国内に主たる事務所を有しない法人であって、外国において医療情報等又は匿名加工医療情報を取り扱う者（以下「外国取扱者」という。）を除く。次項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の認定を取り消すことができる。

一　偽りその他不正の手段により第八条第一項若しくは第九条第一項の認定又は第十条第四項から第六項までの認可を受けたとき。

二　第八条第三項各号のいずれかに掲げる基準に適合しなくなったとき。

三　第九条第一項の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

四　第二十六条第一項の規定に違反して医療情報を提供したとき。

五　第三十七条第一項の規定による命令に違反したとき。

2　認定匿名加工医療情報作成事業者が前項の規定により第八条第一項の認定を取り消されたときは、遅滞なく、当該認定事業に関し管理する医療情報等及び匿名加工医療情報を消去しなければならない。

3　主務大臣は、第一項の規定により第八条第一項の認定を取り消そうとするときは、あらかじめ、個人情報保護委員会に協議しなければならない。

4　主務大臣は、第一項の規定により第八条第一項の認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第12条第1項柱書関係
「…は、…が次の各号のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、」

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）

（指定の取消し）

第七条　国家公安委員会は、指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、有効期間内であっても、その指定を取り消さなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

第12条第1項柱書関係
「○○で定めるところにより…と認めるときは…ことができる。」

○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）

（補助金）

第三十四条　政府は、政令で定めるところにより、特定の許可医薬品等の副作用又は特定の許可生物由来製品等を介した感染等による健康被害の救済を円滑に行うため特に必要があると認めるときは、機構に対し、副作用救済給付又は感染救済給付に要する費用の一部を補助することができる。

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）

（住居手当の支給額）

第十二条　（略）

2　（略）

3　前項第二号に該当する在外職員が外務省設置法第九条第四項に規定する指定を解除された場合において、外務省令で定めるところによりやむを得ない事情があると認めるときは、外務省令で定める期間に限り、当該指定を解除された在外職員に対し、前項第二号の額を限度として住居手当を支給することができる。

4　（略）

第12条第1項柱書関係
「偽りその他不正の手段により○○を受けた…ときは、…を取り消すことができる。」

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律
（平成二十年法律第三十三号）
（経済産業大臣の確認）
第七条　（略）
2・3　（略）
4　経済産業大臣は、第一項の確認を受けた者について、偽りその他不正の手段によりその確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

第12条第1項柱書関係
「○○〔し〕た又は○○〔し〕たと認めるときは」

○酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）
（保存酒の変換等）
第四十四条　国税庁長官、国税局長又は税務署長は、法第三十一条第一項の規定により担保の提供に代え保存を命じた酒類が担保として不適当となつた又は担保としての価額が不足することとなつたと認めるときは、当該酒類の保存を命ぜられた者に対し、期限を定めて、保存すべき酒類の変換又は追加を命ずることができる。
2　（略）

第12条第1項柱書関係

「減免」を「受けた」と規定する例

○商等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）

（就学支援金の額）

第五条　就学支援金は、前条の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）がその初日において当該認定に係る高等学校等（以下「支給対象高等学校等」という。）に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額（授業料の額が年額その他月額以外の方法により定められている場合にあっては、授業料の月額に相当するものとして文部科学省令で定めるところにより算定した額をいい、受給権者が授業料の減免を受けた場合にあっては、文部科学省令で定めるところにより当該授業料の月額から当該減免に係る額を控除した額をいう。）に相当する額（その額が支給対象高等学校等の設置者、種類及び課程の区分に応じて政令で定める額（以下この項において「支給限度額」という。）を超える場合にあっては、支給限度額）とする。

第12条第1項柱書関係

「…者に係る認定」

○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）

（準用）

第二十九条　第八条第二項（第二号及び第三号を除く。）、第三項（第二号を除く。）、第四項及び第五項の規定は前条の認定について、第九条から第十四条まで、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第二十二条まで、第二十四条、第二十六条並びに第二十七条の規定は認定医療情報等取扱受託事業者について、第十五条及び第十六条の規定は認定医療情報等取扱受託事業者に係る認定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）

（認定の取消し）

第二十五条の十　（略）

2　経済産業大臣及び都道府県知事は、その認定を受けた認定液化石油ガス販売事業者が第二十五条の七の報告をしない場合であつて、経済産業大臣又は都道府県知事がその認定液化石油ガス販売事業者に対し十日以上の相当な期間を定めて報告すべきことを催告し、当該認定液化石油ガス販売事業者がその期間内に報告をしないときは、当該認定液化石油ガス販売事業者に係る認定を取り消すことができる。

第12条第1項第1号関係
「学業成績が著しく不良になったと認められるとき」

○独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）

（学資支給金の返還）

第十七条の三　機構は、学資支給金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、文部科学省令で定めるところにより、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

一　学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

二　（略）

第12条第1項第2号関係
「学生等たるにふさわしくない行為があったと認められるとき」

○独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）

（学資支給金の返還）

第十七条の三　機構は、学資支給金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、文部科学省令で定めるところにより、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

一　（略）

二　学生等たるにふさわしくない行為があったと認められるとき。

第12条第2項関係
「…ときは、○○省令で定めるところにより、その旨を○○に届け出なければならない」

○難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

（変更の届出）

第十九条　指定医療機関は、当該指定医療機関の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第12条第2項関係
「ときは、…その旨を当該○○を行った○○に届け出なければならない」

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（業務管理体制の整備等）

第五十五条　（略）

2　（略）

3　前項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、その届け出た事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った同項各号に定める者（以下この節において「市町村長等」という。）に届け出なければならない。

4・5　（略）

第12条第3項関係
「…は、前項の規定による届出があった場合において、…ときは、…○○することができる。」

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）

（建築物の建築に関する届出等）

第十九条　（略）

2　所管行政庁は、前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その届出を受理した日から二十一日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

3　（略）

第12条第3項関係
「認定を取り消した○○に対し」

○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）

（租税条約に基づく認定）

第六条の二　（略）

2～9　（略）

10　国税庁長官は、第八項の規定により租税条約に基づく認定を取り消した場合には、当該租税条約に基づく認定を取り消した者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

11・12　（略）

第12条第3項関係

指定・確認等を受けたXの略称としてX´を規定しつつ、指定・確認等を取り消された者について「○○を取り消されたX」と規定し、「○○を取り消されたX´」と規定しない例

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

第七条　（略）

2・3　（略）

4　この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（認定こども園法第三条第一項又は第二項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。

5～9　（略）

（施設型給付費の支給）

第二十七条　市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

2～8　（略）

（確認の取消し等）

第四十条　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～十　（略）

2　前項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第二十一条第一項の申請をすることができない。

第12条第3項関係
「を取り消された者に対する」

○出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）

（退去強制に関する経過措置）

第三条　施行日前に旧法第二十二条の四第一項（第三号に係るものに限る。以下この項において同じ。）の規定により在留資格を取り消された者及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第二十二条の四第一項の規定により在留資格を取り消された者に対する退去強制については、なお従前の例による。

2　（略）

○法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）
（遺言書情報証明書の交付等）
第九条　（略）
2～4　（略）
5　遺言書保管官は、第一項の請求により遺言書情報証明書を交付し又は第三項の請求により関係遺言書の閲覧をさせたときは、法務省令で定めるところにより、速やかに、当該関係遺言書を保管している旨を遺言者の相続人並びに当該関係遺言書に係る第四条第四項第三号イ及びロに掲げる者に通知するものとする。ただし、それらの者が既にこれを知っているときは、この限りでない。

○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）
（手続を受け継ぐべき特定適格消費者団体の指定等）
第八十七条　被害回復裁判手続（第二条第九号ロに規定する民事執行の手続を除く。）の当事者である特定適格消費者団体に係る特定認定が、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、若しくは前条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効し、若しくは既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、当該被害回復裁判手続を受け継ぐべき特定適格消費者団体として他の特定適格消費者団体を指定するものとする。ただし、共通義務確認訴訟又は簡易確定手続（特定適格消費者団体であった法人が債権届出をした場合を除く。）において、他に当事者である特定適格消費者団体があるときは、この限りでない。
2～9　（略）

○信託法（平成十八年法律第百八号）
（清算中の信託財産についての破産手続の開始）
第百七十九条　（略）
2　信託財産についての破産手続開始の決定がされた場合において、清算受託者が既に信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者に支払ったものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

第12条第3項関係
「国税徴収の例により、○○から…○○に相当する金額…を徴収することができる。」

○独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）

（不正利得の徴収）

第十七条の四　機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2　（略）

第12条第4項関係
徴収に関する規定であって、「…の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。」と規定する例　※前項において「徴収金」を規定していない場合

○平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）

（不正利得の徴収）

第十三条　偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）

（不正利得の徴収）

第二十一条　偽りその他不正の手段により特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受けた者があるときは、支払基金は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第13条見出し関係

報告徴収等を定める規定の見出しを「報告等」としている例

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（報告等）

第十三条　市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他の世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2　前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告等）

第三十八条　市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定教育・保育施設又は特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定教育・保育施設の職員であった者（以下この項において「特定教育・保育施設の設置者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の職員若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者の事務所その他特定教育・保育施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

○生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）

（報告等）

第二十一条　都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる。

3　第一項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第13条関係

1つの条に2種類の報告徴収等に関する項を設け、同じ条に①身分を示す証明書の携帯並びに提示の義務と②報告徴収等の権限が犯罪捜査のために認められたものと解釈することの禁止を規定する例

○介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

（帳簿書類の提示等）

第二十四条　厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等（居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。次項及び第二百八条において同じ。）に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

3　前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）

（報告徴収及び立入検査等）

第四十一条　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第三十七条第四項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第一号から第五号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が国内希少野生動植物種の保存に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3　前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第13条第1項関係
「○○は、○○に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、X…若しくは○○〔Xと一定の関係性がある者〕…これらの者であった者に対し、…報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に…質問させることができる。」

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（報告等）

第十三条　市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2・3　（略）

（内閣総理大臣又は都道府県知事の教育・保育に関する調査等）

第十五条　内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、子どものための教育・保育給付に係る小学校就学前子ども若しくは小学校就学前子どもの保護者又はこれらの者であった者に対し、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2・3　（略）

第13条第1項関係
「A若しくはB若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ…ることができる。」

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

第十四条　市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　（略）

第13条第1項関係

「報告若しくは○○その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。」

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）
（内閣総理大臣又は都道府県知事の教育・保育に関する調査等）
第十五条　（略）
2　内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、教育・保育を行った者若しくはこれを使用した者に対し、その行った教育・保育に関し、報告若しくは当該教育・保育の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。
3　（略）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）
（厚生労働大臣又は都道府県知事の自立支援給付対象サービス等に関する調査等）
第十一条　（略）
2　厚生労働大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、報告若しくは当該自立支援給付対象サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。
3　（略）

第13条第1項関係

報告徴収等の対象者を制度の対象者としている例

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）
（報告等）
第十八条　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、受給権者、その保護者等若しくは支給対象高等学校等の設置者（国及び都道府県を除く。）若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
2・3　（略）

第13条第1項関係
「生計を維持する者」

○特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九法律第百三十四号）

（支給要件）

第三条　（略）

2　前項の場合において、当該障害児を父及び母が監護するときは、当該父又は母のうち、主として当該障害児の生計を維持する者（当該父及び母がいずれも当該障害児の生計を維持しないものであるときは、当該父又は母のうち、主として当該障害児を介護する者）に支給するものとする。

3～5　（略）

○児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）

（支給要件）

第四条　児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

一・二　（略）

三　父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの

四　（略）

2～4　（略）

○国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二　（略）

三　宿舎　職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため国が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設（共同浴場、簡易な児童遊園その他政令で定める共同施設を含む。）をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。

四・五　（略）

第13条第1～3項関係

報告徴収等に関する規定で①報告徴収等の対象者②身分を示す証明書の提示の請求権者の双方において「関係者」と規定する例

○職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）

（報告及び立入検査）

第五十条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関する限度において、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者、労働者供給を受ける者、特定地方公共団体、特定独立行政法人、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者、労働者供給を受ける者、特定地方公共団体又は特定独立行政法人から職業紹介、労働者の募集、労働者供給又は職業指導の業務に関し報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　（略）

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）

（報告徴収等）

第十三条　主務大臣は、この章（次節を除く。）の規定を施行するために必要な限度において、実習実施者若しくは実習実施者であった者（以下この項及び次条第一項において「実習実施者等」という。）、監理団体若しくは監理団体であった者（以下この項、次条第一項及び第三十五条第一項において「監理団体等」という。）若しくは実習実施者等若しくは監理団体等の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項及び次条第一項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは実習実施者等若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に関係者に対して質問させ、若しくは実習実施者等若しくは監理団体等に係る事業所その他技能実習に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　（略）

第13条第2項関係
「○○は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、…に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、…出頭を求め、又は当該…職員に関係者に対して質問させ、若しくは…○○の設置者の事務所…に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（報告等）

第三十八条　市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定教育・保育施設又は特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定教育・保育施設の職員であった者（以下この項において「特定教育・保育施設の設置者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の職員若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者の事務所その他特定教育・保育施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　（略）

第13条第2項関係
「○○〔制度の対象となる学校〕の設置者（国及び○○〔地方公共団体〕を除く。…）若しくはその○○〔又は・若しくは〕これらの者であった者に対し、」

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）

（報告等）

第十八条　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、受給権者、その保護者等若しくは支給対象高等学校等の設置者（国及び都道府県を除く。）若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2・3　（略）

第13条第2項関係
「○○（国及び地方公共団体を除く。…）」

○更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）

（その他の事業者に対する監督）

第五十七条の二　認可事業者及び届出事業者以外の者（国及び地方公共団体を除く。）であって更生保護事業を営むもの（本条において「その他の事業者」という。）が、その事業に関し不当に営利を図り、又は被保護者の処遇につき不当な行為をしたときは、法務大臣は、その者に対し、一年以内の期間を定めて、更生保護事業を営むことを制限し、又はその停止を命ずることができる。

2・3　（略）

○測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第五十一条の十二　登録養成施設設置者（国及び地方公共団体を除く。次項において同じ。）は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。同項及び第六十五条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2　（略）

第13条第2項関係

「役職員」を定義せずに規定している例

○更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）

（褒彰）

第六十一条　法務大臣は、成績の特に優秀な認可事業者若しくは届出事業者又はその役職員を表彰し、その業績を一般に周知させることに意を用いなければならない。

○公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）

（職員の派遣）

第二条　任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第三項において「公益的法人等」という。）との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

一～四　（略）

2～4　（略）

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）

（傍受令状の発付）

第五条　（略）

2・3　（略）

4　裁判官は、前項の規定により第二十条第一項の許可をするときは、傍受の実施をする部分を管理する者等（通信手段の傍受の実施をする場所として、通信管理者（会社その他の法人又は団体にあっては、その役職員）又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。）の管理する場所を定めなければならない。この場合において、前条第三項の請求をした者から申立てがあり、かつ、当該申立てに係る傍受の実施の場所の状況その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、指定期間（第二十条第一項に規定する指定期間をいう。以下この項において同じ。）における傍受の実施の場所及び指定期間以外の期間における傍受の実施の場所をそれぞれ定めるものとする。

第13条第2項関係
「報告若しくは帳簿書類…の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは○○に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」

○介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

（特例居宅介護サービス費の支給）

第四十二条　（略）

2・3　（略）

4　市町村長は、特例居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「居宅サービス等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該居宅サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5　（略）

第13条第2項関係
「事務所その他の施設に立ち入り、」

○私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）

（報告及び検査）

第六十三条　所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3　（略）

○住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）

（報告徴収及び立入検査）

第四十五条　国土交通大臣は、住宅宿泊管理業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊管理業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、住宅宿泊管理業者の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3　（略）

第13条第3項関係
「前二項の規定による○○又は前項の規定による××」

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）
（登録の取消し等）
第六十条　（略）
2　（略）
3　第五十五条第三項の規定は、前二項の規定による登録の取消し又は前項の規定による評価の業務の停止について準用する。

第13条第3項関係
「前…項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。」

○難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）
（報告等）
第二十一条　（略）
2　前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3・4　（略）

○国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）
（保険医療機関等の報告等）
第四十五条の二　（略）
2　前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3～5　（略）

第13条第4項関係

「第○項…の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。」

○難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

（報告等）

第二十一条　（略）

2　（略）

3　前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4　（略）

○国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

（保険医療機関等の報告等）

第四十五条の二　（略）

2　（略）

3　前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4・5　（略）

第14条見出し関係

条見出しで「勧告、命令等」と規定する例

○難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

（勧告、命令等）

第二十二条　都道府県知事は、指定医療機関が、第十六条又は第十七条の規定に従って特定医療を行っていないと認めるときは、当該指定医療機関の開設者に対し、期限を定めて、第十六条又は第十七条の規定を遵守すべきことを勧告することができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定医療機関の開設者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3　都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定医療機関の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定医療機関の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4　都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第14条第1項関係
「○○は、○○が、…と認めるときは、当該○○に対し、期限を定めて、…措置をとるべきことを勧告することができる。」

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）
（勧告、命令等）
第三十九条　市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。
一・二　（略）
2～5　（略）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）
（勧告、命令等）
第四十九条　都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。
一～三　（略）
2・3　（略）

第14条第1項関係
「A〔費用〕のB〔支出〕に係るC〔施設〕として適正なD〔施設〕の運営をしていない」

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）
（勧告、命令等）
第三十九条　市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。
一　第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をしていない場合　当該基準を遵守すること。
二　（略）
2～5　（略）

第14条第1項関係

「運営の改善その他必要な措置をとるべきことを○○することができる。」

○私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）

（措置命令等）

第六十条　所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2～11　（略）

第14条第2項関係

「○○は、…の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた○○が、…の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。」

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（勧告、命令等）

第二十九条　（略）

2　（略）

3　市町村長は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4・5　（略）

○難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

（勧告、命令等）

第二十二条　（略）

2　都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定医療機関の開設者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3・4　（略）

第14条第3項関係
「○○は、…の規定による勧告を受けた○○が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該○○に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。」

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）
（勧告、命令等）
第三十九条　（略）
2・3　（略）
4　市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
5　（略）

○難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）
（勧告、命令等）
第二十二条　（略）
2　（略）
3　都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定医療機関の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定医療機関の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
4　（略）

第14条第4項関係
「○○は、○○の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。」

○介護保険法（平成九年法律第百二十三号）
（勧告、命令等）
第七十六条の二　（略）
2・3　（略）
4　都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。
5　（略）

第15条見出し関係
「確認の取消し等」

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（確認の取消し等）

第四十条　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一　特定教育・保育施設の設置者が、第二十三条第六項の規定に違反したと認められるとき。

二　特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事（指定都市所在認定こども園については当該指定都市の長とし、指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。

三　特定教育・保育施設の設置者が、第二十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。

四　施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。

五　特定教育・保育施設の設置者が、第二十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第三十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七　特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第二十七条第一項の確認を受けたとき。

八　前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十　特定教育・保育施設の設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその長のうちに過去五年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2　前項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第三十一条第一項の申請をすることができない。

第15条第1項柱書関係

「○○は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該○○に係る○○を取り消〔す〕…ことができる。」

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（確認の取消し等）

第四十条　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～十　（略）

2　（略）

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）

（保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し）

第八十条　厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医療機関又は保険薬局に係る第六十三条第三項第一号の指定を取り消すことができる。

一～九　（略）

第15条第1項各号関係

確認・指定等の取消事由として①確認・指定等の要件喪失②不正の手段により確認・指定等を受けたこと③その他法令等違反の順に規定する例

○資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）

（指定の取消し等）

第百条　内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　前条第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

二　不正の手段により前条第一項の規定による指定を受けたとき。

三　法令又は法令に基づく処分に違反したとき。

2～4　（略）

第15条第1項各号関係
確認・指定等の取消事由（法令等違反に限る）として①資金交付手続上の不正②報告等義務違反の順に規定する例

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（確認の取消し等）

第四十条　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～三　（略）

四　施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。

五　特定教育・保育施設の設置者が、第三十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第三十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七～十　（略）

2　（略）

第15条第1項第1号関係

確認等の取消要件として、「(当該確認等を受けるための)要件を欠くに至ったと認めるとき」と規定する例

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）

第三条　幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除く。）は、その設置する幼稚園又は保育所等が都道府県（当該幼稚園又は保育所等が指定都市の区域内に所在する施設であって、都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する施設以外のものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該指定都市）の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（当該幼稚園又は保育所等が指定都市所在施設である場合にあっては、当該指定都市の長）（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事又は指定都市の長の委任を受けて当該都道府県又は指定都市の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合にあっては、都道府県又は指定都市の教育委員会。以下この章及び第四章において同じ。）の認定を受けることができる。

2　（略）

3　幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育機能施設（以下「連携施設」という。）の設置者（都道府県及び指定都市を除く。）は、その設置する連携施設が都道府県（当該連携施設が指定都市所在施設である場合にあっては、当該指定都市）の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（当該連携施設が指定都市所在施設である場合にあっては、当該指定都市の長）の認定を受けることができる。

4～12　（略）

（認定の取消し）

第七条　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項又は第三項の認定を取り消すことができる。

一　第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設がそれぞれ同条第一項又は第三項の条例で定める要件を欠くに至ったと認めるとき。

二～六　（略）

2・3　（略）

第15条第1項第2号関係

確認・登録等の要件喪失を届出事項としている制度において、当該確認・登録等の取消事由として「不正の手段により○○を受けていたとき」と規定する例

○タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）

（登録の申請）

第五条　登録は、当該登録に係る単位地域内に営業所を有するタクシー事業者に雇用されている者（登録を条件として雇用の契約を締結している者を含む。第七条第一項第五号において同じ。）でタクシーの運転者として選任されており、又は選任されることを予定されているものの申請により行う。

2・3　（略）

（登録の拒否）

第七条　国土交通大臣は、第五条の規定による申請を受理した場合において、申請者が次の各号のいずれかに該当していると認められるとき、又は該当していないことが明らかでないときは、その登録を拒否しなければならない。

一　道路運送法第二十五条の政令で定める要件を備えていないこと。

二　タクシー事業者が道路運送法第二十七条第三項の規定に基づく国土交通省令の規定に違反しなければタクシーの運転者として選任されることができない者であること。

三・四　（略）

五　当該単位地域内に営業所を有するタクシー事業者に雇用されている者でタクシーの運転者として選任されており、又は選任されることを予定されているもの以外の者であること。

六　（略）

（登録事項の変更等の届出）

第八条　登録運転者は、次に掲げる場合には、直ちにその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一　（略）

二　登録運転者が前条第一項第一号、第二号又は第五号に該当することとなつたとき。

三　（略）

2・3　（略）

（登録の取消し等）

第九条　国土交通大臣は、登録運転者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録運転者となる前二年以内に第一号、第二号若しくは第四号に該当していたことが判明したときは、その登録を取り消すことができる。

一～四　（略）

五　不正の手段により登録を受けていたとき。

2～4　（略）

第15条第1項第3号関係

取消要件として不正受給について規定する例

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（確認の取消し等）

第四十条　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～三　（略）

四　施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。

五～十　（略）

2　（略）

第15条第1項第3号関係

確認の取消事由として「前…号に掲げるもののほか、○○の○○…に関し…不正…があったとき」と規定する例

○作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）

（登録の取消し等）

第十二条　（略）

2　厚生労働大臣は、作業環境測定士が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて指定作業場についての作業環境測定の業務の停止若しくはその名称の使用の停止を命ずることができる。

一　登録に関し不正の行為があったとき。

二　第四条第一項、前条又は第四十四条第四項の規定に違反したとき。

三　作業環境測定の実施に関し、虚偽の測定結果を表示したとき。

四　第四十八条第一項の条件に違反したとき。

五　前各号に掲げるもののほか、作業環境測定の業務（当該作業環境測定士が作業環境測定機関の行う作業環境測定の業務に従事する場合における当該業務を含む。）に関し不正の行為があつたとき。

第15条第1項第3号関係

確認の取消事由として「○○の○○に関し…不正があったとき」と規定する例

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（確認の取消し等）

第四十条　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～三　（略）

四　施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。

五～十　（略）

2　（略）

第15条第1項第3号関係
「に関し、…があったとき。」

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）

（保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し）

第八十条　厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医療機関又は保険薬局に係る第六十三条第三項第一号の指定を取り消すことができる。

一～五　（略）

六　この法律以外の医療保険各法による療養の給付若しくは被保険者若しくは被扶養者の療養又は高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養若しくは保険外併用療養費に係る療養に関し、前各号のいずれかに相当する事由があったとき。

七～九　（略）

（保険医又は保険薬剤師の登録の取消し）

第八十一条　厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消すことができる。

一・二　（略）

三　この法律以外の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による診療又は調剤に関し、前二号のいずれかに相当する事由があったとき。

四～六　（略）

（指定訪問看護事業者の指定の取消し）

第九十五条　厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定訪問看護事業者に係る第八十八条第一項の指定を取り消すことができる。

一～五　（略）

六　この法律以外の医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者の指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の指定訪問看護に関し、第二号から前号までのいずれかに相当する事由があったとき。

七～十　（略）

第15条第1項第4号関係
取消要件として「○○が、○○の規定により報告又は…帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき」と規定する例

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（確認の取消し等）

第四十条　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～四　（略）

五　特定教育・保育施設の設置者が、第三十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

2　六～十　（略）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）

（指定の取消し等）

第五十条　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～五　（略）

六　指定障害福祉サービス事業者が、第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

2　七～十二　（略）

第15条第1項第5号関係
取消要件として事業主体による検査拒否を規定する例

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）

（不動産登記法等の特例）

第二十三条の二　（略）

2～5　（略）

6　法務大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、期間を定めて、公共サービス実施民間事業者の実施する特定業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一　公共サービス実施民間事業者が、第二項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

二　特定業務従事者が、第三項又は第四項の規定に違反したとき。

三　公共サービス実施民間事業者が、前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四　公共サービス実施民間事業者が、第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

五　公共サービス実施民間事業者が、第二十七条第一項の規定による指示に違反したとき。

7～9　（略）

第15条第1項第5号関係
「出頭を求められてこれに応ぜず」

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（確認の取消し等）

第四十条　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～五　（略）

六　特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第三十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七～十　（略）

2　（略）

第15条第1項第5号関係
「○○の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。」

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）

（認定の取消し等）

第十六条　主務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習認定を取り消すことができる。

一～三　（略）

四　第十三条第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2　（略）

五～七　（略）

第15条第1項第6号関係

「前各号に掲げる場合のほか、○○が、○○に違反したとき。」

○難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

（指定の取消し等）

第二十三条　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定医療機関に係る指定医療機関の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定医療機関の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～七　（略）

八　前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九～十一　（略）

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（確認の取消し等）

第四十条　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～七　（略）

八　前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九・十　（略）

2　（略）

第15条第1項第6号関係

取消要件として「この法律又はこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき」と規定する例

○著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）

（登録の取消し等）

第二十一条　文化庁長官は、著作権等管理事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて著作権等管理事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二・三　（略）

2・3　（略）

○医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

第六十四条の二　都道府県知事は、社会医療法人が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、社会医療法人の認定を取り消し、又は期間を定めて収益業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～五　（略）

六　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2　（略）

第15条第1項第7号関係
「○○が法人である場合において、その役員…のうちに○○の取消し…をしようとするとき前○年以内に」

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）

（指定の取消し等）

第五十条　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～十　（略）

十一　指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二　（略）

2・3　（略）

○介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

（指定の取消し等）

第七十七条　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～十一　（略）

十二　指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十三　（略）

2　（略）

第15条第1項第7号関係

取消要件として、「役員」が「この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。」を規定する例

○公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）

（違反行為等に対する処分）

第二十二条　（略）

2　国土交通大臣は、保証事業会社又はその役員が次の各号の一に該当すると認めるときは、中央建設業審議会の意見を聴いた上で、当該保証事業会社に対して、その登録を取り消し、若しくは六月以内の期間を定めて事業の停止を命じ、又は役員の解任を命ずることができる。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二～三　（略）

3　（略）

第15条第2項関係

確認を取り消された施設の設置者及びこれに準ずる者が、一定期間確認を求めることができないこととする例

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（確認の取消し等）

第四十条　（略）

2　前項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第二十一条第一項の申請をすることができない。

第15条第2項関係
「○○〔人〕は、…を求めることができない。」

○公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）

（調書の作成及び公開並びに懲戒処分の公告）

第二十四条　（略）

2　利害関係人は、内閣総理大臣に対し、前項の調書の縦覧を求め、又は内閣府令で定めるところにより実費を支弁して、その謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。ただし、当該公認会計士又はその代理人以外の者は、事件について懲戒処分若しくは第三十四条の五十三第一項から第三項までの規定による決定がされ、又は懲戒処分をしない旨の決定若しくは同条第六項の規定による決定があつた後でなければ、前項の調書の縦覧を求め、又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができない。

3　（略）

第15条第3項関係
確認・認定・指定等をした際の公表・公示等に関する規定を、当該確認・認定・指定等の取消しの際に準用する例

○国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）

（指定国立大学法人の指定）

第三十四条の四　文部科学大臣は、国立大学法人のうち、当該国立大学法人に係る教育研究上の実績、管理運営体制及び財政基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、その申請により、指定国立大学法人として指定することができる。

2　（略）

3　文部科学大臣は、指定をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

4　文部科学大臣は、指定国立大学法人について指定の事由がなくなったと認めるときは、当該指定国立大学法人について指定を取り消すものとする。

5　第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

○自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）

（指定認定機関）

第二十五条　（略）

2～4　（略）

5　環境大臣又は都道府県知事は、指定をしたときは、その旨をそれぞれ官報又は都道府県の公報で公示しなければならない。

6　（略）

（指定認定機関に対する監督命令等）

第二十九条　（略）

2　環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が第二十五条第三項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならない。

3　（略）

4　第二十五条第五項の規定は、前二項の規定による指定の取消しについて準用する。

第15条第3項関係

「○○の規定による○○の取消しをしたとき」

○農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）

（事業再編計画の変更等）

第十九条　（略）

2・3　（略）

4　主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5　（略）

○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）

（特定新事業開拓投資事業計画の変更等）

第十八条　（略）

2・3　（略）

4　経済産業大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5　（略）

第15条第3項関係

「○○をしたときについて準用する」

○非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）

（略式手続）

第百二十二条　（略）

2～6　（略）

7　第百二十条第五項の規定は、第一項の規定による過料の裁判に対して当事者から第二項の異議の申立てがあった場合において、前項の規定により当該裁判を取り消して第四項の規定により更に過料についての裁判をしたときについて準用する。

8　前条第四項の規定は、第一項の規定による過料の裁判の執行があった後に当該裁判に対して第二項の異議の申立てがあった場合において、第六項の規定により当該裁判を取り消して第四項の規定により更に過料の裁判をしたときについて準用する。

○大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）

（施行規程及び事業計画）

第五十九条　（略）

2～14　（略）

15　第一項の規定は前項の規定による認可の申請をしようとするときについて、第三項から第十項までの規定は施行規程又は事業計画を変更しようとするとき（政令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。）について、第十一項から第十三項までの規定は前項の規定による認可をしたときについて準用する。

第16条見出し関係
「A（の）場合において…B（の）ときは…」という規定の見出しとして「B（の）場合の特例」と規定する例

○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

（標準報酬改定請求を行う場合の特例）

第七十八条の二十　特定被保険者又は被扶養配偶者が、離婚等（第七十八条の二第一項に規定する離婚等をいう。）をした場合において、第七十八条の十四第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定及び決定が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として第七十八条の二第一項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求をしたときは、当該請求をしたときに、第七十八条の十四第一項の請求があつたものとみなす。ただし、当該請求をした日において当該特定被保険者が障害厚生年金の受給権者であるときは、この限りでない。

2～5　（略）

第16条関係
「○○の規定により○○が取り消された場合…において、」

○特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）

（認可主要株主等に対する監督処分）

第二百五条　（略）

2　（略）

4　第二項の規定により認可が取り消された場合において、当該認可に係る認可主要株主等であった者は、前項の措置によりカジノ事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者でなくなったときは、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。同項の措置によることなくカジノ事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者でなくなったときも、同様とする。

5　（略）

○アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）

（必要な行為の継続等）

第十三条　製造事業者の相続人につき第七条第一項ただし書の規定の適用がある場合、第十一条第二項の規定により製造事業者の許可が効力を失った場合又は前条の規定により製造事業者の許可が取り消された場合において、当該製造場又は貯蔵所にその業務に係る半製品又はアルコールが現存するときは、経済産業大臣は、当該相続人、当該効力を失った許可を受けていた者又は当該取り消された許可を受けていた者の申請により、期間を指定し、そのアルコールの製造又は譲渡を継続させることができる。

2　（略）

第16条関係
「確認を辞退した」

○子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十二号）

（法第四十条第二項の政令で定める者等）

第十八条　（略）

2　法第四十条第二項の同条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（前項に規定する者を除く。）に準ずる者として政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する教育・保育施設の設置者とし、法第四十条第二項の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一　（略）

二　法第四十条第一項の規定による法第二十七条第一項の確認の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、法第三十六条の規定により同項の確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。）　当該確認の辞退の日

三　法第三十八条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第四十条第一項の規定による法第二十七条第一項の確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長（特別区の区長を含む。第二十一条第二項第四号において同じ。）がその者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。附則第十一条第二項第四号において同じ。）までの間に、法第三十六条の規定により法第二十七条第一項の確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。）　当該確認の辞退の日

四・五　（略）

第16条関係
「…が取り消された場合において、その取消しの際、当該〇〇に〇〇が…ときは、…については、…とみなす（す）」※指定等を取り消された場所に、取消後も対象が属している場合に、その対象については、取消前の法的効果を持った場所とみなす例

〇関税法（昭和二十九年法律第六十一号）

（指定の取消し後における外国貨物）

第四十一条　指定保税地域の指定が取り消された場合において、その取消しの際、当該指定保税地域に外国貨物（特例輸出貨物を除く。第四十七条第三項（第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）及び第六十二条の六第一項において同じ。）があるときは、当該貨物については、税関長が指定する期間、その指定が取り消された場所を指定保税地域とみなす。

第16条関係
「については、当該〇〇を取り消された〇〇を〇〇とみなして、〇〇を適用する。」

〇コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（ＴＩＲ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）

（保証団体の認可等）

第十条　（略）

2～8　（略）

9　前項の規定により認可が取り消された場合において、当該認可を取り消された者がその取消しの前に発給した国際道路運送手帳があるときは、当該国際道路運送手帳については、当該認可を取り消された者を保証団体とみなして、この法律を適用する。

第16条関係
「○○については、当該○○を○○とみなして、○○の規定を適用する。ただし、」

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

附　則

第五十八条　（略）

2　前項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた知的障害者援護施設については、当該知的障害者援護施設を障害者支援施設とみなして、新法の規定を適用する。ただし、旧法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮については、新法第九条第二項及び第三項の規定は適用しない。

3　（略）

第16条関係
「○○とみなして、この法律の規定を適用する。」

○国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）

（人格のない社団等に対するこの法律の適用）

第三条　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（第二十六条第一項及び第三項において「人格のない社団等」という。）は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

○アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）

（必要な行為の継続等）

第十三条　製造事業者の相続人につき第七条第一項ただし書の規定の適用がある場合、第十一条第二項の規定により製造事業者の許可が効力を失った場合又は前条の規定により製造事業者の許可が取り消された場合において、当該製造場又は貯蔵所にその業務に係る半製品又はアルコールが現存するときは、経済産業大臣は、当該相続人、当該効力を失った許可を受けていた者又は当該取り消された許可を受けていた者の申請により、期間を指定し、そのアルコールの製造又は譲渡を継続させることができる。

2　前項の場合においては、同項の規定により経済産業大臣が指定した期間は、同項に規定する者を製造事業者とみなして、この法律の規定を適用する。

第16条関係
「○項の規定により○○が取り消された場合における○○については、○○の規定は、適用しない。」

○更生保護法（平成十九年法律第八十八号）

（保護観察の停止）

第七十七条　地方委員会は、保護観察所の長の申出により、仮釈放者の所在が判明しないため保護観察が実施できなくなったと認めるときは、決定をもって、保護観察を停止することができる。

2～4　（略）

5　仮釈放者の刑期は、第一項の決定によってその進行を停止し、第二項の決定があった時からその進行を始める。

6　（略）

7　地方委員会は、第一項の決定をした後、保護観察の停止の理由がなかったことが明らかになったときは、決定をもって、同項の決定を取り消さなければならない。

8　前項の規定により第一項の決定が取り消された場合における仮釈放者の刑期の計算については、第五項の規定は、適用しない。

第16条関係
「該当して…の規定により…取り消された」

○たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）

附　則

（登録の拒否等に関する経過措置）

第九条　施行日前に旧法第九章の規定（第七章各条に相当する規定として政令で定めるものに限る。）により処罰（旧法第七十九条第一項において準用する国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）に基づいてされる通告処分を含む。）をされた者又は旧法第四十三条第一項各号に掲げる場合（同条第三項の規定により旧法第九条第二項又は第三項の規定を準用する場合を含み、第三十一条第一項各号に掲げる場合に相当する場合として政令で定めるものに限る。）の一に該当して旧法第四十三条第一項（同条第三項の規定により旧法第九条第二項又は第三項の規定を準用する場合を含む。）の規定により小売人（旧法第三十条第一項の規定により公社が指定した製造たばこの小売人をいう。以下同じ。）の指定を取り消された者は、当該処罰又は取消しのあった日において第七章の規定により処罰をされ、又は第三十一条第一項の規定により許可を取り消された者とみなして、第十三条（第二十一条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の規定を適用する。

第16条関係

「…費用については、…の規定は、適用しない。」

○介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

（保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例）

第六十九条　（略）

2～4　（略）

5　第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に受けた居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスに要する費用については、第五十一条第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の三第一項、第五十一条の四第一項、第六十一条第一項、第六十一条の二第一項、第六十一条の三第一項及び第六十一条の四第一項の規定は、適用しない。

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）

（国の負担又は補助）

第二十二条　（略）

2・3　（略）

4　前三項の規定による負担又は補助に係る電線共同溝の建設又は改築に要する費用については、道路法第八十五条第三項の規定は、適用しない。

第17条見出し関係

「○○を通じて行う」

○所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）

（恒久的施設を通じて行う組合事業から生ずる利益）

第二百八十一条の二　法第百六十一条第一項第四号（国内源泉所得）に規定する政令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一　投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約

二　有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項（有限責任事業組合契約）に規定する有限責任事業組合契約

三　外国における次に掲げる契約に類する契約

イ　民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約

ロ　前二号に掲げる契約

2　法第百六十一条第一項第四号に規定する政令で定める利益は、同号に規定する組合契約（以下この項において「組合契約」という。）に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる収入から当該収入に係る費用（同条第一項第五号から第十六号までに掲げる国内源泉所得につき法第二百十二条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収された所得税を含む。）を控除したものについて当該組合契約を締結している組合員（当該組合契約を締結していた組合員並びに前項第三号に掲げる契約を締結している者及び当該契約を締結していた者を含む。）が当該組合契約に基づいて配分を受けるものとする。

第17条第1項関係
「○○〔国・政府〕は○○法〔独立行政法人等の組織法〕の定めるところにより、○○の規定による○○〔資金の交付〕を○○〔独立行政法人等〕を通じて行うことができる。

○踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）

（補助）

第十条　国は、保安設備の整備による指定踏切道の改良を実施する鉄道事業者（政令で定める者に限る。）に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、その実施に要する費用の一部を補助することができる。

2　（略）

3　国は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の定めるところにより、第一項の規定による補助金の交付を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行うことができる。

○鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号）

（補助）

第八条　政府は、第三条第一項第一号に該当するものとして同条の規定により認定を受けた鉄道の運輸が開始されたときは、当該鉄道事業者に対し、毎年、予算の範囲内で、当該鉄道の事業用固定資産の価額の六分に相当する金額を限度として補助することができる。

2　政府は、第三条の規定により改良計画の承認を受けた鉄道の当該改良が完了したときは、当該鉄道事業者に対し、毎年、予算の範囲内で、当該改良によって増加した事業用固定資産の価額の六分に相当する金額を限度として補助することができる。

3　政府は、第三条第一項第三号に該当するものとして同条の規定により認定を受けた鉄道につき適切な経営努力がなされたにかかわらず欠損を生じたときは、当該鉄道事業者に対し、毎年、予算の範囲内で、当該鉄道事業の欠損金の額に相当する金額を限度として補助することができる。

4　政府は、第三条第一項第四号に該当する鉄道の鉄道事業者がその資力のみによっては当該災害復旧事業を施行することが著しく困難であると認めるときは、予算の範囲内で、当該災害復旧事業に要する費用の一部を補助することができる。

5・6　（略）

7　政府は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の定めるところにより、第一項から第四項までの規定による補助金の交付を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行うことができる。

8　（略）

第17条第1項関係

国・政府による補助金交付を第三者を通じて行うために必要な読替えを規定する例

○鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号）

（補助）

第八条　政府は、第二条第一項第一号に該当するものとして同条の規定により認定を受けた鉄道の運輸が開始されたときは、当該鉄道事業者に対し、毎年、予算の範囲内で、当該鉄道の事業用固定資産の価額の六分に相当する金額を限度として補助することができる。

2　政府は、第三条の規定により改良計画の承認を受けた鉄道の当該改良が完了したときは、当該鉄道事業者に対し、毎年、予算の範囲内で、当該改良によつて増加した事業用固定資産の価額の六分に相当する金額を限度として補助することができる。

3　政府は、第三条第一項第三号に該当するものとして同条の規定により認定を受けた鉄道につき適切な経営努力がなされたにかかわらず欠損を生じたときは、当該鉄道事業者に対し、毎年、予算の範囲内で、当該鉄道事業の欠損金の額に相当する金額を限度として補助することができる。

4　政府は、第三条第一項第四号に該当する鉄道の鉄道事業者がその資力のみによつては当該災害復旧事業を施行することが著しく困難であると認めるときは、予算の範囲内で、当該災害復旧事業に要する費用の一部を補助することができる。

5・6　（略）

7　政府は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の定めるところにより、第一項から第四項までの規定による補助金の交付を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行うことができる。

8　前項の規定により同項に規定する補助金の交付が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行われる場合には、次条及び第十条中「国土交通大臣」とあるのは、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて国土交通大臣」とする。

第17条第1項関係
「○○のうち○○に係るもののの○○」

○関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行令（平成二十四年政令第五十四号）

附　則

（株式に係る権利の帰属）

第二条　法附則第五条第十二項の会社の株式に係る権利については、政府が同条第八項の規定による出資（政府の保有する関西国際空港株式会社（以下「関西空港会社」という。）の株式の出資に限る。）によって取得する会社の株式に係る権利にあっては当該株式の総数を財政投融資特別会計の投資勘定又は社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定からの出資の金額に応じて按分した数の株式に係る権利をそれぞれ財政投融資特別会計の投資勘定又は社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定に、政府が同項の規定による出資（社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定に所属する国有財産のうち大阪国際空港に係るものの出資に限る。）によって取得する会社の株式及び同条第十一項の規定により政府に無償譲渡される会社の株式に係る権利にあっては社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定に帰属させるものとする。

第18条関係
「この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、○○省令で定める。」

○原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）

（主務省令への委任）

第七十一条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、主務省令で定める。

○簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）

（総務省令への委任）

第十一条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第19条関係

２つの報告等義務の違反に対する罰則であってその法定刑が同一の罰金刑であるものを項立てで規定し、そのうち一方の項のみについて法人の両罰規定を置く例

○保険業法（平成七年法律第百五号）

附　則

（罰則）

第一条の十一　機構の役員又は職員が附則第一条の二の五第三項又は第一条の二の七第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、五十万円以下の罰金に処する。

2　附則第一条の二の十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

3　法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。

第19条第１項関係

「○○の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は○○の規定による当該職員の質問に対して…答弁…せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。」

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

第八十三条　第十五条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第19条第1項関係

「当該職員の質問…に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者」

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）

第七十四条　（略）

2　第十五条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第六十二条の六　都道府県は、条例で、次の各号のいずれかに該当する者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

一　（略）

二　正当の理由がないのに、第五十七条の三第二項若しくは第三項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問若しくは第五十七条の三の四第一項の規定により委託を受けた指定事務受託法人の職員の第五十七条の三第三項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第19条第2項関係

「の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は○○の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、○○の罰金に処する。」

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

第八十四条　第二十八条第一項又は第五十条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第19条第3項関係
「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前…項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の…刑を科する。」

○商等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）

（罰則）

第二十一条　偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、同法による。

2　第十八条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

3　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。

附則関係
附則において①施行期日②準備行為③検討④財源⑤他法改正の順に規定する例

○年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）

附　則

（施行期日）

第一条　（略）

（準備行為）

第二条　（略）

（検討）

第三条　（略）

（財源の確保）

第四条　（略）

第五条～第十五条　（略）

（地方自治法の一部改正）

第十六条　（略）

（住民基本台帳法の一部改正）

第十七条　（略）

（社会保険労務士法の一部改正）

第十八条　（略）

（日本年金機構法の一部改正）

第十九条　（略）

（日本年金機構法の一部改正に伴う調整規定）

第二十条　（略）

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第二十一条　（略）

第二十二条　（略）

附則関係
制定附則で他法改正を複数規定する際に、本則と関係の深い他法令の改正規定をまとめて最初に置く例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）

附　則

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）　※平成十一年法律第四十二号

第五条　（略）

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）　※平成十三年法律第百四十号

第六条　（略）

（刑事訴訟法の一部改正）

※昭和二十三年法律第百三十一号

第七条　（略）

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）　※平成十五年法律第五十九号

第八条　（略）

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）　※廃案

第九条　（略）

（内閣府設置法の一部改正）

※平成十一年法律第八十九号

第十条　（略）

（内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定）

第十一条　（略）

（総務省設置法の一部改正）　※平成十一年法律第九十一号

第十二条　（略）

附則関係

制定附則において①A法の一部改正②A法の一部改正に伴う経過措置③A法の一部を改正する法律の一部改正の順に規定する例

○短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

附　則

（施行期日等）

第一条　（略）

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第二条　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

（略）

（陸上交通事業調整法の一部改正）

第三条　陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

（略）

（地方自治法の一部改正）

第四条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

（略）

（農業協同組合法の一部改正）

第五条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

（略）

（証券取引法の一部改正）

第六条　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

（略）

（証券取引法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　前条の規定による改正後の証券取引法の規定は、施行日以後に同法第二十三条の三第一項の規定によりその募集又は売出しが登録される短期社債等について適用し、施行日前に前条の規定による改正前の同法第二十三条の三第一項の規定によりその募集又は売出しが登録されている短期社債等については、なお従前の例による。

（証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

（略）

（国有財産法の一部改正）

第九条　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

（略）

附則第１条関係
「この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、…規定は…日から施行する。」

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四　（略）

附則第２条関係

「○○を施行するために必要な…その他の行為は、…施行…前においても行うことができる。」

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

附　則

第十二条　前条に規定するもののほか、この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、第二十条の規定による支給認定の手続、第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続、第四十二条の規定による情報の提供、相談、助言、あっせん及び利用の要請（以下この条において「情報の提供等」という。）、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続、第五十四条の規定による情報の提供等、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備、第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備、第七十四条の規定による子ども・子育て会議の委員の任命に関し必要な行為その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二四年八月二二日法律第六六号）

附　則

（準備行為）

第九条　この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、新認定こども園法第十七条第一項の認可の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

※「新認定こども園法第十七条第一項」

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

（設置等の認可）

第十七条　国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

２　都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があったときは、第十三条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。

一　申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二～七　（略）

３～７　（略）

附則第３条関係
「政府は、この法律の施行後○年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。」

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）

附　則

（検討）

2　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附則第３条関係
検討規定で、検討を加える時期を「この法律の施行後四年」と規定する例

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）

附　則

2　政府は、この法律の施行後四年を目途として、この法律の施行の状況及び情報公開訴訟の管轄の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二九年法律第七四号）

附　則

（検討）

第十四条　政府は、この法律の施行後四年を目途として、新法の施行状況その他の事情を勘案し、農業経営収入保険事業その他の農業保険の制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則第４条見出し関係
「政府の補助」

○特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）

（政府の補助）

第二十四条　政府は、予算で定める金額の範囲内において、機構に対し、緊急金融安定化基金に充てる資金を補助することができる。

2　政府は、債権処理会社に譲受債権等のそれぞれにつき第八条に規定する損失が生じた場合における当該損失の金額として同条に規定する政令で定める金額の二分の一に相当する金額の合計額が、次に掲げる金額の合計額を超えるときは、当該損失の発生に伴って生じる債権処理会社及び機構の資金の不足の一部を補うため、政令で定めるところにより、予算で定める金額の範囲内において、機構に対し、その超える部分の金額に相当する金額の補助金を交付することができる。

一　第十二条第十号イ及びロに掲げる金額の合計額

二　この項の規定により政府が機構に対して既に交付した補助金の額の合計額から第十三条の規定により機構が既に国庫に納付した金額を控除した金額

附則第４条条見出し・柱書関係
条見出しを「○○の○○等に係る費用の財源」とし、条文の各号列記以外の部分（いわゆる柱書）に「次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。」と規定する例

○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）

附　則

（国の負担等に係る費用の財源）

第三条　次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一　この法律による改正により受給権が発生する老齢基礎年金（昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第一項及び第四項に規定する給付を含む。）に要する費用のうち国の負担又は補助に係るもの

二　この法律による改正により受給権が発生する遺族基礎年金に要する費用のうち国の負担又は補助に係るもの

附則第４条柱書関係

「○○の規定の施行により」

○独立行政法人産業技術総合研究所法（平成一一年法律第二〇三号）

附　則

（計量法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の計量法（以下この条において「旧法」という。）の規定により経済産業大臣がした承認その他の処分であって、同条の規定の施行により研究所がすることとなるものは、同条の規定による改正後の計量法（以下この条において「新法」という。）の規定により研究所がした承認その他の処分とみなす。

２・３　（略）

附則第４条第１号関係

「政府」が「補助する」と規定する例

○独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）

（学資支給基金）

第二十三条の二　（略）

２・３　（略）

４　政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、学資支給基金に充てる資金を補助することができる。

○公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）

（補助金）

第五十一条　政府は、機構に対し、第四十八条第二項の規定による納付金の三分の一に相当する金額を補助するものとする。

附則第４条第１号関係
「○○する費用として○○する費用」

○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）

（資金の借入れ及び費用の負担）

第二百三十一条　受託信託会社等は、資金の借入れの限度額又は負担することができる費用（第二百四十七条、第二百四十八条（第二百五十三条において準用する場合を含む。）、第二百五十八条（第二百六十条第五項において準用する場合であって、あらかじめ特定目的信託契約の定めにより信託財産に関して負担するものとされたときを含む。）及び第二百七十一条第二項の規定により信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等が負担する費用を除く。）の総額が資産信託流動化計画において定められている場合その他受益証券の権利者の保護に反しない場合として内閣府令で定める場合を除き、特定目的信託の信託事務を処理するための資金の借入れ又は費用の負担をしてはならない。

附則第４条第１号関係
「が補助する費用」

○高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）

附　則

（国の無利子貸付け等）

第三条　国は、当分の間、地方公共団体に対し、第四十一条第二項の規定により国がその費用について補助することができる高齢者向け優良賃貸住宅の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものにつき、認定事業者に対し当該地方公共団体が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第四十一条第二項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2　国は、当分の間、地方公共団体に対し、登録住宅の改良で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該改良を行う登録住宅の賃貸人に対し当該地方公共団体が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3～7　（略）

附則第４条第２号関係
「○○に要する費用のうち…国の○○又は…○○に係るもの」

○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）

附　則

（国の負担等に係る費用の財源）

第三条　次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一　この法律による改正により受給権が発生する老齢基礎年金（昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第一項及び第四項に規定する給付を含む。）に要する費用のうち国の負担又は補助に係るもの

二　この法律による改正により受給権が発生する遺族基礎年金に要する費用のうち国の負担又は補助に係るもの

附則第４条第２号関係
「第○条（第○号に係る部分に限る。）の規定による○○」（ある条文の特定の号に掲げる事由に限る形で、当該条文の柱書に規定されている用語を引用する際の規定ぶりの例）

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）

第九十六条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　（略）

二　第五十条（第一号に係る部分に限る。）の規定による禁止に違反した者

三・四　（略）

（表示の禁止）

第五十条　経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の液化石油ガス器具等に第四十八条の規定により表示を付することを禁止することができる。

一　届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の液化石油ガス器具等（第四十六条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入したものを除く。）が同項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合において、一般消費者等の生命又は身体についての災害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき。　当該経済産業省令で定める技術上の基準に適合していない液化石油ガス器具等の属する届出に係る型式

二・三　（略）

附則第５条（機構法第17条の４）関係

不正の手段により給付を受けた者に対し、給付相当額の徴収に加え加算金を徴収する例

○生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）

第七十八条　不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2　偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

3　偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4　前三項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

附則第５条（機構法第23条・第23条の２）関係

１つの条の見出しを２つの条の共通見出しに改める例

○不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）

（特許法の一部改正）

第三条　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第百九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特許料の減免又は猶予）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（後略）

附則第５条（機構法第23条の２）関係
「政府は、…に対し、…に要する…を補助する」

○独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）

（補助金）

第二十三条　政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができる。

○独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）

（補助金）

第三十五条　政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、機構に対し、第十二条第一項第一号又は第三号の業務に要する経費の一部を補助することができる。

附則第５条（機構法第23条の２）関係
「政府は、…に対し、…を補助するものとする。」

○公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）

（補助金）

第五十一条　政府は、機構に対し、第四十八条第二項の規定による納付金の三分の一に相当する金額を補助するものとする。

附則第５条（機構法第23条の２）関係
「毎年度…補助する」

○独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）

（国庫補助）

第四十八条　国庫は、毎年度、基金に対し、特例付加年金の給付に要する費用に充てるため、農業者年金の被保険者ごとの当該年度の特例保険料納付済期間における納付下限額と特例保険料の額との差額の合計額に相当する額を補助する。

○私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

（国及び都道府県の補助）

第三十五条　国は、毎年度、事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により当該事業年度において納付する基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する金額を補助する。

附則第５条関係
条と、号の削除を別々の改正規定で規定している例

○過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百二十六号）

第六条第六項第十二号を削る。

第十条を削る。

附則第６条・第７条関係
附則での他法の一部改正に伴う経過措置とその罰則に関する経過措置を別条で規定する例

○水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）

附　則

（鉱業法の一部改正）

第五条　鉱業法の一部を次のように改正する。

（略）

（鉱業法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この法律の施行前に鉱業法第二十一条第一項の規定により設定された水銀鉱の掘採に係る鉱業権は、この法律の施行の日の前日において消滅するものとする。ただし、附則第二条の規定により水銀鉱を掘採する者については、同条に規定する期間は、当該鉱業権は存続するものとみなして、前条の規定による改正後の鉱業法の規定を適用する。

２　この法律の施行の際現に鉱業法第二十一条第一項の規定により経済産業大臣に対してされている鉱業権の設定の出願については、この法律の施行後は、当該出願のうち水銀鉱の掘採に係る鉱業権の設定の出願は、されなかったものとみなす。

（鉱業法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置）

第七条　附則第五条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第６条関係

「○条の規定による改正後の…の規定は、この法律の施行後に…について適用し、この法律の施行前に…については、なお従前の例による。」

○建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成一四年法律第一四〇号）

附　則

（マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後のマンションの建替えの円滑化等に関する法律（以下「新マンション建替え円滑化法」という。）第十条第一項及び第十四条第一項の規定は、この法律の施行後に新マンション建替え円滑化法第九条第一項又は第三十四条第一項の規定によりされた認可の申請に係る事業計画、認可の公告及び図書の送付について適用し、この法律の施行前にした第二条の規定による改正前のマンションの建替えの円滑化等に関する法律（以下「旧マンション建替え円滑化法」という。）第九条第一項又は第三十四条第一項の規定によりされた認可の申請に係る事業計画、認可の公告及び図書の送付については、なお従前の例による。

○不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成一七年法律第七五号）

附　則

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の不正競争防止法第二条第一項第三号の規定は、この法律の施行後にした同号に掲げる行為について適用し、この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の不正競争防止法第二条第一項第三号に掲げる行為については、なお従前の例による。

附則第６条第２項関係
「…は、…日までの間、存続するものとする。」

○国立学校設置法の一部を改正する等の法律（昭和五十五年三月三十一日法律第十四号）

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

（新潟大学の法文学部等の存続に関する経過措置）

2　新潟大学、金沢大学及び岡山大学の各法文学部、福島大学経済短期大学部並びに国立養護教諭養成所に、第一条の規定による改正後の国立学校設置法第三条第一項及び第三条の三第二項並びに第二条の規定にかかわらず、昭和五十五年三月三十一日に当該学部、短期大学部又は養護教諭養成所に在学する者が当該学部、短期大学部又は養護教諭養成所に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3～11　（略）

附則第６条第２項関係
「支給が終了」

○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）

（一般会計への繰入れ）

第三十四条　（略）

2　犯罪被害財産支給手続が終了した後に第十六条第一項（第二十条において準用する場合を含む。）の規定により被害回復給付金を支給した場合において、その支給が終了した時に給付資金を保管しているときも、前項と同様とする。

附則第６条第３項・第７条関係

罰則規定を削除する改正法の附則において、なおその効力を有することとされる場合における罰則の適用についてなお従前の例による旨の規定を置いている場合に、当該なおその効力を有することとされる規定に当該削除される罰則規定を含まない例

○地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律
（平成二十三年法律第五十六条）

地方公務員等共済組合法（昭和二十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条・第二条」を「第一条―第二条」に、「第百五十条の二」を「第百五十一条」に改め、「第十一章　地方議会議員の年金制度（第百五十一条―第百七十三条）」を削る。

（中略）

附　則

（存続共済会）

第二十三条　旧共済会は、次に掲げる業務を行うため、この法律の施行後も、旧法第百五十一条の規定により設けられた地方議会議員共済会としてなお存続するものとする。この場合において、同条、旧法第百五十二条（第一項第七号を除く。）、第百五十三条から第百五十七条の二まで、第百六十七条、第百六十七条の二、第百七十条から第百七十一条まで及び附則第三十六条の規定は、なおその効力を有する。

一～四　（略）

2～4　（略）

（罰則に関する経過措置）

第二十九条　この法律の施行前にした行為及び附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

◆本一部改正法による改正前の地方公務員等共済組合法

第十一章　地方議会議員の年金制度

（中略）

（罰則）

第百七十二条　第百七十条第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第百七十三条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした共済会の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第百五十二条第二項又は第百五十六条の五の規定により総務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第百五十三条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第百五十七条の規定による総務省令に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

四　第百七十条第四項の規定による総務大臣の命令に違反したとき。

（後略）

※本一部改正法により、旧法の第11章（第151条から第173条まで）が削除されているところ、附則第23条によって「なおその効力を有する」こととされている同章の規定には、同章に規定されている罰則規定（第172条及び第173条）は定められていない。

附則第６条第３項関係

「前条（項）の規定によりなお存続する…○○については、旧○○法…の規定は、…なおその効力を有する。」

○農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）

附　則

（旧農業協同組合中央会の存続）

第九条　旧農協法の規定により設立された農業協同組合中央会であってこの法律の施行の際現に存するものは、施行日以後も、旧農協法の規定により設立された農業協同組合中央会としてなお存続するものとする。

（存続中央会に係る旧農協法の効力）

第十条　前条の規定によりなお存続するものとされた農業協同組合中央会（以下「存続中央会」という。）については、旧農協法（第七十三条の十七、第七十三条の二十一、第七十三条の三十四第三項及び第五項、第七十三条の四十二、第三章第五節並びに第七十三条の四十八第二項を除く。）の規定は、存続中央会が解散した場合又は附則第二十七条第一項の規定により解散したものとみなされた場合にあってはその清算結了の登記の時、附則第十二条又は第二十一条の規定により組織変更をする場合にあってはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、なおその効力を有する。

附則第６条第４項関係

「○○は、…場合において、…基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。」

○国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）

附　則

（基金）

第五条の二　（略）

２・３　（略）

４　機構は、基金を廃止する場合において、基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

○独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）

附　則

（先端研究助成基金等）

第二条の二　（略）

２・３　（略）

４　振興会は、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を廃止する場合において、これらの基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

附則第７条関係

条見出しとして「罰則に関する経過措置」と規定する例

○農業機械化促進法を廃止する等の法律（平成二九年四月二一日法律第一九号）

附　則

（農業機械化促進法の廃止に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による廃止前の農業機械化促進法第十六条第一項第二号の規定により行われた出資に係る同法第五条の六第二項に規定する認定計画の変更の認定及び認定の取消し並びに当該認定計画に係る同条第一項に規定する認定事業者に対する同法第五条の八の規定による報告の徴収については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

※農業機械化促進法（昭和二十八年八月二十七日法律第二百五十二号）

（報告の徴収）

第五条の八　農林水産大臣は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の実施状況について報告を求めることができる。

第十八条　第五条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

附則第７条関係

「この法律の施行前にした行為及び○○の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）

附　則

（罰則に関する経過措置）

第二十九条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第百十一号）

附　則

（罰則に関する経過措置）

第二十八条　この法律の施行前にした行為及び附則第二十六条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第８条関係
検討規定を削除している例

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第四十七号）

附　則

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第十三条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条を削る。

※　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十七号）

附　則

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、事業支配力の過度の集中を防止する観点から、設立等が禁止される持株会社の範囲及び持株会社の事業活動の実態を把握する方法並びに大規模会社の株式保有総額の制限の対象となる株式の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則第８条関係

附則における他法令の一部改正を後の法律改正において削っている例

○サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十一号）

第一条　サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

（中略）

附則第二条を削り、附則第三条を附則第二条とし、附則第四条を削る。

※サイバーセキュリティ基本法（平成二十六法律第百四号）

附　則

（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部改正）

第四条　高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「事務」の下に「（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二十五条第一項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進に関するものを除く。）」を加える。

※高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）

（所掌事務等）

第二十六条　本部は、次に掲げる事務（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二十五条第一項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進に関するものを除く。）をつかさどる。

附則第11条（事業団法第23条）関係
連続する項で、「前項…」「前二項…」「前三項…」と各項で規定する例

○年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）

（金融事業者再就職者による依頼等の規制）

第十七条　管理運用法人役職員であった者であって離職後に金融事業者の地位に就いている者（退職手当通算予定役職員であった者であって引き続いて退職手当通算法人等の地位に就いている者を除く。以下この条において「金融事業者再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた管理運用法人の内部組織として厚生労働省令で定めるものに属する役員又は職員に対し、契約事務（管理運用法人と当該金融事業者又はその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約に関する事務をいう。以下この条において同じ。）であって離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2　前項に定めるもののほか、金融事業者再就職者のうち、管理運用法人の役員又は管理若しくは監督の地位として厚生労働省令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該地位に就いていた時に在職していた内部組織として厚生労働省令で定めるものに属する役員又は職員に対し、契約事務であって離職した日の五年前の日より前の職務（当該地位に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

3　前二項に定めるもののほか、金融事業者再就職者は、管理運用法人の役員又は職員に対し、管理運用法人と当該金融事業者又はその子法人との間の契約であって管理運用法人においてその締結について自らが決定したものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

4　前三項の規定は、金融事業者再就職者が管理運用法人の役員又は職員に対し、契約事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより管理運用法人の業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として厚生労働省令で定める場合において、理事長の承認を得て、金融事業者再就職者が当該承認に係る役員又は職員に対し、当該承認に係る契約事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合には、適用しない。

5　（略）

附則第11条（事業団法第23条第4項）関係
「私立学校」

○日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　私立学校　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する私立学校及び学校法人が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。附則第十三条において同じ。）をいう。

二～五　（略）

附則第11条（事業団法第23条第4項）関係
「私立学校である大学」

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）

第十四条　国共済法第二十九条第二項の規定及び国共済法の短期給付に関する規定（国共済法第六十八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、第十一条第一項の規定により法科大学院を置く私立大学（学校教育法第二条第二項に規定する私立学校である大学をいう。）に派遣された検察官等（以下「私立大学派遣検察官等」という。）には、適用しない。この場合において、国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員（国共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）が私立大学派遣検察官等となったときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日の前日に退職（国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなし、私立大学派遣検察官等が国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となったときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日に職員となったものとみなす。

2～5　（略）

附則第11条（事業団法第23条第4項）関係
「…である○○に係るもの」

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）

（国土交通大臣への権限の委任）

第四条　法第百四条第一項に規定する報告徴収等の権限のうち、船員（船員法第一条に規定する船員をいう。）である技能実習生（法第二条第一項に規定する技能実習生をいう。）に係るものは、国土交通大臣に委任する。ただし、主務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

附則第11条（事業団法第23条第4項）関係
「（…に係るものに限る。）」

○特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）

（許可）

第百四十三条　（略）

2　前項の許可「（カジノ関連機器等製造業に係るものに限る。）」は、製造所ごとに受けなければならない。

附則第11条（事業団法第23条第4項）関係

「○○に充てるための○○金」に必要な資金について規定する例

○肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）

（生産者補給交付金等の交付）

第六条　機構は、平均売買価格が保証基準価格を下回る場合には、予算の範囲内で、第十条に定めるところにより、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第二十四条の三の五に規定する都道府県肉用子牛価格安定基金協会（以下「協会」という。）であつて都道府県知事の指定を受けたものに対し、当該協会が生産者補給金交付契約（協会が肉用子牛の生産者（肉用子牛を譲り受けてその飼養を行う者にあつてはその譲受けに係る肉用子牛が政令で定める要件に適合するものに限り、法人にあつては政令で定めるものに限る。以下同じ。）に交付する生産者補給金に係る契約であつて、平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金（以下「生産者積立金」という。）の積立てに要する負担金を肉用子牛の生産者が協会に納付する旨の定めがあるものをいう。以下同じ。）に係る肉用子牛につきその生産者に交付する生産者補給金の全部又は一部に充てるため、生産者補給交付金を交付することができる。

2・3　（略）

附則第11条（事業団法第23条第4項）関係

「に要する費用に充てるための資金を交付する」

○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）

（交付金）

第三十八条　政府は、政令で定めるところにより、支払基金に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

○石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（交付金等）

第三十二条　政府は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用（当該支給の事務の執行に要する費用を含む。次項を除き、以下同じ。）に充てるための資金を交付することができる。

2　（略）

附則第11条（事業団法第23条第4項）関係
「○○するために必要な資金の交付」

○原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）

（目的）

第一条　原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号。以下「賠償法」という。）第三条の規定により原子力事業者（第三十八条第一項に規定する原子力事業者をいう。以下この条及び第三十七条において同じ。）が賠償の責めに任ずべき額が賠償法第七条第一項に規定する賠償措置額（第四十一条第一項において単に「賠償措置額」という。）を超える原子力損害（賠償法第二条第二項に規定する原子力損害をいう。以下同じ。）が生じた場合において、当該原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付その他の業務を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等（第三十八条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に係る事業の円滑な運営の確保を図るとともに、原子力事業者が設置した発電用原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下この条において同じ。）又は実用再処理施設（第三十八条第一項第二号に規定する実用再処理施設をいう。以下この条において同じ。）が原子炉等規制法第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設として指定された場合において、当該原子力事業者が廃炉等（当該指定に係る発電用原子炉施設に係る実用発電用原子炉（第三十八条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉をいう。）の廃止（放射性物質によって汚染された水に係る措置を含む。）又は当該指定に係る実用再処理施設に係る再処理（原子炉等規制法第二条第十項に規定する再処理をいう。第三十八条第一項第二号において同じ。）の事業の廃止をいう。以下同じ。）を実施するために必要な技術に関する研究及び開発、廃炉等積立金の管理、助言、指導及び勧告その他の業務を行うことにより、廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

附則第11条（事業団法第23条第4項）関係
「○○の交付を受け、これを財源として、○○に対し、○○を交付する」

○日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）

（業務）

第二十三条　事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。

二～十　（略）

2～4　（略）

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）

（業務の範囲）

第十三条　（略）

2　（略）

一　（略）

二　鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号）第八条第七項又は踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第八条第三項の規定による国の補助金の交付を受け、これを財源として、鉄道事業者に対し、補助金を交付すること。

三～十　（略）

3～4　（略）

附則第12条関係

内閣府設置法第３項各号において「Ａ（○○〔他の法律〕第○条に規定するものをいう。）」と規定する例

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）

（所掌事務）

第四条　（略）

２　（略）

３　前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十七の二　（略）

二十七の三　少子化に対処するための施策の大綱（少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第七条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

二十七の四～六十二　（略）

附則第13条関係

「この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。」

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）

附　則

（政令への委任）

第十条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

附　則

（政令への委任）

第十三条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則第13条関係

附則の最後の条に経過措置に関する包括的な政令委任を規定する例

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）

附　則

（施行期日）

第一条　（略）

（施行前の準備）

第二条・第三条　（略）

（雇用保険法の一部改正）

第四条　（略）

（雇用保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　（略）

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第六条　（略）

（特別会計に関する法律の一部改正）

第七条　（略）

（住民基本台帳法の一部改正）

第八条　（略）

（住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　（略）

（社会保険労務士法の一部改正）

第十条　（略）

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十一条　（略）

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正）

第十二条　（略）

（検討）

第十三条　（略）

2　（略）

（政令への委任）

第十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

大学等における修学の支援に関する法律案
内閣法制局御説明資料

平成３１年１月文部科学省高等教育局
高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム

本法律案の概要について …… 1
題名について …… 6
第１条関係（目的について） …… 7
第２条関係（定義について） …… 8
第３条関係（大学等における修学の支援について） …… 12
第４条関係（学資支給について） …… 14
第５条関係（学資支給の実施について） …… 15
第６条関係（授業料等減免について） …… 16
第７条関係（大学等の確認について） …… 18
第８条関係（確認大学等の設置者による授業料等減免について） …… 22
第９条関係（確認要件に適合しなくなった場合等の届出について） …… 24
第 10 条及び第 11 条関係（国等の支弁及び国の負担について） …… 25
第 12 条関係（認定の取消し等について） …… 39
第 13 条関係（報告等について） …… 41
第 14 条関係（勧告、命令等について） …… 45
第 15 条関係（確認の取消し等について） …… 47
第 16 条関係（授業料等減免対象者が在学している場合の特例） …… 50
第 17 条関係（日本私立学校振興・共済事業団を通じた減免費用の支弁について） …… 52
第 18 条関係（省令への委任について） …… 57
第 19 条関係（罰則について） …… 58
附則の規定順について …… 59
附則第１条関係（施行期日について） …… 62
附則第２条関係（施行前の準備について） …… 63
附則第３条関係（検討について） …… 64
附則第４条関係（政府の補助等に係る費用の財源について） …… 65
附則第５～７条関係（独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正について） …… 66
附則第８条関係（独立行政法人日本学生支援機構の一部を改正する法律の一部改正について） …… 69
附則第９条関係（地方財政法の一部改正について） …… 70
附則第 10 条関係（地方税法の一部改正について） …… 72
附則第 11 条関係（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正について） …… 73
附則第 12 条関係（内閣府設置法の一部改正について） …… 82
附則第 13 条関係（政令への委任について） …… 86

本法律案の概要について

1．大学等における修学の支援の必要性

急速に進展する少子化への対応が我が国の喫緊の課題となっているが、その大きな要因の一つとして、家計における子育てや教育にかかる費用負担の問題がある。

実際に、理想の子供数を持たない主な理由として、子育てや教育に費用がかかりすぎることが挙げられており（参照別添１）、また、「どのような支援があれば、子どもが欲しいか」との質問には、「将来の教育費に対する補助」との回答が最も多い（参考別添２）といった調査結果が得られている。

これは、親としては、高等学校卒か否かといった学歴により生涯賃金に大きな差があることから（参考別添３）、子供が、将来、社会で自立し、活躍することを期待して、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校（以下「専門学校」という。）をいう。以下同じ。）まで進学し、卒業することを望むものの、そのためには、大学等の授業料及び入学金（以下「授業料等」という。）を負担する必要があり、また、子供が高校卒業後に就職する場合には必要とはならない修学期間中の子どもの養育の費用が必要となるからである。

さらに、低所得者世帯の子供については、大学等への進学率が低く、高等学校卒業後に就職している割合が高いといった現状があるが（参考別添３）、その大きな要因の一つには、これらの世帯では大学等における修学に係る費用を負担することが容易ではないためである。

このため、こうした状況を改善するため、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、大学等における修学の支援を行うことにより、理想の子供数を持たない要因となっている子育てや教育にかかる費用負担を軽減することにより、子どもを安心して生み育てられる環境を作ることが必要である。

このような観点から、低所得者世帯の者に対する大学等における修学の支援は、少子化の進展への対処に寄与することとなる。

2．支援の種類

大学等において修学を行うためには、まずは、大学等の授業料等について支援を行うことが必須である。さらに、進学後の学生生活を送るのに必要な費用を賄えるよう学資を支給する必要がある。

このため、大学等における修学の支援としては、下記の通り、（１）学資支給及び（２）授業料等減免により行うこととする。

（1）学資支給

学資に対する支援としては、既にいわゆる給付型奨学金が独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）により実施されていることを踏まえ、本法案による学資支給については、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号。以下「機構法」という。）第17条の2第1項に規定する学資支給金の支給とし、その実施は機構法の定めるところによるものとする旨を規定する。

（2）授業料等減免

本法案においては、授業料等減免について、下記のような制度を創設する。

ア．文部科学大臣等による大学等の確認

大学等の設置者が、授業料等減免（下記イ．により行う授業料等の減免をいう。以下同じ。）を行い、国又は地方公共団体（以下「国等」という。）から当該授業料等減免に要する費用の支弁を受けようとする場合には、当該設置者は、文部科学大臣等の国の行政機関の長又は地方公共団体の長（以下「文部科学大臣等」という。）に対し、当該大学が、確認要件（大学等が社会で自立し、及び活躍することができる人材を育成するために必要な質の高い教育を実施し、並びにその経営を継続的かつ安定的に行う上で求められるものとして文部科学省令で定める要件をいう。以下同じ。）に適合することの確認を求めることができる。確認を行う者は以下の通り。

・国立大学等、私立大学等（専門学校を除く）：国の行政機関の長
・公立大学等：都道府県知事・市町村長
・私立専門学校：都道府県知事

イ．確認大学等の設置者による授業料等の減免の実施

確認を受けた大学等（以下「確認大学等」という。）の設置者は、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者（以下「対象者」という。）として認定し、当該対象者に対して授業料の等減免を行うものとする。この設置者が行う授業料等減免の額は、確認大学等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

ウ．減免費用の支弁

国等は、大学等に係る授業料等減免に要する費用（以下「減免費用」という。）を支弁する。支弁する者は以下の通り。

・国立大学等、私立大学等（専門学校を除く）：国
・公立大学等：都道府県・市町村
・私立専門学校：都道府県

（私立専門学校については減免費用の1／2を国が負担）

3．適正な運用を確保するための規定の整備

（1）認定の取消し・徴収金の徴収

設置者は、対象者が、偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けたとき、又は学業成績が著しく不良となったと認められる等のときは、対象者としての認定を取り消すことができることとし、当該認定を取り消したときは、確認を行った文部科学大臣等に届け出なければならないこととする。

国等は、この届出があった場合において、当該認定を取り消された者に対する授業料等減免に係る減免費用を既に支弁しているときは、国税徴収の例により、当該設置者から当該減免費用に相当する金額を徴収することができることとする。

（2）監督関連規定・罰則

文部科学大臣等は、対象者、その生計を維持する者等又は設置者等に対して報告等の徴収等を行えるものとする。また、文部科学大臣等は、必要があるときは、設置者に対する勧告及び命令等並びに確認の取消しを行うことができることとする。

また、対象者、その生計を維持する者又は設置者等の虚偽報告等は罰金に処す。

なお、設置者の確認が取り消された場合又は設置者が確認を辞退した場合に、対象者が在学しているときは、取消し又は辞退後も当該設置者は授業料等減免を実施するとともに、国等は減免費用を支弁又は負担することとする。ただし、設置者に減免費用の支弁又は確認に関して不正があったことにより取り消されたときは、国等は支弁又は負担を行わないものとする。

4．附則関係

（1）施行期日

消費税率引上げの日（2019 年 10 月１日）の属する年の翌年の４月１日までの間において政令で定める日から施行する（2020 年４月１日を予定）。ただし、この法律を施行するために必要な手続等は、公布の日から施行する。

（2）関係法の一部改正

ア．機構法の一部改正

学資支給金の対象が、確認大学等に在学する学生等であることを明記するとともに、学資支給金を不正に受けた学生等への対応として、不正利得の徴収の際の加算金に関する規定を整備する。また、財源として消費税率引上げによる増収分を活用することに伴い、学資支給基金に係る規定を削除し、現行の学資支給金の支給が終わるまでの間に必要となる経過措置を設ける。

イ．その他の関係法について所要の改正を行う。

＜学資支給と授業料等減免の仕組み（概要）＞

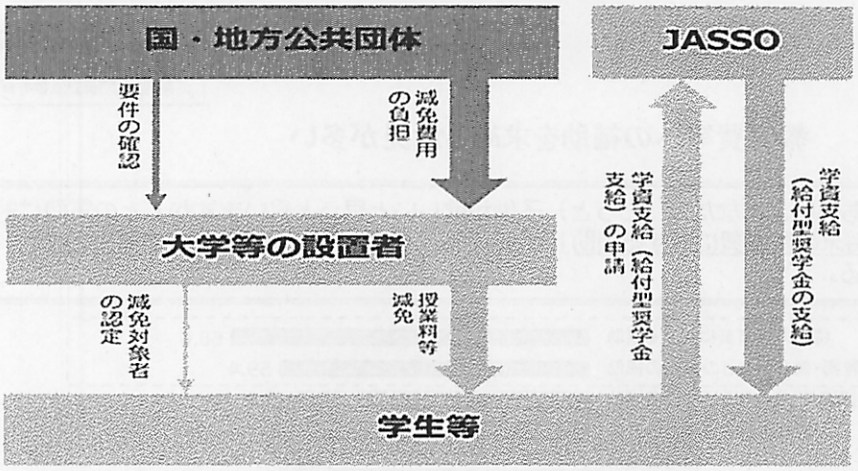

※大学等の要件確認及び減免費用の支弁は、以下の者が行う。
・国立大学等、私立大学等（専門学校を除く）：国
・公立大学等　：都道府県・市町村
・私立専門学校：都道府県（国が２分の１負担）

＜参考別添１＞

人生100年時代構想会議中間報告(H29.12)参考資料
／第1回専門調査会議参考資料

子育てや教育にかかる費用が少子化の要因の一つ

○ 理想の子供数を持たない理由（複数回答）について、30歳未満では76.5%、30～34歳は81.1%が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答している。

妻の年齢別にみた、理想の子ども数を持たない理由（予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦）

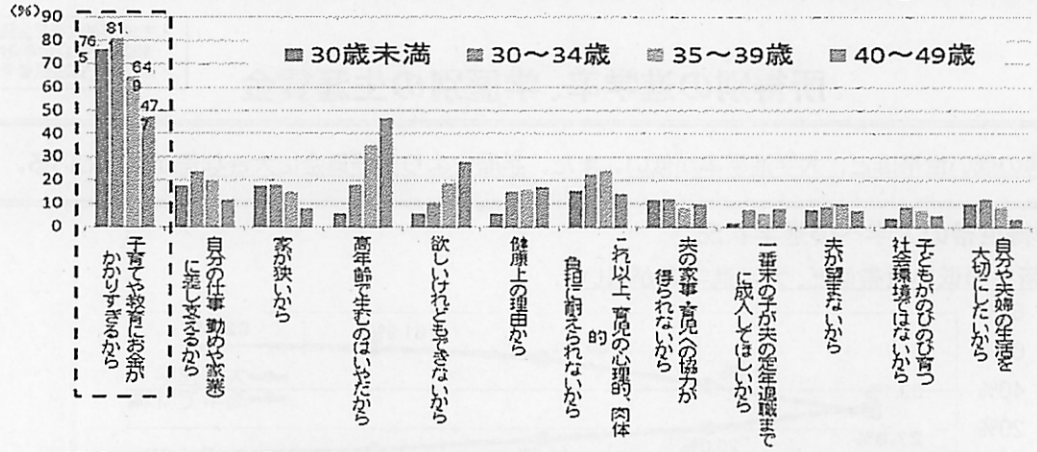

（注）妻が50歳未満である初婚どうしの夫婦のうち、予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦（約3割）を対象に行った質問（妻が回答者）。
出典：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015年）

＜参考別添２＞

人生100年時代構想会議中間報告(H29.12)参考資料／第1回専門家会議参考資料

教育費等への補助を求める意見が多い

○「どのようなことがあれば、あなたは（もっと）子供が欲しいと思うと思いますか」との質問に対し（複数回答）、「将来の教育費に対する補助」が68.6%、「幼稚園・保育所などの費用の補助」が59.4%となっている。

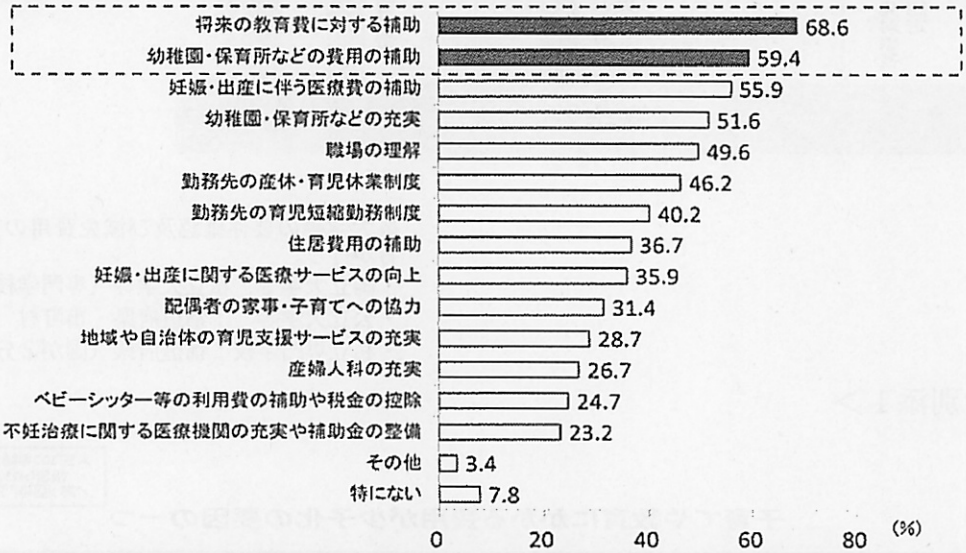

出典：内閣府政策統括官（共生社会政策担当）平成26年度「結婚・家族形成に関する意識調査」より作成。
※20代、30代の男女を対象とした調査。

40

＜参考別添３＞

人生100年時代構想会議中間報告(H29.12)参考資料／第1回専門家会議参考資料

所得別の進学率、学歴別の生涯賃金

○所得の低い世帯ほど、大学進学率が低い。また、学歴により生涯賃金に大きな差が生じている。

＜低所得世帯の大学への進学状況＞

○ 所得の低い世帯ほど、大学進学率が低い。

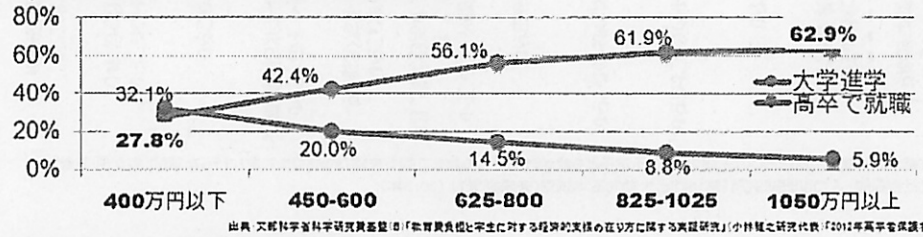

出典：文部科学省科学研究費基盤(B)「教育費負担と学生に対する経済的支援の在り方に関する実証研究」（小林雅之研究代表）「2012年高卒者保護者調査」

○ (独)日本学生支援機構の調査(平成27年)では、
・住民税非課税世帯(世帯年収250万円未満程度)の大学進学率は20%と推計。(全世帯平均52%)
・ 〃 高等教育進学率(大学、短大、高専、専門学校)は40%と推計。(全世帯平均80%)

※進学率の全世帯平均は、学校基本調査（平成28年）を基に文部科学省で算出。

＜学歴別の生涯賃金差＞

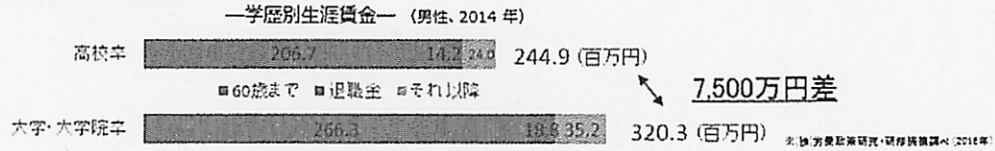

※独)労働政策研究・研修機構(2016年)

41

題名について

1．法案の題名は、支援内容を端的に示す一般的な題名、すなわち「大学等における修学の支援に関する法律」とすることとしており、支援措置の具体的な内容を例示したり、支援対象者の範囲を明示したりはしないこととしている。

これは、次頁で詳述するように、今回の制度が異なる二つの支援を一体的に行うものであり、本法案はそうした大学等における修学の支援を一元的に規定する法律であることを示す上で、上記のような一般的な題名とすることが適当であること、また、支援対象者の範囲は将来的にかわる可能性もあること等を踏まえたものである。

2．このような題名を付している類似の例としては、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）がある。同法は、

（1）用途が法律上特定されていない現金給付（子どものための現金給付（児童手当の支給））と、用途が法律上特定されている経済的支援（子どものための教育・保育給付）により、少子化の進行への対処を行っている点

（2）支援対象者についても支援が必要となる一定の範囲（子どものための教育・保育給付については３歳未満で保育の必要性がない者は対象外等）に限っている点

（3）二つの支援を一元的に一つの法律において規定している点

において、本法と同様となっている。

3．また、子ども・子育て支援法については、その支援対象者の範囲を拡大の方向で今回改正予定であるが、題名については変更する予定はない。このほか、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための法律である、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）も支援内容を法律の題名として規定している。この法律では、当初は支援対象者の限定がなかったが、その後、所得制限が取り入れられ、支援対象者は一定の範囲に限られているものの、高等学校等就学支援金の支給に対応する部分の題名は変更されていない。

今回の法律案についても、支援対象が今後変動する可能性もあることも踏まえて、「大学等における修学の支援」とする。

第１条関係（目的について）

１．本法律案は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行うことにより、その修学に係る経済的負担の軽減を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とすることを定めている。

２．本法律案に基づく学資支給及び授業料等減免は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、大学等における修学の支援を行うことにより、理想の子供数を持たない要因となっている子育てや教育にかかる費用負担を軽減することにより、子どもを安心して生み育てられる環境を作るという観点から少子化の進展への対処に寄与するものであり、本条でもその趣旨を規定している。

３．本法律案は、真に支援が必要な低所得者世帯の学生等に対して、進学後の学生生活を送るのに必要な生活費を賄うための学資支給及び授業料等減免を行うものであるが、こうした学生等への奨学のための施策としては、これまで、機構が機構法に基づき学生等に対して行う貸与型奨学金（有利子奨学金及び無利子奨学金）及び給付型奨学金（平成 29 年度年度に創設）並びに大学等が行う授業料等減免については予算措置（運営費交付金及び私学助成等）等により実施してきた。

４．しかしながら、現在も、子育てや教育に要する費用の負担が理想の子供数を持たない主な原因となっている現状及び低所得者世帯の子供は大学等への進学率が低い現状がある。

５．このような観点から、低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図り、もって少子化の進展への対処に寄与するために、今回、その対象者数及び支援額を拡充して、給付型奨学金及び授業料等減免の措置を講ずることとした。（P１「法律案の概要について」１．参照）。

なお、本法律案の上記内容については、政府が現在進めようとしている「人づくり革命」の主要施策の一つとして、累次の閣議決定等（※）において位置付けられているものである。

（※）「新しい経済政策パッケージ」（平成 28 年 12 月 8 日閣議決定）
「人づくり革命 基本構想」（平成30年6月13日人生100年時代構想会議とりまとめ）
「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）

第２条関係（定義について）

１．第１項

大学等における修学の支援の対象範囲に係る「大学等」の範囲を、以下のとおりとする。

①大学（大学院大学を除く。以下同じ。）（※）

②高等専門学校

③専門課程を置く専修学校（以下「専門学校」という。）

（※）短期大学について

短期大学は、学校教育法上は「大学」の一種として位置づけられているため、本項においても、「大学」の中に含めている。（同法では、大学が、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする」（同法第108条第１項）場合に、修業年限を２年又は３年とすることができ（同条第２項）、そのような大学を短期大学と称することとしている（同条第３項）。）

２．第２項

「学生等」の範囲は、以下のとおりとする。

①（短期大学以外の）大学の学部の学生

②短期大学の学科及び認定専攻科（※）の学生

③高等専門学校の学科（第４学年及び第５学年に限る。以下同じ。）及び認定専攻科（※）の学生

④専修学校の専門課程の生徒

（※）大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科

文部科学省令では独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下単に「学位授与機構」という。）が定める要件を満たす短期大学及び高等専門学校の専攻科（以下「認定専攻科」という。）を規定する予定。認定専攻科については下記の【参考】を参照。

３．大学等及び学生等の範囲の考え方

（１）今回の支援措置が大学院を対象とせず、学部を対象とすることについて

今回の支援措置は、大学の学部、短期大学、高等専門学校及び専修学校の専門課程への進学率が合計で約８割となっていることを踏まえ、国民一般が広く進学するこのような教育機関について、経済的事情により進学できない者が生じないよう、大学等における修学を支援するものである。

子供を持つ者や持とうとする者は、国民の多くが進学しており、高等学校卒業後に就職する者に比べ、一般に、卒業後により高い賃金が得られる大学等に子供を進学させることを期待すると考えられるが、現状では大学等の修学に係る教育費負担がネックとなり、理想の子供数を持てない状況が生じてい

る。このような現状を踏まえ、大学等への進学率が低い低所得者世帯の者に対して、大学の学部段階への進学を支援することにより、大学等における修学に係る教育費の負担を軽減し安心して子供を生み育てられる環境を創り、少子化の進展に対処に寄与することが期待される。

なお、上記を踏まえ、大学院のみを設置する大学院大学を第７条第１項の確認を求める主体等として含める必要がないことから、大学から大学院大学を除く。

（２）専攻科、別科について

大学（短期大学を除く。以下（２）において同じ。）、短期大学には専攻科及び別科を（学校教育法第 91 条）、高等専門学校に専攻科（同法第 119 条）を置くことができるが、本法律案では以下の理由から、このうち、学位授与機構が定める要件を満たす、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科の学生のみを対象とすることとする。

① 別科及び専攻科については、その設置は届出のみで可能であり、教職員組織や卒業要件等についての定めもないなど、緩やかな枠組みの中で運用されており、実際に、その実態も多様である。今回の支援措置が、社会で自立し、活躍する人材の育成を目的としていることに鑑みれば、大学等の教育内容は設置認可を受けるなど一定の基準を満たしたものである必要があるため、別科、専攻科の学生については原則として対象としない。

② ただし、認定専攻科は、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者が一定の学修を行い、かつ、学位授与機構が行う審査に合格した場合には、学位授与機構がその者に学士の学位を授与することとされている（同法第 104 条第７項第１号、学位規則（昭和 28 年文部省令第９号）第６条第１項）。

今回の支援措置が大学卒業までを対象としていること、短期大学に入学した後に大学に編入学する場合には大学卒業まで支援措置の対象となることとのバランスも踏まえ、上記のように学位の面において大学相当として扱われる短期大学及び高等専門学校の認定専攻科の学生については支援措置の対象とする。

③ 大学の専攻科については、「大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者」（学校教育法第 91 条第２項）を対象とするものであり、大学院同様に、既に大学の学部相当を卒業した者を対象とするものである。このため、大学の専攻科の学生は支援措置の対象とはしない。

また、大学と短期大学の別科は、①のとおり、緩やかな枠組みで運用されており、学位の面で学部等に相当するものとして扱われているということもない。これらを踏まえると、その学生の修学については、一定の基準が必ずしも担保できるとは言えないことから、大学と短期大学の別科の学生について

も支援措置の対象外とする。

4．第3項

「確認大学等」について、第7条第1項の確認を受けた大学等をいう旨の定義規定を置くこととする。

「確認大学等」は、本法律案の仕組み上用いられる回数が多いとともに、重要な意義を有する用語であることから、本項において定義を置くものである。

【参考】

＜専攻科の概要＞

入学資格 ： 大学（短期大学を含む。）又は高等専門学校を卒業した者等

目　　的 ： 精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること

設 置 者 ： 大学（短期大学を含む。）、高等専門学校

修業年限 ： 1年以上

学　　位 ： 修了時に学位は授与されない。短期大学又は高等専門学校を卒業した者等で、認定専攻科で一定の学修を行ったものに対しては、学位授与機構の審査により学士の学位を授与。

学 生 数 ： 6,088人（平成29年度 学校基本調査）

〔内訳〕大学893人、短期大学2,007人、高等専門学校3,188人

＜別科の概要＞

入学資格 ： 大学への入学資格を有する者

目　　的 ： 簡易な程度において、特別の技能教育を施すこと

設 置 者 ： 大学（短期大学を含む。）

修業年限 ： 1年以上

学　　位 ： 修了時に学位は授与されない。

学 生 数 ： 5,065人（平成29年度 学校基本調査）

〔内訳〕大学4,721人、短期大学353人

【参考】

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第九十一条　大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

② 大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

③ 大学の別科は、前条第一項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第百十九条　高等専門学校には、専攻科を置くことができる。

②　高等専門学校の専攻科は、高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第百四条　（略）

②～⑥　（略）

⑦　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一　短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者　学士

二　（略）

○学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）

（学士、修士及び博士の学位授与の要件）

第六条　法第百四条第四項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十一条第一項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

一　大学に二年以上在学し六十二単位以上を修得した者

二　高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち法第五十八条の二（法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの

三　専修学校の専門課程を修了した者のうち法第百三十二条の規定により大学に編入学することができるもの

四　外国において学校教育における十四年の課程を修了した者

五　その他前各号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者

2　（略）

第３条関係（大学等における修学の支援について）

１．学資支給及び授業料等減免を二つの制度で行う理由

大学等における修学の支援に係る資金の交付先については、学資支給は進学後の学生生活を送るのに必要な費用を賄うものであるため、個人に交付することが適切であるが、授業料等減免については確実に授業料の支払いに充てられるようにするため、大学等の設置者に交付することが適切と考えられる。

次に、交付者については、学資支給は学資支給金の支給とすることとしており、当該学資支給金の支給は、従来より実施しノウハウを有する機構が担当することが適切である。一方、授業料等減免については、現在の公費支援（※）を前提として、国と地方で調整した結果、国立の大学等については国が、公立の大学等については都道府県又は市町村が、私立の大学及び高等専門学校については国が、私立の専門学校については都道府県が担当することとした。

以上から、学資支給と授業料等減免は、それぞれ費用の交付者と交付先が異なるため、二本立ての仕組みとするものである。

（※）【参考】現在の授業料等減免に係る公費支援について

国立の大学等：国が運営費交付金として交付

公立の大学等：地方財政措置されており、都道府県又は市町村が交付

私立の大学及び高等専門学校：国が私学助成として補助

私立の専門学校：一部の都道府県が補助

２．二つの制度を一つの法律で規定する理由

学資支給及び授業料等減免は仕組み上の違いから別の二つの制度としているものの、進学後の学生生活を送るのに必要な費用を賄う学資支給及び授業料等減免は、真に支援が必要な学生等が一定の要件を満たす大学等において修学することを実現するための支援として、密接不可分な一元的に扱われるべき制度である。実際にも、学生等は両制度を同時に活用することが想定されており、二つの制度は一体的に構築されるものである。

子ども・子育て支援法では子ども・子育て支援対策について包括的・一元的な制度を構築するため、別の法律に規定する児童手当を「子どものための現金給付」として、「子どものための教育・保育給付」とともに、「子ども・子育て支援給付」とし、同法に二つの制度を一元的に位置付けている。

学資支給及び授業料等減免についても、その一元的・一体的性質に鑑み、子ども・子育て支援法にならい、機構法に定める学資支給金を学資支給として、授業料等減免とともに本法律案に位置付けることとする。

３．規定ぶり

大学等における修学の支援として一体として行う二つの制度は、第１条に規定する通り、共通の対象者について実施するものである。このため、第３条では、大学等における修学の支援として学資支給及び授業料等減免を規定するとともに、両制度の対象者はともに、確認大学等に在学する学生のうち、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものである旨を規定する。

また、二つの制度の規定順については、子ども・子育て支援法が、児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）に基づいて従来より実施してきた児童手当である「子どものための現金給付」を先に規定し、同法に基づいて新たに整備した給付である「子どものための教育・保育給付」を後で規定している例を踏まえ、従来から法律に基づいて実施し、制度として定着している現金給付である学資支給を先に規定し、今回新たな制度として創設する授業料等減免を後に規定することとする。

【参考】

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（子ども・子育て支援給付の種類）

第八条　子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付及び子どものための教育・保育給付とする。

第九条　子どものための現金給付は、児童手当（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に規定する児童手当をいう。以下同じ。）の支給とする。

第十条　子どものための現金給付については、この法律に別段の定めがあるものを除き、児童手当法の定めるところによる。

（子どものための教育・保育給付）

第十一条　子どものための教育・保育給付は、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給とする。

第４条関係（学資支給について）

学資支給は授業料等減免と一体的な制度として実施するものであることから、学資支給は機構法第17条の２第１項に規定する学資支給金の支給とすることを定め、授業料等減免と共に一元的に本法案に位置付けている。

学資支給を本法案に位置付けることにより、学資支給と授業料等減免の両制度について、附則第４条に基づき、学資支給に要する費用として政府が機構に補助するもの及び減免費用（第10条の規定による国の支弁、第11条の規定による国の負担に係るもの）のいずれについても、消費税率引上げに伴う増収分を活用して確保されることとなり、また、附則第３条の検討規定に基づき、学資支給と授業料等減免の両者について一体的に制度の在り方についての検討が加えられることとなる。

なお、第３条において、学資支給及び授業料等減免の対象者はともに、確認大学等に在学する学生のうち、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものである旨を規定することを踏まえ、機構法においても、学資支給金の支給対象者について、本法律案に規定する確認大学等に在学する者に限定する旨の改正を行うこととしている。

【参考】

○独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）

（学資の支給）

第十七条の二　第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。

２・３　（略）

第５条関係（学資支給の実施について）

学資支給である学資支給金の支給については、この法律に別段の定めがあるものを除き、機構法で定めるところによることを定めるものである。「別段の定め」は、附則第３条の検討規定及び附則第４条の政府の補助等に係る費用の財源に関する規定が該当する。

学資支給金に係る規定については、以下の理由から、機構法の規定を本法律案に移すのではなく、「機構法の定めるところによる」と、既存の機構法の規定を引用する方法により、規定することとする。

・学資支給金の支給に係る規定は機構の業務規定として規定されており、それらすべてを本法案に移すことはできず、機構法にも学資支給金に係る何らかの規定を設ける必要があること

・既存の法律に規定があるものについては、当該既存の法律の規定を廃止して他の法律に移すのではなく、既存の法律の規定を引用する形で、「○○法の定めるところによる」としている立法例（子ども・子育て支援法、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）等）があること

【参考】

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

第十条　子どものための現金給付については、この法律に別段の定めがあるものを除き、児童手当法の定めるところによる。

○労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

（最低賃金）

第二十八条　賃金の最低基準に関しては、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の定めるところによる。

○中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）

第四条　事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合については、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号。以下「協同組合法」という。）の定めるところによる。

第６条関係（授業料等減免について）

１．授業料等減免の仕組みの概要

大学等の設置者は、授業料等減免を行おうとするときは、文部科学省令で定める要件に適合することについて確認を受け(第７条第１項)、当該大学等の学生等の中から、当該大学等が文部科学省令で定める基準及び方法に従って対象者として認定(第８条)を行った上で、当該認定をした者について、授業料等減免を行うこととなる。また、当該大学等の設置者が、授業料等減免を行ったときは、国又は地方公共団体が、その減免費用を支弁する。

２．授業料等減免を機関補助で行う理由

授業料等減免の実施に必要となる公的資金は、確実に授業料等の支払いに充てられることを担保するため、大学等の設置者に交付する機関補助としている。さらに、今回の支援は、低所得者世帯の学生等に対して、社会で自立し、活躍する人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学を対象としている。

これは、低所得者世帯の学生等への支援としては、格差の固定化の防止の観点からも、大学等において修学したことをもととして、社会で自立し、活躍することができるようにすることが適当と考えられること等を踏まえたものである。

この結果、支援を受けて、大学等において修学した者は、子供を生み育てる経済的余裕を持てるようになり、この法律の目的である少子化の進展への対処に資すると考えられることから、上記観点を本法律案で踏まえる妥当性があるものである。

政府としては、今回の支援の結果、低所得者世帯の学生等の大学等への進学率が向上することを見込んでいる。多くの大学等においては受け入れる学生数が増加することも踏まえ、大学等が、受け入れた支援対象の学生が社会で自立し、活躍できるよう、一層質の高い教育を行うことを推進するため、今回の措置において、大学等に対して、実務経験のある教員による科目の配置等の確認要件を設定することとしている。

このため、授業料等減免については、機関補助のスキームを導入することにより、大学等を直接の授業料等減免に要する費用の交付対象者として位置付け、交付は確認要件を満たした大学等について行うことが、今回の制度設計に当たり適切と判断したものである。

３．確認要件の趣旨について

今回の支援措置においては、確認要件として、①実務経験のある教員による授業科目の配置、②外部人材の理事への任命、③厳格な成績管理、④財務・経営情報の開示、及び⑤経営に問題のある大学等でないこと（以下「経営要件」という。）の

５点を設定することとしている。

これらのうち、③厳格な成績管理と④財務・経営情報の開示については、公的な教育機関として当然に実施すべきものであり、法令により義務が課せられているが、今回の措置を実施するにあたり、

・③については、今回の措置では一定の学修状況の学生等について支援を継続することとしているため、厳格な成績管理が支援対象者を確定する前提条件となっていること
・④については、大学等の財務・経営面での透明性を確保し、学生等が安心して学習できる環境を確実に保障すること

から、改めて確認するべく、確認要件として設定したところである。

また、⑤の経営要件は、収支状況や定員充足状況の客観的指標から、継続的かつ安定的な経営が困難と認められる大学等を対象から除外する趣旨であり、④と同様、学生が安心して学習できる環境を確実に保障するために設定するものである。

①実務経験のある教員による授業科目の配置や②外部人材の理事への任命については、今回の支援措置が、社会で自立し、活躍できるようになる質の高い教育を実施する大学等における修学を支援することを目的としていることに鑑み、今回の支援措置の対象となる学生等が在学する大学等において、カリキュラム編成や教育環境の整備、そのために必要な将来計画の策定など教学・経営両面にわたり社会のニーズを不断に反映し続けることを担保するとともに、実社会での様々な経験や知見を有する者による教育が実施される必要がある。

このため、①実務経験のある教員による授業科目の配置や②外部人材の理事への任命に関する確認要件を設定したところである。

（ただし、実務経験のある教員による授業科目の配置については、学問分野によってはその存在が想定し難いものもあるが、当該学問分野を専攻する学生であっても、今回の支援措置が目指すように、社会に出て就職・自立し、活躍することは十分に想定できることから、実務経験のある教員による科目の配置については、学問分野の特性を踏まえた例外的な取扱いを認めることとしている。）

第７条関係（大学等の確認について）

第８条の規定により授業料等減免を行う主体となり、また、第10条の規定より当該授業料等減免に要する費用について国等から支弁を受ける主体となる法律上の効果を生じさせることとなる確認について定めるものである。

１．第１項

（１）規定の内容及び趣旨について

大学等の設置者は、文部科学大臣等に対し、大学等が確認要件（※）に適合するものであることの確認を求めることができる旨を定めるものである。

（※）確認要件として文部科学省令で定める要件

①実務経験のある教員による授業科目の配置、②外部人材の理事への任命
③厳格な成績管理、④財務・経営情報の開示
⑤経営要件

授業料等減免は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行うことにより、その修学に係る経済的負担の軽減を図ることを目指して、国等の費用負担において実施されるものである。

この目的の実現のためには、前提として、単に大学等に行けばよいというものではなく、変化の激しい社会に対応して、大学等において教育の質の向上が不断に図られる必要がある。また、学生等が、こうした質の高い教育を実施する大学等において、修学を継続するためには、当該大学がその経営を継続的かつ安定的に行う必要がある。

このため、確認の規定では、国等による費用負担の対象となる法令に規定された授業料等減免を行おうとする大学等が、上記の質の高い教育を実施するものであるとともにその経営が継続的かつ安定的に行われていることを確認しようとするものである。

（２）大学等の確認を行う者について

第10条の規定により国等は確認を受けた大学等に係る減免費用の支弁を行うこととなっている。この際、当該支弁を行う者は、当該支弁が公費支出として適正なものとなるよう、支弁先の大学等が適切に確認を受けたものであることを担保する必要がある。このため、確認要件について自ら確認を行うことが必要であることから、確認を行う者は、支弁を行う者としている。（支弁者の考え方については、第10条の説明を参照）

確認を行う者については、第１項において、以下のとおり規定している。（※詳細は下表参照）

第１号　大学及び高等専門学校、国立大学法人が設置する専門学校
→文部科学大臣

第２号　国が設置する専門学校

→当該専門学校が属する国の行政機関の長

第３号　独立行政法人が設置する専門学校
→当該独立行政法人の主務大臣

第４号　地方公共団体が設置する大学等
→当該地方公共団体の長

第５号　公立大学法人が設置する大学等
→当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長

第６号　地方独立行政法人が設置する専門学校
→当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の長

第７号　専門学校（前各号に掲げるものを除く。）
→当該専門学校を所管する都道府県知事

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">学校種</th></tr>
<tr><th>大学</th><th>高等専門学校</th><th>専門学校</th></tr>
<tr><td rowspan="10">設置者</td><td>国</td><td colspan="2"></td><td>当該専門学校が属する国の行政機関の長（第２号）（※１）</td></tr>
<tr><td>国立大学法人</td><td>文部科学大臣（第１号）（※2）</td><td></td><td>文部科学大臣（第１号）（※２）</td></tr>
<tr><td>国立高等専門学校</td><td></td><td>文部科学大臣（第1号）（※3）</td><td></td></tr>
<tr><td>独立行政法人（国立高等専門学校を除く。）</td><td colspan="2"></td><td>当該独立行政法人の主務大臣（第３号）（※４）</td></tr>
<tr><td>地方公共団体</td><td colspan="3">当該地方公共団体の長（第４号）</td></tr>
<tr><td>公立大学法人</td><td colspan="3">当該公立大学法人を設置する地方公共団体の長（第５号）（※５）</td></tr>
<tr><td>地方独立行政法人（公立大学法人を除く。）</td><td colspan="2"></td><td>当該地方独立行政法人（公立大学法人を除く。）を設立する地方公共団体の長（第６号）（※６）</td></tr>
<tr><td>学校法人（株式会社を含む。）</td><td colspan="2" rowspan="2">文部科学大臣（第１号）</td><td rowspan="2">専門学校を所管する都道府県知事（第７号）</td></tr>
<tr><td>その他の設置者</td></tr>
</table>

（※１）厚生労働省が設置する専門学校（７校）について、厚生労働大臣
（※２）国立大学法人が設置する大学（82 校（大学院大学を除く。））、専門学校（２校）
（※３）国立高等専門学校が設置する高等専門学校（51 校）について、文部科学大臣
（※４）（独）国立病院機構、（独）地域医療機能推進機構及び（独）労働者健康安全機構が設置する専修学校（55 校）について、厚生労働大臣
（※５）地方公共団体が単独又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人は、当該公立大学法人を設置する地方公共団体の長（第５号）
（※６）地方公共団体が単独又は地方公共団体と共同して設立する独立行政法人（公立大学法人を除く。）は、当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の長（第６号）

（3）「国が設置する専門学校」（第２号）の規定について

学校教育法第２条第１項は、国が学校を設置できる旨規定しており、この「学校」には大学及び高等専門学校も含まれる（同法第１条）。

かつて、国立学校設置法（昭和 24 年法律第 150 号。平成 15 年法律第 117 号により廃止。）においては、学校教育法第１条に定める学校で国が設置するものを「国立学校」と定義したうえで、この「国立学校」は文部科学省に設置され文部科学大臣の所轄に属することとされていた（国立学校設置法第１条第１項、第２項）。

その後、これらの学校は法人化され、現在、存在する国立の大学又は高等専門学校は、国立大学法人又は国立高等専門学校機構が設置者となっており、今後、新たに国が大学又は高等専門学校を直接設置することは想定されていない。

このため、国が直接設置する学校種としては、専門学校のみを規定する。

（4）２以上の公立大学法人が共同して設立する大学等について

２以上の公立大学法人が共同して設立する大学等の場合、確認大学等の確認を行う者が複数存在することになる。

この点、例えばいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 条）第 30 条の２による読替後の同法第 29 条では、２以上の設立団体により設立された公立大学法人が設置する大学附属の学校において「重大事案」（同法第 28 条第１項）が発生した場合に、報告等は設立団体である全ての地方公共団体の長になされる必要があるとしており、調査や報告徴収の権限も全ての設立団体の長が行使することとされている。

本法律における２以上の公立大学法人が共同して設立する大学等の取扱いについても、上記の規定の例に倣い、関係する全ての地方公共団体の長の関与の下で、確認等の事務が行われるものとして規定している。

２．第２項

学生等が、進学に際して確認を受けた大学等を選択することができるよう、どの大学等が確認を受けているのかについて把握できるようにしておく必要があるため、文部科学大臣等は、確認をしたときには、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととする。具体的には、確認大学等の名称等を公表する予定である。

【参考】

○国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）※現在廃止

（設置及び所轄）

第一条　文部科学省に、国立学校を設置する。

２　国立学校は、文部科学大臣の所轄に属する。

（国立学校）

第二条　この法律で「国立学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第一条に定める学校で国が設置するものをいい、第三章の三、第三章の五及び第三章の六に定める機関を含むものとする。

2　（略）

○いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2・3　（略）

（国立大学に附属して設置される学校に係る対処）

第二十九条　国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2　前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3　文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三十条の二　第二十九条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十一条第一項」と読み替えるものとする。

第８条関係（確認大学等の設置者による授業料等減免について）

１．第１項

確認大学等の設置者は、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められる者を対象者として認定し、対象者に対して授業料等減免を行うものとする。

いずれの確認大学等においても、対象者及び減免額が同一の基準及び方法に従って定まり、確実に授業料等減免を受けられるような仕組みの整備を図っている。

文部科学省令で定める基準及び方法としては、現在機構で実施している給付型奨学金における取扱いと同様に、以下の内容を規定することを予定している。

・選考を、次に掲げる者について行うこと

①日本国籍を有する者、特別永住者、永住者・日本人の配偶者等、定住者であって永住意思を有する者のいずれかであること

②高校卒業又は高卒認定試験合格後２年以内の入学者であること

③過去において大学等に入学したことがないこと

④同時に二以上の大学等の課程に在学するときは、その選択した一の大学等の課程について申請した者であること　等

・選考は次に掲げる基準及び方法により行うこと（詳細は検討中）

①特に優れた学生等であることについては、学力や意欲を高等学校における成績やレポート等により総合的に判断することとしている。（具体的な基準、方法について検討中）

②極めて修学に困難があることについては、課税標準額により判断することとしている。授業料等減免は、課税標準額の多寡に応じて、全額、三分の二の額又は三分の一の額の三区分で行うことを予定している。（具体的な額等については下記の図を参照）

※　認定後、適格認定を行い、その結果に応じて、必要に応じて認定の取消し・停止・警告等を行う。

２．第２項

本条第１項の規定により行う授業料等減免の額は、確認大学等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによることを定めるものである。

具体的には、

①学校種（大学（短期大学を除く。）、短期大学、高等専門学校又は専門学校）及び国公私立の別に応じて、住民税非課税世帯の学生等に対する減免額の上限（以下「減免上限額」という。）を設定する

②住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等に対する減免額について、学生の家計状況を踏まえて、３つの段階を設定する（年収約 270 万円未満である住民税非課税世帯の減免上限額を基準に、年収 300 万円未満の世帯につ

いてはその３分の２、年収 300 万円から年収 380 万円未満の世帯についてはその３分の１を減免上限額とする。下図参照。）（※年収はいずれも両親、本人、中学生の家族４人世帯のモデル世帯のもの。）

ことを政令で規定することを予定している。（具体的な額については調整中）。

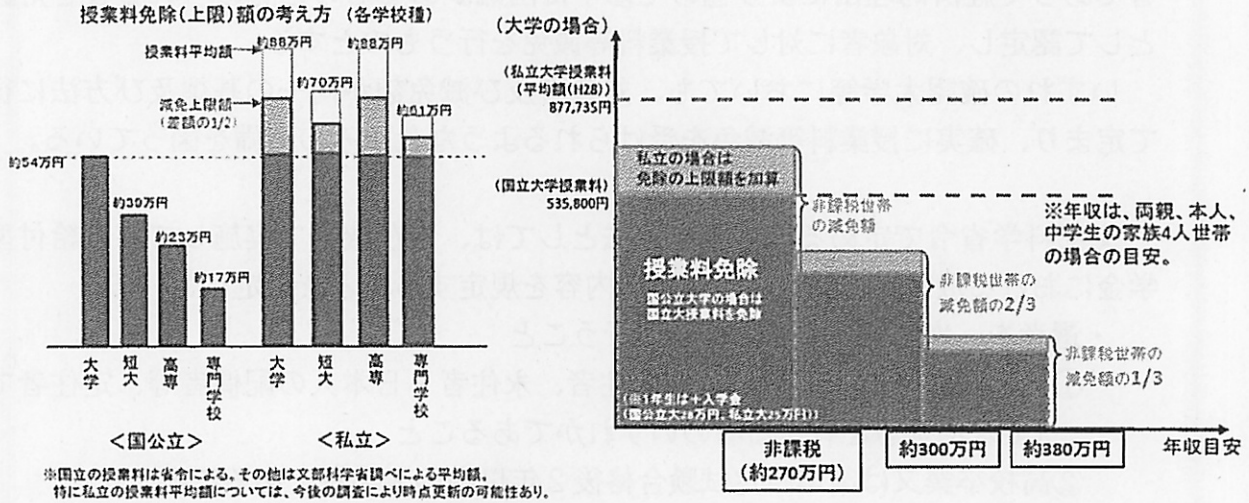

３．第３項

その他授業料等減免に関し必要な事項は、政令で定めることとしており、具体的には、設置者が対象者に対して授業料等減免を行う期間は、原則として当該対象者が在学する学校種の修業年限と同一期間であること（転編入学の場合の通算の特例等を含む。）を定める予定である。

第９条関係（確認要件に適合しなくなった場合等の届出について）

１．第１項

設置者は、以下の各号のいずれかに該当することとなったときは、省令で定めるところにより、その旨を当該確認を行った文部科学大臣等に届け出なければならないこととする。（省令では、届出を行う期間等について規定する予定。）

第１号　当該確認大学等が、確認要件に適合しなくなったとき。

第２号　当該確認大学等に係る確認を辞退しようとするとき。

第３号　当該確認大学等の名称及び所在地その他の省令で定める事項に変更があったとき。

２．第２項

第７条第２項に規定する文部科学大臣等が行う確認大学等の公表について、本条第１項の届出の場合にも準用し、変更等の届出があった場合にも文部科学大臣等がその旨をインターネット等で公表することとしている。

３．第１項第１号及び第２号の届出があった場合の手続きについて

（第１号の確認要件に適合しなくなった旨の届出があった場合）

文部科学大臣等は第15条第１項第１号に基づいて確認の取消しを行い、第９条第２項及び第15条第３項の規定によりその旨を遅滞なく公表することになる。

ただし、例えば、外部理事が突然死亡したことにより確認要件に適合しなくなった場合においては、文部科学大臣等は、確認の取消しが行われることもあるため、学生保護の観点から当該事由発生の段階でその旨の公表はするものの、設置者が新たな外部理事をすみやかに任命しようとしている場合には、確認要件を欠いた原因がやむを得ない事情であることを考慮して、即時に取り消すことはせず、新たな外部人材の理事の任命まで一定期間取消しを猶予する等の運用を行うこととする。

（第２号の辞退しようとする旨の届出があった場合）

第２号の辞退の場合については、省令において、辞退しようとするときは、その辞退の一定期間前に届け出るべき旨規定する予定である。文部科学大臣等は、高校生等の進路選択への影響の観点から、実際に辞退の効果が生じる前に、一定期間後に辞退する大学等である旨の情報を公表することが適切であるため、辞退の届出があった時点で第９条第２項及び第15条第３項の公表を行うこととする。

第10条及び第11条関係（国等の支弁及び国の負担について）

1．第10条（減免費用の支弁）

減免費用の負担については、今回の支援措置が、少子化対策として国等が必要経費を負担して進めるものであることから、国公立大学等に係る減免費用については設置者である国又は地方公共団体が負担し、私立学校については、その所管における関わりも踏まえて、大学、短期大学及び高等専門学校は国が、専門学校は都道府県が負担することとしている。

具体的な支弁を行う者については、以下のとおり規定している。（※詳細は下表参照）

第１号　大学及び高等専門学校並びに国、国立大学法人及び独立行政法人が設置する専門学校：国

第２号　地方公共団体が設置する大学等：当該地方公共団体

第３号　公立大学法人が設置する大学等：当該公立大学法人を設立する地方公共団体

第４号　地方独立行政法人が設置する専門学校：当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

第５号　専門学校（前各号に掲げるものを除く。）：当該専門学校を所管する都道府県知事の統括する都道府県

<table>
<tr><td rowspan="2" colspan="2"></td><td colspan="3">学校種</td></tr>
<tr><td>大学</td><td>高等専門学校</td><td>専門学校</td></tr>
<tr><td rowspan="11">設置者の種類</td><td>国</td><td colspan="2"></td><td>国</td></tr>
<tr><td>国立大学法人</td><td>国</td><td></td><td>国</td></tr>
<tr><td>国立高等専門学校機構</td><td></td><td>国</td><td></td></tr>
<tr><td>独立行政法人</td><td></td><td></td><td>国</td></tr>
<tr><td>地方公共団体</td><td colspan="3">当該地方公共団体</td></tr>
<tr><td>公立大学法人</td><td colspan="3">当該公立大学法人を設立する地方公共団体</td></tr>
<tr><td>地方独立行政法人（公立大学法人を除く。）</td><td colspan="2"></td><td>当該地方独立行政法人（公立大学法人を除く。）を設立する地方公共団体</td></tr>
<tr><td>学校法人（株式会社を含む。）</td><td colspan="2" rowspan="2">国</td><td rowspan="2">専門学校を所管する都道府県</td></tr>
<tr><td>その他の設置者</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

2．第 11 条（私立の専門学校（独法及び地独法設置を除く。）に係る減免費用の国の負担）

国は、今回の支援措置を推進する観点から、都道府県が支弁する減免費用のうち、私立の専門学校（独立行政法人及び地方独立行政法人が設置するものを除く。）に係る減免費用の２分の１を負担することとしている。

3．私立専門学校等における授業料等減免に対する公金の支出と憲法第 89 条との関係について

日本国憲法第 89 条（参考１）は、公の支配に属さない教育の事業に対する公金の支出を禁止しており、この規定は、公金の濫費を防ぎ、また団体の自主性を確保する趣旨とされている（参議院憲法調査会「日本国憲法に関する調査報告書」（平成 17 年 4 月 192 頁）。

本法律案においては、一定の要件の下で私立専門学校等の設置者に対して授業料等減免の義務を課し、当該減免費用を都道府県が支弁する仕組みを設けることとしている（参考２）。

この支弁は、高裁判決で示された見解（参考３後段）を踏まえれば、その目的と本法律案における関与の枠組みにおいて、公の支配に属している教育の事業への支出であると評価でき、憲法第 89 条に抵触するものではないと考えられる。以下、（１）において現行の私学助成における「公の支配」についての整理を行い、（２）において私学助成と減免費用の支弁の目的を比較し、（３）において減免費用の支弁についての憲法第 89 条との関係を確認する。

（１）現行の私学助成の整理

私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号。以下「私学助成法」という。）に基づく経常費補助（以下「経常費補助」という。）を受ける私立学校については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）及び私学助成法により、学校の閉鎖命令等の各種権限が及んでいることから、これら三法の規定を総合的に勘案すれば、学校法人の設置する私立学校の行う教育の事業は憲法第 89 条にいう「公の支配」に属していると解されている（参考４）。

他方、私立専門学校等については、学校教育法上の閉鎖命令等の適用があるものの、学校法人以外の設置者には私立学校法上の権限が及ばず、私学助成を受けていない場合は私学助成法上の権限が及ばない（参考５）。

これに関連する見解として、教育事業（幼稚園）を行う宗教法人に対する補助金の支出について、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 条）や学校教育法に定める監督の程度をもって、当該宗教法人が「公の支配」に属すると解することは困難との内閣法制局見解（昭和 47 年内閣法制局口頭照会回答要旨）が示されている。

（２）私学助成法に基づく経常的補助との関係

ア．経常費補助は、修学上の経済的負担の軽減を図ることも目的には含むが、基本的な目的は学校教育における私立学校の果たす重要な役割に鑑み、私立学校の健

全な発達を資することである（参考６）のに対し、減免費用の支弁は、国公私立にかかわらず、設置者による学生等の経済的負担の軽減措置を促進し、教育の機会均等を図ることを基本的な目的として行われるものである。

イ．経常費補助は、対象となる経常的経費の範囲を教職員の給与や旅費等と定めている（参考７）ものの、交付された後の使途については経常的経費の範囲内で設置者に広範な裁量があるのに対し、減免費用の支弁は、法律により設置者に一定の要件に適合する者に対する減免義務を課しており、使途は特定されている。

ウ．また、両者は、設置者の収入の一部として計上され、他の収入等と併せて学校運営のための資金となる点では共通であるが、減免費用の支弁は、本来設置者が学生等から徴収することができる授業料等の収入が減じることに対して交付されるものである。

といった性格の違いがある。

また、上記の通り、減免費用の支弁は設置者が対象者に対して行う授業料等減免に要した額への支出であり、形としては機関への支出となるものの、実質的には機関を通じた学生等個人への学費補助の色彩が濃いものである。

以上より、減免費用の支弁と私学助成とは性格が異なることから、支配の具体的な方法も減免費用の支弁の目的や内容に応じた整理がなされるべきと考えられる。

（３）憲法第 89 条との関係

ア．減免費用の支弁が「教育の事業」に対する公金の支出に当たるかどうか

（２）イの通り、支出される減免費用とは、授業料等減免に要した経費である。そして、授業料等減免は、授業料等に係る学生と学校設置者との債権債務関係において、学校設置者が本法律案に基づき行う授業料等債権の全部又は一部の放棄であり、対象者の経済的負担の軽減を目的とした行為である。

授業料等に係る債権債務関係は、教育の事業を前提として成立するものであることから、授業料等減免は憲法第 89 条にいう「教育の事業」に包含されるものと考えられる。

イ．支出の対象となる授業料等減免は「公の支配」に属しているかどうか

次に、公金の支出対象となる授業料等減免が「教育の事業」に該当するものとして、「公の支配」に属していると評価できるかについて検証する。

憲法第 89 条が求める「公の支配」の程度は、「国又は地方公共団体等の公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、右事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正しうる途が確保され、公の財産が濫費されることを防止しうることをもって足りる」、「支配の具体的な方法は、当該事業の目的、事業内容、運営形態等諸般の事情によって異なり、必ずしも、当該事業の人事、予算等に公権力が直接的に関与することを要するものではない」と解される（前出　東京高裁判決（参考３後段））。

この点、費用支弁の対象となる授業料等減免は、

①法令で定める要件に適合するものとして都道府県知事により確認された私立

専門学校等の設置者が、
②法令で定める基準に適合する学生等に対して、
③法令で定める方法により行う授業料等減免
であり、その実施は法令で定めるところにより行われるものである。

また、減免費用を支弁する都道府県は、授業料等減免の実施者に対し、事業の実施状況に関して必要な報告徴収ができる（第13条）としているのに加え、事業の適正な実施のための措置を講じるよう勧告、命令することができる（第14条）としており、不適切な事業実施を是正する権限を有する。

さらには、確認の取消し（第15条）により、授業料等減免の実施者としての地位を消滅させ、事業の存立に影響を及ぼす権限を有する。

加えて、設置者が不当に減免費用の支弁を受けた場合には、都道府県は、交付の規則等により、不当利得の徴収ができる。

これらにより、本法律案における目的や関与の枠組みは、公の権力が事業の運営、存立に影響を及ぼすことができるという点で、事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正しうる途が確保されており、授業料等減免は、公の財産が濫費されることを防止しうるだけの「公の支配」に属するものと考えられる。

以上より、私立専門学校等の設置者に対する減免費用の支弁は、本法律案における目的と関与の枠組みにおいて「公の支配」に属している「教育の事業」への支出であると評価でき、憲法第89条に抵触するものではない。

（参考）

判例が示す「公の支配」	授業料等減免に係る関与	私学助成における相当する関与
公金その他の公の財産は、公の支配に属しない教育の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない	*【対象経費】* *設置者が行う授業料等減免に要した経費*	*【対象経費】* *学校における教育又は研究に係る経常的経費*
「国又は地方公共団体等の公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、右事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正しうる途が確保され、公の財産が濫費されることを防止しうることをもって足りる」 「右の支配の具体的な方法は、当該事業の目的、事業内容、運営形態等諸	【事業の運営、存立への影響】 授業料等減免の対象となる学生等、授業料等減免の額等について法定化 支援対象となる学校の要件を設定することにより ・確認を受けなければ事業主体とならない ・要件を満たさない場合、法令違反等の場合は確認を取消し、事業主体としての地位を失う。 ことを法定化	【事業の運営、存立への影響】 ・学校としての要件・基準等を法定（学教法等） ・学校の設置認可と閉鎖命令（学教法） ・学校法人の設立認可と解散命令（私学法）

般の事情によって異なり、必ずしも、当該事業の人事、予算等に公権力が直接的に関与することを要するものではないと解される。」	【事業に対する指導監督権】 事業の実施に関して設置者への ・報告徴収、立入調査 ・監督上の必要な勧告、命令権を法定化	【事業に対する指導監督権】 ・学校に対する指導監督（学教法） ・設置者に対する指導監督（私学法） ・会計・経理等に対する指導監督（私学助成法）
	【支出の返還】 不正の手段により減免費用の支弁を受けた設置者から費用の額を徴収	【支出の返還】 ・交付決定の取消に伴う返還命令（補助金適化法）

参考１：日本国憲法

第 89 条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

参考２：本法律案における措置内容（減免費用の支弁の性格）

①目的

私立専門学校等の設置者に対し、低所得世帯の学生等への授業料等減免の実施義務を課すとともに、当該授業料等減免に要する費用を公費負担することにより、私立専門学校等への進学に係る支援対象者の経済的負担の軽減を図る。

②支弁対象となる費用

私立専門学校等の設置者が授業料等減免対象者に対して行う授業料等減免に要した額（国が定める基準に基づき算定された額を上限とする）を対象とする。

③支弁先

一定の確認要件を満たす私立専門学校等を設置する者（学校法人、準学校法人その他の法人及び個人）であって、授業料等減免対象者に対して授業料等減免を行った者。

④減免費用の支弁主体

当該私立専門学校等を所管する国及び都道府県。

参考３：高裁判例で示された憲法第 89 条の見解

昭和 61 (行コ) 51　公金支出差止等請求事件　東京高裁判決（平成 2 年 1 月 29 日）

・・・憲法 89 条にいう「教育の事業」とは、「人の精神的又は肉体的な育成をめざして人を教え、導くことを目的とする組織的、継続的な活動」をいう・・・。

・・・教育の事業に対して公の財産を支出し、又は利用させるためには、その教育事業が公の支配に服することを要するが、その程度は、国又は地方公共団体等の公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、右事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正しうる途が確保され、公の財産が濫費されることを防止しうることをもって足りるものというべきである。右の支配の具体的な方法は、当該事業の目的、事業内容、運営形態等諸般の事情によって異なり、必ずしも、当該事業の人事、予算等に公権力が直接的に関与することを要するものではないと解される。

・・・憲法 89 条は、当該助成を受けた教育事業が「公の支配」に服していることを規定しているが、右規制が法律によるものであることまでを求めているものではないと解される。・・・。

参考４：昭和５４年３月１３日参予算委員会　法制局長官答弁

およそ法令の解釈について一義的にぴしっと決まってしまうものももちろんございますけれども、多くの法令については解釈の幅というものは避けられないものでございます。それはおっしゃるとおりでございます。

それで、憲法九条と八十九条とを引き合いにお出しになって、そして、私のお答えが一貫していないとか、まあそういうような御趣旨の御反論でございますけれども、政府といたしましては、自衛隊の存在は、これは憲法九条に違反しないと、これは九条の解釈から来るわけなんですね。

それから八十九条と私学に対する助成との関係は、それは憲法八十九条に言っている公の支配の公のその中にどの程度であれば公の支配と言えるかというまた解釈の幅があって、その解釈の幅といたしまして、いまの学校の閉鎖命令とか、学校法人に対する解散命令とか、あるいは助成を受けた場合の特別の監督とか、それを総合すれば現行の法令体系は八十九条に言う公の支配という憲法の要請を満たしているというふうに解釈されると、こういう意味でございます。

参考５：学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

第百二十七条　専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次に該当する者でなければ、設置することができない。

一　専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。

二　設置者（設置者が法人である場合にあつては、その経営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。）が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。

三　設置者が社会的信望を有すること。

参考６：私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）

（目的）

第一条　この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

参考７：私立学校振興助成法施行令（昭和 51 年政令第 289 号）

（法第四条第二項の経常的経費の範囲）

第一条　私立学校振興助成法（以下「法」という。）第四条第二項の政令で定める経常的経費の範囲は、次に掲げる経費とする。

一　専任教員等（私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の専任の学長、校長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師及び助手として文部科学大臣が定める者をいう。以下同じ。）の給与に要する経費

九　専任教員等の研究のための内国旅行に要する旅費

別紙

私学経常費補助の対象となる経費

○私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）

（私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助）

第四条　国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。

2　前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。

○私立学校振興助成法施行令（昭和51年政令第289号）

（法第四条第二項の経常的経費の範囲）

第一条　私立学校振興助成法（以下「法」という。）第四条第二項の政令で定める経常的経費の範囲は、次に掲げる経費とする。

一　専任教員等（私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の専任の学長、校長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師及び助手として文部科学大臣が定める者をいう。以下同じ。）の給与に要する経費

二　専任職員（専任教員等以外の私立大学等の職員のうち、専任の職員として文部科学大臣が定める者をいう。以下同じ。）の給与に要する経費

三　非常勤教員（私立大学等の専任でない教授、准教授及び講師として文部科学大臣が定める者をいう。以下同じ。）の給与に要する経費

四　専任教員等、専任職員及び非常勤教員についての労働者災害補償保険の保険給付に係る保険料として負担する経費

五　専任教員等、専任職員及び非常勤教員についての雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三条に規定する雇用保険事業に係る保険料として負担する経費

六　専任教員等及び専任職員についての私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による退職等年金給付に係る掛金及び厚生年金保険の保険給付に係る保険料として負担する経費

七　学生の教育又は専任教員等が行う研究に直接必要な機械器具若しくは備品、図書又は消耗品の購入費、光熱水料その他の経費で文部科学大臣が定めるもの

八　学生の厚生補導に直接必要な備品、図書又は消耗品の購入費、光熱水料、謝金、旅費その他の経費で文部科学大臣が定めるもの

九　専任教員等の研究のための内国旅行に要する旅費

十　専任教員等、専任職員及び私立大学等を設置する学校法人の専任の役員として文部科学大臣が定める者の研究のための外国旅行（文部科学大臣が指定したものに限る。）に要する旅費

十一　前各号に掲げるもののほか、文部科学大臣が指定する教育又は研究に直接必要な謝金その他の文部科学大臣が定める経費

2（略）

私立大学や私立専門学校等と学校教育法等との関係

※この表において、学校教育法を学教法、私立学校法を私学法、私立学校振興助成法を助成法、構造改革特別区域法を特区法とそれぞれ略す。

	私立大学	株立大学	私立専門学校	
			設置者が準学校法人(注)	設置者が(準)学校法人以外
①設置及び廃止の認可	学教法4条	特区法12条により学教法4条適用	学教法130条	
②学校閉鎖命令	学教法13条	特区法12条により学教法13条適用	学教法133条により同法13条を準用	
③学校に対する変更命令等	学教法15条	特区法12条により学教法15条適用	― ※私立高等学校等と同様	
④法人に対する措置命令、役員解任勧告	私学法60条	―	私学法64条により同法60条を準用	―
⑤法人の収益事業停止命令	私学法61条	―	私学法64条により同法61条を準用	―
⑥法人に対する解散命令	私学法62条	―	私学法64条により同法62条を準用	―
⑦法人に対する報告徴収、立入検査等	私学法63条	―	私学法64条により同法63条を準用	―
⑧収容定員是正命令、予算変更勧告、役員解職勧告	助成法12条	―	(助成法により助成を受ける場合、同法16条により同法12条を準用)	―

注：私立専門学校の設置者が学校法人の場合は、④～⑧は、私学法64条や助成法12条を準用せずに、私立大学の列と同様になる。

【参考】

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第四条　次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一　公立又は私立の大学及び高等専門学校　文部科学大臣

二　市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第百三十条第一項及び第百三十一条において同じ。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校　都道府県の教育委員会

三　私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校　都道府県知事

②　前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

一　大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二　大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の廃止

三　前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項

③　文部科学大臣は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

④　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（指定都市が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する者は、同項の規定により認可を受けなければならないとされている事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

⑤　第二項第一号の学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

第十三条　第四条第一項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。

一　法令の規定に故意に違反したとき

二　法令の規定によりその者がした命令に違反したとき
三　六箇月以上授業を行わなかつたとき

② 前項の規定は、市町村の設置する幼稚園に準用する。この場合において、同項中「それぞれ同項各号に定める者」とあり、及び同項第二号中「その者」とあるのは、「都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。

第十五条　文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

② 文部科学大臣は、前項の規定による勧告によつてもなお当該勧告に係る事項（次項において「勧告事項」という。）が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができる。

③ 文部科学大臣は、前項の規定による命令によつてもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。

④ 文部科学大臣は、第一項の規定による勧告又は第二項若しくは前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第百三十条　国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

② 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置（高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。）の認可の申請があつたときは、申請の内容が第百二十四条、第百二十五条及び前三条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。

③ 前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準用する。

④ 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、第一項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

第百三十三条　第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条及び第四十二条から第四十四条までの規定は専修学校に、第百五条の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。この場合において、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、同項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第

十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

② 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、前項において準用する第十三条第一項の規定による処分をするときは、理由を付した書面をもつて当該専修学校の設置者にその旨を通知しなければならない。

○私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）

（措置命令等）

第六十条 所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による措置命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定による措置命令をしようとする場合には、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第五項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わつて弁明の機会を付与しなければならない。

5 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。

6 行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条（同法第十六条の準用に係る部分に限る。）の規定は、第四項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。

7 第四項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

8 第一項の規定による措置命令については、審査請求をすることができない。

9 学校法人が第一項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員の解任を勧告することができる。

10 所轄庁は、前項の規定による勧告をしようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

11　行政手続法第三章第三節の規定及び第三項から第六項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

（収益事業の停止）

第六十一条　所轄庁は、第二十六条第一項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、次の各号の一に該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

一　当該学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと。

二　当該学校法人が当該事業から生じた収益をその設置する私立学校の経営の目的以外の目的に使用すること。

三　当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があること。

2　前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による停止命令について準用する。

（解散命令）

第六十二条　所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く所轄庁の処分に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。

2　所轄庁は、前項の規定による解散命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

3　所轄庁は、第一項の規定による解散命令をしようとする場合には、行政手続法第十五条第一項の規定による通知において、所轄庁による聴聞に代えて私立学校審議会等による意見の聴取を求めることができる旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所並びに当該意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を通知しなければならない。この場合において、所轄庁は、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一　当該意見の聴取の期日に私立学校審議会等に出席して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は当該意見の聴取の期日における私立学校審議会等への出席に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができること。

二　当該意見の聴取が終結する時までの間、所轄庁に対し、第一項の規定による解散命令の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

4　私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による意見の聴取を求めたときは、所轄庁に代わつて意見の聴取を行わなければならない。

5　行政手続法第三章第二節（第十五条、第十九条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第十六条第四項（同法第十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第六項及び第二十二条第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）において準用する同法第十五条第三項中「行政庁」とあり、同法第十七条第一項中「第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下

「主宰者」という。）」とあり、並びに同法第二十条から第二十五条までの規定中「主宰者」とあるのは「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と、同法第二十五条中「命ずることができる」とあるのは「求めることができる」と、「この場合」とあるのは「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等が意見の聴取を再開する場合」と読み替えるものとする。

6　私立学校審議会等は、前項において準用する行政手続法第二十四条第一項の調書の内容及び同条第三項の報告書を十分に参酌して第二項に規定する意見を述べなければならない。

7　第四項の規定により私立学校審議会等が意見の聴取を行う場合には、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

8　第一項の規定による解散命令については、審査請求をすることができない。

（報告及び検査）

第六十三条　所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（私立専修学校等）

第六十四条　第五条、第六条及び第八条第一項の規定は私立専修学校及び私立各種学校について準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項」とあるのは「学校教育法第百三十条第一項の都道府県知事の権限又は同法第百三十三条第一項において読み替えて準用する同法第十三条第一項の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項」とあるのは「学校教育法第百三十四条第二項において読み替えて準用する同法第四条第一項」と読み替えるものとする。

2　学校法人は、学校のほかに、専修学校又は各種学校を設置することができる。

3　前項の規定により専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対して第三章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。

4　専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。

5　第三章の規定（同章に関する罰則の規定を含む。）は、前項の法人に準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。

6　学校法人及び第四項の法人は、寄附行為の定めるところにより必要な寄附行為の変更をして所轄庁の認可を受けた場合には、それぞれ第四項の法人及び学校法人となることができる。

7　第三十一条及び第三十三条（第五項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の場合に準用する。

○私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）

（所轄庁の権限）

第十二条　所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

一　助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

二　当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。

三　当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不適当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

四　当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。

（準学校法人への準用）

第十六条　第三条、第十条及び第十二条から第十三条までの規定は、私立学校法第六十四条第四項の法人に準用する。

第12条関係（認定の取消し等について）

設置者は、文部科学省令で定めるところにより、対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた又は学業成績が著しく不良となった等と認めるときは、当該対象者に係る認定を取り消すことができることとし、設置者は認定を取り消した場合にはその旨を届け出ること、また、当該届出があった場合には国等は、国税徴収の例により当該設置者から当該減免費用相当額を徴収することができることを定めるものである。

これは、修学支援における従来からの対応（現在機構が実施している学資支給においても、支給を受ける学生等の学習状況等に関する要件を設定し、やむを得ない理由なく成業の見込みがない等の場合には、返還を求めている）を踏まえるとともに、今回の授業料等減免が、大学等でしっかりと学ぶことを前提に支援を行う趣旨であることに鑑み、規定するものである。

１．第１項

対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けたとき、又は以下のいずれかに該当するに至ったときは、設置者が認定の取消しを行うことができる。

①学業成績が著しく不良となったものと認められるとき

②学生等たるにふさわしくない行為があったと認められるとき

学資支給についても機構法において同様の仕組みが設けられていることから、上記①及び②の適用にあたっては学資支給と同様の基準とすることとし、その具体的な基準は省令で規定する予定である。

なお、学生等が対象者の認定を取り消される場合は、上記の場合に限られないが（優れた者又は経済的理由により極めて修学に困難がある者でなくなった場合、所得要件を充足しなくなった場合等も当然に対象外となる）、上記の場合には、遡って対象者としての認定が取消しとなるため規定するものである。

２．第２項

確認大学等の設置者が、第１項の規定により認定を取り消したときは、第３項の規定により、減免費用を支弁した国等は当該設置者から減免費用相当額を徴収することができるところ、この徴収を行うためには、認定を取り消した旨を国等が把握できるようにする必要がある。このため、本項においては、設置者に対し、対象者の認定を取り消した場合の届出義務を課すものである。

なお、文部科学省令においては、取消しがあった場合に届け出る時期等の手続きについて定める予定である。

３．第３項

第１項の規定により対象者の認定が取り消された場合であって、国等が、確認大学等の設置者に当該対象者に係る減免費用を既に支弁していたときは、原則として、

・国が支弁者である場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 条。以下「補助金等適正化法」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、

・地方公共団体が支弁者である場合、交付の規則等により、

当該設置者から、当該減免費用相当額の徴収を行うことになる。

ただし、学生等の不正（例えば、機構に対する偽りのマイナンバー提出、資産の過少申告等）により認定が取消されたときであって、設置者が学生等から減免費用相当額の徴収を行おうとしてもできないという、設置者に帰責性が認められない場合にまで国等が上記の徴収を行うことは、本制度に係る費用の全額を国等の支弁により実施しようとするものである以上、合理的ではない。

このため、第 10 条の「減免費用」には、（ア）適正な対象者に対して減免した授業料等に相当する金額のほか、（イ）学生等の不正に関して設置者の帰責性が認められず、また、対象者の認定が取り消されたことに伴い、設置者が当該者から減免した授業料の納付を求めたが納付されない場合に、国等が当該減免した授業料等に相当する額についても含めることとする。本項において「徴収できる」とし、国等が支弁済みの費用を設置者から徴収せず（イ）に係る費用として負担する場合があることを規定するものである。

国等が（イ）の費用を負担することとなる具体的なケースについては、交付要綱等で明示する予定である。

なお、本項では国等が確認大学等の設置者に対し減免費用を既に支弁済の場合を規定しており、国等は、その支弁した範囲で、認定を取り消された者に対する授業料等減免に係る減免費用を徴収することになるが、過去に正当に行われた授業料等減免に係る減免費用については、徴収対象から除かれる。

一方、取消しの際に国等が未だ支弁していない場合においては、上記の整理に基づく減免費用に該当する費用（上記（ア）、（イ）に該当する費用）を国等が支弁し、それに該当しない場合には当然に支弁を行わないことになる。

【参考】

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）

（補助金等の返還）

第十八条　各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

２・３　（略）

第13条関係（報告等について）

第7条第1項の確認、第15条第1項の確認の取消し、及び第10条の減免費用の支弁等の適正性を確保するために、必要な報告等を行わせることができることを、以下のとおり定めるものである。

子ども・子育て支援法においても、給付の実施主体である市町村が、保護者等及び事業者等に対し、適正に給付を行うために必要な報告等を行わせることができることを規定しており（同法第13条第1項、第15条第1項、第38条第1項、第50条第1項）、同法の例を踏まえて規定するものである。

なお、補助金等適正化法第23条では、補助等を行った各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者又は間接補助事業者に対する報告徴収、立入検査等を行うことができる旨規定している。

しかしながら、

- 補助金等適正化法は、国が補助等を行う場合に適用されるもので、地方自治体が補助等を行う場合には適用されない。
- 対象者は、事務又は事業を行う者ではないため、補助金等適正化法上の間接補助事業者等には該当せず、同法の適用はない。

このため、補助金等適正化法の適用の有無に関わらず、本法律案において、報告等の規定を設ける必要がある。

1．第1項

文部科学大臣等が、授業料等減免に関して必要があると認めるときは、対象者、その生計を維持する者又はこれらの者であった者に対し、必要な報告及び物件の提出等を命じ、当該職員に質問をさせることができることを定める。

授業料等減免は、設置者と学生等との間で実施されるものであるが、

- 国等が減免費用を支弁していること
- 国等による減免費用の支弁に関し不正があった場合を確認の取消し対象としていること
- 対象者が、偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けたときには、国等は設置者から当該減免費用を徴収することができること
- 設置者が、学生等が個人要件を満たさないにも関わらず対象者であるかのように偽り、減免費用の支弁を受ける場合等、設置者に対し報告等を求めるのみでは実態把握のためには不十分である場合が想定されること

等から、文部科学大臣等は、確認の取消し権限の適正な行使及び減免費用の支弁の適正性の確保のため、授業料等減免に関して対象者、その生計を維持する者又はこれらの者であった者に対し、報告等を求めることができるよう規定を設ける必要がある。

２．第２項

文部科学大臣等は、必要があると認めるときには、この法律の施行に必要な限度において、設置者等に対し、必要な報告及び物件の提出等を命じ、出頭を求め、当該職員に質問をさせ、施設に立ち入り、物件を検査させることができる。

本項において想定される、報告徴収等の必要があると認める場合としては、例えば、確認を受けた要件が充足されていること、授業料等減免が確実に実施されていること及び適切に減免費用の支弁を受けていること等について調査が必要となる場合が考えられる。

３．第３項

第１項又は第２項の規定により質問又は立入検査を行う場合は、正当な権限の下に質問又は立入検査を行っていることを相手方に知らせる必要があることから、身分証を携帯し、関係人から請求があるときは、これを提示することを義務づけることとしている。

４．第４項

第１項及び第２項の報告等の権限は、犯罪捜査のために認められたと解釈してはならない旨規定する。

【参考】

○子ども・子育て支援法　（平成二十四年法律第六十五号）

（報告等）

第十三条　市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

２　前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（内閣総理大臣又は都道府県知事の教育・保育に関する調査等）

第十五条　内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、子どものための教育・保育給付に係る小学校就学前子ども若しくは小学校就学前子どもの保護者又はこれらの者であった者に対し、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2　内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、教育・保育を行った者若しくはこれを使用した者に対し、その行った教育・保育に関し、報告若しくは当該教育・保育の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

3　第十三条第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

（報告等）

第三十八条　市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定教育・保育施設又は特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定教育・保育施設の職員であった者（以下この項において「特定教育・保育施設の設置者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の職員若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者の事務所その他特定教育・保育施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（報告等）

第五十条　市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定地域型保育事業者又は特定地域型保育事業者であった者若しくは特定地域型保育事業所の職員であった者（以下この項において「特定地域型保育事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業所の職員若しくは特定地域型保育事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定地域型保育事業者の特定地域型保育事業所、事務所その他特定地域型保育事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）

（立入検査等）

第二十三条　各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当

該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第14条関係（勧告、命令等について）

1．第1項

文部科学大臣等は、設置者が減免費用の支弁に係る大学等として適正な確認大学等の運営をしていないものと認めるときは、当該設置者に対し、期限を定めて、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができることを定めるものである。

子ども・子育て支援法においても、市町村長の特定教育・保育施設の設置者に対する勧告、命令等の権限を規定しており（同法第 39 条）、同法の例を踏まえ、文部科学大臣等の同様の権限について規定するものである。

「適正な確認大学等の運営」とは、具体的には、

①確認を受けた要件の充足（第7条第1項）

②授業料等減免の実施（第8条第1項）

③減免費用の支弁（第10条）

等を適正に行っていることが挙げられる。

2．第2項

文部科学大臣等は、勧告を受けた設置者が、期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3．第3項

文部科学大臣等は、勧告を受けた設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4．第4項

文部科学大臣等は、前項の規定による命令をした場合おいては、その旨を公示しなくてはならないこととする。

【参考】

○子ども・子育て支援法　（平成二十四年法律第六十五号）

（勧告、命令等）

第三十九条　市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一　第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をしていない場合　当該基準を遵守すること。

二　第三十四条第五項に規定する便宜の提供を施設型給付費の支給に係る施設として適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

2　市町村長（指定都市所在認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。）については当該指定都市の長を除き、指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第五項において同じ。）は、特定教育・保育施設（指定都市所在認定こども園、指定都市等所在幼保連携型認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第五項において同じ。）の設置者が教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等（教育・保育施設に係る認定こども園法第十七条第一項、学校教育法第四条第一項若しくは児童福祉法第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の認定をいう。第五項及び次条第一項第二号において同じ。）を行った都道府県知事に通知しなければならない。

3　市町村長は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4　市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5　市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事に通知しなければならない。

第15条関係（確認の取消し等について）

1．第1項

設置者は、第8条の規定により授業料等減免を行い、また、第10条の規定により、国等から減免費用の支弁を受けることとなる。これらが適正に実施されることを確保する観点から、確認大学等に対する強制力ある行政処分の方法として、文部科学大臣等が、確認を取り消すことができることを定めるものである。

（1）基本的な考え方

本法律案の確認の取消し事由及び確認を求めることができない者に関する規定については、子ども・子育て支援法第4条第1項に倣うこととする。これは、確認制度を有し、また、確認を受けた設置者に対して資金交付がなされる点で本法律案と同様の仕組みであるためである。

他方、その具体的な内容については、以下を踏まえ、取消し事由は、その設置者及び役員が本法律案及びその命令等に違反したか否かの観点から規定することとする。

- 本法律案の目的は、対象となる学生等に対して修学を支援しようとするものであるため、大学等として学生等を受け入れ、修学させている限り、学生等は支援を受けられるべきであること
- 大学等は学部等における専門性が高いことから、地理的な配置も考慮すると、それぞれの学部の代替性が低いため、仮に確認が取り消され又は確認を求めることができない場合には、学生が希望する学部等を選びにくくなること
- 子ども・子育て支援法は、福祉分野におけるこれまでの規定ぶりにならい規定されたものであるが、本法律案は学校教育分野におけるものであること

（2）具体的な取消し事由について

具体の規定内容については、子ども・子育て支援法第40条第1項の規定に基本的には倣い、上記の観点を踏まえ次の各号に掲げるものとする。

第1号　確認大学等が、確認要件を欠くに至ったと認めるとき

第2号　確認大学等の設置者が、不正の手段により確認を受けていたとき

第3号　前号に掲げるもののほか、減免費用の支弁に関し、確認大学等の設置者による不正があったとき

第4号　設置者が、報告命令等に違反したとき

第5号　設置者が、立入検査等に係る義務に違反したとき

第6号　前各号に掲げる場合のほか、設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき

第7号　設置者が法人である場合において、役員のうちに、確認の取消しをしようとする前3年以内にこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した者があるとき

（「この法律に違反したとき」としては、第８条の授業料等減免、第12条の減免を受けた授業料等の徴収等のほか、第５条の違反として、学資支給金に係る適格認定に関して確認大学等が機構法令に違反した場合（確認大学等が学生の成績を改竄して学資支給金の対象者とし続けるなど）等が考えられる。）

２．第２項

（１）基本的な考え方

前項の規定により確認を取り消された大学等の設置者は、取消しの日から３年間は確認の申請をすることができないこととする。これは、前項で、確認大学等として適切でないとの判断の下に、確認の取消しが行われたにもかかわらず、改めて申請すれば確認を受けられる仕組みでは、確認の趣旨が没却してしまうことになるからである。

（２）「これに準ずる者」及び「これに準ずる日」として政令で定める者について

確認を取り消された大学等の設置者に準ずる者として政令で定める者についても、同様に、取消しの日から３年間は確認の申請をすることができないこととする。また、取消しの日に準ずる日として政令で定める日についても、３年間の起算日とする。

準ずる者として政令で定める者及び取消しの日に準ずる日として政令で定める日の範囲については、これに相当する規定を定める子ども・子育て支援法の考え方に倣い、大学等の設置認可において担保できない事由を規定することとし、具体的な規定内容については、取消要件と同様に（１）の考え方も踏まえ、

①処分逃れのための確認の辞退を行った設置者　当該確認の辞退の日

②この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した設置者　当該行為をした日

③以下の役員がいる設置者

・取消しを受けた設置者にいた役員　当該確認の取消しの日

・処分逃れのための確認の辞退を行った役員　当該確認の辞退の日

・この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した役員　当該行為をした日

について規定することを予定している。

３．第３項

第７条第２項に規定する、文部科学大臣等が行う確認大学等の公表について、本条第１項の取消しの場合にも準用する。

【参考】

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（確認の取消し等）

第四十条　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教

育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一　特定教育・保育施設の設置者が、第三十三条第六項の規定に違反したと認められるとき。

二　特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事（指定都市所在認定こども園については当該指定都市の長とし、指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。

三　特定教育・保育施設の設置者が、第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。

四　施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。

五　特定教育・保育施設の設置者が、第三十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第三十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七　特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第二十七条第一項の確認を受けたとき。

八　前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十　特定教育・保育施設の設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその長のうちに過去五年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2　前項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第三十一条第一項の申請をすることができない。

第16条関係（授業料等減免対象者が在学している場合の特例）

1．本文について

確認が取り消された場合及び確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。

確認が取り消された場合又は確認を辞退した場合には、設置者は授業料等減免を行う義務を負わないこととなり、また、当該授業料等減免に要する経費についての国等による支弁も行われなくなる。

しかしながら、学生に帰責性のない事由により確認が取り消された場合や設置者が確認を辞退した場合、その結果、学生等が授業料等減免を受けられなくなる可能性があるとすると、進学を断念したり、入学後に支援の打ち切りを受けて退学せざるを得ない者も出てしまう。

このため、これらの場合にも、既に認定を受けている学生に対しては授業料等減免が継続的に行われる必要があることから、本項の規定を設け、確認が取り消された場合や設置者が確認を辞退した場合であっても、当該確認の取消し又は辞退の際に対象者が在学している場合には、当該大学等を確認大学等とみなして、当該学生等に係る授業料等減免を実施するものとする。

この結果、本法律案の関連規定が適用され、授業料等減免の実施（第８条）のほか、減免費用を国等が支弁すること（第 10 条）、地方公共団体が支弁する減免費用のうち私立専門学校にかかる費用の２分の１を国が負担すること（第 11 条）等について適用される。

2．ただし書について

確認大学等の設置者が不正の手段により確認をうけていた場合（第２号）及び減免費用の支弁に関し確認大学等の設置者による不正があった場合（第３号）並びにこれに準ずる場合として政令で定める場合（辞退による処分逃れのうち、第２号及び第３号に相当するものを想定）にまで、国等が減免費用を支弁することは妥当でなく、かかる場合には不正を行った設置者の負担で減免することが適切である。

このため、これらの場合には、国等の費用の支弁等について規定した第10条及び第11条を適用しないこととしている。

このように、国等は減免費用の支弁は行わないが、設置者に引き続き自己負担での授業料等減免の実施を求めることについては、

・学生等は、転学等により別の大学等に移ることが制度上は可能であるとしても、分野によっては近隣に同種の内容を学ぶことができる大学等が存在しない場合も多く、在学する当該大学等において授業料等減免を受けられるという学生等の利益を守る必要性が高いこと

・多くの学生等が在学する大学等においては、一定数の対象者の授業料等の負担

を求めても、設置者にとって必ずしも過剰な負担を強いるものとはいえないこと

・設置者が不正を行った場合には、確認が取り消され、自己負担での授業料等減免を求める制度であることは、設置者も理解した上で確認申請を行っていること

を踏まえると、許容されると考えられる。

第17条関係（日本私立学校振興・共済事業団を通じた減免費用の支弁について）

1．第1項

私学助成法第11条の間接補助の規定のように、国が行う補助金等について、第三者を通じて行うことを規定する閣法としては、政府等による補助金の交付を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に行わせる旨規定する、鉄道軌道整備法（昭和28年法律第169号）第8条第7項及び踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）第10条第3項がある。

これらに倣い、本項において、減免費用の支弁のうち私立の大学及び高等専門学校に係るものについては、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）を通じて行うことができる旨規定する。

2．第2項

第1項の規定により事業団が支弁に係る業務を行うことに伴い、第12条の認定の取消しの届出や徴収の規定を事業団に適用できるようにする必要があるため、同項において、「国等」を「事業団」に読み替える等の規定を置く。

3．補助金等適正化法の準用

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第13条第2項第2号に鉄道軌道整備法第8条第7項に規定する国の補助金の交付を同機構の業務として規定し、機構法第23条において補助金等適正化法を準用していることから、これに倣い、本法律案に基づく事業団の業務について、日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）（以下「事業団法」という。）において補助金等適正化法を準用する。

この点、以下のことから、私立の大学及び高等専門学校に係る減免費用の支弁として国から確認大学等（私立の大学及び高等専門学校に限る。以下3．において同じ。）の設置者に交付される資金（以下「本件交付金」という。）は補助金等適正化法の適用を受ける「補助金等」（同法第2条第1項）としての性質を有し、同法の適用を受ける。したがって、事業団から確認大学等の設置者に対して交付される、減免費用に充てるための資金についても、補助金等適正化法を準用する必要がある。

（1）「補助金等」の性格について

本法律案第10条各号列記以外の部分においては「支弁」と規定されており、本件交付金が補助金等適正化法の適用を受ける「補助金等」に該当するか否か明らかでない。

「補助金等」に該当するか否かについては、

①片務性：相当の反対給付を受けないこと

②受益性：給付金の交付を受ける相手方がこれによって利益をうけること

③特定性：給付金の使用されるべき用途について、その使途が特定されていること

の３つの性格を有するか否かが基準となるものと解されている。

（２）本件交付金についての検討

減免費用は本来、確認大学等の設置者が負担すべきものであるが、その費用について、本件交付金の交付を通じて国が当該設置者に支弁することとなることから、本件交付金の交付によって当該設置者が利益を受けるものと言える（②）。一方、国は当該設置者から反対給付を受けるものではない（①）。

また、本件交付金は、本法律案に基づき確認大学等の設置者が行う授減免費用に充てるために、国が交付するものである。したがって、本件交付金の使途は減免費用への充当に特定されている（③）。

≪用例≫

○鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号）

（補助）

第八条　政府は、第三条第一項第一号に該当するものとして同条の規定により認定を受けた鉄道の運輸が開始されたときは、当該鉄道事業者に対し、毎年、予算の範囲内で、当該鉄道の事業用固定資産の価額の六分に相当する金額を限度として補助することができる。

２　政府は、第三条の規定により改良計画の承認を受けた鉄道の当該改良が完了したときは、当該鉄道事業者に対し、毎年、予算の範囲内で、当該改良によつて増加した事業用固定資産の価額の六分に相当する金額を限度として補助することができる。

３　政府は、第三条第一項第三号に該当するものとして同条の規定により認定を受けた鉄道につき適切な経営努力がなされたにかかわらず欠損を生じたときは、当該鉄道事業者に対し、毎年、予算の範囲内で、当該鉄道事業の欠損金の額に相当する金額を限度として補助することができる。

４　政府は、第三条第一項第四号に該当する鉄道の鉄道事業者がその資力のみによつては当該災害復旧事業を施行することが著しく困難であると認めるときは、予算の範囲内で、当該災害復旧事業に要する費用の一部を補助することができる。

５・６　（略）

７　政府は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の定めるところにより、第一項から第四項までの規定による補助金の交付を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行うことができる。

８　前項の規定により同項に規定する補助金の交付が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行われる場合には、次条及び第十条中「国土交通大臣」とあるのは、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて国土交通大臣」とする。

（補助金の交付の申請）

第九条　前条の補助を受けようとする鉄道事業者は、国土交通省令の定めるところにより、補助金の交付申請書に当該鉄道に関する損益見込計算書その他の書類を添附

して国土交通大臣に提出しなければならない。

（損益計算書等の提出）

第十条　前条の規定により補助金の交付申請書を提出した鉄道事業者は、毎事業年度終了後三箇月以内に、国土交通省令の定めるところにより、当該鉄道に関する損益計算書その他の書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

○踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）

（補助）

第十条　国は、保安設備の整備による指定踏切道の改良を実施する鉄道事業者（政令で定める者に限る。）に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、その実施に要する費用の一部を補助することができる。

2　（略）

3　国は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の定めるところにより、第一項の規定による補助金の交付を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行うことができる。

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）

（業務の範囲）

第十三条　（略）

2　機構は、前項に規定する業務のほか、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一　（略）

二　鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号）第八条第七項又は踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第十条第三項の規定による国の補助金の交付を受け、これを財源として、鉄道事業者に対し、補助金を交付すること。

三・四　（略）

3・4　（略）

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第二十三条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下この条において「補助金等適正化法」という。）第四条、第十条第一項及び第二項、第十七条から第二十二条まで並びに第二十四条の二の規定は、第十三条第二項第一号から第三号までの規定により機構が交付する補助金等について準用する。この場合において、補助金等適正化法第十条第一項及び第二項、第十七条第一項及び第二項、第十八条、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二、第二十二条並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長」と、補助金等適正化法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と読み替えるものとする。

≪国から国以外の機関に事務を行わせる規定を雑則に置く例≫

○年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）

第七章　雑則

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第四十一条　次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第三十八条の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。）は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。ただし、第八号及び第九号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一　第五条、第六条第二項（第十四条において準用する場合を含む。）及び第十二条の規定による請求の受理

二　第十七条及び第十九条において準用する第六条第二項の規定による請求の受理

三　第二十二条及び第二十四条において準用する第六条第二項の規定による請求の受理

四　第三十一条第一項の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに捜索を除く。）

五　第三十一条第一項の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百四十一条の規定による質問及び検査並びに同法第百四十二条の規定による捜索

六　第三十一条第二項において準用する国民年金法第九十六条第四項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求

七　第三十五条の規定による届出の受理及び同条第一項の規定による書類その他の物件の受領

八　第三十六条第一項の規定による命令及び質問

九　第三十七条の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め並びに報告の求め

十　第三十九条の規定による情報の受領

十一　前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

２～４　（略）

【参考】

○私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）

（間接補助）

第十一条　国は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の定めるところにより、この法律の規定による助成で補助金の支出又は貸付金に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）

（定義）

第二条　この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一　補助金

二　負担金（国際条約に基く分担金を除く。）

三　利子補給金

四　その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

２～７　（略）

第18条関係（省令への委任について）

この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、文部科学省令で定めることを定めるものである。

具体的には、対象者の認定に係る手続及び減免の実施に係る手続等を規定する予定である。

第19条関係（罰則について）

罰則について以下のとおり定めるものである。

1．第1項

第13条第1項に規定する報告命令等の違反を行った者、具体的には、対象者若しくはその生計を維持する者又はこれらの者であった者であって、

①報告若しくは物件の提出・提示等をしなかった者

②虚偽の報告若しくは物件の提出・提示等をした者

③職員からの質問に対する答弁拒否や虚偽の答弁をした者

について、30万円以下の罰金に処すこととする。

2．第2項

第13条第2項に規定する報告命令等の違反を行った者、具体的には、確認大学等の設置者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者であって、

①報告若しくは物件の提出・提示等をしなかった者

②虚偽の報告若しくは物件の提出・提示等をした者

③職員からの質問に対する答弁拒否や虚偽の答弁をした者

④検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

について、30万円以下の罰金に処すこととする。

3．第3項

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第2項に規定する報告命令等への違反行為をした場合について、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、刑を科すことを定めるものである（両罰規定）。

なお、同条第1項の違反行為については、以下の事情を考慮し、両罰規定の対象としないこととする。

- 生計を維持する者の収入は市区町村民税所得割額をもとに判断し、そのような者がいない場合には、生計を維持する者が存在しないものとして扱い、法人が生計を維持する者としてその所得や資産に係る書類を機構に提出することはないこと。（なお、現行給付型奨学金でも上記のようになっており、例えば、児童養護施設入所者の場合には、所得要件は不問としている。）
- 本法律案が参考としている子ども・子育て支援法では両罰規定の対象を設置者・事業者の報告徴収義務の違反のみとしていること（同法第85条）。
- 高等学校等の就学支援金の支給に関する法律においては、受給権者、保護者等、設置者、その役員・職員の報告徴収が一つの条で規定されており（同法第18条第1項）、両罰規定は概念上は法人も含む「保護者等」にかかっているが、同法においても、収入状況を確認する保護者等の範囲には法人は想定されていないこと。

附則の規定順について

附則の規定順は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）の原始附則において、①施行期日、②準備行為、③検討、④財源の確保、⑤他法改正、⑥他法改正に伴う規定、⑦経過措置の包括的な政令委任の順で規定している例を踏まえ、本法律案の原始附則も同様の順で規定する。

⑤の他法改正の中では、機構法の一部改正を最初に位置付けることとする。これは、同法に基づく学資支給及び本法律案に基づく授業料等減免は、学生等が大学等において修学することを可能とするための支援として一体的・一元的なものであり、また、実際にも学生等が同時にその二つを活用するものであるところ、機構法は本法律案と最も密接に関連しているためである。なお、同様な扱いをしているものとして、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）がある。

また、他法の一部改正、当該他法の一部改正に伴う経過措置、当該他法の一部を改正する法律の一部改正の順に規定する短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の原始附則に倣い、本法律案においても、機構法の一部改正、機構法の一部改正に伴う経過措置、機構法の一部を改正する法律の一部改正の順で規定する。

【参考】

○年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）

附　則

（施行期日）

第一条　（略）

（準備行為）

第二条　（略）

（検討）

第三条　（略）

（財源の確保）

第四条　（略）

第五条～第十五条　（略）

（地方自治法の一部改正）

第十六条　（略）

（住民基本台帳法の一部改正）

第十七条　（略）

（社会保険労務士法の一部改正）

第十八条　（略）

（日本年金機構法の一部改正）

第十九条　（略）

（日本年金機構法の一部改正に伴う調整規定）

第二十条　（略）

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第二十一条　（略）

第二十二条　（略）

（政令への委任）

第二十三条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）

附　則

（施行期日）

第一条　（略）

（特定歴史公文書等に関する経過措置）

第二条　（略）

（行政機関以外の国の機関が保有する歴史公文書等の保存及び移管に関する経過措置）

第三条　（略）

（国立公文書館法の一部改正）　※平成11年法律第79号

第四条　（略）

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）　※平成11年法律第42号

第五条　（略）

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）　※平成13年法律第140号

第六条　（略）

（刑事訴訟法の一部改正）　※昭和23年法律第131号

第七条　（略）

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）　※平成15年法律第59号

第八条　（略）

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）※廃案

第九条　（略）

（内閣府設置法の一部改正　）　※平成11年法律第89号

第十条　（略）

（内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定）

第十一条　（略）

（総務省設置法の一部改正）　※平成11年法律第91号

第十二条　（略）

（検討）

第十三条　（略）

○短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

附　則

（施行期日等）

第一条　（略）

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第二条　（略）

（陸上交通事業調整法の一部改正）

第三条　（略）

（地方自治法の一部改正）

第四条　（略）

（農業協同組合法の一部改正）

第五条　（略）

（証券取引法の一部改正）

第六条　（略）

（証券取引法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　（略）

（証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　（略）

（国有財産法の一部改正）

第九条　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十条～第四十八条　（略）

附則第１条関係（施行期日について）

本法律案の施行期日について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）第３条による消費税率引上げの施行日（平成 31 年 10 月１日）の属する年の翌年の４月１日までの間において政令で定める日とすることを定めるものである（平成32年４月１日を予定）。

これは、支援措置に要する費用の財源は、消費税率引上げに伴う増収分を活用して確保することとしているため、本法律の施行期日は、当該消費税率引上げの施行日に連動させて規定する必要があるためである。

なお、施行前の準備について規定する附則第２条については、公布の日から施行することとしている。

【参考】

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）

第三条　消費税法の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号ロ及び第九条の二第二項第二号中「六十三分の八十」を「七十八分の百」に改める。

第二十九条中「百分の六・三」を「百分の七・八」に改める。

第三十条第一項中「百八分の六・三」を「百十分の七・八」に改め、同条第六項中「六十三分の八十」を「七十八分の百」に改める。

第三十二条第一項第一号及び第三十六条第一項中「百八分の六・三」を「百十分の七・八」に改める。

第三十八条第一項中「百分の八」を「百分の十」に、「百八分の六・三」を「百十分の七・八」に改める。

第三十九条第一項中「百八分の六・三」を「百十分の七・八」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　（略）

二　第三条の規定及び附則第十五条から第十六条の二までの規定　平成三十一年十月一日

附則第２条関係（施行前の準備について）

本法案に基づく支援措置を実施するのは2020年４月を予定しているが、学生等が進学先を選択するのは新制度の実施日よりも前の時期となることから、この法律を施行するために必要な確認の手続その他の行為（確認大学等の公表）は、この法律の施行前においてもできることを定めるものである。

≪施行前に行う準備等≫

<table>
<tr><th>事項</th><th colspan="4">2019年度</th><th>2020年度～</th></tr>
<tr><td>給付型奨学金

・生徒が高校を通じて、日本学生支援機構（JASSO）に申込</td><td></td><td colspan="2" rowspan="2">【進学前の予約採用手続】
①採用申込
・経済状況：生徒本人からJASSOにマイナンバー等を提出
・学業：高校等が生徒の進学意欲等を確認、JASSOに報告
②JASSOによる要件の確認
③採用候補者の決定</td><td rowspan="2">＜既に大学等に在学している学生＞

・経済状況：学生本人からJASSOにマイナンバー等を提出
・学業：大学等が学生の学習状況を確認、JASSOに報告
※年度内に手続を実施するのは初年度のみ</td><td>支給開始
（進学後）</td></tr>
<tr><td>授業料等減免

・進学後、学生が大学等に申請</td><td></td><td>【大学等での手続】
①減免申込
②大学等による要件の確認（JASSOと連携）
③授業料等の減免</td></tr>
<tr><td>機関要件の確認

・大学等が機関要件の確認を申請</td><td colspan="2">【機関要件の確認手続】
①確認申請
②機関要件の確認</td><td>対象大学等の公表</td><td></td><td></td></tr>
</table>

附則第３条関係（検討について）

政府は、この法律の施行後４年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

なお、「施行後４年」としたのは、

・学生等の大部分を占めるのは大学の４年制学部の学生であるところ、本法律案の目指す目的のとおり、学資支給及び授業料等減免により支援を受けた学生等が、実際に十分な学修成果を挙げられているか否かを把握、検証し、以降の支援措置の在り方について検討することが可能となること

・４年制学部を卒業予定の者の就職状況の把握、検証が可能となること

・低所得者世帯の大学等への進学率の推移の傾向を一定程度把握、検証できること

を踏まえたものである。

附則第４条関係（政府の補助等に係る費用の財源について）

本法律に規定する学資支給及び授業料等減免に要する費用の財源は、2019 年 10 月に予定されている消費税率引上げに伴う増収分を活用して確保する旨を規定する。

消費税の収入の使途は、消費税法において、少子化を含む４分野（年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策）に限定されているとともに、「制度として確立された」施策に要する経費に充てることとされている。

本法律に規定する学資支給及び授業料等減免は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して社会で自立し、及び活躍することができる人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行うことにより、その修学に係る経済的負担の軽減を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とするものであるところ、消費税の使途である「少子化に対処するための施策」に合致するものである。

附則第５～７条関係（独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正について）

１．機構法に係る改正の内容

機構法の改正内容は以下の通りである。

①学資支給の対象について確認大学等に在学する学生等であることを規定

②学資支給基金（以下「基金」という。）に係る規定の削除

③機構に対する国の費用補助に係る「できる」規定の義務規定化及び用語の整理（「費用」への補助に統一）

④不正利得の徴収の際の加算金に関する規定の整備

※この他、上記①及び②に関して必要となる経過措置を規定

２．本法律案の附則で機構法の改正を行う理由

学資支給及び授業料等減免は、学生等が大学等において修学することを可能とするための支援として一体的・一元的なものであり、また、実際にも学生等が同時にその二つを活用するものであるため、機構法に規定する学資支給金は、原則として授業料等減免と同様の内容を規定していく必要がある。

（１）上記①（学資支給の対象が確認大学等に在学する学生等であることを明記）

本法律案第３条において、大学等における修学の支援として学資支給及び授業料等減免の両制度に共通する対象者として、確認大学等に在学する学生等である旨を規定したことに伴い、機構法第 17 条の２に規定する学資支給金の支給対象も確認大学等に在学する学生等であることを規定する必要がある。

また、第16条において、確認の取消し又は辞退があった場合において、その取消し又は辞退の際、対象者が在学しているときは、その者に係る授業料減免等については、確認の取消し又は辞退に係る大学等を確認大学等とみなし、本法律案を適用し、当該対象者に係る授業料等減免等を継続することとしていることから、これと同様の措置を学資支給金についても規定することとする。

（２）上記②（基金に係る規定の削除）、③（国の費用補助の義務化及び用語の整理）

今回の支援制度は、対象者や支援額等について法定された基準に基づき実施されていくため、制度を実施する確認大学等の設置者又は機構は、義務的に支出が生じることとなる。このため、制度実施者に資金の不足が生じることなく、制度が確実に実施されていくためには、設置者又は機構に対する国等の費用負担は必ずなされる必要がある。

学資支給及び授業料等減免に要する費用については、2019 年 10 月に消費税率を 10％へ引上げることによる増収分を充当し、安定財源が確保されていることから、これに伴い、授業料等減免については、設置者に対する国等の費用負担を義務的なものとして規定することとしている（第10条、第11条）。

併せて、機構法においても、学資支給に要する費用の政府の補助について、

「できる」規定から義務的な規定に改正する。本法律案では、学資支給及び授業料等減免に係る国の支弁又は補助のための財源として消費税を活用する旨の規定（附則第４条）を設けるところ、これにより、機構は、毎年度安定的に財源が確保できることが見込まれることから、機構法において、これまでのように基金を用いる必要がなくなり、同基金を廃止するための規定の整備を行う。

また、上記の改正に併せて、第23条の学資の貸与に係る補助金の規定を改正し、学資の貸与及び支給に係る補助のいずれについても「～に要する費用」の補助という表現に統一する。これは、新たに学資の貸与及び支給に要する費用の補助金の規定を同じ条見出しの下で整備することとし、新法に規定される授業料等減免についても「費用」という用語を用いているところ、今回学資支給と授業料等減免を一体的に実施する新たな支援措置を導入するにあたり、全体的に規定の平仄をとることが適切であるためである。

（３）上記④（不正利得の徴収の際の加算金に関する規定の整備）

大学等における修学の支援はその支援額も大きいことから十分な不正対策を講じることが必要である。このため、授業料等減免に係る不正対応としては、対象者の認定の取消し（第12条）を規定しており、取消しが行われた場合には学生等は減免さえた授業料等の額の請求を受けることとなる。

これに伴い、学資支給金については、一般的な不正利得の返還規定はすでに規定されているが、新制度では支援額が拡大することから、十分な不正対策を講じるため、実質は現物給付に近い授業料等減免とは異なり、現金給付であり、不正への誘因が強いことも踏まえ、加算金を設ける。

３．経過措置

（１）上記①に係る経過措置（附則第６条第１項）

改正前の機構法第17条の２第１項において、今後、学資支給金は「確認大学等に在学する」学生等を対象とすることとしたことに伴い、改正前の機構法第17条の２第１項に基づく学資支給金を受けていた学生等が、本法律案の施行後に確認大学等に在学していない場合等であっても、旧制度を適用することができるよう経過措置をおくことが必要である。このため、改正後の機構法の規定は、この法律の施行後に同法第17条の２第１項の規定により認定された者に対して支給される学資支給金について適用し、改正前の機構法第17条の２第１項により認定された者に対して支給される同行に規定する学資支給金については、なお従前の例によることを規定している。

これにより、改正前の機構法の規定により認定を受けていた者は、対象者要件、学資支給金の返還要件、不正利得の徴収の徴収金の額等について、改正前の機構法第17条の２から４までの規定等及び関係する政省令の規定が適用されることとなる。

（２）上記②に係る経過措置（附則第６条第２項から第４項まで及び附則第７条）

基金の規定が削除されるものの、上記（１）の通り、改正前の機構法の適用を受

ける学生等が存在する可能性がある。この学生等に係る学資支給金については、新たに措置される消費税財源を活用した資金ではなく、基金にある資金により給付を行うこととしている。このため、この学資支給金の支給が終了するまでの間は基金を存続させるとともに、基金に関する改正前の機構法の規定（第23条の2、第23条の3、第30条第3号）はなお効力を有するものとする。

なお、上記学資支給金の支給が終了した場合には、基金にある資金を使用することがなくなることから、残余の額は国庫に納付することを規定する。

また、基金に係る罰則の規定（改正前の機構法第30条第3号）を削除することに伴い、改正前に行った行為が改正後に発覚するなど、当該規定を適用する必要がある場合や、附則第6条第2項の規定によりなお存続することとされた基金に関して施行後に違法な運用があったなど、なお効力を有することとされた改正前の機構法の規定を適用すべき場合があることから、当該罰則の規定に係る経過措置を置くこととする。

附則第８条関係（独立行政法人日本学生支援機構の一部を改正する法律の一部改正について）

29 年改正法附則第４条においては、機構法の学資の支給についての検討規定が設けられている。

しかし、今回の法律案により、消費税率引上げに伴う増収分を活用して学資支給と授業料等減免を一体的に行う新たな仕組みが整備されることとなり、学資の支給は授業料等減免制度の創設に伴い、学生生活費に対応するものとしてその性質を変えるなど、29 年改正法が前提としていた制度自体が変更されることとなった。このため、29 年改正法の検討規定は削除し、本法律案の附則第３条において、施行後４年後に学資支給と授業料等減免に係る検討を一体的に行う旨の検討規定を設けることとしている。

【参考】

○独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第九号）

附　則

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法の規定の施行の状況を勘案し、学資の支給に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

附則第９条関係（地方財政法の一部改正について）

都道府県が行う私立の専門学校に係る減免費用の支弁は、地方公共団体が本法律案に基づいて実施しなければならない事務であって、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するために、国が進んで経費を負担する必要があるものとして、これに要する経費を地方財政法第10条に追加し、国が、その経費の全部又は一部を負担することとする。

地方財政法第10条においては、各号に掲げる費用名については簡潔に規定することとしており、当該経費の根拠となる個別法において定義しているものについても、同条においては、定義せずに規定している（※）。

このことを踏まえ、本法律案に基づく経費の規定ぶりについては、本法律案で定義されている、「確認大学等」、「授業料等減免」及び「専門学校」の用語をそのまま用いて、「確認大学等に係る授業料等減免に要する経費（私立の専門学校に係るものに限る。）」と規定することとする。

※ 例えば、第32号に掲げる「指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費」における「指定難病」は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第５条第１項において定義されているものを、定義せずに規定している。

【参考】

○地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）

（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）

第十条　地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

一～三十一　（略）

三十二　指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費

三十三・三十四　（略）

○難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

（特定医療費の支給）

第五条　都道府県は、支給認定（第七条第一項に規定する支給認定をいう。以下この条及び次条において同じ。）を受けた指定難病（難病のうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要

件を満たすものであって、当該難病の患者の置かれている状況からみて当該難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定するものをいう。以下同じ。）の患者が、支給認定の有効期間（第九条に規定する支給認定の有効期間をいう。第七条第四項において同じ。）内において、特定医療（支給認定を受けた指定難病の患者に対し、都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）が行う医療であって、厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）のうち、同条第三項の規定により定められた指定医療機関から受けるものであって当該支給認定に係る指定難病に係るもの（以下「指定特定医療」という。）を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、当該指定特定医療に要した費用について、特定医療費を支給する。

２・３　（略）

附則第10条関係（地方税法の一部改正について）

日本私立学校振興・共済事業団の業務（事業団法第23条第1項から第3項までに規定する業務）に要する固定資産については、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第348条第2項に基づき、非課税とされている（同項第13号）。

本法律案においては、事業団法第23条の改正により、同条に新第4項を設け、減免費用に充てるための資金の交付業務を事業団の業務として規定することに伴い、同業務に要する固定資産を第1項から第3項までの業務と同様に非課税とする必要があることから、地方税法第348条第2項第13号を改正し、新第4項に規定する業務に要する固定資産を含めることとする。

附則第11条関係（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正について）

1．今回新たに追加する業務を事業団法第 23 条第４項として位置づけることについて

（日本私立学校振興・共済事業団法に業務を追加する意義について）

新法第10条第１号の規定により大学及び高等専門学校等に係る授業料減免に要する費用については、国が支弁することとしているが、私立の大学及び高等専門学校については、以下の理由から、新法第 17 条第１項の規定により、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）を通じて支弁することとしている。

①私立の大学・短期大学・高等専門学校は 900 校以上あることから、国が直接交付することは事務量の観点からも適切でないこと

②事業団は従前より、私立大学等に対して、経常費補助金の交付を行っており、各大学に対する補助金の交付に知見があり、その業務を効率的に行うことができること

この交付の業務は、事業団の新たな業務となることから、業務を追加するため、日本私立学校振興・共済事業団法（以下「事業団法」という。）の改正を行い、新たな業務を同法上に規定する必要がある。

（事業団法における新たな業務の位置づけについて）

新たな業務の事業団法の業務規定の規定位置については、業務内容と同法第１条に規定される事業団法の目的との関係がどの程度密接であるかを踏まえる必要がある。

この点、事業団法第２３条第１項に規定されている業務は、同法第１条の目的（私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並び私立学校教職員の福利厚生を図る）の達成に直結する業務である。（このうち、第１号～第５号及び第１０号は、事業団の前身の一部である日本私学振興財団の流れをくむ業務、第６号～第９号は事業団の前身の一部である私立学校教職員共済組合の流れをくむ業務である。）

同法第２３条第２項に規定されている業務は、事業団が第１項の業務を実施する前提となる、医療保険制度全体又は公的年金制度全体として必要となる業務であることから、他の法律に基づく業務であるが、第１項第６号～第９号に定める業務と密接不可分な関係にあるものとして、第１項の業務に次いで第２項として位置付けられている（業務の具体的内容は、徴収事務の代理（介護保険法による納付金）や他機関との財政調整（厚生年金保険法による拠出金及び交付金等））。

同法第２３条第３項に規定されている業務は、同条第１項第２号、第６号及び第９号に規定する業務について、それぞれ付加的に行う業務であり、同法第１条の目的に直結する内容ではあるものの、第１項及び第２項の業務と異なり、事業団が必ず行う業務ではないため、「できる」規定とされており、第３項として位置づけら

れている。

一方、今回新たに追加される資金の交付業務は、私立大学の学生等の修学に係る経済的負担の軽減を図ることを趣旨とするものであり、同法第１条に事業団の設立目的として掲げた私立学校の教育の充実向上やその経営の安定に一定程度寄与する面も有しているものの、第１条の目的との関係性は上述の既存業務よりも薄いものである。

そのため、今回の新たな交付業務は、同法第２３条第３項の次の第４項として追加することとする。

なお、改正前の第２３条第４項については、業務内容そのものではなく同条第１項第３号の業務を行うに当たっての留意事項を規定しているものであり、現在も同項とは離れた位置である第４項として位置づけられていることを踏まえて、引き続き同条の末尾に位置付けることとし、同条第５項に移すこととする。

【参考①】私立学校教職員共済法　（昭和二十八年法律第二百四十五号）

（給付）

第二十条　この法律による短期給付は、次のとおりとする。

一　療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費

二　家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費

三　高額療養費及び高額介護合算療養費

四　出産費

五　家族出産費

六　埋葬料

七　家族埋葬料

八　傷病手当金

九　出産手当金

十　休業手当金

十一　弔慰金

十二　家族弔慰金

十三　災害見舞金

２　（略）

３　事業団は、政令で定めるところにより、第一項各号に掲げる給付に併せて、これに準ずる短期給付を行うことができる。

（福祉事業）

第二十六条　事業団は、加入者の福祉を増進するため、次に掲げる福利及び厚生に関する事業を行う。

一　高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（以下この号及び第三十五条第三項において「特定健康診査等」という。）並びに特定健康診査等以外の事業であつて加入者及びその被扶養者（以下この号及び第四項において「加入者等」という。）の健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る加入者等の自助努力についての支援その他の加入者等の健康の保持増進のために必要な事業

二　加入者の保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

三　加入者の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
四　加入者の貯金の受入れ又はその運用
五　加入者の臨時の支出に対する貸付け
六　加入者の需要する生活必需物資の供給
七　その他加入者の福祉の増進に資する事業で共済規程で定めるもの
2　事業団は、加入者であつた者の福祉を増進するため、前項各号に掲げる事業に準ずる事業であつて政令で定めるものを行うことができる。

【参考②】日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年法律第二百四十五号）
（日本私立学校振興・共済事業団の資金貸付けの対象となる専修学校又は各種学校の範囲）
第二条　法第二十三条第一項第二号の政令で定める私立の専修学校又は各種学校は、機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な技術の教授を目的とするものであって、文部科学省令で定める課程を有するものとする。ただし、医学又は歯学の学部を置く大学を設置する学校法人が開設する病院又は診療所の運営に関し必要な附属施設である専修学校又は各種学校を除く。
2　法第二十三条第三項第三号の政令で定める災害は、激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害であって私立の専修学校及び各種学校に係る被害の状況その他の事情を勘案して文部科学大臣が定めるものとし、同号の政令で定める私立の専修学校又は各種学校は、当該災害により被害を受けた私立の専修学校又は各種学校（法第二十三条第一項第二号の業務の対象となるものを除く。）であって前項ただし書に規定するもの以外のもの（各種学校にあっては、修業年限が二　年以上であるものに限る。）とする。

２．事業団法第２３条第４項の業務を助成業務に含めることについて

今回新たに追加される資金の交付業務については、事業団法第１条の目的との関係性における既存業務との違いを踏まえ、「交付業務」として同法第23条第４項に位置付けるものの、他の規定の適用にあたっては、「助成業務」（第２３条第１項第１号から第５号まで及び第10号並びに同条第３項第３号の業務）に含めることとする。

これは、現在、事業団は、事業団法第１条の目的に資するため、助成業務の中核的な業務として、国から交付された資金を財源として私立学校に対して資金を交付する経常費補助の業務（第２３条第１項第１号）を行っているところ、新たな交付業務についても、国から交付された資金を財源として私立学校に対して資金を交付するという点で助成業務で培ったノウハウや既存の業務実施の仕組みを活用して行うことになるためである。

また、交付業務を助成業務に含ませることは、、両者のスキームの類似性から助成業務に適用される以下の規定も、その一部を除き、交付業務に適用することが必要であることとも整合的である。

①役員の忠実義務（第13条の２）
②運営審議会（第18条の2）
③他の役員及び職員についての依頼等の規制等（第21条の２）

④助成業務方法書の策定（第 25 条）
⑤中期目標、中期計画、年度計画及び評価等（第 26 条）
⑥財務諸表等（第 32 条）
⑦区分経理（第 33 条）
⑧積立金の処分（第 36 条）
⑨借入金及び私学振興債券（第 37 条）
⑩不要財産に係る国庫納付等（第 38 条の２）
⑪違法行為等の是正（第 44 条）

上記のうち、①③④⑤⑥⑦⑪は、助成業務の適切な実施を担保する観点から、役員や職員の行為を規律したり、必要な書類の作成・公表を義務付けたりするために設けられている規定であり、助成業務の経常費補助と同様のスキームで実施される交付業務にも、同じく適用することが必要である。
（なお、④の助成業務方法書については、法人の統合があった場合にも、全ての業務について１つの業務方法書で定めている例がある。参考④参照。）

また、⑧⑩については、事業団の財産について余剰、不要が生じた場合に国庫に納付することを定めるものである。助成業務のうち経常費補助の業務（第 23 条第１項第１号業務）についても、これらの規定の対象となっているが、補助金等適正化法に基づき毎年度清算を行うため、事実上、積立金又は不要財産に該当してこれらの規定の適用を受けることはない。交付業務についても経常費補助と同様に毎年度清算を行うものであり、事実上、これらの規定の対象となることはないが、経常費補助にならい、規定の対象から除外することはしない。

ただし、助成業務に適用される規定のうち、②⑨については、以下の理由から規定の趣旨が交付業務には妥当しないため、交付業務について適用対象外とする。

・②については、経常費補助等の場合には業務の実施に際し事業団の裁量が一定程度働くことを踏まえ、業務の適切性を担保する観点から運営審議会の審議対象とする規定であるが、今回の交付業務では、事業団は法令で規定する基準に従って交付することになり、事業団の裁量が働く余地はないため。
・⑨については、助成業務に係る予算に一時的に不足が生じた場合に、事業団が短期借入等により必要経費を確保できるようにする規定であるが、交付業務は消費税財源を活用するため、仮に予算に不足が生じたとしても、私学事業団が調達するものでないため。

【参考①】交付業務の実施に伴う「交付業務」について「助成業務」と同様に規定すべきもの

○役員の忠実義務（第 13 条の２）

文部科学大臣の処分及び事業団が定める助成業務方法書、共済規程、共済運営規則その他の規則を遵守し、事業団のため忠実にその職務を遂行する。

○他の役員及び職員についての依頼等の規制等（第 21 条の２）

役員又は職員は、密接関係法人等に対し、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的として、

役職員であった者に関する情報の提供等してはならない。

○助成業務方法書の策定（第 25 条）

助成業務の執行に関して必要な事項を助成業務方法書で定める。

○中期目標、中期計画、年度計画及び評価等（第 26 条）

中期目標に基づく中期計画及び中期計画に基づく年度計画を策定する。

各事業年度、中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度、中期目標期間の最後の事業年度の業務の実績について、文部科学大臣による評価を受ける。

○財務諸表等（第 32 条）

毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書を作成する。

○区分経理（第 33 条）

助成業務に係る経理を設けて処理する。

○違法行為等の是正（第 44 条）

文部科学大臣は、私学事業団の役職員が、違法行為等をし、またはそのおそれがあると認めるときは、当該行為の是正又は業務運営の改善のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

【参考②】交付業務事務の対象外とすべきもの

○運営審議会（第 18 条の 2）

理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する基本的に事項について審議する。

○借入金及び私学振興債券（第 37 条）

助成業務に必要な費用に充てるため、短期借入金等をすることができる。

【参考③】交付業務の追加が条文の趣旨に影響しないもの

○積立金の処分（第 36 条）

中期目標の期間の最後の事業年度に、文部科学省省令で定める額を超える額の積立金がある場合には、その超える部分の額に相当する金額を国庫に納付する。

○不要財産に係る国庫納付等（第 38 条の 2）

不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るものについて、国庫に納付する。

【参考④】他の独立行政法人の業務方法書

○独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

大学等の教育研究活動等の状況についての評価、国立大学法人等への土地の取得、施設の設置等に必要な資金の交付、学位の授与等の業務を行っているが、１つの業務方法書となっている。

（沿革）

・平成３年７月　学位授与機構の設置【学位授与事業】
・平成 12 年４月　学位授与機構から大学評価・学位授与機構へと改組【評価事業の追加】
・平成 16 年４月　独立行政法人大学評価・学位授与機構が設立
・平成 28 年４月　大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センターを統合し、大学改革支援・学位授与機構となる【資金の交付事業の追加】

3．助成業務に適用される規定のうち交付業務を除外するものについて

（1）事業団法における区分経理の考え方

ア．区分経理の考え方

区分経理については、一般に、法律において定めるものと省令において定めるものがある。事業団法においては、法律及び省令において以下のことが求められている。

・法律：「勘定」（※）を設けて整理すること
（勘定毎に財務諸表等を作成することとなる。）

・省令：勘定の内訳として「経理単位」を設けて、当該勘定に係る貸借対照表及び損益計算書に経理単位の内訳を記載した書類を添付すること

（※）事業収支を経理する場合においては、その性質、種類等を同じくする事業収支ごとに分類し、同種類、同性質のものごとに集約して経理することが一般により合理的であるが、その経理上の分類の単位をいう（『法令用語辞典』より）。

イ．助成勘定の考え方

事業団は法人設立に際し、助成業務を行う日本私学振興財団と共済業務を行う私立学校教職員共済組合が統合して設立された経緯があり、助成業務については、助成勘定として経理されている。

助成業務の一般管理費は、国からの財政融資資金等を原資とする第23条第1項第2号に規定する貸付業務で生じた利益差額で賄っているため、。主として当該資金及びその利益差額に係るものを「一般経理」とした上で、それ以外の財源に係るものを、省令において下記の通りの経理単位として規定している。

・「補助金経理」
経常費補助金に充てる資金として交付される補助金を財源とするもの

・「寄付金経理」
法人又は個人から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付等することを目的として受け入れる寄付金を財源とするもの

・「学術研究振興基金経理」
広く一般から受け入れる寄付金を財源とするもの
（事業団が運営し、その運用益をもって助成を行う）

（2）交付業務を助成業務に位置付ける必要性

交付業務の実施のために必要となる一般管理費については、交付業務に係るシステム改修費などの最低限必要な経費の概算要求は行うものの、事業団法第23条第1項第1号～第5号の業務と同様に、同法第23条第1項第2号の貸付事業の利息差額も活用して行うことを考えていることから、交付業務についても助成勘定に含める必要がある。

また、今回新たに追加される交付業務は、事業団法第23条第1項第1号に規定する私立大学等に対する経常費補助金に係る業務の知見を活用し、補助金事業を行っている部署を中心に実施することが効率的・効果的であることから、この業務の実施を私学事業団に担わせることとしたものであり、実際にも、既存の助成事業部門においてそのノウハウを有する者が業務を担うことを想定しているため、一般管理費についても、同一勘定内で処理できるようにすることが効率な経理を行う上で必要である。

さらに、交付業務は、私立大学の学生等の修学に係る経済的負担の軽減を図ることが目的ではあるが、国から交付された資金を財源として私立学校に対して資金を交付するという点において既存の補助金事業と同様のスキームとなっていることから、助成勘定に含め得ることが適当である。

上記のことから、交付業務については、新たな勘定を設けるのではなく、助成勘定として経理することとする。

他方、交付業務は一般財源ではあるが消費税率の引き上げによる税収の増分をもとに国が事業団に交付する資金を原資として行うものであり、同じ一般財源でも消費税には由来しないものをもとにした国からの補助金により事業団が行う「補助金経理」とは区分して経理する必要がある。このため、省令において、交付業務に係る経理単位を設けることにより、財務状況の明確化を図ることとする。

【参考：独立行政法人日本学生支援機構の区分経理】

独立行政法人日本学生支援機構は、日本育英会において実施してきた日本人学生への奨学金貸与事業、日本国際教育協会、内外学生センター、国際学友会、関西国際学友会の各公益法人において実施してきた留学生交流事業及び国が実施してきた留学生に対する奨学金の給付事業や学生生活調査等の事業を整理・統合し、設立されたものである。

平成29年に学資の支給の制度（※）が創設されるまでは、５つの法人に由来するすべての事業を一つの勘定の中で経理し、省令において、特に、無利子奨学金（政府の貸し付けた資金を充てるもの、無利子奨学金（前者以外）、有利子奨学金については、経理を区分することとしている。

（※）学資の支給に係る業務のうち学資支給基金に係る経理については、基金がその執行状況の公表を求められるものであることから、法律上、勘定を設けて区分することとした。

【参考①】日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）

（区分経理）　※青字は参考（日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令第２条第１項より）

第三十三条　事業団の経理については、次の各号ごとに区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　助成業務に係る経理【助成勘定】

二　第二十三条第一項第六号の業務、同条第二項に規定する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護保険法の規定による納付金の納付

に関する業務並びに同条第三項第一号の業務に係る経理（第六号に掲げるものを除く。）【短期勘定】

三　第二十三条第一項第七号の業務並びに同条第二項に規定する厚生年金保険法の規定による拠出金及び国民年金法の規定による基礎年金拠出金の納付並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れに関する業務に係る経理（第六号に掲げるものを除く。）【厚生年金勘定】

四　第二十三条第一項第八号の業務に係る経理（第六号に掲げるものを除く。）【退職等年金給付勘定】

五　第二十三条第一項第九号及び同条第三項第二号の業務に係る経理【福祉勘定】

六　第二号から第四号までに掲げる業務に係る事務に係る経理【共済業務勘定】

2　（略）

【参考②】日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（平成九年文部省令第四十二号）

（区分経理）

第二条　事業団は、法第三十三条第一項に規定する勘定として、同項第一号の経理については助成勘定を、同項第二号の経理については短期勘定を、同項第三号の経理については厚生年金勘定を、同項第四号の経理については退職等年金給付勘定を、同項第五号の経理については福祉勘定を、同項第六号の経理については共済業務勘定を設け、それぞれについて貸借対照表の勘定及び損益計算書の勘定を設けて経理するものとする。

2　助成勘定は、その内訳として、一般経理、補助金経理、寄付金経理及び学術研究振興基金経理の各経理単位を設け、当該勘定に係る貸借対照表及び損益計算書に各経理単位の内訳を記載した書類を添付するものとする。

3　前項の各経理における事業団の運営に必要な経費は、一般経理において一括して経理するものとする。ただし、学術研究振興基金経理における事業団の運営に必要な経費（人件費を除く。）については、この限りでない。

4　福祉勘定は、その内訳として、保健経理、医療経理、宿泊経理、貯金経理及び貸付経理の各経理単位を設け、当該勘定に係る貸借対照表及び損益計算書に各経理単位の内訳を記載した書類を添付するものとする。

5　事業団は、第一項の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、文部科学大臣の承認を受けて定める基準に従って、各勘定に配分することにより経理することができる。

【参考③】日本私立学校振興・共済事業団の経理の仕組みについて

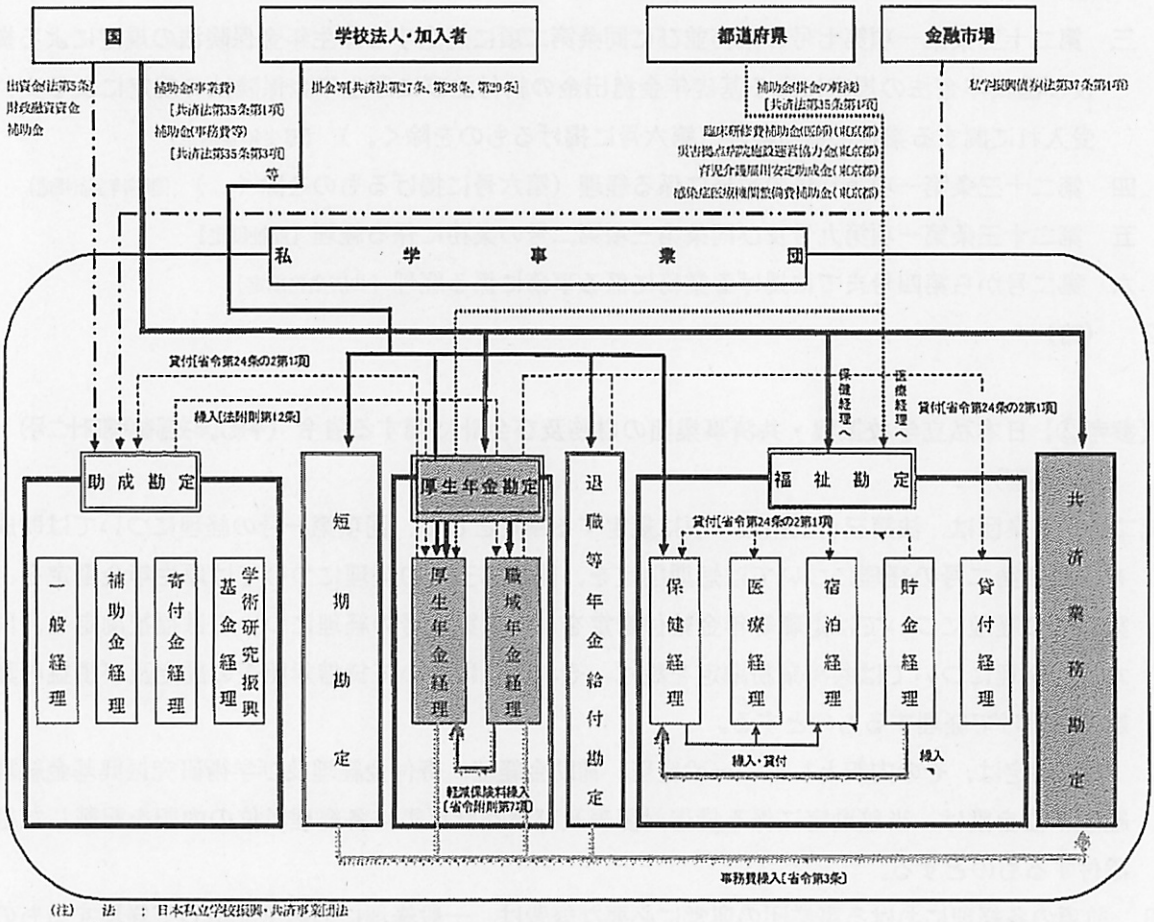

(注) 法 ：日本私立学校振興・共済事業団法
共済法 ：私立学校教職員共済法
省 令 ：日本私立学校振興・共済事業団財務及び会計に関する省令

附則第12条関係（内閣府設置法の一部改正について）

１．規定の趣旨

大学等における修学の支援は、少子化対策の一環として実施されるものであることから、軽減措置の具体的な内容である授業料等の減免、学資の支給に要する費用の支弁に必要な予算については、少子化対策を所掌する内閣府において一括計上し、関係行政機関に配分することとし、かかる事務を内閣府の所掌事務（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条）、特命担当大臣の掌理する事務（第11条の3）及び子ども・子育て本部の所掌事務（第41条の2）に追加するものである。

２．規定の内容

（１）内閣府の所掌事務を追加することについて

内閣府は、「少子化の進展への対処に関する事項」（内閣府設置法第4条第1項第29号）の企画立案・総合調整を担うとともに、少子化社会対策大綱の作成及び推進（同条第3項第27号の3）等を通じて、各府省が実施する各般の少子化対策を総合的に推進しているところである。

大学等における修学の支援の実施に当たっては、

- 学資支給及び授業料等減免による経済的負担の軽減措置は、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）等に基づき、少子化対策の一環として、消費税財源を活用して実施するものであること
- 消費税の使途は、消費税法（昭和63年法律第108号）において、社会保障４経費（年金、医療、介護、少子化対策）に限定されており、消費税財源を活用した少子化対策費の大部分は少子化対策を担う内閣府に計上されていること
- 大学等における修学の支援の対象となる高等教育機関は、文部科学省が所管する国立大学法人、高等専門学校、私立大学等、厚生労働省が所管する独立行政法人立専門学校等があり、複数省の所管にわたること
- 幼児教育無償化及び高等教育無償化の関係予算の執行状況や施策の実施状況について、内閣府は、各省からの報告を基に少子化対策の観点から総合的に把握・検証し、少子化対策の更なる推進や必要な見直しに活用していくことが可能であること

から、大学等における修学の支援に関する予算については内閣府に一括計上した上で、関係省庁に移替えを行い執行するため、内閣府が当該事務を所掌する根拠規定を内閣府設置法に設ける必要がある。

※文部科学省は、その任務として「教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術の振興、科学技術の総合的な振興並びにスポーツ及び文化に関する施策の総合的な推進を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うこと」（文部科学省設置法（平成11年法律第96号）第3条第1項）を掲げており、少子化対策がその任務として位置付けられているとは言い難い。

なお、大学等における修学の支援の実施に当たっては、授業料等の減免に要する費用に係る交付金の大学等への交付、給付型奨学金の支給など、具体的な給付事務が発生する。この点、文部科学省では、従前より大学行政を所管して大学に対する補助事業を実施するとともに、事業実施機関として（独）日本学生支援機構を所管するなど、専門的知見や実績とともに、実施部門を有していること、同様に厚生労働省は高等教育機関を設置する独立行政法人を所管するなど、専門的知見や実績を有しているところであり、内閣府に計上された予算の執行に当たっては、文部科学省及び厚生労働省に予算を移し替えて実施させることとする。

（2）「配分計画に関すること」と規定することについて

内閣府は、具体的には、①大学等における修学の支援の実施のための所要額について、文部科学省及び厚生労働省から聴取し、②①を基に予算要求資料を作成し、③要求内容について財務省との間で折衝を行い、④予算成立後には、所要の予算を文部科学省及び厚生労働省に移し替える事務を担うこととしている。

この点、平成13年の中央省庁等改革時における「所掌事務に関する規定の立案作業の手引書」（中央省庁等改革推進本部）によれば、特定の分野の経費の予算計上を一元的に行い、関係行政機関に配分する事務については、「○○に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること」と規定することとされている。

内閣府設置法においても、例えば、まち・ひと・しごと創生交付金（第4条第3項第3号の3）、沖縄一括計上予算（同項第19号）のように、内閣府に予算を一括計上した上で各省庁に移し替えて執行させる事務については、「関係行政機関の経費の配分計画に関すること」と規定されているところである。

※まち・ひと・しごと創生交付金：国の認定を受けた地域再生計画に盛り込まれた事業に要する経費に充てるため、内閣府に一括計上された予算から、認定地域再生計画の内容に応じて事業を所管する各省庁（農林水産省、国土交通省、環境省）に移し替えて執行。

※沖縄一括計上予算：振興開発計画の骨格を構成する各種社会資本の整備等の全体的な把握、事業相互間の進度調整、計画に沿った事業の促進を図るため、これら事業の経費を一括計上し、これを各省庁に移し替えて執行することにより、計画の実効性を担保。

大学等における修学の支援の実施に当たっても、当該分野の経費の予算計上を一元的に内閣府において行い、関係行政機関（文部科学省及び厚生労働省）に対し、執行に要する額を移し替えることを予定しており、かかる一連の事務については、「関係行政機関の経費の配分計画に関すること」と規定することが適当である。

【参照条文】

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）

（所掌事務）

第四条　（略）

2　（略）

3　前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

三の三　地域再生法第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関すること、同法第十三条

第一項の交付金に関すること（同法第五条第四項第一号ロに掲げる事業に要する経費に充てるための交付金については、当該交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関することに限る。）、同法第十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関すること並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関すること。

十九　振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び当該事業で政令で定めるものに関する関係行政機関の経費（政令で定めるものを除く。）の配分計画に関すること（文部科学省及び環境省の所掌に属するものを除く。）。

（3）規定順について

内閣府設置法第４条第３項の規定順については、下記の基準を原則としている。

①　１号～27号の５：第１項の事務と関連する分野に関する事務を、第１項の分野の配列の基準に従って、分野のまとまりごとに規定

②　28号～56号：①の後に、第１項の事務と関連する分野に関する事務以外の事務を、第３条第２項の分担管理事務の任務規定の配列の順序に従って、任務のまとまりごとに規定。

③　57号～61号：①及び②にかかわらず、宮内庁及び外局の所掌事務については、別の取扱いとして、最後のバスケット規定の前に、機関の建制順に規定

本法律案で追加する事務については、第４条第１項第29号の「子ども及び子どもを養育しているものに必要な支援をするための基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する事項」に関連する事務（①）であるため、同分野のまとまりである第27号の３～第27号の５の次に規定することとする。

【参考】内閣府設置法コンメンタール（制定時）

(2) 分担管理事務の配列（別紙３）

第三項における所掌事務の配列においては、次の考え方によったものである。

①　第一項の内閣補助事務と関連する分野・事項に関する事務を、第一項の分野・事項の配列（２の(5)に記述）の順序に従って、分野・事項のまとまりごとに、先に規定する。

②　①の後に、第一項の事務と関連する分野・事項に関する事務以外の事務を、第三条第二項の分担管理事務の任務規定の配列の順序に従って、任務のまとまりごとに規定する。

③　①及び②にかかわらず、宮内庁及び外局の所掌事務については、別の取扱いとして、最後のバスケット規定（前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務）の前に、機関の規定順、建制順に規定する。

④　同じ分野・事項又は任務のまとまりの中では、基本的、一般的、総論的な事務を前に、個別的、各論的な事務を後ろに、政策対象及び手段の広がりの大きなものを前に、狭いものを後ろに規定する。

⑤　所掌することが予定される部局・機関があらかじめ想定されるものについては、部局・機関の規定順、建制順に配慮する。

【参照条文】

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）

（所掌事務）

第四条　内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～二十八　（略）

二十九　子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する事項

三十　（略）

2　（略）

3　前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十七の二　（略）

二十七の三　少子化に対処するための施策の大綱（少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第七条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

二十七の四　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に規定する子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関すること（同法第六十九条に規定する拠出金の徴収に関することを除く。）。

二十七の五　認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定するものをいう。）に関する制度に関すること。

二十八～六十二　（略）

附則第13条関係（政令への委任について）

本法律案の施行に関し必要な経過措置は政令で定める旨規定することとする。

◇大学等における修学の支援に関する法律案　読替表

【第十七条第二項による第十二条第二項及び第三項の読替え】

○大学等における修学に関する法律案（抄）

（傍線部分は読替部分）

読替後	読替前
（認定の取消し等） 第十二条　（略） 2　確認大学等の設置者は、前項の規定により認定を取り消したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等の確認を行った文部科学大臣及び日本私立学校振興・共済事業団の理事長に届け出なければならない。 3　第一項の規定により認定を取り消した確認大学等の設置者に対し減免費用に充てるための資金（以下この項において「減免資金」という。）を交付する日本私立学校振興・共済事業団は、前項の規定による届出があった場合において、当該認定を取り消された者に対する授業料等減免に係る減免資金を既に交付しているときは、国税徴収の例により、当該設置者から当該減免資金に相当する金額を徴収することができる。 4　（略）	（認定の取消し等） 第十二条　（略） 2　確認大学等の設置者は、前項の規定により認定を取り消したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認を行った文部科学大臣等に届け出なければならない。 3　第一項の規定により認定を取り消した確認大学等の設置者に対し減免費用を支弁する国等は、前項の規定による届出があった場合において、当該認定を取り消された者に対する授業料等減免に係る減免費用を既に支弁しているときは、国税徴収の例により、当該設置者から当該減免費用に相当する金額を徴収することができる。 4　（略）

【附則第十一条による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法第二十七条に規定する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二並びに第二十四条の二の読替え】

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）（抄）

（傍線部分は読替部分）

読替後	読替前
（事情変更による決定の取消等） 第十条　日本私立学校振興・共済事業団の理事長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。 2　日本私立学校振興・共済事業団の理事長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。 3・4　（略） （決定の取消） 第十七条　日本私立学校振興・共済事業団の理事長は、補助事業者等が、	（事情変更による決定の取消等） 第十条　各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。 2　各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。 3・4　（略） （決定の取消） 第十七条　各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使

補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く私立学校法第四条に規定する所轄庁の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2～4　（略）

（補助金等の返還）

第十八条　日本私立学校振興・共済事業団の理事長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2　日本私立学校振興・共済事業団の理事長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3　（略）

（加算金及び延滞金）

第十九条　補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九

用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2～4　（略）

（補助金等の返還）

第十八条　各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2　各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3　（略）

（加算金及び延滞金）

第十九条　補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九

五パーセントの割合で計算した加算金を日本私立学校振興・共済事業団に納付しなければならない。

2　補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を日本私立学校振興・共済事業団に納付しなければならない。

3　日本私立学校振興・共済事業団の理事長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる

（他の補助金等の一時停止等）

第二十条　日本私立学校振興・共済事業団の理事長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

（徴収）

第二十一条　日本私立学校振興・共済事業団の理事長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2　補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3　各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（他の補助金等の一時停止等）

第二十条　各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

（徴収）

第二十一条　各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

2　（略）	2　（略）
（理由の提示） 第二十一条の二　日本私立学校振興・共済事業団の理事長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。	（理由の提示） 第二十一条の二　各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。
（行政手続法の適用除外） 第二十四条の二　補助金等の交付に関する日本私立学校振興・共済事業団の理事長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。	（行政手続法の適用除外） 第二十四条の二　補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

大学等における修学の支援に関する法律案（仮称）　参照条文　目次

○ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）【Super法令Web】 …… 1
○ 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第九号）平成29年3月31日官報号外特第8号 …… 14
○ 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）【Super法令Web】 …… 16
○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）【Super法令Web】 …… 50
○ 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）【Super法令Web】 …… 80
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）【Super法令Web】 …… 100
○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）【Super法令Web】 …… 137
○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）【Super法令Web】 …… 141
○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）【Super法令Web】 …… 145
○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）【Super法令Web】 …… 147
○ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）（抄）平成24年8月22日官報号外第181号 …… 151
○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）（抄）平成27年3月31日官報号外特第11号 …… 153
○ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十五号）（抄）平成28年11月28日官報号外第261号 …… 162

※平成29年4月1日施行

○独立行政法人日本学生支援機構法

（平成十五年六月十八日）
（法律第九十四号）
第百五十六回通常國会
第一次小泉内閣

改正　平成一六年　六月一八日法律第一二六号
同　一六年　六月一八日同　第一二七号
同　一六年　六月二三日同　第一三〇号
同　一六年　六月二三日同　第一三五号
同　一七年　七月二六日同　第　八七号
同　一八年　六月二一日同　第　八〇号
同　二六年　六月一三日同　第　六七号
同　二九年　三月三一日同　第　九号

独立行政法人日本学生支援機構法をここに公布する。

独立行政法人日本学生支援機構法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　役員及び職員（第七条―第十二条）
第三章　業務（第十三条―第十七条の五）
第四章　財務及び会計（第十八条―第二十四条）
第五章　雑則（第二十五条―第二十八条）
第六章　罰則（第二十九条―第三十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人日本学生支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本学生支援機構とする。

（機構の目的）

第三条　独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

（平二九法九・一部改正）

2018/10/05 12:35:45

（中期目標管理法人）

第三条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

（平二六法六七・追加）

（事務所）

第四条　機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

（資本金）

第五条　機構の資本金は、附則第八条第二項及び第十条第五項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3　機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（名称の使用制限）

第六条　機構でない者は、日本学生支援機構という名称を用いてはならない。

第二章　役員及び職員

（役員）

第七条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第八条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（理事の任期）

第九条　理事の任期は、二年とする。

（平二六法六七・全改）

（役員の欠格条項の特例）

第十条　通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2　機構の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本学生支援機構法第十条第一項」とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第十一条　機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十二条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

2018/10/05 12:35:45

（業務の範囲）

第十三条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与及び支給その他必要な援助を行うこと。

二　外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学資の支給その他必要な援助を行うこと。

三　外国人留学生の寄宿舎その他の留学生交流の推進を図るための事業の拠点となる施設の設置及び運営を行うこと。

四　我が国に留学を志願する外国人に対し、大学等において教育を受けるために必要な学習の達成の程度を判定することを目的とする試験を行うこと。

五　外国人留学生に対し、日本語教育を行うこと。

六　外国人留学生の寄宿舎を設置する者又はその設置する施設を外国人留学生の居住の用に供する者に対する助成金の支給を行うこと。

七　留学生交流の推進を目的とする催しの実施、情報及び資料の収集、整理及び提供その他留学生交流の推進を図るための事業を行うこと。

八　大学等が学生等に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に関し、大学等の教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

九　学生等の修学の環境を整備するための方策に関する調査及び研究を行うこと。

十　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2　機構は、前項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第三号の施設を一般の利用に供する業務を行うことができる。

（平二九法九・一部改正）

（学資の貸与）

第十四条　前条第一項第一号に規定する学資として貸与する資金（以下「学資貸与金」という。）は、無利息の学資貸与金（以下「第一種学資貸与金」という。）及び利息付きの学資貸与金（以下「第二種学資貸与金」という。）とする。

2　第一種学資貸与金は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

3　第二種学資貸与金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であって経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

4　第一種学資貸与金の額並びに第二種学資貸与金の額及び利率は、

2018/10/05 12:35:45

学校等の種別その他の事情を考慮して、その学資貸与金の種類ごとに政令で定めるところによる。

5　第三項の大学その他政令で定める学校に在学する者であって第二項の規定による認定を受けたもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、第一種学資貸与金の貸与を受けることによっても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資貸与金に併せて前二項の規定による第二種学資貸与金を貸与することができる。

6　前各項に定めるもののほか、学資貸与金の貸与に関し必要な事項は、政令で定める。

（平二九法九・一部改正）

（学資貸与金の返還の条件等）

第十五条　学資貸与金の返還の期限及び返還の方法は、政令で定める。

2　機構は、学資貸与金の貸与を受けた者が災害又は傷病により学資貸与金を返還することが困難となったとき、その他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。

3　機構は、学資貸与金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により学資貸与金を返還することができなくなったときは、政令で定めるところにより、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

（平二九法九・一部改正）

第十六条　機構は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令の定めるところにより、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

（平二九法九・一部改正）

（回収の業務の方法）

第十七条　学資貸与金の回収の業務の方法については、文部科学省令で定める。

（平二九法九・一部改正）

（学資の支給）

第十七条の二　第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。

2　学資支給金の額は、学校等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3　前二項に定めるもののほか、学資支給金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（平二九法九・追加）

（学資支給金の返還）

第十七条の三　機構は、学資支給金の支給を受けた者が次の各号の

2018/10/05 12:35:45

いずれかに該当するに至ったときは、文部科学省令で定めるところにより、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

一　学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

二　学生等たるにふさわしくない行為があったと認められるとき。

（平二九法九・追加）

（不正利得の徴収）

第十七条の四　機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（平二九法九・追加）

（受給権の保護）

第十七条の五　学資支給金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（平二九法九・追加）

第四章　財務及び会計

（積立金の処分）

第十八条　機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務の財源に充てることができる。

2　機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（平二六法六七・一部改正）

（長期借入金及び日本学生支援債券）

第十九条　機構は、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本学生支援債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　前項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4　機構は、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事

2018/10/05 12:35:45

務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5　会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6　前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（平一七法八七・平二六法六七・一部改正）

（債務保証）

第二十条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第二十一条　機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（平二六法六七・一部改正）

（政府貸付金等）

第二十二条　政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（第一種学資貸与金に係るものに限る。）に要する資金を無利息で貸し付けることができる。

2　政府は、機構が第十五条第三項又は第十六条の規定により第一種学資貸与金の返還を免除したときは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の前項の貸付金の償還を免除することができる。

（平二九法九・一部改正）

（補助金）

第二十三条　政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができる。

（学資支給基金）

第二十三条の二　機構は、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学資支給基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金の金額及び学資支給基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2　学資支給基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、学資支給基金に充てるものとする。

3　通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、学資支給基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

2018/10/05 12:36:45

4　政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、学資支給基金に充てる資金を補助することができる。

（平二九法九・追加）

（区分経理）

第二十三条の三　機構は、前条第一項に規定する業務（学資支給基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。）については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

（平二九法九・追加）

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第二十四条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十三条第一項第六号の規定により機構が支給する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構の理事長」と、同法第二条第一項（第二号を除く。）及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構の事業年度」と読み替えるものとする。

第五章　雑則

（財務大臣との協議）

第二十五条　文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一　第十四条第二項、第三項若しくは第五項、第十七条又は第十七条の二第一項の規定により文部科学省令を定めようとするとき。

二　第十八条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三　第十九条第一項若しくは第四項又は第二十一条の規定による認可をしようとするとき。

（平二六法六七・平二九法九・一部改正）

（主務大臣等）

第二十六条　機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

（平二六法六七・一部改正）

第二十七条　削除

（平一六法一三〇）

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十八条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

第六章　罰則

第二十九条　第十一条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けな

2018/10/05 12:36:45

2018/10/05 12:36:45

ければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第十三条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

三　第二十三条の二第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して学資支給基金を運用したとき。

（平二九法九・一部改正）

第三十一条　第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一条、第十五条から第十八条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

（職員の引継ぎ等）

第二条　機構の成立の際現に文部科学省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者のうち、文部科学大臣の指定する官職を占めるものは、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする。

第三条　前条の規定により機構の職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条　附則第二条の規定により文部科学省の職員が機構の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2　機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3　機構の成立の日の前日に文部科学省の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4　機構は、機構の成立の日の前日に文部科学省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となった者のうち機構の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであって、その退職した日まで文部科学省の職員とし

て在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第五条　附則第二条の規定により機構の職員となった者であって、機構の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

第六条　機構の成立の日の前日において国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条第一項の規定により文部科学省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人の同号に規定する職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において「文部科学省共済組合」という。）の組合員である同号に規定する職員（同日において附則第二条に規定する文部科学省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。）が機構の成立の日において機構の役員又は職員（同号に規定する職員に相当する者に限る。以下この条において「役職員」という。）となり、かつ、引き続き同日以後において機構の役職員である場合において、その者が同日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると文部科学省共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに文部科学省共済組合に申出をしたときは、当該役職員は、機構の成立の日以後引き続く当該役職員である期間文部科学省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

2　前項に規定する役職員が同項に規定する申出をその期限内に行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該期限内に当該役職員の遺族（国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次項において同じ。）がすることができる。

3　機構の成立の日の前日において文部科学省共済組合の組合員である国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員（同日において附則第二条に規定する文部科学省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。）が機構の成立の日において機構の役職員となる場合において、当該役職員又はその遺族

2018/10/05 12:36:45

が第一項の規定による申出を行わなかったときは、当該役職員は、機構の成立の日の前日に退職（同条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなす。

（平一六法一三〇・一部改正）

（機構の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第七条　機構の成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が附則第二条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、機構の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2　前項の規定により法人である労働組合となったものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3　第一項の規定により労働組合となったものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（国の権利義務の承継等）

第八条　機構の成立の際、第十三条第一項第二号、第八号及び第九号に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時において機構が承継する。

2　前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

3　前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

第九条　国は、機構の成立の際現に附則第二条に規定する文部科学省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者の住居の用に供されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

（日本育英会の解散等）

第十条　日本育英会（以下「育英会」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において、次項の規定により国が承継する資産を除き、機構が承継する。

2　機構の成立の際現に育英会が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

2018/10/05 12:36:45

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　育英会の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

5　第一項の規定により機構が育英会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

6　附則第八条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

7　第一項の規定により育英会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（政府が有する債権の免除）

第十一条　政府は、旧育英会法（附則第十五条の規定による廃止前の日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）をいう。以下同じ。）第二十一条第一項第一号の業務に必要な費用に充てるため政府から旧育英会法第四十条第一項の規定により育英会に貸し付けた資金であって政令で定めるものに係る育英会に対する債権を免除するものとする。

（育英会の発行する日本育英会債券に関する経過措置）

第十二条　旧育英会法第三十二条第一項の規定により育英会が発行した日本育英会債券は、第十九条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による日本学生支援債券とみなす。

（財団法人国際学友会等からの引継ぎ）

第十三条　次の表の上欄に掲げる法人は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対し、機構の成立の時において現にこれらの法人が有する権利及び義務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事業の遂行に伴いこれらの法人に属するに至ったものを、機構において承継すべき旨を申し出ることができる。

法人	事業
昭和十五年十二月六日に設立された財団法人国際学友会（以下この項において「学友会」という。）	平成十五年三月一日現在における学友会の寄附行為第五条第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業
昭和二十年七月一日に設立された財団法人内外学生センター（以下この項において「センター」という。）	平成十五年三月一日現在におけるセンターの寄附行為第四条に掲げる事業のうち留学生交流の推進及び大学等に対する支援に係るもの並びにこれらに附帯する事業
昭和三十一年六月八日に設立された財団法人関西国際学友会（以下この項に	平成十五年三月一日現在における関西学友会の寄附行為第五条第二号から第七号までに掲げる

2018/10/05 12:35:45

おいて「関西学友会」という。）	事業及びこれらに附帯する事業
昭和三十二年三月一日に設立された財団法人日本国際教育協会（以下この項において「協会」という。）	平成十五年三月一日現在における協会の寄附行為第五条第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業

2　設立委員は、前項の規定による申出があったときは、遅滞なく、文部科学大臣の認可を申請しなければならない。

3　前項の認可があったときは、第一項の規定による申出に係る権利及び義務は、機構の成立の時において機構に承継されるものとする。

（業務の特例等）

第十四条　機構は、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、旧育英会法第二十一条第一項第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）又は専修学校の高等課程の生徒（機構の成立の日の属する年度の翌年度以降にこれらの学校に入学する者を除く。）に対する旧育英会法第二十二条第一項に規定する第一種学資金に係る業務を行う。

2　前項に規定する業務については、旧育英会法第二十二条及び第二十三条の規定は、次条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧育英会法第二十三条中「育英会」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構」とする。

3　機構が第一項に規定する業務を行う場合における第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十二条、第二十三条及び第三十条第二号の規定の適用については、第十七条中「学資貸与金」とあるのは「学資貸与金（附則第十四条第一項に規定する第一種学資金を含む。）」と、第十八条第一項及び第三十条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び附則第十四条第一項」と、第十九条第一項及び第二十三条中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務及び附則第十四条第一項に規定する業務（附帯する業務を除く。）」と、第二十二条第一項中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（第一種学資貸与金に係るものに限る。）」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（第一種学資貸与金に係るものに限る。）及び附則第十四条第一項に規定する業務（附帯する業務を除く。）」と、同条第二項中「第十五条第三項又は第十六条の規定により第一種学資貸与金」とあるのは「第十五条第三項若しくは第十六条の規定により第一種学資貸与金の返還を免除したとき又は附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧育英会法第二十三条第三項の規定により第一種学資金」とする。

（平一八法八〇・平二九法九・一部改正）

（日本育英会法の廃止）

第十五条　日本育英会法は、廃止する。

（従前の被貸与者に関する経過措置）

第十六条　前条の規定の施行前に育英会がした貸与契約による学資の貸与及び貸与金の返還については、なお従前の例による。

2　政府は、機構が前項の規定によりなお従前の例によることとされる貸与金の返還の免除（無利息の貸与金に係るものに限る。）をしたときは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除することができる。

（日本育英会法の廃止に伴う経過措置）

第十七条　附則第十五条の規定の施行前に旧育英会法（第十条、第十七条及び第二十条第一項を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十八条　附則第十五条の規定の施行前にした行為及び附則第十条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第十九条　この法律の施行の際現に日本学生支援機構という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（政令への委任）

第二十条　附則第二条から第十四条まで及び第十六条から前条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一六年六月一八日法律第一二六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二　略

三　附則第四十二条の規定　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の公布の日＝平成一六年六月二三日）

附　則　（平成一六年六月一八日法律第一二七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　附則第三条の規定　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の公布の日又は公布日の

2018/10/05 12:36:45

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九号

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の五」に改める。

第三条及び第十三条第一項第一号中「貸与」の下に「及び支給」を加える。

第十四条第一項中「学資金」を「学資貸与金（」に、「学資金（」を「学資貸与金（に、「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改め、同条第三項中「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改め、同条第四項中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改め、同条第五項中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「その学資金」を「その学資貸与金」に改め、同条第六項中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

第十五条の前の見出し中「返還」を「学資貸与金の返還」に改め、同条中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

第十六条中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「その学資金」を「その学資貸与金」に改める。

第十七条中「学資金」を「学資貸与金」に改め、第三章中同条の次に次の四条を加える。

（学資の支給）

第十七条の二　第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。

2　学資支給金の額は、学校等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3　前二項に定めるもののほか、学資支給金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（学資支給金の返還）

第十七条の三　機構は、学資支給金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、文部科学省令で定めるところにより、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

一　学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

二　学生等たるにふさわしくない行為があったと認められるとき。

（不正利得の徴収）

第十七条の四　機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（受給権の保護）

第十七条の五　学資支給金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

第二十二条中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改める。

第二十三条の次に次の二条を加える。

（学資支給基金）

第二十三条の二　機構は、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学資支給基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金の金額及び学資支給基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2　学資支給基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、学資支給基金に充てるものとする。

3　通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、学資支給基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補塡の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4　政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、学資支給基金に充てる資金を補助することができる。

（区分経理）

第二十三条の三　機構は、前条第一項に規定する業務（学資支給基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。）については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

第二十五条第一号中「又は第十七条」を「、第十七条又は第十七条の二第一項」に改める。

第三十条に次の一号を加える。

三　第二十三条の二第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して学資支給基金を運用したとき。

附則第十四条第三項中「学資金」を「学資貸与金」に、「第一種学資金に」を「第一種学資貸与金に」に改め、「又は第十六条」の下に「の規定により第一種学資貸与金」を加え、「、第十六条」を「若しくは第十六条の規定により第一種学資貸与金の返還を免除したとき」に改め、「第二十三条第三項」の下に「の規定により第一種学資金」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　文部科学大臣は、この法律による改正後の第十七条の二第一項の規定により文部科学省令を定めようとするときは、この法律の施行の日前においても、財務大臣に協議することができる。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法の規定の施行の状況を勘案し、学資の支給に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

（住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第五条　次に掲げる法律の規定中「貸与」の下に「及び支給」を加える。

一　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の四十七の五の項

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の八十一の項及び別表第二の百六の項

総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　松野　博一
内閣総理大臣　安倍　晋三

※平成32年4月1日施行

○地方財政法

（昭和二十三年七月七日）
（法律第百九号）
第二回通常国会
芦田内閣

改正　昭和二四年　四月一六日法律第　二六号
同　二四年　五月三一日同　第一三一号
同　二四年　五月三一日同　第一六八号
同　二四年一二月一三日同　第二六一号
同　二四年一二月二六日同　第二八三号
同　二五年　五月三〇日同　第二一〇号
同　二五年　五月三〇日同　第二一一号
同　二五年　七月三一日同　第二二六号
同　二七年　五月二三日同　第一四七号
同　二七年　七月　一日同　第二二二号
同　二七年　七月一六日同　第二三五号
同　二七年　七月三一日同　第二六二号
同　二七年　七月三一日同　第二六八号
［本号によつて改正される該当条項はない。］
同　二七年　八月　八日同　第三〇三号
同　二七年一二月二九日同　第三五〇号
同　二八年　三月一七日同　第　一四号
同　二八年　八月　八日同　第一八五号
同　二八年　八月一四日同　第二〇七号
同　二八年　八月一四日同　第二〇八号
同　二九年　四月二二日同　第　七二号
同　二九年　五月三一日同　第一三二号
同　二九年　六月　一日同　第一四四号
同　二九年　六月　九日同　第一六四号
同　二九年　六月一五日同　第一八五号
同　三〇年　三月三一日同　第　六号
同　三〇年　五月三一日同　第　一三号
同　三〇年　六月三〇日同　第　三〇号
同　三〇年　八月　一日同　第一一五号
同　三〇年一二月二九日同　第一九五号
同　三一年　三月三〇日同　第　三九号
同　三一年　五月一二日同　第　九八号
同　三一年　五月二四日同　第一一八号
同　三一年　六月一四日同　第一五二号
同　三二年　三月三〇日同　第　一五号
同　三二年　四月二〇日同　第　七二号
同　三二年　五月二三日同　第一二七号
同　三三年　三月三一日同　第　三〇号
同　三三年　三月三一日同　第　三一号
同　三三年　四月二四日同　第　七九号
同　三三年　四月二五日同　第　八一号

2018/10/05 15:04:47

同　三三年　五月　一日同　第一二〇号
同　三三年　五月　二日同　第一三三号
同　三三年一二月二七日同　第一九三号
同　三四年　三月二八日同　第　五三号
同　三四年　三月三一日同　第　七五号
同　三四年　三月三一日同　第　七六号
同　三四年　四月一六日同　第一四一号
同　三五年　三月三一日同　第　三一号
同　三五年　三月三一日同　第　三七号
同　三五年　四月二六日同　第　五七号
同　三五年　四月三〇日同　第　六九号
同　三五年　六月三〇日同　第一一三号
同　三五年　七月　一日同　第一一六号
同　三六年　三月二〇日同　第　二号
同　三六年　四月三〇日同　第　七四号
同　三六年　五月三〇日同　第　九九号
同　三六年　六月　八日同　第一二一号
同　三六年　六月一九日同　第一五四号
同　三六年一一月二九日同　第二三八号
同　三七年　三月三一日同　第　四四号
同　三七年　三月三一日同　第　五一号
同　三七年　三月三一日同　第　五九号
同　三七年　五月一五日同　第一三三号

同　三七年　五月一九日同　第一四三号
同　三七年　九月　八日同　第一五二号
同　三七年　九月　八日同　第一五三号
同　三七年　九月一五日同　第一六一号
同　三八年　四月　一日同　第　八〇号
同　三八年　六月　七日同　第　九六号
同　三八年　六月　八日同　第　九九号
同　三八年　六月二一日同　第一〇八号
同　三八年　六月二四日同　第一一二号
同　三八年　七月一一日同　第一三三号
同　三九年　三月三一日同　第　二九号
同　三九年　七月　二日同　第一三四号
同　四一年　四月二八日同　第　六一号
同　四一年　七月　五日同　第一二〇号
同　四一年　七月一五日同　第一二八号
同　四三年　五月二〇日同　第　五三号
同　四四年　四月　九日同　第　一六号
同　四四年　七月一八日同　第　六四号
同　四五年　四月三〇日同　第　三四号
同　四六年　五月二七日同　第　七三号
同　四七年　六月二三日同　第　九六号
同　四八年　四月二六日同　第　二三号
同　四八年　六月二八日同　第　三九号

2019/10/05 15:04:47

同　四八年　八月三〇日同　第　七一号
同　四九年　三月三〇日同　第　一九号
同　四九年　六月二二日同　第　八九号
同　四九年　六月二五日同　第　九二号
同　四九年一二月二八日同　第一一七号
同　五〇年　六月二七日同　第　四七号
同　五一年　五月一五日同　第　二〇号
同　五一年　六月一一日同　第　六五号
同　五一年　六月一九日同　第　六九号
同　五三年　五月　一日同　第　三八号
同　五三年　五月　八日同　第　四〇号
同　五四年　三月三一日同　第　一二号
同　五七年　七月一六日同　第　六六号
同　五七年　八月一七日同　第　八〇号
同　五八年　五月　四日同　第　二八号
同　五八年　五月　四日同　第　二九号
同　五八年一二月　二日同　第　七八号
同　五九年　八月一四日同　第　七七号
同　五九年　九月　六日同　第　七八号
同　五九年一二月二五日同　第　八八号
同　六〇年　五月　一日同　第　三四号
同　六〇年　五月一八日同　第　三七号
同　六〇年　五月三一日同　第　四四号

同　六〇年　六月　七日同　第　四八号
同　六〇年　六月　八日同　第　五六号
同　六一年一二月　四日同　第　九四号
同　六二年　六月　一日同　第　四一号
同　六二年　九月二二日同　第　九五号
同　六二年　九月二六日同　第　九八号
同　六三年　五月二〇日同　第　四八号
同　六三年一二月三〇日同　第一一〇号
同　六三年一二月三〇日同　第一一一号
平成　元年　四月一〇日同　第　二二号
同　二年　六月二二日同　第　三七号
同　四年　六月　三日同　第　六七号
同　五年　三月三一日同　第　八号
同　五年　六月一四日同　第　六三号
同　六年　三月三一日同　第　一五号
同　六年　六月二九日同　第　四九号
同　六年　六月二九日同　第　五六号
同　六年　七月　一日同　第　八四号
同　六年一二月　二日同　第一一一号
同　七年　三月二三日同　第　四一号
同　七年　三月三一日同　第　五四号
同　七年　五月一九日同　第　九四号
同　八年　三月三一日同　第　一二号

2018/10/05 15:04:47

同　八年　三月三一日同　第　二八号
同　八年　六月二六日同　第一〇五号
同　九年　三月二八日同　第　一〇号
同　九年一二月一七日同　第一二四号
（同一〇年　六月一七日同　第一〇九号）
同一〇年　一月三〇日同　第　二号
同一〇年　三月三一日同　第　三〇号
同一〇年　五月　八日同　第　五四号
同一〇年　五月二九日同　第　八五号
同一〇年　六月一七日同　第一〇九号
同一〇年　九月二八日同　第一一〇号
同一〇年一〇月　二日同　第一一四号
同一一年　三月三一日同　第　一五号
同一一年　七月一六日同　第　八七号
同一一年一二月二二日同　第一六〇号
同一二年　三月三一日同　第　一六号
同一三年　三月三〇日同　第　九号
同一四年　二月　八日同　第　一号
同一四年　七月三一日同　第　九八号
同一四年　八月　二日同　第一〇二号
同一四年一二月一三日同　第一五二号
同一五年　二月　五日同　第　一号
同一五年　三月三一日同　第　九号

同　一五年　三月三一日同　第　一〇号
同　一五年　三月三一日同　第　一二号
同　一五年　六月一八日同　第　八四号
同　一六年　三月三一日同　第　一六号
同　一六年　三月三一日同　第　一七号
同　一六年　三月三一日同　第　一八号
同　一六年　三月三一日同　第　二一号
同　一六年　六月一八日同　第一一二号
同　一七年　三月三一日同　第　一二号
同　一七年　三月三一日同　第　二三号
同　一七年　四月　一日同　第　二五号
同　一七年　七月二六日同　第　八七号
同一七年一〇月二一日同　第一〇二号
同　一八年　二月一〇日同　第　五号
同　一八年　三月三一日同　第　八号
同　一八年　三月三一日同　第　一八号
同　一八年　三月三一日同　第　二〇号
同　一八年　六月　七日同　第　五三号
同　一八年　六月二一日同　第　八〇号
同　一八年　六月二一日同　第　八三号
同　一八年一二月　八日同　第一〇六号
同　一八年一二月二二日同　第一一八号
同　一九年　三月三一日同　第　二四号

2018/10/05 15:04:47

同　一九年　五月三〇日同　第　六四号
同　一九年　六月二二日同　第　九四号
同　二〇年　二月一四日同　第　四号
同　二〇年　四月三〇日同　第　二五号
同　二〇年　五月二八日同　第　四一号
同　二一年　三月三一日同　第　九号
同　二一年　三月三一日同　第　一〇号
同　二一年　六月二四日同　第　五七号
同　二一年　七月一五日同　第　七九号
同　二二年　三月三一日同　第　五号
同　二二年　三月三一日同　第　一八号
同　二二年　三月三一日同　第　一九号
同　二二年　五月一九日同　第　三五号
同　二三年　三月三一日同　第　五号
同　二三年　三月三一日同　第　一四号
同　二三年　五月　二日同　第　三五号
同　二三年　八月三〇日同　第一〇五号
同　二三年　八月三〇日同　第一〇七号
同　二四年　三月三一日同　第　二四号
同　二四年　四月　六日同　第　二八号
同　二四年　五月一一日同　第　三一号
同　二四年　八月二二日同　第　六七号
（同二六年　五月三〇日同　第　五〇号）
（同二六年　六月二五日同　第　八三号）
同　二五年　三月三〇日同　第　三号
同　二五年一二月　四日同　第　九〇号
同　二五年一二月一三日同　第一〇五号
（同二六年　五月三〇日同　第　五〇号）
（同二六年　六月二五日同　第　八三号）
同　二六年　三月三一日同　第　五号
同　二六年　五月三〇日同　第　四七号
同　二六年　五月三〇日同　第　五〇号
同　二六年　六月二五日同　第　八三号
同　二七年　三月三一日同　第　三号
同　二七年　五月二九日同　第　三一号
同　二八年　三月三一日同　第　一三号
同　二八年　三月三一日同　第　一四号
同　二八年一一月二八日同　第　八六号
同　二九年　三月三一日同　第　三号
同　三〇年　六月　八日同　第　四一号
同　三〇年　六月　八日同　第　四四号

地方財政法をここに公布する。

地方財政法

（この法律の目的）

第一条　この法律は、地方公共団体の財政（以下地方財政という。）の運営、国の財政と地方財政との関係等に関する基本原則を定め、

2018/10/05 15:04:47

もつて地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを目的とする。

（地方財政運営の基本）

第二条　地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。

2　国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない。

（予算の編成）

第三条　地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2　地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。

（予算の執行等）

第四条　地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2　地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

（昭二五法二二六・昭二七法一四七・一部改正）

（地方公共団体における年度間の財政運営の考慮）

第四条の二　地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。

（昭三二法一二七・追加、昭三八法九九・一部改正）

（地方公共団体における年度間の財源の調整）

第四条の三　地方公共団体は、当該地方公共団体の当該年度における地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しく超えることとなるとき又は当該地方公共団体の当該年度における一般財源の額（普通税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方交付税又は特別区財政調整交付金の額の合算額をいう。以下同じ。）が当該地方公共団体の前年度における一般財源の額を超えることとなる場合において、当該超過額が新たに増加した当該地方公共団体の義務に属する経費に係る一般財源の額を著しく超えることとなるときは、その著しく超えることとなる額を、災害により生じた経費の財源若しくは災害により生じた減収を埋めるための財源、前年度末までに生じた歳入欠陥を埋めるための財源又は緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により

2018/10/05 15:04:47

生じた経費の財源に充てる場合のほか、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、積み立て、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない。

2　前項の規定により積み立てた金額（以下「積立金」という。）から生ずる収入は、すべて積立金に繰り入れなければならない。

3　積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の確実な方法によつて運用しなければならない。

（昭三五法六九・全改、昭三七法五一・昭三七法五九・昭五九法八八・昭六一法九四・昭六三法一一一・平六法一一一・平一〇法五四・平一四法九八・平一七法一〇二・平二一法九・一部改正）

（積立金の処分）

第四条の四　積立金は、次の各号の一に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

一　経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。

二　災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。

三　緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

四　長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

五　償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てるとき。

（昭三五法六九・追加）

（割当的寄附金等の禁止）

第四条の五　国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。）は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金（これに相当する物品等を含む。）を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む。）するようなことをしてはならない。

（昭二七法一四七・追加、昭二九法一三二・旧第四条の二繰下、昭三二法一二七・旧第四条の三繰下、昭三五法六九・旧第四条の四繰下、昭五八法七八・平一一法一六〇・一部改正）

（地方債の制限）

第五条　地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

一　交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場

合

二　出資金及び貸付金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）

三　地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合

四　災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合

五　学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

（昭二五法二二六・昭二八法二〇八・昭二九法一三二・昭三〇法一九五・昭三二法一二七・昭三六法七四・昭三七法五一・昭三八法八〇・昭三九法二九・昭四八法二三・昭四八法七一・昭四九法一九・昭五四法一二・昭六三法一一〇・平六法一一一・平一〇法五四・平一一法八七・一部改正）

（地方債の償還年限）

第五条の二　前条第五号の規定により起こす同号の建設事業費に係る地方債の償還年限は、当該地方債を財源として建設した公共施設又は公用施設の耐用年数を超えないようにしなければならない。当該地方債を借り換える場合においても、同様とする。

（昭二八法二〇八・追加、昭四八法七一・平一一法八七・一部改正）

（地方債の協議等）

第五条の三　地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

2　前項の規定による協議は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を明らかにして行うものとする。

3　実質公債費比率が政令で定める数値未満である地方公共団体（実質赤字額が政令で定める額を超えるもの、連結実質赤字比率が政令で定める数値を超えるもの又は将来負担比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二条第五号の規定に基づく政令で定める数値以上のものを除く。第五項及び第六項において「協議不要対象団体」という。）は、政令で定める公的資金（以下この条において「特定公的資金」という。）以外の資金をもつて地方債を起こし、又は特定公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合（特

2018/10/05 15:04:47

定公的資金をもつて起こすことについて、第一項の規定による協議において同意を得、又は次条第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは同法第十三条第一項に規定する許可を得た地方債の資金を変更し、第七項に規定する公的資金以外の資金をもつて地方債を起こそうとする場合を除く。）には、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による協議をすることを要しない。

4　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　実質公債費比率　政令で定める地方債に係る元利償還金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地方債の元利償還金」という。）の額と地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入公債費等の額」という。）との合算額を控除した額を標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値

二　実質赤字額　当該年度の前年度の歳入（政令で定めるところにより算定した歳入をいう。以下この号において同じ。）が歳出（政令で定めるところにより算定した歳出をいう。以下この号において同じ。）に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額

三　連結実質赤字比率　地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号に規定する連結実質赤字比率

四　将来負担比率　地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第四号に規定する将来負担比率

5　次に掲げる公営企業を経営する協議不要対象団体は、特定公的資金以外の資金をもつて当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は特定公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした当該公営企業に要する経費の財源とする地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第三項の規定にかかわらず、第一項の規定による協議をしなければならない。

一　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一項に規定する地方公営企業及び地方公営企業以外の企業で

2018/10/05 15:04:47

同条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するもので、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額を超えるもの

二　前号に掲げるもののほか、第六条に規定する公営企業で政令で定めるもののうち政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額を超えるもの

6　協議不要対象団体は、特定公的資金以外の資金をもつて地方債を起こし、又は特定公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合において第三項の規定により第一項の規定による協議をしないときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

7　地方公共団体は、次の各号に掲げる地方債についてのみ、当該各号に定める公的資金（政令で定める公的資金をいう。以下この項において同じ。）を借り入れることができる。

一　第一項の規定による協議において総務大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債　当該同意に係る公的資金

二　前項の規定による届出がされた地方債のうち、総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められる地方債　当該届出に係る特定公的資金以外の公的資金

8　前項各号に掲げる地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法第七条の定めるところにより、同条第二号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

9　地方公共団体が、第一項の規定による協議の上、総務大臣又は都道府県知事の同意を得ないで、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、当該地方公共団体の長は、その旨をあらかじめ議会に報告しなければならない。ただし、地方公共団体の長において特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める場合その他政令で定める場合には、当該地方公共団体が、当該同意を得ないで、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した後に、次の会議においてその旨を議会に報告することをもつて足りる。

10　総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに第七項各号に掲げる地方債並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並び

2018/10/05 15:04:47

に同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。

11　総務大臣は、第一項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（平一一法八七・追加、平一一法一六〇・平一八法五三・平一九法九四・平二三法一〇五・平二八法一四・一部改正）

（地方債についての関与の特例）

第五条の四　次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

一　前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体

二　前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

三　地方債の元利償還金の支払を遅延している地方公共団体

四　過去において地方債の元利償還金の支払を遅延したことがある地方公共団体のうち、将来において地方債の元利償還金の支払を遅延するおそれのあるものとして政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

五　前条第一項の規定による協議をせず、若しくは同条第六項の規定による届出をせず、又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けずに、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

六　前条第一項の規定による協議をし、若しくは同条第六項の規定による届出をし、又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けるに当たつて、当該協議若しくは届出又は許可に関する書類に虚偽の記載をすることその他不正の行為をした地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

2　総務大臣は、前項第四号から第六号までの規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、政令で定めるところにより、当該指定を解除するものとする。

3　経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定

2018/10/05 15:04:47

による届出をすることを要しない。

一　地方公営企業法第二条第一項に規定する地方公営企業のうち繰越欠損金があるもの並びに地方公営企業以外の企業で同条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するもののうち繰越欠損金があるもの及び当該年度において新たに同法の規定の全部又は一部を適用したもので、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの

二　前号に掲げるもののほか、第六条に規定する公営企業で政令で定めるもののうち政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの

4　普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

5　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するもの（特別土地保有税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である場合において、特別区（第一項各号に掲げるもの及び前項の規定により許可を受けなければならないものとされるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、都知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

6　前条第一項ただし書の規定は、第一項及び第三項から前項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項及び第三項から前項までに規定する許可を得た地方債について、同条第八項の規定は、第一項及び第三項から前項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について、それぞれ準用する。

7　総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の総務大臣の許可並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（平一一法八七・追加、平一一法一六〇・平一六法一七・平二三法一〇五・平二五法三・平二八法一四・一部改正）

2018/10/05 15:04:47

（証券発行の方法による地方債）

第五条の五　地方公共団体は、証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、政令の定めるところにより、募集、売出し又は交付の方法によることができる。

2　前項の証券は、割引の方法によつて発行することができる。

（昭二八法二〇八・追加、平一一法八七・旧第五条の三繰下・一部改正）

（会社法の準用）

第五条の六　会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百八十三条、第七百一条、第七百五条第一項から第三項まで及び第七百九条の規定は、前条第一項の地方債について準用する。この場合において、これらの規定中「会社」とあるのは「地方公共団体」と、「社債原簿管理人」とあるのは「地方債原簿管理人」と、「社債原簿」とあるのは「地方債原簿」と、「社債管理者」とあるのは「地方債の募集又は管理の委託を受けた者」と、「社債権者」とあるのは「地方債権者」と、「社債券」とあるのは「地方債証券」と読み替えるものとする。

（平一七法八七・全改）

（地方債証券の共同発行）

第五条の七　証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。

（昭三六法九九・追加、平一一法八七・旧第五条の六繰下）

（政令への委任）

第五条の八　第五条から前条までに定めるもののほか、地方債の発行に関し必要な事項は、政令で定める。

（平一一法八七・追加）

（公営企業の経営）

第六条　公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

（昭二八法二〇八・昭三二法一二七・昭三八法一一二・昭四一法一二〇・一部改正）

（剰余金）

第七条　地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌翌年度までに、積み立て、

2018/10/05 15:04:47

2018/10/05 15:04:47

又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。

2　第四条の三第二項及び第三項並びに第四条の四の規定は、前項の規定により積み立てた金額について準用する。

3　前条の公営企業について、歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、第一項の規定にかかわらず、議会の議決を経て、その全部又は一部を一般会計又は他の特別会計に繰り入れることができる。

4　第一項及び前項の剰余金の計算については、政令でこれを定める。

（昭三二法一二七・昭三五法六九・昭四一法一二〇・一部改正）

（財産の管理及び運用）

第八条　地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

（昭三八法九九・一部改正）

（地方公共団体がその全額を負担する経費）

第九条　地方公共団体の事務（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項及び第二百九十一条の二第二項の規定に基づき、都道府県が条例の定めるところにより、市町村の処理することとした事務及び都道府県の加入しない同法第二百八十四条第一項の広域連合（第二十八条第二項及び第三項において「広域連合」という。）の処理することとした事務を除く。）を行うために要する経費については、当該地方公共団体が全額これを負担する。ただし、次条から第十条の四までに規定する事務を行うために要する経費については、この限りでない。

（昭二七法一四七・全改、平六法四九・平一一法八七・一部改正）

（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）

第十条　地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

一　義務教育職員の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費

二　削除

三　義務教育諸学校の建物の建築に要する経費

四　生活保護に要する経費

五　感染症の予防に要する経費

六　臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費

七　精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費

八　麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費

九　身体障害者の更生援護に要する経費
十　婦人相談所に要する経費
十一　知的障害者の援護に要する経費
十二　後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費
十三　介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費
十四　児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）並びに里親に要する経費
十五　児童手当に要する経費
十六　国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付、特定健康診査及び特定保健指導並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費
十七　原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費
十八　重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費
十九　児童扶養手当に要する経費
二十　職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費
二十一　家畜伝染病予防に要する経費
二十二　民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費
二十三　森林病害虫等の防除に要する経費
二十四　国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費
二十五　特別支援学校への就学奨励に要する経費
二十六　公営住宅の家賃の低廉化に要する経費
二十七　消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費
二十八　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費
二十九　高等学校等就学支援金の支給に要する経費
三十　新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設における医療の提供並びに埋葬及び火葬に要する経費並びに新型

2018/10/05 15:04:47

2018/10/05 15:04:47

インフルエンザ等対策に係る損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費

三十一　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費

三十二　指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費

三十三　子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）

三十四　生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費

（昭二七法一四七・全改、昭二七法二二二・昭二七法二三五・昭二七法三〇三・昭二七法三五〇・昭二八法一四・昭二八法一八五・昭二九法一三二・昭二九法一四四・昭二九法一八五・昭三〇法一一五・昭三一法九八・昭三一法一一八・昭三二法七二・昭三二法一二七・昭三三法八一・昭三三法一二〇・昭三三法一三三・昭三三法一九三・昭三四法五三・昭三五法三七・昭三五法五七・昭三五法一一六・昭三六法一五四・昭三七法一四三・昭三七法一五二・昭三七法一五三・昭三八法一〇八・昭三八法一三三・昭四三法五三・昭四四法六四・昭四六法七三・昭四七法九六・昭四九法九二・昭五〇法四七・昭五一法六五・昭五一法六九・昭五三法四〇・昭五七法六六・昭五七法八〇・昭五八法二八・昭五八法二九・昭五九法七七・昭五九法七八・昭六〇法三四・昭六〇法三七・昭六〇法四八・昭六〇法五六・昭六二法四一・昭六二法九八・平元法二二・平四法六七・平五法八・平六法五六・平六法八四・平七法九四・平八法二八・平一〇法三〇・平一〇法一〇九・平九法一二四（平一〇法一〇九）・平一〇法一一〇・平一〇法一一四・平一一法八七・平一一法一六〇・平一三法九・平一五法一二・平一五法八四・平一六法一六・平一六法二一・平一六法一一二・平一七法二五・平一八法二〇・平一八法八〇・平一八法八三・平一八法一〇六・平二〇法四一・平二二法一八・平二四法三一・平二五法九〇・平二六法四七・平二六法八三・平二六法五〇・平二四法六七（平二六法八三・平二六法五〇）・平二五法一〇五（平二六法八三・平二六法五〇）・平二七法三一・一部改正）

（国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する経費）

第十条の二　地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従つて実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する次に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

一　道路、河川、砂防、海岸、港湾等に係る重要な土木施設の新設及び改良に要する経費

二　林地、林道、漁港等に係る重要な農林水産業施設の新設及び改良に要する経費

二の二　地すべり防止工事及びぼた山崩壊防止工事に要する経費

三　重要な都市計画事業に要する経費

四　公営住宅の建設に要する経費

五　児童福祉施設その他社会福祉施設の建設に要する経費

六　土地改良及び開拓に要する経費

（昭二七法一四七・追加、昭二九法七二・昭三三法七九・平七法五四・平一一法八七・一部改正）

（国がその一部を負担する災害に係る事務に要する経費）

第十条の三　地方公共団体が実施しなければならない法律又は政令で定める災害に係る事務で、地方税法又は地方交付税法によつてはその財政需要に適合した財源を得ることが困難なものを行うために要する次に掲げる経費については、国が、その経費の一部を負担する。

一　災害救助事業に要する経費

二　災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費

三　道路、河川、砂防、海岸、港湾等に係る土木施設の災害復旧事業に要する経費

四　林地荒廃防止施設、林道、漁港等に係る農林水産業施設の災害復旧事業に要する経費

五　都市計画事業による施設の災害復旧に要する経費

六　公営住宅の災害復旧に要する経費

七　学校の災害復旧に要する経費

八　社会福祉施設及び保健衛生施設の災害復旧に要する経費

九　土地改良及び開拓による施設又は耕地の災害復旧に要する経費

（昭二七法一四七・追加、昭二八法二〇八・昭二九法一三二・昭三三法七九・昭三五法六九・昭三九法二九・平一〇法五四・平一一法八七・一部改正）

（地方公共団体が負担する義務を負わない経費）

第十条の四　専ら国の利害に関係のある事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。

一　国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び国民投票に要する経費

二　国が専らその用に供することを目的として行う統計及び調査に要する経費

三　検疫に要する経費

四　医薬品の検定に要する経費

五　あへんの取締に要する経費（第十条第八号に係るものを除く。）

六　国民年金、雇用保険及び特別児童扶養手当に要する経費

七　土地の農業上の利用関係の調整に要する経費

八　未引揚邦人の調査に要する経費

（昭二七法一四七・追加、昭二八法二〇七・昭二九法一三二・昭三四法一四一・昭三六法二三八・昭三九法一三四・昭四一法一二八・昭四九法八九・昭四九法一一七・昭五〇法四七・昭五九法七七・昭六〇法四八・平一一法八七・平一三法九・平二一法五七・平二一法七九・一部改正）

（国と地方公共団体とが経費を負担すべき割合等の規定）

2018/10/05 15:04:47

第十一条　第十条から第十条の三までに規定する経費の種目、算定基準及び国と地方公共団体とが負担すべき割合は、法律又は政令で定めなければならない。

（昭二七法一四七・全改）

（地方公共団体が負担すべき経費の財政需要額への算入）

第十一条の二　第十条から第十条の三までに規定する経費のうち、地方公共団体が負担すべき部分（第十条第十二号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては後期高齢者医療の財政安定化基金拠出金をもつて充てるべき部分を、同条第十三号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては介護保険の財政安定化基金拠出金をもつて充てるべき部分を除く。）は、地方交付税法の定めるところにより地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる財政需要額に算入するものとする。ただし、第十条第十六号に掲げる経費（国民健康保険に関する特別会計への繰入れに要する経費のうち、国民健康保険の財政の安定化及び調整を行うもの、高額医療費負担対象額に係るもの、所得の少ない者について行う保険料又は国民健康保険税の減額に係るもの、所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して行うもの並びに特定健康診査及び特定保健指導に要するもの並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費のうち都道府県の負担に係るものを除く。）、第十条の二第四号に掲げる経費及び第十条の三第六号に掲げる経費については、この限りでない。

（昭二七法一四七・追加、昭二九法一三二・昭三二法一二七・昭四九法八九・平二法三七・平九法一二四・平一三法九・平一八法八三・平二四法二八・平二六法五・平二七法三一・一部改正）

（地方公共団体が処理する権限を有しない事務に要する経費）

第十二条　地方公共団体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費については、法律又は政令で定めるものを除く外、国は、地方公共団体に対し、その経費を負担させるような措置をしてはならない。

2　前項の経費は、次に掲げるようなものとする。

一　国の機関の設置、維持及び運営に要する経費

二　警察庁に要する経費

三　防衛省に要する経費

四　海上保安庁に要する経費

五　司法及び行刑に要する経費

六　国の教育施設及び研究施設に要する経費

（昭二七法一四七・昭二八法二〇八・昭二九法一六四・昭三〇法一九五・平一八法一一八・一部改正）

（新たな事務に伴う財源措置）

第十三条　地方公共団体又はその経費を地方公共団体が負担する国の機関が法律又は政令に基づいて新たな事務を行う義務を負う場合においては、国は、そのために要する財源について必要な措置を講じなければならない。

2018/10/05 15:04:47

2　前項の財源措置について不服のある地方公共団体は、内閣を経由して国会に意見書を提出することができる。

3　内閣は、前項の意見書を受け取つたときは、その意見を添えて、遅滞なく、これを国会に提出しなければならない。

（平一一法八七・一部改正）

第十四条及び第十五条　削除

（昭二七法一四七）

（補助金の交付）

第十六条　国は、その施策を行うため特別の必要があると認めるとき又は地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるときに限り、当該地方公共団体に対して、補助金を交付することができる。

（国の負担金の支出）

第十七条　国は、第十条から第十条の四までに規定する事務で地方公共団体又はその経費を地方公共団体が負担する国の機関が行うものについて第十条から第十条の四までの規定により国が負担する金額（以下「国の負担金」という。）を、当該地方公共団体に対して支出するものとする。

（昭二七法一四七・平一一法八七・一部改正）

（地方公共団体の負担金）

第十七条の二　国が第十条の二及び第十条の三に規定する事務を自ら行う場合において、地方公共団体が法律又は政令の定めるところによりその経費の一部を負担するときは、当該地方公共団体は、その負担する金額（以下「地方公共団体の負担金」という。）を国に対して支出するものとする。

2　国の行う河川、道路、砂防、港湾等の土木事業で地方公共団体を利するものに対する当該地方公共団体の負担金の予定額は、当該工事の着手前にあらかじめ当該地方公共団体に通知しなければならない。事業計画の変更等により負担金の予定額に著しい変更があつた場合も、同様とする。

3　地方公共団体は、前項の通知を受けた場合において負担金の予定額に不服があるときは、総務大臣を経由して、内閣に対し意見を申し出ることができる。

（昭二四法一六八・追加、昭二七法一四七・昭三二法一二七・昭三五法一一三・平一一法一六〇・一部改正）

（国の支出金の算定の基礎）

第十八条　国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金（以下国の支出金という。）の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行うために必要で且つ充分な金額を基礎として、これを算定しなければならない。

（国の支出金の支出時期）

第十九条　国の支出金は、その支出金を財源とする経費の支出時期に遅れないように、これを支出しなければならない。

2　前項の規定は、地方公共団体の負担金等の国に対する支出金についてこれを準用する。

（委託工事の場合における準用規定）

第二十条　前二条の規定は、国の工事をその委託を受けて地方公共

2018/10/05 15:04:47

団体が行う場合及び地方公共団体の工事をその委託を受けて国が行う場合において、国又は地方公共団体の負担に属する支出金に、これを準用する。

（支出金の算定又は支出時期等に関する意見書の提出）

第二十条の二　国の支出金又は前条の国の負担に属する支出金の算定、支出時期、支出金の交付に当つて附された条件その他支出金の交付に当つてされた指示その他の行為について不服のある地方公共団体は、総務大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は内閣を経由して国会に意見書を提出することができる。

2　第十三条第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

（昭二四法一六八・追加、昭三二法一二七・昭三五法一一三・平一一法一六〇・一部改正）

（地方公共団体の負担を伴う法令案）

第二十一条　内閣総理大臣及び各省大臣は、その管理する事務で地方公共団体の負担を伴うものに関する法令案について、法律案及び政令案にあつては閣議を求める前、命令案にあつては公布の前、あらかじめ総務大臣の意見を求めなければならない。

2　総務大臣は、前項に規定する法令案のうち重要なものについて意見を述べようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（昭二四法一三一・昭二五法二一〇・昭二七法二六二・昭三五法一一三・平一一法一六〇・一部改正）

（地方公共団体の負担を伴う経費の見積書）

第二十二条　内閣総理大臣及び各省大臣は、その所掌に属する歳入歳出及び国庫債務負担行為の見積のうち地方公共団体の負担を伴う事務に関する部分については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十七条第二項に規定する書類及び同法第三十五条第二項に規定する調書を財務大臣に送付する際、総務大臣の意見を求めなければならない。

2　総務大臣は、前項に規定する書類及び調書のうち重要なものについて意見を述べようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（昭二四法一三一・昭二四法一六八・昭二五法二一〇・昭二七法二六二・昭三五法一一三・平一一法一六〇・一部改正）

（国の営造物に関する使用料）

第二十三条　地方公共団体が管理する国の営造物で当該地方公共団体がその管理に要する経費を負担するものについては、当該地方公共団体は、条例の定めるところにより、当該営造物の使用について使用料を徴収することができる。

2　前項の使用料は、当該地方公共団体の収入とする。

（平一一法八七・一部改正）

（国が使用する地方公共団体の財産等に関する使用料）

第二十四条　国が地方公共団体の財産又は公の施設を使用するときは、当該地方公共団体の定めるところにより、国においてその使用料を負担しなければならない。但し、当該地方公共団体の議会の同意があつたときは、この限りでない。

2018/10/05 15:04:47

（昭三八法九九・一部改正）

（負担金等の使用）

第二十五条　国の負担金及び補助金並びに地方公共団体の負担金は、法令の定めるところに従い、これを使用しなければならない。

2　地方公共団体が前項の規定に従わなかつたときは、その部分については、国は、当該地方公共団体に対し、その負担金又は補助金の全部又は一部を交付せず又はその返還を命ずることができる。

3　地方公共団体の負担金について、国が第一項の規定に従わなかつたときは、その部分については、当該地方公共団体は、国に対し当該負担金の全部又は一部を支出せず又はその返還を請求することができる。

（地方交付税の減額）

第二十六条　地方公共団体が法令の規定に違背して著しく多額の経費を支出し、又は確保すべき収入の徴収等を怠つた場合においては、総務大臣は、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額を減額し、又は既に交付した地方交付税の額の一部の返還を命ずることができる。

2　前項の規定により減額し、又は返還を命ずる地方交付税の額は、当該法令の規定に違背して支出し、又は徴収等を怠つた額をこえることができない。

3　総務大臣は、第一項の規定により地方交付税の額を減額し、又は地方交付税の額の一部の返還を命じようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（昭二五法二一一・昭二七法一四七・昭二九法一三二・平一一法一六〇・一部改正）

（都道府県の行う建設事業に対する市町村の負担）

第二十七条　都道府県の行う土木その他の建設事業（高等学校の施設の建設事業を除く。）でその区域内の市町村を利するものについては、都道府県は、当該建設事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する経費の一部を負担させることができる。

2　前項の経費について市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞き、当該都道府県の議会の議決を経て、これを定めなければならない。

3　前項の規定による市町村が負担すべき金額について不服がある市町村は、当該金額の決定があつた日から二十一日以内に、総務大臣に対し、異議を申し出ることができる。

4　総務大臣は、前項の異議の申出を受けた場合において特別の必要があると認めるときは、当該市町村の負担すべき金額を更正することができる。

5　地方自治法第二百五十七条の規定は、前項の場合に、これを準用する。

6　総務大臣は、第四項の規定により市町村の負担すべき金額を更正しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（昭二五法二一〇・昭二七法二六二・昭三一法九八・昭三五

2018/10/05 15:04:47

2018/10/05 15:04:47

法一一三・昭三七法一六一・昭三八法九六・平一一法一六〇・一部改正）

（都道府県が市町村に負担させてはならない経費）

第二十七条の二　都道府県は、国又は都道府県が実施し、国及び都道府県がその経費を負担する道路、河川、砂防、港湾及び海岸に係る土木施設についての大規模かつ広域にわたる事業で政令で定めるものに要する経費で都道府県が負担すべきものとされているものの全部又は一部を市町村に負担させてはならない。

（昭三五法六九・追加、昭四一法六一・平一一法八七・一部改正）

（都道府県が住民にその負担を転嫁してはならない経費）

第二十七条の三　都道府県は、当該都道府県立の高等学校の施設の建設事業費について、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

（昭三八法九六・追加）

（市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費）

第二十七条の四　市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

（昭三五法六九・追加、昭三八法九六・旧第二十七条の三繰下）

（都道府県がその事務を市町村等が行うこととする場合の経費）

第二十八条　都道府県がその事務を市町村が行うこととする場合においては、都道府県は、当該市町村に対し、その事務を執行するに要する経費の財源について必要な措置を講じなければならない。

2　前項の規定は、都道府県がその事務を都道府県の加入しない広域連合が行うこととする場合について準用する。

3　前二項の財源措置について不服のある市町村又は都道府県の加入しない広域連合は、関係都道府県知事を経由して、総務大臣に意見書を提出することができる。

4　都道府県知事は、前項の意見書を受け取つたときは、その意見を添えて、遅滞なく、これを総務大臣に提出しなければならない。

5　前項の意見は、当該都道府県の議会の議決を経て、これを定めなければならない。

（昭二四法一三一・昭二五法二一〇・昭二七法二六二・昭三五法一一三・平六法四九・平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正）

（地方公共団体相互間における経費の負担関係）

第二十八条の二　地方公共団体は、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務について、他の地方公共団体に対し、当該事務の処理に要する経費の負担を転嫁し、その他地方公共団体相互の間における経費の負担区分をみだすようなことをしてはならない。

（昭三五法六九・追加）

（都道府県及び市町村の負担金の支出）

第二十九条　都道府県は、法律又は政令の定めるところによりその区域内の市町村の行う事務に要する経費について都道府県が負担する金額（以下都道府県の負担金という。）を、当該市町村に対して支出するものとする。

2　市町村は、第二十七条第一項の規定により都道府県に対して、負担する金額（以下市町村の負担金という。）を、当該都道府県に対して支出するものとする。

（都道府県及び市町村の負担金等における準用規定）

第三十条　第十八条、第十九条及び第二十五条の規定は、都道府県及び市町村の負担金並びに都道府県が市町村に対して交付する補助金等の支出金に、これを準用する。

（地方財政の状況に関する報告）

第三十条の二　内閣は、毎年度地方財政の状況を明らかにして、これを国会に報告しなければならない。

2　総務大臣は、前項に規定する地方財政の状況に関する報告の案を作成しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（昭二七法二六二・追加、平一一法一六〇・一部改正）

（事務の区分）

第三十条の三　都道府県が第五条の三第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県が申出を受けた協議に係るものに限る。）、同条第六項の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する届出に係るものに限る。）、同条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定により処理することとされている事務（都道府県の行う同意に係るものに限る。）、第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）並びに同条第五項の規定により処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（平一一法八七・追加、平二三法一〇五・平二八法一四・一部改正）

附　則　抄

（施行期日）

第三十一条　この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第十四条及び第十五条の規定は、昭和二十四年度分から、これを施行する。

（当せん金付証票の発売）

第三十二条　都道府県並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市は、当分の間、公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）の定めるところにより、当せん金付証票を発売することができる。

（昭二四法一六八・昭二四法二六一・昭二五法二一〇・昭二七法二六二・昭三五法一一三・昭三七法一三三・昭六〇法四

2018/10/05 15:04:47

四・平一一法一六〇・一部改正）

（公営競技を行う地方公共団体の納付金）

第三十二条の二　地方公共団体は、昭和四十五年度から平成三十二年度までの間に法律の定めるところにより公営競技を行うときは、地方債の利子の軽減に資するための資金として、毎年度、政令で定めるところにより、当該公営競技の収益のうちから、その売得金又は売上金の額に千分の十二以内において政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を地方公共団体金融機構に納付するものとする。

（昭四五法三四・追加、昭五一法二〇・昭五三法三八・昭六〇法四四・平元法二二・平七法四一・平一七法一二・平一九法六四・平二一法一〇・平二二法五・平二七法三・一部改正）

（個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税等に伴う地方債の特例）

第三十三条　地方公共団体は、平成六年度及び平成七年度に限り、地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十一号。次条第一項及び第三十三条の四第一項において「地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法（次項第一号並びに次条第二項及び第三項において「旧地方税法」という。）附則第三条の四の規定による個人の道府県民税若しくは市町村民税に係る特別減税又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税の収入の減少に伴う都道府県若しくは市町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による当該各年度の減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

2　前項の規定により起こすことができる当該各年度の地方債の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一　旧地方税法附則第三条の四の規定の適用がないものとした場合における当該地方公共団体の当該各年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額から当該地方公共団体の当該各年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額

二　租税特別措置法第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税の収入の減少に伴う当該各年度における都道府県及び市町村に対して譲与すべき消費譲与税の額の減少による当該地方公共団体の当該各年度の消費譲与税の減少額として自治省令で定めるところにより算定した額

（平六法一五・全改、平六法一一一・平九法一〇・一部改正）

（個人の道府県民税又は市町村民税に係る減税に伴う地方債の特例）

第三十三条の二　地方公共団体は、平成六年度から平成八年度までの間に限り、地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又

2018/10/05 15:04:47

は市町村民税に係る当該各年度の減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

2　前項の規定により起こすことができる当該各年度の地方債の額は、旧地方税法の規定を適用するものとした場合における当該地方公共団体の当該各年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額から当該地方公共団体の当該各年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額（平成八年度においては、地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十二号）第一条の規定による改正後の地方税法（次条において「平成八年改正後の地方税法」という。）附則第三条の四の規定の適用がないものとした場合における当該地方公共団体の同年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額）を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額とする。

3　平成八年度において前項の控除した額を算定する場合における平成八年度分の個人の道府県民税又は市町村民税に係る旧地方税法の規定の適用については、旧地方税法第二十三条第四項及び第二百九十二条第四項中「前年」とあるのは、「前々年」とする。

（平六法一一一・全改・一部改正、平八法一二・一部改正）

（個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税に伴う地方債の特例）

第三十三条の三　地方公共団体は、平成八年度に限り、平成八年改正後の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による同年度の減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

2　前項の規定により起こすことができる平成八年度の地方債の額は、平成八年改正後の地方税法附則第三条の四の規定の適用がないものとした場合における当該地方公共団体の同年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額から当該地方公共団体の同年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額とする。

（平八法一二・追加）

（平成九年度における地方債の特例）

第三十三条の四　地方公共団体は、平成九年度に限り、当該地方公共団体の同年度の地方消費税又は地方消費税交付金（地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条及び第三十三条の五の九において同じ。）の収入見込額及び消費譲与税相当額（地方税法等改正法附則第十四条第一項の規定により同年度に譲与される廃止前の消費譲与税に相当する額をいう。以下この条において同じ。）の収入見込額の合算額が当該地方公共団体の平成十年度以降の各年度の地方消費税又は地方消費税交付金の収入見込額に比して過少であることにより財政の安定が損なわれることのないよう、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

2　前項の規定により起こすことができる平成九年度の地方債の額

2018/10/05 15:04:47

は、都道府県にあつては当該都道府県の同年度の地方消費税の収入見込額及び消費譲与税相当額の収入見込額の合算額から地方消費税交付金の交付見込額を控除した額が当該都道府県の平成十年度以降の各年度の地方消費税の収入見込額から地方消費税交付金の交付見込額を控除した額に比して過少と認められる額として、地方税法第七十二条の百十四第一項に規定する消費に相当する額を基礎として自治省令で定める方法により算定した額とし、市町村にあつては当該市町村の平成九年度の地方消費税交付金の収入見込額及び消費譲与税相当額の収入見込額の合算額が当該市町村の平成十年度以降の各年度の地方消費税交付金の収入見込額に比して過少と認められる額として、同法第七十二条の百十五第一項に規定する人口及び従業者数を基礎として自治省令で定める方法により算定した額とする。

（平九法一〇・追加、平二八法一三・一部改正）

（個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税等に伴う地方債の特例）

第三十三条の五　地方公共団体は、平成十年度及び平成十一年度に限り、地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号。次項において「地方税法改正法」という。）による改正前の地方税法（以下この条において「旧地方税法」という。）附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による当該各年度の減収額及び旧地方税法附則第十一条の四第十三項及び第十四項の規定による不動産取得税の減額に係る平成十年度の減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

2　前項の規定により起こすことができる平成十年度及び平成十一年度の地方債の額は、都道府県にあつては第一号に掲げる額とし、市町村にあつては第二号に掲げる額とする。

一　イ及びロに掲げる額の合算額（平成十一年度にあつては、イに掲げる額）

イ　旧地方税法附則第三条の四の規定の適用がないものとした場合における当該都道府県の当該各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額から当該都道府県の当該各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額

ロ　旧地方税法附則第十一条の四第十三項及び第十四項の規定の適用がないものとした場合における当該都道府県の平成十年度の不動産取得税の収入見込額から当該都道府県の同年度の不動産取得税の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額

二　旧地方税法附則第三条の四の規定の適用がないものとした場合における当該市町村の当該各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額から当該市町村の当該各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額

（平一〇法二・追加、平一〇法八五・平一一法一五・一部改

2018/10/05 15:04:47

正）

（平成二十九年度から平成三十一年度までの間における地方債の特例等）

第三十三条の五の二　地方公共団体は、平成二十九年度から平成三十一年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の二第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従つて総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

2　前項の規定により地方公共団体が起こすことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

（平一三法九・追加、平一五法一・平一五法一〇・平一六法一八・平一九法二四・平二一法一〇・平二二法五・平二三法五・平二六法五・平二七法三・平二九法三・一部改正）

（地方税の減収に伴う地方債の特例）

第三十三条の五の三　地方公共団体は、当分の間、各年度において、都道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事業税の減収により、市町村にあつては市町村民税の法人税割、地方税法第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（第三十三条の五の九において「法人事業税交付金」という。）の減収により、第五条ただし書の規定により地方債を起こしても、なお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合には、その不足額に充てるため、同条の規定にかかわらず、当該不足を生ずると認められる額として総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

（平一五法一・追加、平二〇法四・平二八法一三（平二八法八六）・一部改正）

（地方税法等の改正に伴う地方債の特例）

第三十三条の五の四　地方公共団体は、当分の間、地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）の施行による地方税に係る各年度の減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、当該各年度の減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

（平一五法九・追加）

（退職手当の財源に充てるための地方債の特例）

第三十三条の五の五　地方公共団体は、平成十八年度から平成三十七年度までの間に限り、当該各年度に支給すべき退職手当（都道府県にあつては市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条の規定に基づき都道府県が負担

2018/10/05 15:04:47

する退職手当を含み、市町村にあつては当該都道府県が負担する退職手当を除く。以下この条及び第三十三条の八において同じ。）の合計額が著しく多額であることにより財政の安定が損なわれることのないよう、退職手当（公営企業に係るものを除く。）の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、当該年度に支給すべき退職手当の合計額のうち著しく多額であると認められる部分として総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

（平一八法八・追加、平二八法一四・一部改正）

（廃止前暫定措置法に係る地方債の特例）

第三十三条の五の六　都道府県は、平成三十二年度に限り、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法（平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）をいう。以下この条において同じ。）第三章（第二十二条の表国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の項を除く。）及び平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法第四章の規定による減収額がある場合には、当該減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、当該減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

（平二〇法二五・追加、平二八法一三（平二八法八六）・一部改正）

（公営企業の廃止等に係る地方債の特例）

第三十三条の五の七　地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この条において同じ。）は、平成二十一年度から平成二十五年度まで（総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる行為を行うことその他の総務省令で定める事項を定めた計画を平成二十六年五月三十一日までに総務大臣に提出して、その承認を受けた地方公共団体にあつては、平成二十一年度から平成二十八年度まで）の間に限り、次の各号に掲げる行為が当該地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合には、当該各号に定める経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

一　当該地方公共団体が経営する公営企業（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号イに規定する公営企業に限る。次号において同じ。）の廃止　当該廃止に伴い一般会計又は他の特別会計において一時に負担する必要がある経費として総務省令で定める経費

二　当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合が経営する公営企業の廃止　当該廃止に伴い当該地方公共団体が当該地方公共団体の組合に対して交付する負担金又は補助金のうち、前号に定める経費に相当する経費の財源に充てる必要があると認

められるものとして総務省令で定めるもの

三　当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した地方道路公社又は土地開発公社（以下この号及び次号において「公社」という。）の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止　当該地方公共団体がその元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行つている当該公社の借入金の償還に要する経費のうち、当該解散又は廃止を行うために当該地方公共団体が負担する必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの及び当該解散又は廃止を行うために当該地方公共団体が当該公社に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものに係る債務を免除する必要がある場合において当該債務を免除するため必要となる経費

四　当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行つている法人（公社及び地方独立行政法人を除く。以下この号において同じ。）及び当該地方公共団体が貸付金の貸付けを行つている法人の解散（破産手続その他の総務省令で定める手続によりこれらの法人が清算をする場合に限る。以下この号において同じ。）又はこれらの法人の事業の再生（再生手続その他の総務省令で定める手続によるものに限る。以下この号において同じ。）　当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行つている法人の借入金について当該解散又は事業の再生に伴い当該地方公共団体と当該法人の債権者との損失補償に係る契約に基づき負担する必要がある損失補償に要する経費及び当該解散又は事業の再生に伴い当該地方公共団体が貸付金の貸付けを行つている法人に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものが償還されないこととなつたため必要となる経費

2　地方公共団体は、前項の規定による地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第五条の三第一項及び第六項並びに第五条の四第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

3　地方公共団体は、前項に規定する許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

4　第二項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、第一項各号に掲げる行為により見込まれる財政の健全化の効果、第五条の三第四項第一号に規定する実質公債費比率及び同項第四号に規定する将来負担比率の将来の見通し、これらの比率を抑制するために必要な措置その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを第二項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

5　第五条の三第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債について、同条第八項の規定は、

2018/10/05 15:04:47

第二項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について、それぞれ準用する。

6　総務大臣は、第二項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

7　第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（平二一法一〇・追加、平二三法三五・平二三法一〇五・平二六法五・平二八法一四・一部改正）

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第三十三条の五の八　地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

（平二六法五・追加）

（地方税法の改正に伴う地方債の特例）

第三十三条の五の九　地方公共団体は、当分の間、各年度において、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）の施行により、都道府県にあつては道府県民税の法人税割の減収額及び法人事業税交付金の交付額の合算額が地方消費税の増収額を超える場合には、市町村にあつては市町村民税の法人税割の減収額が法人事業税交付金の収入額及び地方消費税交付金の増収額の合算額を超える場合には、これらの減収により財政の安定が損なわれることのないよう、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

（平二八法一三（平二八法八六）・追加・一部改正）

（鉱害復旧事業に係る地方債の特例）

第三十三条の六　地方公共団体が地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号。以下この条において「整備法」という。）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号。以下この条において「旧復旧法」という。）第五十三条の規定により負担するために要する経費若しくは整備法附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる応急工事に関し旧復旧法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費又は都道府県が整備法附則第二条第一項若しくは第四項の規定に

2019/10/05 15:04:47

2018/10/05 15:04:47

よりなおその効力を有するものとされる旧復旧法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費については、第五条の規定にかかわらず、当分の間、地方債をもつてその財源とすることができる。

（昭三八法九六・追加、平八法一二・旧第三十三条の三繰下、平九法一〇・旧第三十三条の四繰下、平一〇法二・旧第三十三条の五繰下、平一二法一六・一部改正）

（国の無利子貸付金に係る地方債の特例）

第三十三条の六の二　地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、国から日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項に規定する公共的建設事業に要する費用に充てるための無利子の資金の貸付けを受ける場合に限り、当該費用のうち当該貸付けを受ける資金の額に相当する部分については、第五条の規定にかかわらず、当分の間、地方債をもつてその財源とすることができる。

（平一四法一・追加）

（石綿健康等被害防止事業に係る地方債の特例）

第三十三条の六の三　地方公共団体が石綿による人の健康又は生活環境に係る被害の防止に資する事業で総務省令で定めるものを行うために要する経費については、第五条の規定にかかわらず、当分の間、地方債をもつてその財源とすることができる。

（平一八法五・追加）

（地方債の許可等）

第三十三条の七　平成十七年度までの間における第五条第五号の規定の適用については、同号中「学校その他の文教施設」とあるのは、「普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率がいずれも標準税率以上である地方公共団体において、学校その他の文教施設」とする。

2　前項に規定する年度までの間、特別区が地方債をもつて同項の規定により読み替えられる第五条第五号に掲げる事業費及び購入費の財源とすることができる場合は、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するもの（特別土地保有税を除く。）の税率がいずれも標準税率以上である場合でなければならない。

3　第五条の三、第五条の四及び第三十条の三の規定は、第一項に規定する年度までの間、適用しない。

4　第一項に規定する年度までの間、地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

5　総務大臣は、前項の総務大臣の許可については、地方財政審議

会の意見を聴かなければならない。

6　総務大臣又は都道府県知事が第四項の規定により許可をした地方債に係る元利償還に要する経費並びに自治大臣又は都道府県知事が中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第百六十号）第百八十条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の七第四項及び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）第一条の規定による改正前の地方自治法第二百五十条の規定によつて許可をした地方債に係る元利償還に要する経費は、平成十八年度以後における第五条の三第八項の規定の適用については、同項に規定する地方債に係る元利償還に要する経費とみなす。

7　第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（平一一法八七・追加、平一一法一六〇・平一六法一七・平二三法一〇五・平二五法三・平二八法一四・一部改正）

（退職手当の財源に充てるための地方債についての関与の特例）

第三十三条の八　地方公共団体は、平成十八年度から平成三十七年度までの間（次項において「特例期間」という。）に限り、退職手当の財源に充てるための地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第五条の三第一項及び第六項並びに第五条の四第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

2　前項の許可を受けようとする地方公共団体は、当該年度以後特例期間内における各年度に支給すべき退職手当の合計額の見込額、職員の数の現況及び将来の見通し、給与の適正化に関する事項その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを同項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

3　第五条の三第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第八項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について、それぞれ準用する。

4　総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5　第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（平一八法八・追加、平二一法一〇・平二三法一〇五・平二六法五・平二八法一四・一部改正）

（地方債の許可の基準等の特例）

第三十三条の八の二　平成二十八年度における第五条の三第三項及び第十項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若

2018/10/05 15:04:47

しくは」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項若しくは」と、同条第十項中「第五項まで」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」とする。

2　平成二十九年度から平成三十七年度までにおける第五条の三第三項及び第十項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで若しくは第三十三条の八第一項若しくは」と、同条第十項中「第五項まで」とあるのは「第五項まで並びに第三十三条の八第一項」とする。

（平二一法一〇・追加、平二三法一〇五・平二六法五・平二八法一四・一部改正）

（旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置）

第三十三条の九　政府は、平成二十二年度から平成二十四年度までの間に、地方公共団体から平成四年五月三十一日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金（資金運用部資金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十九号）第一条の規定による改正前の資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第六条第一項に規定する資金運用部資金をいう。以下この項において同じ。）若しくは旧簡易生命保険資金（旧簡易生命保険特別会計法（昭和十九年法律第十二号）第七条第一項に規定する積立金をいう。以下この項において同じ。）又は平成五年八月三十一日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられた旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第九条第一項の規定による解散前の公営企業金融公庫の資金をいう。以下この項において同じ。）のうち年利五パーセント以上のものについて繰上償還を行おうとする旨の申出があつた場合において、当該地方公共団体から行政の簡素化及び効率化に関し政令で定める事項を定めた計画が提出され、当該計画の内容が当該地方公共団体の行財政改革に相当程度資するものであり、かつ、当該計画の円滑な実施のため地方債の金利に係る負担の軽減が必要であると認めるときは、政令で定めるところにより、当該繰上償還に係る資金が旧資金運用部資金であるときは当該繰上償還に応ずるものとし、当該繰上償還に係る資金が旧簡易生命保険資金又は旧公営企業金融公庫資金であるときは独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構又は地方公共団体金融機構に対して繰上償還に応ずるよう要請するものとする。

2　前項の場合において、政府は、繰上償還に応ずるために必要な金銭として繰上償還に係る地方債の元金償還金以外の金銭を受領しないものとする。

3　前項の規定は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構又は地方公共団体金融機構が第一項の規定に基づく政府の要請により繰上償還に応ずる場合について準用する。

（平一九法二四・追加、平二二法五・平三〇法四一・一部改正）

2018/10/05 15:04:47

（地方公共団体がその全額を負担する経費の特例）

第三十四条　地方公共団体が行う引揚者への援護に要する経費については、第九条の規定にかかわらず、当分の間、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

2　前項に規定する経費の種目、算定基準及び国と地方公共団体とが負担すべき割合は、法律又は政令で定めなければならない。

（昭二七法一四七・全改、昭三一法一五二・昭三三法八一・昭三七法一五二・昭三七法一五三・昭六〇法三七・平元法二二・平五法八・平一一法八七・平一五法一二・平一六法一六・平一八法一八・一部改正）

（北海道に関する特例）

第三十五条　左に掲げる経費は、当分の間、第十条から第十条の四までの規定にかかわらず、なお、従前の例による。

一　政令で定める北海道の開発に要する経費

二　政令で定める北海道の河川、道路、砂防、港湾等の土木事業、災害応急事業及び災害復旧事業に要する経費

（昭二七法一四七・一部改正）

（児童扶養手当に要する経費に係る特例）

第三十六条　児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十八号）附則第五条に規定する費用については、第十条の規定にかかわらず、国が、その全額を負担する。

（昭六〇法四八・全改）

（病床転換助成事業に要する経費に係る特例）

第三十七条　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第二条に規定する政令で定める日までの間における第十条第十六号の規定の適用については、同号中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「、後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

（平一八法八三・追加、平二四法二八・旧第三十八条繰上）

（子ども手当に要する経費に係る特例）

第三十八条　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の規定が適用される場合における第十条第十五号の規定の適用については、同号中「児童手当」とあるのは、「児童手当及び子ども手当」とする。

（平二二法一九・追加、平二三法一四・平二三法一〇七・平二四法二四・一部改正、平二四法二八・旧第三十九条繰上）

附　則　（昭和二四年五月三一日法律第一三一号）　抄

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附　則　（昭和二四年五月三一日法律第一六八号）

この法律は、公布の日から施行する。但し、地方財政法第十五条の改正規定は、昭和二十四年度分から、国家公務員共済組合法第八十六条の二の規定は、昭和二十三年七月一日から、適用する。

附　則　（昭和二四年一二月一三日法律第二六一号）

この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和二五年五月三〇日法律第二一〇号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。

※平成32年4月1日施行

○地方税法

（昭和二十五年七月三十一日）
（法律第二百二十六号）

第八回臨時国会
第三次吉田内閣

改正　昭和二五年一二月一八日法律第二七七号
同　二五年一二月二〇日同　第二九〇号
同　二六年　三月二九日同　第　四五号
同　二六年　三月三一日同　第　八九号
同　二六年　三月三一日同　第　九五号
同　二六年　三月三一日同　第一〇八号
同　二六年　四月　三日同　第一二六号
同　二六年　六月　二日同　第一九一号
同　二六年　六月　二日同　第一九二号
同　二六年　六月一一日同　第二二七号
同　二六年　六月一五日同　第二三七号
同　二六年　六月一五日同　第二三九号
同　二六年　七月一〇日政令第二六一号
同　二六年一一月二九日法律第二六九号
同　二六年一二月　一日同　第二八五号
同　二七年　三月二七日同　第　一一号
同　二七年　四月　一日同　第　六六号
同　二七年　四月二八日同　第一一八号
同　二七年　六月二〇日同　第二〇二号
同　二七年　六月二八日同　第二一六号
同　二七年　七月　一日同　第二二四号
同　二七年　七月三〇日同　第二四六号
同　二七年　七月三一日同　第二五一号
同　二七年　七月三一日同　第二六二号
同　二七年　七月三一日同　第二六六号
同　二七年　七月三一日同　第二八三号
同　二七年　八月　一日同　第二九五号
同　二七年　八月一四日同　第三〇五号
同　二七年一二月二五日同　第三三〇号
同　二七年一二月二七日同　第三四六号
同　二七年一二月二九日同　第三五五号
同　二八年　三月二六日同　第　二四号
同　二八年　七月三〇日同　第　九一号
同　二八年　七月三一日同　第一〇七号
同　二八年　八月　一日同　第一三八号
同　二八年　八月　一日同　第一四三号
同　二八年　八月　一日同　第一六一号
同　二八年　八月　一日同　第一六四号
同　二八年　八月　八日同　第一八八号
同　二八年　八月一〇日同　第一九六号
同　二八年　八月一三日同　第二〇二号

2019/01/16 18:03:34

同　二八年　八月一三日同　第二〇四号
同　二八年　八月一四日同　第二〇七号
同　二八年　八月一四日同　第二一一号
同　二八年　八月一七日同　第二二七号
同　二八年　八月一九日同　第二四〇号
同　二八年　八月二一日同　第二四五号
同　二九年　五月一三日同　第　九五号
同　二九年　五月一五日同　第一〇一号
同　二九年　五月一九日同　第一一五号
同　二九年　五月二〇日同　第一二〇号
同　二九年　五月二九日同　第一三一号
同　二九年　六月　九日同　第一六五号
同　二九年　六月一五日同　第一八四号
同　二九年　六月一五日同　第一八五号
同　二九年　七月　一日同　第二〇四号
同　二九年　七月　一日同　第二〇五号
同　三〇年　七月　八日同　第　五三号
同　三〇年　七月二二日同　第　八〇号
同　三〇年　七月二九日同　第　九一号
同　三〇年　八月　一日同　第一一一号
同　三〇年　八月　一日同　第一一二号
同　三〇年　八月　二日同　第一二一号
同　三〇年　八月　六日同　第一四〇号

同　三〇年　八月　六日同　第一四一号
同　三〇年　八月　六日同　第一四二号
同　三〇年　八月　八日同　第一四八号
同　三〇年　八月一〇日同　第一五六号
同　三〇年　八月一三日同　第一六三号
同　三一年　三月一四日同　第　六号
同　三一年　四月二四日同　第　八一号
同　三一年　四月二七日同　第　八五号
同　三一年　五月　四日同　第　九二号
同　三一年　五月　四日同　第　九三号
同　三一年　五月　四日同　第　九四号
同　三一年　五月一一日同　第　九七号
同　三一年　五月二一日同　第一〇七号
同　三一年　六月　六日同　第一三四号
同　三一年　六月一二日同　第一四八号
同　三一年　六月三〇日同　第一六五号
同　三二年　三月三一日同　第　二六号
同　三二年　三月三一日同　第　四一号
同　三二年　四月一〇日同　第　六〇号
同　三二年　四月二〇日同　第　七二号
同　三二年　四月二七日同　第　八二号
同　三二年　四月二七日同　第　八三号
同　三二年　五月一六日同　第一〇三号

2019/01/16 18:03:34

同　三二年　五月二〇日同　第一二六号
同　三二年　五月二八日同　第一四〇号
同　三二年　五月三一日同　第一四三号
同　三二年　六月　一日同　第一六〇号
同　三二年　六月　三日同　第一六三号
同　三二年　六月　三日同　第一六四号
同　三二年　六月一〇日同　第一六八号
同　三二年一一月二五日同　第一八七号
同　三三年　三月二七日同　第　二〇号
同　三三年　三月三一日同　第　三〇号
同　三三年　四月　一日同　第　五一号
同　三三年　四月　五日同　第　五四号
同　三三年　四月二二日同　第　七三号
同　三三年　四月二四日同　第　八〇号
同　三三年　四月二六日同　第　九四号
同　三三年　四月二六日同　第　九五号
同　三三年　四月二八日同　第　九九号
同　三三年　四月三〇日同　第一〇六号
同　三三年　五月　一日同　第一二〇号
同　三三年　五月　一日同　第一二八号
同　三三年　五月二日同　第一三二号
同　三三年　五月　二日同　第一三五号
同　三三年　五月　七日同　第一四三号

同　三三年　七月一一日同　第一七〇号
同　三三年一一月　一日同　第一七一号
同　三三年一二月二五日同　第一八二号
同　三三年一二月二七日同　第一九三号
同　三四年　三月二〇日同　第　二三号
同　三四年　三月二四日同　第　三九号
同　三四年　三月二六日同　第　四六号
同　三四年　三月二八日同　第　五三号
同　三四年　三月三一日同　第　七六号
同　三四年　四月　一日同　第　九〇号
同　三四年　四月　四日同　第一〇四号
同　三四年　四月　七日同　第一〇八号
同　三四年　四月一四日同　第一三三号
同　三四年　四月一六日同　第一四一号
同　三四年　四月一八日同　第一四四号
同　三四年　四月二〇日同　第一四九号
同　三四年　五月　九日同　第一六〇号
同　三四年一二月一七日同　第一九八号
同　三四年一二月一八日同　第一九九号
同　三五年　三月三一日同　第　一四号
同　三五年　三月三一日同　第　三〇号
同　三五年　四月　一日同　第　五一号
同　三五年　四月二二日同　第　五六号

2019/01/16 18:03:34

同　三五年　四月二六日同　第　五七号
同　三五年　四月二七日同　第　六一号
同　三五年　五月二〇日同　第　八九号
同　三五年　六月一一日同　第　九五号
同　三五年　六月三〇日同　第一一三号
同　三五年　八月　一日同　第一三八号
同　三五年一二月二七日同　第一七三号
同　三六年　四月二八日同　第　七三号
同　三六年　四月三〇日同　第　七四号
同　三六年　五月　六日同　第　八二号
同　三六年　六月　一日同　第一〇九号
同　三六年　六月　一日同　第一一〇号
同　三六年　六月　六日同　第一一六号
同　三六年　六月　八日同　第一二〇号
同　三六年　六月一〇日同　第一二三号
同　三六年　六月一三日同　第一二八号
同　三六年　六月一三日同　第一二九号
同　三六年一〇月三〇日同　第一六二号
同　三六年一〇月三一日同　第一六七号
同　三六年一一月　一日同　第一八〇号
同　三六年一一月　一日同　第一八三号
同　三六年一一月　八日同　第一九七号
同　三六年一一月一〇日同　第二〇二号

同　三六年一一月一〇日同　第二〇四号
同　三六年一一月一三日同　第二一八号
同　三六年一一月一六日同　第二三〇号
同　三六年一一月二九日同　第二三八号
同　三七年　三月二二日同　第　一六号
同　三七年　三月二九日同　第　四三号
同　三七年　三月三一日同　第　四四号
同　三七年　三月三一日同　第　五一号
同　三七年　三月三一日同　第　六四号
同　三七年　四月　二日同　第　六七号
同　三七年　四月　四日同　第　六九号
同　三七年　四月　四日同　第　七一号
同　三七年　四月一六日同　第　八〇号
同　三七年　四月二〇日同　第　八三号
同　三七年　四月二〇日同　第　八四号
同　三七年　四月三〇日同　第　九三号
同　三七年　四月三〇日同　第　九五号
同　三七年　五月一〇日同　第一二〇号
同　三七年　五月一一日同　第一二七号
同　三七年　五月一二日同　第一二九号
同　三七年　五月一五日同　第一三三号
同　三七年　五月一六日同　第一四〇号
同　三七年　五月一七日同　第一四一号

2019/01/15 18:03:34

同　三七年　六月　二日同　第一四六号
同　三七年　九月　八日同　第一五二号
同　三七年　九月一五日同　第一六一号
同　三八年　三月三〇日同　第　五五号
同　三八年　三月三一日同　第　七一号
同　三八年　四月　一日同　第　七八号
同　三八年　四月　一日同　第　七九号
同　三八年　四月一五日同　第　八八号
同　三八年　四月　一日同　第　八〇号
同　三八年　六月　七日同　第　九七号
同　三八年　六月　八日同　第　九九号
同　三八年　六月　八日同　第一〇〇号
同　三八年　六月二一日同　第一〇八号
同　三八年　七月　八日同　第一二四号
同　三八年　七月一一日同　第一三三号
同　三八年　七月一五日同　第一四七号
同　三八年　七月一六日同　第一五二号
同　三八年　七月一九日同　第一五三号
同　三八年　八月　三日同　第一六八号
同　三九年　二月二八日同　第　二号
同　三九年　二月二九日同　第　三号
同　三九年　三月二七日同　第　一一号
同　三九年　三月二七日同　第　一五号

同　三九年　三月三〇日同　第　一七号
同　三九年　三月三一日同　第　二九号
同　三九年　三月三一日同　第　四三号
同　三九年　四月二七日同　第　七二号
同　三九年　六月　一日同　第　八九号
同　三九年　六月　二日同　第　九四号
同　三九年　六月一八日同　第一〇七号
同　三九年　六月二九日同　第一一八号
同　三九年　六月三〇日同　第一二〇号
同　三九年　七月　二日同　第一四〇号
同　三九年　七月　四日同　第一五〇号
同　三九年　七月　六日同　第一五二号
同　三九年　七月　七日同　第一五六号
同　三九年　七月　八日同　第一五八号
同　三九年　七月　九日同　第一五九号
同　三九年　七月一一日同　第一六九号
同　三九年　七月一一日同　第一七〇号
同　四〇年　三月三一日同　第　三五号
同　四〇年　三月三一日同　第　三六号
同　四〇年　四月　一日同　第　四三号
同　四〇年　四月　九日同　第　四五号
同　四〇年　五月　四日同　第　五七号
同　四〇年　五月一八日同　第　六九号

2019/01/16 18:03:34

同　四〇年　五月二〇日同　第　七五号
同　四〇年　五月二七日同　第　八七号
同　四〇年　六月　一日同　第　九五号
同　四〇年　六月　一日同　第一〇二号
同　四〇年　六月　一日同　第一〇四号
同　四〇年　六月　二日同　第一〇九号
同　四〇年　六月　二日同　第一一五号
同　四〇年　六月　三日同　第一二〇号
同　四〇年　六月一〇日同　第一二四号
同　四〇年　八月一八日同　第一四一号
同　四一年　一月一三日同　第　三号
同　四一年　三月二五日同　第　八号
同　四一年　三月三一日同　第　二六号
同　四一年　三月三一日同　第　二七号
同　四一年　三月三一日同　第　四〇号
同　四一年　四月　一日同　第　四四号
同　四一年　四月二八日同　第　五九号
同　四一年　五月一二日同　第　七〇号
同　四一年　五月一二日同　第　七一号
同　四一年　六月二三日同　第　八五号
同　四一年　六月二七日同　第　八八号
同　四一年　七月　一日同　第一〇三号
同　四一年　七月　一日同　第一一一号

同　四一年　七月　一日同　第一一二号
同　四一年　七月　九日同　第一二六号
同　四一年　七月二〇日同　第一三一号
同　四一年　七月二五日同　第一三三号
同　四一年一二月二六日同　第一四九号
同　四二年　五月三一日同　第　二五号
同　四二年　七月一三日同　第　五六号
同　四二年　七月一五日同　第　六一号
同　四二年　七月二〇日同　第　七三号
同　四二年　七月二五日同　第　八一号
同　四二年　七月二五日同　第　八二号
同　四二年　七月二七日同　第　八八号
同　四二年　七月二九日同　第　九八号
同　四二年　七月二九日同　第　九九号
同　四二年　八月　一日同　第一一六号
同　四二年　八月　一日同　第一二一号
同　四二年　八月　一日同　第一二三号
同　四二年　八月　一日同　第一二五号
同　四二年　八月　一日同　第一二七号
同　四二年　八月一五日同　第一三四号
同　四二年　八月一六日同　第一三五号
同　四二年　八月一九日同　第一三八号
同　四二年一二月二八日同　第一四九号

2019/01/16 18:03:34

同　四三年　三月三〇日同　第　四号
同　四三年　五月一七日同　第　五一号
同　四三年　五月二八日同　第　七一号
同　四三年　五月二九日同　第　七三号
同　四三年　六月　三日同　第　八九号
同　四三年　六月　三日同　第　九一号
同　四三年　六月　六日同　第　九三号
同　四三年　六月一〇日同　第　九七号
同　四三年　六月一五日同　第一〇一号
同　四四年　四月　九日同　第　一六号
同　四四年　五月二二日同　第　三四号
同　四四年　六月　三日同　第　三八号
同　四四年　六月二三日同　第　五〇号
同　四四年　六月二六日同　第　五二号
同　四四年　六月三〇日同　第　五五号
同　四四年　七月一八日同　第　六四号
同　四四年　八月　一日同　第　六八号
同　四四年一二月一〇日同　第　八六号
同　四四年一二月一八日同　第　九六号
同　四五年　四月　一日同　第一三号
同　四五年　四月一三日同　第一八号
同　四五年　四月一七日同　第二四号
同　四五年　五月　四日同　第四四号
同　四五年　五月一八日同　第六九号
同　四五年　五月二〇日同　第七八号
同　四五年　五月二〇日同　第八一号
同　四五年　五月二〇日同　第八二号
同　四五年　五月二二日同　第九〇号
同　四五年　五月二三日同　第九四号
同　四五年一二月二五日同　第一三六号
同　四六年　三月三〇日同　第一一号
同　四六年　四月　一日同　第三四号
同　四六年　五月一七日同　第六〇号
同　四六年　五月一八日同　第六三号
同　四六年　六月　一日同　第九四号
同　四六年　六月　一日同　第九六号
同　四六年　六月　三日同　第九九号
同　四六年　六月　四日同　第一〇一号
同　四六年一二月三一日同　第一三一号
同　四七年　三月三一日同　第一一号
同　四七年　四月　一日同　第一二号
同　四七年　五月一三日同　第三一号
同　四七年　五月二二日同　第三六号
同　四七年　五月二四日同　第三七号
同　四七年　五月二九日同　第四一号
同　四七年　六月　一日同　第四八号

2019/01/16 18:03:34

同　四七年　六月　七日同　第　五五号
同　四七年　六月　八日同　第　五七号
同　四七年　六月一二日同　第　六二号
同　四七年　六月一五日同　第　六六号
同　四七年　六月一五日同　第　六八号
同　四七年　六月一六日同　第　七四号
同　四七年　六月一九日同　第　七八号
同　四七年　六月二二日同　第　八八号
同　四七年　七月　一日同　第一一四号
同　四八年　四月二六日同　第　二三号
同　四八年　五月　一日同　第　二五号
同　四八年　六月　六日同　第　三一号
同　四八年　六月一二日同　第　三三号
同　四八年　七月　三日同　第　四五号
同　四八年　七月　六日同　第　四九号
同　四八年　七月一三日同　第　五一号
同　四八年　七月一六日同　第　五三号
同　四八年　七月二四日同　第　六五号
同　四八年　八月三〇日同　第　七一号
同　四八年　九月一四日同　第　八〇号
同　四八年　九月二六日同　第　九二号
同　四八年　九月二九日同　第一〇一号
同　四八年　九月二九日同　第一〇二号

同　四八年一〇月　一日同　第一〇八号
同　四八年一〇月　五日同　第一一一号
同　四九年　三月二七日同　第　八号
同　四九年　三月二九日同　第　九号
同　四九年　三月三〇日同　第　一九号
同　四九年　五月　一日同　第　三九号
同　四九年　五月　二日同　第　四三号
同　四九年　五月一七日同　第　四八号
同　四九年　五月二五日同　第　五八号
同　四九年　五月三一日同　第　六二号
同　四九年　六月　一日同　第　六八号
同　四九年　六月　一日同　第　六九号
同　四九年　六月　一日同　第　七一号
同　四九年一二月二七日同　第一一四号
同　四九年一二月二八日同　第一一七号
同　五〇年　三月三一日同　第　一八号
同　五〇年　六月一九日同　第　四一号
同　五〇年　六月二一日同　第　四二号
同　五〇年　六月二五日同　第　四五号
同　五〇年　七月　一日同　第　四九号
同　五〇年　七月　一日同　第　五一号
同　五〇年　七月一〇日同　第　五七号
同　五〇年　七月一一日同　第　五九号

2019/01/15 16:03:34

同　五〇年　七月一六日同　第　六六号
同　五〇年　七月一六日同　第　六七号
同　五〇年一二月二七日同　第　九四号
同　五〇年一二月二七日同　第　九五号
同　五一年　三月三一日同　第　七号
同　五一年　五月二五日同　第　二九号
同　五一年　五月二八日同　第　三六号
同　五一年　五月二九日同　第　三七号
同　五一年　六月　一日同　第　四七号
同　五一年　六月一五日同　第　六七号
同　五一年　六月一六日同　第　六八号
同　五一年一一月一五日同　第　八五号
同　五二年　三月三一日同　第　六号
同　五二年　四月二二日同　第　二二号
同　五二年　五月三一日同　第　五四号
同　五二年　六月一〇日同　第　七〇号
同　五二年一二月　五日同　第　八四号
同　五三年　三月三一日同　第　九号
同　五三年　四月二〇日同　第　二六号
同　五三年　五月　一日同　第　三六号
同　五三年　五月　八日同　第　四〇号
同　五三年　五月一五日同　第　四四号
同　五三年　五月一六日同　第　四七号

同　五三年　五月二〇日同　第　五二号
同　五三年　五月二三日同　第　五五号
同　五三年　六月二〇日同　第　七八号
同　五三年　六月二一日同　第　八〇号
同　五三年　六月二七日同　第　八三号
同　五三年　七月　五日同　第　八七号
同　五三年一一月一四日同　第一〇三号
同　五四年　三月三〇日同　第　五号
同　五四年　三月三一日同　第　一二号
同　五四年　四月一一日同　第　一九号
同　五四年一〇月　一日同　第　五五号
同　五四年一二月二八日同　第　七六号
同　五五年　三月二二日同　第　五号
同　五五年　三月三一日同　第　一〇号
同　五五年　三月三一日同　第　一一号
同　五五年　三月三一日同　第　一九号
同　五五年　四月三〇日同　第　三二号
同　五五年　五月二〇日同　第　五三号

［本号中　地方税法第七十二条の二十二第四項第五号に関する改正部分は、該当箇所がない。］

同　五四年　五月一五日同　第　三四号
同　五四年　六月一二日同　第　四六号
同　五四年　七月　二日同　第　五三号

2019/01/16 18:03:34

同　五五年　五月二〇日同　第　五四号
同　五五年　五月二七日同　第　六二号
同　五五年　五月三〇日同　第　七一号
同　五五年　五月三一日同　第　七二号
同　五五年一一月二八日同　第　九一号
同　五五年一一月二九日同　第　九二号
同　五五年一二月二七日同　第一一一号
同　五六年　三月三一日同　第　一五号
同　五六年　四月二五日同　第　二七号
同　五六年　四月二五日同　第　二八号
同　五六年　五月一六日同　第　四四号
同　五六年　五月二二日同　第　四八号
同　五六年　六月　一日同　第　六一号
同　五六年　六月　九日同　第　七三号
同　五六年　六月　九日同　第　七五号
同　五六年　六月一〇日同　第　七六号
同　五六年　六月一一日同　第　八〇号
同　五六年　六月一八日同　第　八八号
同　五七年　三月三一日同　第　一〇号
同　五七年　五月　一日同　第　三七号
同　五七年　五月　一日同　第　三八号
同　五七年　六月二二日同　第　六三号
同　五七年　七月二三日同　第　六九号

同　五七年　八月一七日同　第　八〇号
同　五八年　三月三一日同　第　一三号
同　五八年　五月　二日同　第　二六号
同　五八年　五月　四日同　第　二九号
同　五八年　五月　六日同　第　三一号
同　五八年　五月二一日同　第　五一号
同　五八年　五月二四日同　第　五三号
同　五八年　五月二七日同　第　五九号
同　五八年一二月　二日同　第　七八号
同　五八年一二月　三日同　第　八二号
同　五九年　三月三一日同　第　七号
同　五九年　四月二八日同　第　二二号
同　五九年　五月一八日同　第　三三号
同　五九年　六月二六日同　第　五〇号
同　五九年　六月三〇日同　第　五三号
同　五九年　七月一三日同　第　五五号
同　五九年　七月一三日同　第　五六号
同　五九年　七月一三日同　第　五七号
同　五九年　七月二〇日同　第　五九号
同　五九年　八月一四日同　第　七四号
同　五九年　八月一四日同　第　七五号
同　五九年　八月一四日同　第　七七号
同　五九年一二月二五日同　第　八八号

2019/01/15 18:03:34

同　六〇年　三月三〇日同　第　九号
同　六〇年　四月二三日同　第　二六号
同　六〇年　五月　一日同　第　三〇号
同　六〇年　六月　七日同　第　五五号
同　六〇年　六月　八日同　第　五六号
同　六〇年　六月一五日同　第　六六号
同　六〇年一二月　六日同　第　九二号
同　六〇年一二月二七日同　第一〇九号
同　六一年　二月二五日同　第　四号
同　六一年　三月三一日同　第　一四号
同　六一年　四月一五日同　第　二〇号
同　六一年　四月一八日同　第　二一号
同　六一年　四月二五日同　第　三一号
同　六一年　五月二〇日同　第　五四号
同　六一年　五月三〇日同　第　七七号
同　六一年　六月一〇日同　第　八二号
同　六一年一二月　四日同　第　九四号
同　六一年一二月　五日同　第　九七号
同　六一年一二月二二日同　第一〇六号
同　六二年　三月三一日同　第　一五号
同　六二年　四月　一日同　第　二四号
同　六二年　四月　一日同　第　二五号
同　六二年　五月二九日同　第　三二号

同　六二年　五月二九日同　第　四〇号
同　六二年　六月　一日同　第　四一号
同　六二年　六月　二日同　第　四三号
同　六二年　六月　九日同　第　七一号
（同六二年　六月　九日同　第　七二号）
同　六二年　六月　九日同　第　七二号
同　六二年　六月一二日同　第　七九号
同　六二年　六月二三日同　第　八一号
同　六二年　九月二二日同　第　九四号
同　六二年　九月二五日同　第　九六号
同　六二年　九月二六日同　第　九七号
同　六二年　九月二六日同　第　九八号
同　六三年　三月三一日同　第　六号
同　六三年　四月　五日同　第　一七号
同　六三年　四月二一日同　第　一八号
同　六三年　五月　六日同　第　三二号
同　六三年　五月　六日同　第　三三号
同　六三年　五月一七日同　第　四〇号
同　六三年　五月一七日同　第　四一号
同　六三年　五月一七日同　第　四四号
同　六三年　五月一七日同　第　四七号
同　六三年　五月二〇日同　第　四九号
同　六三年　五月二〇日同　第　五三号

2019/01/16 18:03:34

同　六三年　五月二四日同　第　六一号
同　六三年　五月二四日同　第　六三号
同　六三年　五月二四日同　第　六四号
同　六三年　五月二四日同　第　六六号
同　六三年　六月　一日同　第　七八号
同　六三年　六月一〇日同　第　八〇号
同　六三年　六月一八日同　第　八四号
同　六三年一二月三〇日同　第一一〇号
（平成元年　三月三一日同　第　一四号）
平成　元年　三月三一日同　第　一四号
同　元年　三月三一日同　第　一九号
同　元年　六月二八日同　第　三三号
同　元年　六月二八日同　第　三九号
同　元年　六月二八日同　第　四五号
同　元年　六月二八日同　第　五一号
同　元年　六月二八日同　第　五二号
同　元年　六月二八日同　第　五四号
同　元年　六月二八日同　第　五六号
同　元年　六月二八日同　第　五七号
同　元年　六月二八日同　第　六一号
同　元年　六月三〇日同　第　六四号
同　元年　七月　一日同　第　六五号
同　元年一二月一五日同　第　七九号

同　元年一二月一九日同　第　八〇号
同　元年一二月一九日同　第　八二号
同　元年一二月一九日同　第　八三号
（同　二年　三月三一日同　第　一四号）
同　元年一二月二二日同　第　八六号
同　二年　三月三〇日同　第　六号
同　二年　三月三一日同　第　一四号
同　二年　三月三一日同　第　一五号
同　二年　六月一九日同　第　三三号
同　二年　六月二二日同　第　三六号
同　二年　六月二二日同　第　三八号
同　二年　六月二七日同　第　五〇号
同　二年　六月二九日同　第　五八号
同　二年　六月二九日同　第　六一号
同　二年　六月二九日同　第　六二号
同　三年　三月一五日同　第　三号
同　三年　三月三〇日同　第　七号
同　三年　三月三〇日同　第　八号
（同　四年　三月三一日同　第　五号）
同　三年　三月三〇日同　第　一二号
同　三年　三月三〇日同　第　一八号
同　三年　四月　二日同　第　二四号
同　三年　四月　二日同　第　二六号

2019/01/16 18:03:34

同　三年　四月一七日同　第　三二号
（同　三年　三月三〇日同　第　一二号）
同　三年　四月二六日同　第　三九号
同　三年　四月二六日同　第　四五号
同　三年　四月二六日同　第　四六号
同　三年　五月　二日同　第　五九号
同　三年　五月　二日同　第　六〇号
同　三年　五月　二日同　第　六一号
同　三年　五月二四日同　第　八二号
同　三年　五月二四日同　第　八三号
同　三年　五月二四日同　第　八四号
同　三年一〇月　四日同　第　九〇号
同　三年一〇月　五日同　第　九五号
（同　四年　三月三一日同　第　五号）
同　四年　三月三一日同　第　五号
同　四年　三月三一日同　第　二二号
同　四年　三月三一日同　第　二三号
同　四年　四月二四日同　第　三二号
同　四年　四月二四日同　第　三四号
同　四年　五月　六日同　第　三九号
同　四年　五月　六日同　第　四一号
同　四年　五月　六日同　第　四四号
同　四年　五月二二日同　第　五六号

（地方税法）　一三／二〇七六

同　四年　五月二七日同　第　六二号
同　四年　五月二九日同　第　六五号
同　四年　六月　三日同　第　六七号
同　四年　六月　五日同　第　七三号
同　四年　六月　五日同　第　七六号
同　四年　六月二六日同　第　八七号
同　四年　七月　一日同　第　八九号
同　五年　三月三一日同　第　四号
同　五年　五月二一日同　第　五一号
同　五年　五月二六日同　第　五三号
同　五年　六月一四日同　第　六五号
同　五年　六月一六日同　第　六八号
同　五年　六月一六日同　第　六九号
同　五年　六月一六日同　第　七〇号
同　五年　六月一六日同　第　七二号
同　五年　六月二三日同　第　七八号
同　五年一一月一二日同　第　八九号
同　六年　三月三一日同　第　一五号
同　六年　三月三一日同　第　二七号
同　六年　四月二九日同　第　三一号
同　六年　六月二四日同　第　四二号
同　六年　六月二九日同　第　四四号
同　六年　六月二九日同　第　四九号

2019/01/16 18:03:24

同　六年　六月二九日同　第　五六号
同　六年　六月二九日同　第　五七号
同　六年　六月二九日同　第　六八号
同　六年　六月二九日同　第　七一号
同　六年一一月二五日同　第一〇六号
同　六年一二月　二日同　第一一一号
同　六年一二月一六日同　第一一七号
同　七年　二月二〇日同　第　九号
同　七年　三月二三日同　第　四〇号
同　七年　三月二七日同　第　四四号
同　七年　三月二七日同　第　四五号
同　七年　三月二七日同　第　四六号
同　七年　三月二七日同　第　四七号
同　七年　三月二七日同　第　四九号
同　七年　三月三一日同　第　五三号
同　七年　三月三一日同　第　六一号
同　七年　四月二一日同　第　七一号
同　七年　四月二一日同　第　七二号
同　七年　四月二一日同　第　七五号
同　七年　五月　八日同　第　八七号
同　七年　五月一九日同　第　九四号
同　七年　六月　七日同　第一〇六号
同　七年一一月　一日同　第一二八号

同　八年　三月三一日同　第　一二号
同　八年　三月三一日同　第　一四号
同　八年　三月三一日同　第　一六号
同　八年　三月三一日同　第　二三号
同　八年　三月三一日同　第　二七号
同　八年　五月　九日同　第　三六号
同　八年　五月一五日同　第　三九号
同　八年　五月一五日同　第　四〇号
同　八年　五月二二日同　第　四三号
同　八年　五月二四日同　第　四六号
同　八年　五月二四日同　第　四八号
同　八年　五月二九日同　第　五一号
同　八年　五月二九日同　第　五二号
同　八年　五月二九日同　第　五三号
同　八年　六月　七日同　第　六二号
同　八年　六月一四日同　第　八二号
同　八年　六月二一日同　第　九三号
同　八年　六月二一日同　第　九五号
同　八年　六月二一日同　第　九六号
同　八年　六月二一日同　第　九七号
同　八年　六月二一日同　第　九九号
同　八年　六月二六日同　第一〇七号
同　八年　六月二六日同　第一一〇号

2019/01/16 18:03:34

同　九年　三月二六日同　第　五号
同　九年　三月二八日同　第　九号
同　九年　三月三一日同　第　二八号
同　九年　四月　九日同　第　三二号
同　九年　四月　九日同　第　三三号
同　九年　五月　九日同　第　四五号
同　九年　五月　九日同　第　四六号
同　九年　五月　九日同　第　四八号
同　九年　五月　九日同　第　五〇号
同　九年　六月　四日同　第　六八号
同　九年　六月　四日同　第　六九号
同　九年　六月一三日同　第　七九号
同　九年　六月一三日同　第　八三号
同　九年　六月一八日同　第　八九号
同　九年　六月一八日同　第　九一号
同　九年　六月二〇日同　第　九六号
同　九年　六月二〇日同　第一〇二号
（同一〇年　三月三一日同　第　二七号）
同　九年一二月一七日同　第一二四号
（同一〇年　六月一七日同　第一〇九号）
同　一〇年　一月三〇日同　第　二号
同　一〇年　二月一八日同　第　四号
同　一〇年　三月二五日同　第　七号
同　一〇年　三月三〇日同　第　一一号
同　一〇年　三月三一日同　第　二七号
同　一〇年　四月二二日同　第　四二号
同　一〇年　四月二四日同　第　四四号
同　一〇年　五月　八日同　第　五四号
同　一〇年　五月二〇日同　第　六二号
同　一〇年　五月二九日同　第　八〇号
同　一〇年　五月二九日同　第　八四号
同　一〇年　五月二九日同　第　八五号
同　一〇年　六月一五日同　第一〇六号
同　一〇年　六月一五日同　第一〇七号
同　一〇年　六月一七日同　第一〇九号
同　一〇年一〇月一六日同　第一三一号
同　一〇年一〇月一六日同　第一三二号
同　一〇年一〇月一九日同　第一三六号
同　一〇年一二月一八日同　第一五二号
同　一一年　三月三一日同　第　一五号
（同一一年　七月三〇日同　第一一七号）
同　一一年　三月三一日同　第　一九号
同　一一年　三月三一日同　第　二〇号
同　一一年　四月二三日同　第　三五号
同　一一年　五月二一日同　第　四九号
同　一一年　五月二八日同　第　五六号

2019/01/16 18:03:34

同　一一年　五月二八日同　第　六二号
同　一一年　六月一一日同　第　六九号
同　一一年　六月一一日同　第　七〇号
同　一一年　六月一一日同　第　七二号
同　一一年　六月一一日同　第　七三号
同　一一年　六月一六日同　第　七六号
同　一一年　六月三〇日同　第　八二号
同　一一年　七月一六日同　第　八七号
同　一一年　七月一六日同　第一〇二号
同　一一年　七月一六日同　第一〇四号
同　一一年　七月三〇日同　第一一五号
同　一一年　七月三〇日同　第一一七号
同　一一年　八月　六日同　第一二一号
同　一一年　八月一三日同　第一三一号
同　一一年一二月　八日同　第一五一号
同　一一年一二月二二日同　第一六〇号
（同一二年　三月二九日同　第　四号）
同　一一年一二月二二日同　第二二二号
同　一二年　三月二九日同　第　四号
同　一二年　三月三一日同　第　一五号
同　一二年　三月三一日同　第　二〇号
同　一二年　四月　七日同　第　三九号
同　一二年　四月一九日同　第　四〇号
同　一二年　四月一九日同　第　四三号
同　一二年　四月二六日同　第　四七号
同　一二年　四月二六日同　第　四九号
同　一二年　五月一七日同　第　六七号
同　一二年　五月一九日同　第　七二号
同　一二年　五月一九日同　第　七三号
同　一二年　五月一九日同　第　七七号
同　一二年　五月二六日同　第　八六号
同　一二年　五月三一日同　第　九二号
同　一二年　五月三一日同　第　九三号
同　一二年　五月三一日同　第　九四号
同　一二年　五月三一日同　第　九六号
同　一二年　五月三一日同　第　九七号
同　一二年　六月　二日同　第一〇五号
同　一二年　六月　七日同　第一一一号
同　一二年　六月　七日同　第一一七号
同　一二年一二月　六日同　第一四三号
同　一三年　三月三〇日同　第　八号
（同一三年　六月二七日同　第　六八号）
（同一三年　六月二九日同　第　九四号）
同　一三年　四月一八日同　第　三三号
同　一三年　四月二五日同　第　三五号
同　一三年　六月　八日同　第　四二号

2019/01/16 18:03:34

同　一三年　六月一五日同　第　四九号
同　一三年　六月一五日同　第　五〇号
同　一三年　六月二二日同　第　六一号
同　一三年　六月二七日同　第　六八号
同　一三年　六月二七日同　第　七五号
同　一三年　六月二九日同　第　八〇号
同　一三年　六月二九日同　第　八八号
同　一三年　六月二九日同　第　九二号
同　一三年　六月二九日同　第　九四号
同　一三年　七月　四日同　第一〇一号
同　一三年一一月二八日同　第一二九号
同　一三年一一月三〇日同　第一三三号
同　一三年一二月一二日同　第一五三号
同　一四年　二月　八日同　第　一号
同　一四年　三月三一日同　第　一七号
同　一四年　四月二四日同　第　二九号
同　一四年　五月二九日同　第　四五号
同　一四年　六月一二日同　第　六五号
同　一四年　六月一九日同　第　七七号
同　一四年　七月　三日同　第　八〇号
同　一四年　七月一二日同　第　八五号
同　一四年　七月一二日同　第　八六号
同　一四年　七月一二日同　第　八八号

同　一四年　七月一七日同　第　八九号
（同一五年　三月三一日同　第　九号）
同　一四年　七月二六日同　第　九三号
同　一四年　七月三一日同　第　九八号
同　一四年　七月三一日同　第一〇〇号
同　一四年　八月　二日同　第一〇二号
同　一四年一二月一一日同　第一四〇号
（同一五年　三月三一日同　第　九号）
同　一四年一二月一三日同　第一五二号
同　一四年一二月一三日同　第一五五号
同　一四年一二月一三日同　第一五七号
同　一五年　三月三一日同　第　九号
（同一六年　三月三一日同　第　一七号）
（同一七年　三月二五日同　第　五号）
同　一五年　五月三〇日同　第　五一号
同　一五年　五月三〇日同　第　五四号
同　一五年　五月三〇日同　第　五五号
同　一五年　六月一一日同　第　七四号
同　一五年　六月一一日同　第　七五号
同　一五年　六月一八日同　第　八四号
同　一五年　六月一八日同　第　八六号
同　一五年　六月一八日同　第　九二号
同　一五年　六月一八日同　第　九三号

2019/01/15 18:03:24

同　一五年　六月二〇日同　第一〇一号
同　一五年　七月一六日同　第一一七号
同　一五年　七月一六日同　第一一九号
同　一五年　七月二四日同　第一二五号
同　一六年　三月三一日同　第　一七号
同　一六年　四月二一日同　第　三六号
同　一六年　四月二一日同　第　三七号
同　一六年　五月二六日同　第　五六号
同　一六年　五月二六日同　第　五七号
同　一六年　五月二八日同　第　六一号
同　一六年　六月　二日同　第　七六号
同　一六年　六月　九日同　第　八四号
同　一六年　六月　九日同　第　九四号
同　一六年　六月　九日同　第一〇二号
（同一七年　三月二五日同　第　五号）
同　一六年　六月一八日同　第一〇九号
同　一六年　六月一八日同　第一二四号
同　一六年一二月　一日同　第一四七号
同　一六年一二月　一日同　第一五〇号
同　一六年一二月　三日同　第一五二号
同　一六年一二月　三日同　第一五三号
同　一七年　三月二五日同　第　五号
（同一七年一一月　七日同　第一二三号）

同　一七年　三月三一日同　第　二二号
同　一七年　六月二二日同　第　七〇号
同　一七年　七月二九日同　第　八九号
同　一七年一〇月二一日同　第一〇二号
（同一八年　三月三一日同　第　七号）
（同一九年　三月三〇日同　第　四号）
同　一七年一一月　七日同　第一二三号
同　一八年　三月三一日同　第　七号
同　一八年　三月三一日同　第　一〇号
同　一八年　四月二八日同　第　三四号
同　一八年　六月　七日同　第　五三号
同　一八年　六月二一日同　第　八三号
同　一八年　六月二一日同　第　九一号
同　一八年一一月一五日同　第一〇〇号
同　一八年一二月二二日同　第一一八号
同　一九年　三月三〇日同　第　四号
同　一九年　五月　一日同　第　三六号
同　一九年　五月二三日同　第　五三号
同　一九年　五月二五日同　第　五八号
同　一九年　五月三〇日同　第　六四号
同　一九年　六月　一日同　第　七四号
（同二〇年　四月三〇日同　第　二一号）
同　一九年　六月　八日同　第　七八号

2019/01/15 16:03:34

同　一九年　六月一三日同　第　八二号
同　一九年　六月一三日同　第　八五号
（同二〇年　四月三〇日同　第　二一号）
同　一九年　六月二七日同　第　九六号
同　一九年　六月二七日同　第一〇〇号
同　一九年　六月二七日同　第一〇二号
同　二〇年　三月三一日同　第　一〇号
同　二〇年　四月三〇日同　第　二一号
（同二〇年　三月三一日同　第　一〇号）
（同二一年　三月三一日同　第　九号）
同　二〇年　五月二八日同　第　四二号
同　二〇年　六月　六日同　第　五三号
同　二〇年一二月　三日同　第　八五号
同　二一年　三月三一日同　第　九号
同　二一年　三月三一日同　第　一〇号
同　二一年　四月三〇日同　第　二九号
同　二一年　六月一九日同　第　五四号
同　二一年　六月二四日同　第　五六号
同　二一年　六月二六日同　第　六三号
同　二一年　七月一〇日同　第　七四号
同　二二年　三月三一日同　第　四号
同　二二年　五月一〇日同　第　三一号
同　二二年一二月　三日同　第　六五号

（同二三年　六月三〇日同　第　八二号）
同　二三年　三月三一日同　第　一三号
（同二三年一二月　二日同　第一一五号）
同　二三年　四月二七日同　第　二六号
同　二三年　四月二七日同　第　三〇号
同　二三年　五月　二日同　第　三五号
同　二三年　五月　二日同　第　三九号
同　二三年　五月二〇日同　第　四五号
同　二三年　五月二五日同　第　四九号
同　二三年　五月二七日同　第　五六号
同　二三年　六月　一日同　第　五七号
同　二三年　六月一五日同　第　六六号
同　二三年　六月二二日同　第　七〇号
同　二三年　六月二二日同　第　七二号
同　二三年　六月二四日同　第　七八号
同　二三年　六月二九日同　第　八一号
同　二三年　六月三〇日同　第　八三号
同　二三年　八月一〇日同　第　九三号
同　二三年　八月一〇日同　第　九四号
同　二三年　八月一二日同　第　九六号
同　二三年　八月三〇日同　第一〇五号
同　二三年一一月二八日同　第一一三号
同　二三年一二月　二日同　第一一五号

2019/01/16 18:03:34

（同二三年一二月一四日同　第一二〇号）
同　二三年一二月一四日同　第一二〇号
同　二三年一二月一四日同　第一二二号
同　二四年　三月三一日同　第一〇号
同　二四年　三月三一日同　第一七号
同　二四年　三月三一日同　第二四号
同　二四年　四月　六日同　第二七号
同　二四年　五月　八日同　第三〇号
同　二四年　六月二七日同　第四四号
同　二四年　六月二七日同　第四七号
同　二四年　八月二二日同　第六九号
同　二五年　三月　六日同　第　二号
同　二五年　三月三〇日同　第　三号
（同二六年　三月三一日同　第　四号）
（同二七年　三月三一日同　第　二号）
同　二五年　五月三一日同　第二五号
同　二五年　五月三一日同　第二八号
同　二五年　五月三一日同　第二九号
同　二五年　六月一四日同　第四四号
同　二五年　六月一九日同　第四五号
同　二五年　六月二一日同　第五四号
同　二五年　六月二六日同　第六一号
同　二五年　六月二六日同　第六三号
同　二五年一二月一一日同　第九八号
同　二五年一二月一三日同　第一〇六号
同　二六年　三月三一日同　第　四号
（同二七年　三月三一日同　第　二号）
同　二六年　五月二一日同　第四〇号
同　二六年　五月三〇日同　第四二号
同　二六年　五月三〇日同　第四六号
（同二七年　三月三一日同　第　二号）
同　二六年　六月一三日同　第六七号
同　二六年　六月一三日同　第六九号
（同二七年　三月三一日同　第　二号）
同　二六年　六月一三日同　第七〇号
同　二六年　六月一八日同　第七二号
同　二七年　三月三一日同　第　二号
（同二八年　三月三一日同　第一三号）
（同二九年　三月三一日同　第　二号）
同　二七年　六月二四日同　第四七号
同　二七年　七月一五日同　第五七号
同　二七年　七月一七日同　第五九号
同　二七年　九月　四日同　第六三号
同　二七年　九月　九日同　第六五号
同　二八年　三月三一日同　第一三号
（同二八年一一月二八日同　第八六号）

2019/01/16 16:03:34

（同二九年　三月三一日同　第　二号）
（同三〇年　三月三一日同　第　三号）
同　二八年　三月三一日同　第　一八号
同　二八年　四月二七日同　第　三二号
同　二八年　五月一八日同　第　三九号
同　二八年　五月二〇日同　第　四七号
同　二八年　六月　三日同　第　五八号
同　二八年　六月　三日同　第　六三号
同　二八年　六月　七日同　第　七〇号
同　二八年一一月一六日同　第　七六号
同　二八年一一月二八日同　第　八六号
同　二八年一一月二八日同　第　八九号
同　二八年一二月　九日同　第一〇一号
同　二九年　三月三一日同　第　二号
同　二九年　六月　二日同　第　四五号
同　二九年　六月　二日同　第　四六号
同　二九年一二月一五日同　第　八四号
同　三〇年　三月三一日同　第　三号
同　三〇年　三月三一日同　第　七号
同　三〇年　五月二五日同　第　二九号
同　三〇年　六月　八日同　第　四一号
同　三〇年　六月一三日同　第　四五号

地方税法をここに公布する。

（地方税法）　二一／二〇七六

地方税法

目次

第一章　総則
　第一節　通則（第一条―第八条の五）
　第二節　納税義務の承継（第九条―第九条の四）
　第三節　連帯納税義務等（第十条―第十条の四）
　第四節　第二次納税義務（第十一条―第十一条の九）
　第五節　人格のない社団等の納税義務（第十二条・第十二条の二）
　第六節　納税の告知等（第十三条―第十三条の三）
　第七節　地方税優先の原則及び地方税と他の債権との調整（第十四条―第十四条の二十）
　第八節　納税の猶予（第十五条―第十五条の九）
　第九節　納税の猶予に伴う担保等（第十六条―第十六条の五）
　第十節　還付（第十七条―第十七条の四）
　第十一節　更正、決定等の期間制限及び消滅時効
　　第一款　更正、決定等の期間制限（第十七条の五・第十七条の六）
　　第二款　消滅時効（第十八条―第十八条の三）
　第十二節　行政手続法との関係（第十八条の四）
　第十三節　不服審査及び訴訟
　　第一款　不服審査（第十九条―第十九条の十）
　　第二款　訴訟（第十九条の十一―第十九条の十四）

2019/01/16 18:03:34

ついては、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第一項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課することができる。

（昭二六法九五・昭二七法二一六・昭二九法九五・昭二九法一二〇・昭三〇法一一二・昭三一法八一・昭三四法九〇・昭三五法一四・昭三八法八〇・昭四〇法三五・昭四七法七八・昭五〇法一八・昭五三法九・昭五三法八七・昭五六法一五・昭六三法四四・平元法一四・平二法六二・平四法八七・平九法五〇・平一一法七〇・平一一法八七・平一二法四・平一三法八・平一五法九・平一六法一七・平一六法一二四・平一八法七・平一九法四・平二〇法二一・平二一法九・平二三法三五・平二五法三・一部改正）

第三百四十四条から第三百四十七条まで　削除

（昭二六法九五）

（固定資産税の非課税の範囲）

第三百四十八条　市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区に対しては、固定資産税を課することができない。

2　固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

一　国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区が公用又は公共の用に供する固定資産

一の二　皇室経済法第七条に規定する皇位とともに伝わるべき由緒ある物である固定資産

二　独立行政法人水資源機構、土地改良区、土地改良区連合及び土地開発公社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの

二の二から二の四まで　削除

二の五　鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の規定により指定された都市計画区域のうち政令で定める市街地の区域又は政令で定める公共の用に供する飛行場の区域及びその周辺の区域のうち政令で定める区域において直接鉄道事業又は軌道経営の用に供するトンネルで政令で定めるもの

二の六　公共の危害防止のために設置された鉄道事業又は軌道経営の用に供する踏切道及び踏切保安装置

二の七　既設の鉄道（鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。）若しくは既設の軌道と道路とを立体交差させるために新たに建設された立体交差化施設で政令で定めるもの、公共の用に供する飛行場の滑走路の延長に伴い新たに建設された立体交差化施設又は道路の改築に伴い改良された既設の立体交差化施設で政令で定めるもののうち、線路設備、電路設備その

2019/01/16 18:15:31

他の構築物で政令で定めるもの

二の八　鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者が都市計画法第七条第一項の規定により定められた市街化区域内において鉄道事業又は軌道経営の用に供する地下道又は跨線道路橋で、政令で定めるもの

三　宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第三条に規定する境内建物及び境内地（旧宗教法人令の規定による宗教法人のこれに相当する建物、工作物及び土地を含む。）

四　墓地

五　公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地

六　公共の用に供する用悪水路、ため池、堤とう及び井溝

七　保安林に係る土地（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する施設の用に供する土地で政令で定めるものを除く。）

七の二　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項に規定する国立公園又は国定公園の特別地域のうち同法第二十一条第一項に規定する特別保護地区その他総務省令で定める地域内の土地で総務省令で定めるもの

八　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史蹟、史蹟、特別名勝、名勝、特別天然記念物若しくは天然記念物として指定され、若しくは旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された家屋又はその敷地

八の二　文化財保護法第百四十四条第一項に規定する重要伝統的建造物群保存地区内の家屋で政令で定めるもの

九　学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人（以下この号において「学校法人等」という。）がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産（第十号の四に該当するものを除く。）、学校法人等がその設置する寄宿舎で学校教育法第一条の学校又は同法第百二十四条の専修学校に係るものにおいて直接その用に供する固定資産及び公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産（同号に該当するものを除く。）並びに公益社団法人又は公益財団法人がその設置する図書館において直接その用に供する固定資産及び公益社団法人若しくは公益財団法人又は宗教法人がその設置する博物館法第二条第一項の博物館において直接その用に供する固定資産

九の二　医療法第三十一条の公的医療機関の開設者、医療法人（政令で定めるものに限る。）、公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものに限る。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、健康保険組合及び健康保険組合連合会並びに国家公務員共済組合及び国家公務員共済組

2019/01/16 18:15:31

合連合会がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産

十　社会福祉法人（日本赤十字社を含む。次号から第十号の七までにおいて同じ。）が生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十の二　社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業の用に供する固定資産

十の三　社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの（次号に該当するものを除く。）

十の四　学校法人、社会福祉法人その他政令で定める者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園の用に供する固定資産

十の五　社会福祉法人その他政令で定める者が老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十の六　社会福祉法人が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設の用に供する固定資産

十の七　第十号から前号までに掲げる固定資産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業（同条第三項第一号の二に掲げる事業を除く。）の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十の八　更生保護法人が更生保護事業法第二条第一項に規定する更生保護事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十の九　介護保険法第百十五条の四十七第一項の規定により市町村から同法第百十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業の委託を受けた者が当該事業の用に供する固定資産

十の十　児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が当該事業（利用定員が六人以上であるものに限る。）の用に供する固定資産

十一　第九号の二から第十号の七までに掲げる固定資産のほか、日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十一の二　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第十一条第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十一の三　農業協同組合法、消費生活協同組合法及び水産業協同組合法による組合及び連合会が所有し、かつ、経営する病院及び診療所において直接その用に供する固定資産で政令で定めるもの並びに農業共済組合及び農業共済組合連合会が所有し、かつ、経営する家畜診療所において直接その用に供する固定資産

2019/01/16 18:15:31

十一の四　健康保険組合及び健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会並びに地方公務員共済組合（以下この号において「健康保険組合等」という。）が所有し、かつ、経営する病院及び診療所において直接その用に供する固定資産で政令で定めるもの並びに健康保険組合等が所有し、かつ、経営する政令で定める保健施設において直接その用に供する固定資産

十一の五　医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人が直接同項第四号に規定する救急医療等確保事業に係る業務（同項第五号に規定する基準に適合するものに限る。）の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十一の六　独立行政法人自動車事故対策機構が独立行政法人自動車事故対策機構法第十三条第三号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十二　公益社団法人又は公益財団法人で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十三　日本私立学校振興・共済事業団が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項から第三項までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十四　商工会議所又は日本商工会議所が商工会議所法第九条又は第六十五条に規定する事業の用に供する固定資産及び商工会又は都道府県商工会連合会若しくは全国商工会連合会が商工会法第十一条又は第五十五条の八第一項若しくは第二項に規定する事業の用に供する固定資産で、政令で定めるもの

十五　削除

十六　独立行政法人労働者健康安全機構が独立行政法人労働者健康安全機構法第十二条第一項第一号、第三号、第四号又は第七号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十七　独立行政法人日本芸術文化振興会が独立行政法人日本芸術文化振興会法第十四条第一項第一号から第五号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十八　独立行政法人日本スポーツ振興センターが独立行政法人日本スポーツ振興センター法第十五条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十九　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第十四条第一項第四号若しくは第七号又は附則第五条第三項第三号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

二十及び二十一　削除

二十二　独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

二十三　削除

2019/01/16 18:15:31

二十四　漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会が所有し、かつ、政令で定める漁船用燃料の貯蔵施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの

二十五　削除

二十六　公益社団法人又は公益財団法人で学生又は生徒の修学を援助することを目的とするものがその目的のため設置する寄宿舎で政令で定めるものにおいて直接その用に供する家屋

二十七　削除

二十八　独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第一号イ若しくはロ、第四号イ、ロ若しくは二又は第五号イに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

二十九　独立行政法人国民生活センターが独立行政法人国民生活センター法第十条第一号から第七号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

三十　日本下水道事業団が日本下水道事業団法第二十六条第一項第七号又は第八号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

三十一　削除

三十二　独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法第十八条第一項各号に定める工事（同条第四項（被災市街地復興特別措置法第二十二条第二項及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百一条の十五第一項において準用する場合を含む。）の公告に係るものに限る。）に係る施設の用に供されるものとして取得した土地

三十三　削除

三十四　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）第十三条第一項第二号及び第三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに同法第二十五条の規定により貸し付けている固定資産で、政令で定めるもの

三十五　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。第三百四十九条の三第十九項において「平成十三年旅客会社法改正法」という。）附則第二条第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社（第五項において「旅客会社等」という。）が所有する専ら皇室の用に供する車両で政令で定めるもの

三十六　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（以下この号及び第三百四十九条の三第二十二項において「機構法」という。）第十四条第一項第一号に規定する業務（農業機械化促進法を廃止する等の法律第一条の規定による廃止前の農業機械

2019/01/16 18:15:31

化促進法（以下この号及び第三百四十九条の三第二十二項において「旧農業機械化促進法」という。）第十六条第一項第一号及び第三号から第五号までに規定する業務に該当するものを除く。）又は機構法第十四条第一項第二号から第四号まで若しくは第二項から第四項までに規定する業務の用に供する固定資産及び直接同条第一項第一号に規定する業務（旧農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務に該当するものに限る。）の用に供する固定資産（独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十九号）附則第四条第一項の規定により承継し、かつ、直接旧農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務の用に供したものに限る。）で政令で定めるもの

三十七　国立研究開発法人水産研究・教育機構が国立研究開発法人水産研究・教育機構法第十二条第一項第一号から第五号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

三十八　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第十八条第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

三十九　国立研究開発法人情報通信研究機構が国立研究開発法人情報通信研究機構法第十四条第一項第一号から第八号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

四十　独立行政法人日本学生支援機構が独立行政法人日本学生支援機構法第十三条第一項第三号に規定する業務の用に供する家屋で政令で定めるもの

四十一　日本司法支援センターが総合法律支援法第三十条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

四十二　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第十五条第一項第一号イ若しくは第三号から第五号まで又は第二項に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

四十三　国立研究開発法人森林研究・整備機構が国立研究開発法人森林研究・整備機構法第十三条第一項第一号から第三号まで又は第二項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

四十四　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）第十六条第二号から第七号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

3　市町村は、前項各号に掲げる固定資産を当該各号に掲げる目的以外の目的に使用する場合においては、前項の規定にかかわらず、これらの固定資産に対し、固定資産税を課する。

4　市町村は、森林組合法、農業保険法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）、中小企業

2019/01/15 18:15:31

団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）、商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）及び生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）による組合（信用協同組合及び企業組合を除き、生活衛生同業小組合を含む。）、連合会（信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号に規定する事業を行う協同組合連合会をいう。第三百四十九条の三第二十四項において同じ。）を除く。）及び中央会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会、企業年金基金及び確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会、法人である労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律による法人である職員団体等、漁船保険組合、たばこ耕作組合、輸出水産業組合、土地改良事業団体連合会並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対しては、固定資産税を課することができない。

5　市町村は、旅客会社等が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十三条第一項第三号又は第六号の規定に基づき借り受ける固定資産のうち第二項第二号の五に掲げる固定資産で政令で定めるものに対しては、固定資産税を課することができない。

6　市町村は、非課税独立行政法人が所有する固定資産（当該固定資産を所有する非課税独立行政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。）、国立大学法人等が所有する固定資産（当該固定資産を所有する国立大学法人等以外の者が使用しているものを除く。）及び日本年金機構が所有する固定資産（日本年金機構以外の者が使用しているものを除く。）に対しては、固定資産税を課することができない。

7　市町村は、非課税独立行政法人で政令で定めるものが公益社団法人又は公益財団法人から無償で借り受けて直接その本来の業務の用に供する土地で政令で定めるものに対しては、固定資産税を課することができない。

8　市町村は、地方独立行政法人（公立大学法人を除く。以下この項において同じ。）が所有する固定資産（当該固定資産を所有する地方独立行政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。）及び公立大学法人が所有する固定資産（当該固定資産を所有する公立大学法人以外の者が使用しているものを除く。）に対しては、固定資産税を課することができない。

9　市町村は、外国の政府が所有する次に掲げる施設の用に供する固定資産に対しては、固定資産税を課することができない。ただし、第三号に掲げる施設の用に供する固定資産については、外国が固定資産税に相当する税を当該外国において日本国の同号に掲

2019/01/15 18:15:31

げる施設の用に供する固定資産に対して課する場合においては、この限りでない。

一　大使館、公使館又は領事館

二　専ら大使館、公使館若しくは領事館の長又は大使館若しくは公使館の職員の居住の用に供する施設

三　専ら領事館の職員の居住の用に供する施設

10　市町村長は、当該年度の前年度分の固定資産税について第二項本文又は第四項から前項までの規定の適用を受けた固定資産で当該年度において新たに固定資産税を課することとなるものがある場合においては、第四百十一条第一項の規定による固定資産の価格等の登録後遅滞なく、その旨を当該固定資産に対して課する固定資産税の納税義務者に通知するように努めなければならない。

（昭二六法四五・昭二六法九五・昭二六法一二六・昭二六法二二七・昭二六法二八五・昭二七法一一・昭二七法二一六・昭二七法二五一・昭二七法二六二・昭二七法二九五・昭二七法三〇五・昭二八法一〇七・昭二八法一四三・昭二八法一八八・昭二八法二〇二・昭二八法二二七・昭二八法二四〇・昭二九法九五・昭二九法一三一・昭二九法一八四・昭二九法一八五・昭二九法二〇四・昭二九法二〇五・昭三〇法一一二・昭三〇法一二一・昭三〇法一四一・昭三〇法一四二・昭三〇法一五六・昭三一法八一・昭三一法一三四・昭三一法一四八・昭三三法一〇三・昭三三法一二六・昭三三法一八七・昭三三法二〇・昭三三法一三五・昭三三法一八二・昭三四法一九九・昭三五法一三八・昭三六法七四・昭三六法一一六・昭三七法五一・昭三七法六四・昭三七法七一・昭三七法一二九・昭三七法一四一・昭三七法一四六・昭三七法一五二・昭三八法八八・昭三八法九九・昭三八法一三三・昭三九法二九・昭三九法八九・昭三九法一五〇・昭三九法一五二・昭四〇法三五・昭四〇法四三・昭四〇法四五・昭四〇法八七・昭四〇法一二〇・昭四一法四〇・昭四一法五九・昭四一法八八・昭四一法一一二・昭四一法一三一・昭四二法二五・昭四二法五六・昭四二法一三四・昭四二法一四九・昭四三法四・昭四三法五一・昭四三法七三・昭四三法九七・昭四三法一〇一・昭四四法一六・昭四五法一八・昭四五法二四・昭四五法四四・昭四五法六九・昭四五法九四・昭四六法一一・昭四七法一一・昭四七法四一・昭四七法五七・昭四七法六二・昭四七法六六・昭四七法七四・昭四七法一一四・昭四八法二三・昭四八法八〇・昭四九法一九・昭四九法四三・昭四九法六九・昭四九法一一七・昭五〇法一八・昭五〇法四一・昭五〇法四九・昭五〇法五七・昭五一法七・昭五二法六・昭五二法七〇・昭五三法九・昭五三法三六・昭五三法八〇・昭五四法一二・昭五四法一九・昭五五法一〇・昭五五法五三・昭五五法五四・昭五五法七一・昭五五法九一・昭五五法一一一・昭五六法一五・昭五六法二七・昭五六法四八・昭五六法七三・昭五七法一〇・昭五八法一三・昭五八法二六・昭五八法五九・昭五八法八二・昭五九法七・昭五九法八八・昭六〇法九・昭六〇法

2019/01/16 18:15:31

2019/01/15 16:15:31

九二・昭六一法二〇・昭六一法二一・昭六一法三一・昭六一法五四・昭六一法八二・昭六一法九四・昭六二法一五・昭六二法四〇・昭六三法六・昭六三法三三・昭六三法四〇・昭六三法四四・平元法一四・平元法八六・平二法六・平二法一四・平二法五〇・平三法七・平三法四五・平四法二三・平五法四・平六法一五・平七法四〇・平七法八七・平八法一二・平八法一四・平八法二三・平八法八二・平九法九・平九法四八・平九法一二四・平一〇法二七・平一〇法一三六・平一一法一五・平一一法一九・平一一法二〇・平一一法六二・平一一法七〇・平一一法七六・平一一法一〇四・平一一法一六〇・平一一法二二二・平一二法四・平一二法三九・平一二法一一一・平一三法八・平一三法五〇・平一三法六一・平一三法一〇一・平一三法一五三・平一四法一七・平一四法二九・平一四法九八・平一四法一五七・平一五法九・平一五法五一・平一五法一一七・平一五法一一九・平一六法一七・平一六法六一・平一七法五・平一七法一〇二・平一八法七・平一八法一〇〇・平一九法四・平一九法九六・平二〇法二一・平二〇法四二・平二一法九・平二二法四・平二三法二六・平二三法三五・平二三法五六・平二三法七二・平二三法八三・平二五法三・平二五法六三・平二六法四・平二六法六七・平二七法二・平二七法四七・平二七法六三・平二八法一三・平二八法三二・平二八法三九・平二八法七六・平二九法二・平三〇法三・一部改正）

（土地又は家屋に対して課する固定資産税の課税標準）

第三百四十九条　基準年度に係る賦課期日に所在する土地又は家屋（以下「基準年度の土地又は家屋」という。）に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格（以下「基準年度の価格」という。）で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳（以下「土地課税台帳等」という。）又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳（以下「家屋課税台帳等」という。）に登録されたものとする。

2　基準年度の土地又は家屋に対して課する第二年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第二年度の固定資産税の賦課期日において次の各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第二年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

一　地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情

二　市町村の廃置分合又は境界変更

3　基準年度の土地又は家屋に対して課する第三年度の固定資産税

※平成28年4月1日施行

○日本私立学校振興・共済事業団法

（平成九年五月九日）
（法律第四十八号）
第百四十回通常国会
第二次橋本内閣

改正　平成　九年　六月二四日法律第一〇三号
同　九年一二月一七日同　第一二四号
（同　九年　五月　九日同　第四八号）
同　一〇年　三月三一日同　第　二七号
同　一一年一二月二二日同　第一六〇号
同　一四年一二月一三日同　第一五七号
同　一六年一二月　三日同　第一五四号
同　一七年　七月二六日同　第　八七号
同　一七年一〇月二一日同　第一〇二号
同　一八年　六月　二日同　第　五〇号
同　一八年　六月二一日同　第　八〇号
同　一八年　六月二一日同　第　八三号
同　一九年　六月二七日同　第　九六号
同　二二年　五月二八日同　第　三七号
同　二三年　六月二二日同　第　七二号
同　二三年　六月二四日同　第　七四号
同　二四年　八月二二日同　第　六三号
同　二四年　八月二二日同　第　六七号
同　二四年一一月二六日同　第　九八号
同　二六年　六月一三日同　第　六七号

日本私立学校振興・共済事業団法をここに公布する。

日本私立学校振興・共済事業団法

目次

第一章　総則（第一条―第九条）
第二章　役員等（第十条―第二十二条）
第三章　業務（第二十三条―第二十八条）
第四章　財務及び会計（第二十九条―第四十一条）
第五章　監督（第四十二条―第四十四条）
第六章　雑則（第四十五条・第四十六条）
第七章　罰則（第四十七条―第四十九条）
附則

第一章　総則

（設立の目的）

第一条　日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的とする。

（定義）

2018/10/05 14:43:49

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　私立学校　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する私立学校及び学校法人が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。附則第十三条において同じ。）をいう。

二　学校法人　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。

三　準学校法人　私立学校法第六十四条第四項の法人をいう。

四　専修学校　学校教育法第百二十四条に規定する専修学校をいう。

五　各種学校　学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。

（平一九法九六・平二四法六七・一部改正）

（法人格）

第三条　日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第四条　事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2　事業団は、文部科学大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（平一一法一六〇・一部改正）

（資本金）

第五条　事業団の資本金は、附則第六条第四項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3　事業団は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（登記）

第六条　事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第七条　事業団でない者は、日本私立学校振興・共済事業団という名称を用いてはならない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第八条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、事業団について準用する。

（平一八法五〇・全改）

第九条　削除

（平二六法六七）

2018/10/05 14:43:49

2018/10/05 14:43:49

第二章　役員等

（役員）

第十条　事業団に、役員として、理事長一人、理事九人以内及び監事二人以内を置く。

（平一四法一五七・旧第九条繰下・一部改正）

（役員の職務及び権限）

第十一条　理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、事業団を代表し、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3　監事は、事業団の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告書を作成しなければならない。

4　監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は事業団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5　監事は、事業団がこの法律の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

6　監事は、その職務を行うため必要があるときは、事業団の子法人（事業団がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

7　前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

8　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

（平一一法一六〇・一部改正、平一四法一五七・旧第十条繰下、平二六法六七・一部改正）

（理事長等への報告義務）

第十一条の二　監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

（平二六法六七・追加）

（役員の任命）

第十二条　理事長は、次に掲げる者のうちから、文部科学大臣が任命する。

一　事業団が行う業務に関して高度な知識及び経験を有する者

二　前号に掲げる者のほか、事業団が行う業務を適正かつ効率的に運営することができる者

2　監事は、文部科学大臣が任命する。

3　文部科学大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募（理事長又は監事の職務の

内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう。以下この項において同じ。）の活用に努めなければならない。公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4　理事は、第一項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。

5　理事長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（平一四法一五七・追加、平二六法六七・一部改正）

（役員の任期）

第十三条　理事長及び理事の任期は、二年とする。ただし、補欠の理事長及び理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2　監事の任期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第三十二条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3　役員は、再任されることができる。

（平一四法一五七・旧第十二条繰下、平二六法六七・一部改正）

（役員の忠実義務）

第十三条の二　事業団の役員は、その業務について、法令、法令に基づいてする文部科学大臣の処分及び事業団が定める助成業務方法書、共済規程、共済運営規則その他の規則を遵守し、事業団のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（平二六法六七・追加）

（役員の報告義務）

第十三条の三　事業団の役員（監事を除く。）は、事業団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

（平二六法六七・追加）

（役員の欠格条項）

第十四条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（平一四法一五七・旧第十三条繰下）

（役員の解任）

第十五条　文部科学大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2　文部科学大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　前項に規定するもののほか、文部科学大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当で

2018/10/05 14:43:49

ないため事業団の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4　理事長は、前二項の規定により理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（平一一法一六〇・一部改正、平一四法一五七・旧第十四条繰下・一部改正）

（役員の兼職禁止）

第十六条　役員（非常勤の者を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部科学大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（平一一法一六〇・一部改正、平一四法一五七・旧第十五条繰下）

（代表権の制限）

第十七条　事業団と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

（平一四法一五七・旧第十六条繰下）

（役員等の損害賠償責任）

第十七条の二　事業団の役員又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、事業団に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2　前項の責任は、文部科学大臣の承認がなければ、免除することができない。

（平二六法六七・追加）

（運営審議会）

第十八条　事業団に、運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する基本的事項（共済業務（第二十三条第一項第六号から第九号まで、同条第二項並びに同条第三項第一号及び第二号の業務をいう。以下同じ。）のみに係るものを除く。）について審議する。

3　審議会は、前項の事項に関し、理事長に対して意見を述べることができる。

4　審議会は、十人以内の委員で組織する。

5　委員は、事業団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣の承認を受けて、理事長が任命する。

6　第十三条第一項及び第三項の規定は、委員について準用する。

7　委員の互選により会長として定められた者は、審議会の会務を総理する。

8　前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

（平一一法一六〇・一部改正、平一四法一五七・旧第十七条繰下・一部改正、平二四法九八・平二六法六七・一部改正）

（共済運営委員会）

2018/10/05 14:43:49

第十九条　共済業務の適正な運営を図るため、共済法の定めるところにより、事業団に共済運営委員会を置く。

（平一四法一五七・旧第十八条繰下）

（共済審査会）

第二十条　共済法第十四条第一項に規定する加入者の資格に関する決定等に対する不服を審査するため、共済法の定めるところにより、事業団に共済審査会を置く。

（平一四法一五七・旧第十九条繰下）

（職員の任命）

第二十一条　事業団の職員は、理事長が任命する。

（平一四法一五七・旧第二十条繰下）

（他の役員及び職員についての依頼等の規制等）

第二十一条の二　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の四から第五十条の九までの規定は、事業団について準用する。この場合において、これらの規定中「中期目標管理法人の」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の」と、「当該中期目標管理法人と」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団と」と、「当該中期目標管理法人が」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団が」と、「当該中期目標管理法人に」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団に」と、「中期目標管理法人役職員」とあるのは「事業団役職員」と読み替えるほか、同法第五十条の四第二項第一号及び第五号、第三項並びに第五項、第五十条の六、第五十条の七第一項、第五十条の八第三項並びに第五十条の九中「政令」とあり、並びに同法第五十条の六第一号及び第二号中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同法第五十条の四第二項第四号中「第三十二条第一項」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十二条第一項」と、同号及び同項第五号並びに同法第五十条の八第三項中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第五十条の四第二項第五号中「第三十五条第一項」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十五条第一項」と、同条第四項中「総務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第六項中「この法律、個別法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法」と、「業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則」とあるのは「同法第二十五条第一項に規定する助成業務方法書、同法第二十四条に規定する共済規程、同法第二十五条第二項に規定する共済運営規則その他の規則」と読み替えるものとする。

（平二六法六七・追加）

（役員及び職員の公務員たる性質）

第二十二条　事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（平一四法一五七・旧第二十一条繰下）

第三章　業務

（業務）

2018/10/05 14:43:49

第二十三条　事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。

二　学校法人又は準学校法人に対し、その設置する私立学校又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の専修学校若しくは各種学校で政令で定めるものの施設の整備その他経営のため必要な資金を貸し付け、及び私立学校教育（私立の専修学校及び各種学校の教育を含む。以下この項において同じ。）に関連してその振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その事業について必要な資金を貸し付けること。

三　私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う学校法人、準学校法人その他の者に対し、その事業について助成金を交付すること。

四　私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び学校法人、準学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その配付を行うこと。

五　私立学校の教育条件及び経営に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、並びに関係者の依頼に応じてその成果の提供その他の指導を行うこと。

六　共済法第二十条第一項に規定する短期給付を行うこと。

七　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十二条に規定する保険給付を行うこと。

八　共済法第二十条第二項に規定する退職等年金給付を行うこと。

九　共済法第二十六条第一項に規定する福祉事業を行うこと。

十　第一号から第五号までの業務に附帯する業務を行うこと。

2　事業団は、前項の規定により行う業務のほか、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金、厚生年金保険法の規定による拠出金並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による基礎年金拠出金の納付並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れに関する業務を行う。

3　事業団は、前二項の規定により行う業務のほか、次の業務を行うことができる。

一　共済法第二十条第三項に規定する短期給付を行うこと。

二　共済法第二十六条第二項に規定する福祉事業を行うこと。

三　政令で定める災害により被害を受けた私立の専修学校又は各種学校（第一項第二号の業務の対象となるものを除く。）で政令で定めるものを設置する学校法人又は準学校法人に対し、同号に規定する資金を貸し付けること。

4　第一項第三号の規定による助成金の交付は、前事業年度における損益計算上の利益金に係る第三十五条第一項に規定する残余の額の範囲内において行うものとする。

（平九法一二四（平九法四八）・平一一法一六〇・一部改正、

2018/10/05 14:43:49

平一四法一五七・旧第二十二条繰下・一部改正、平一八法八三・平二四法六三・平二四法九八・一部改正）

（共済規程）

第二十四条　事業団は、共済法の定めるところにより、共済業務に関する重要事項について、共済規程を定めなければならない。

（平一四法一五七・旧第二十三条繰下）

（助成業務方法書及び共済運営規則）

第二十五条　事業団は、助成業務（第二十三条第一項第一号から第五号まで及び第十号並びに同条第三項第三号の業務をいう。以下同じ。）の執行に関して必要な事項を助成業務方法書で定めなければならない。

2　事業団は、共済業務の執行に関して必要な事項を共済運営規則で定めなければならない。

3　事業団は、助成業務方法書又は共済運営規則を変更しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

4　助成業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　助成業務の方法

二　理事長及び理事の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他事業団の助成業務の適正を確保するための体制

三　その他文部科学省令で定める事項

5　前項の規定は、共済運営規則について準用する。この場合において、同項第一号及び第二号中「助成業務」とあるのは、「共済業務」と読み替えるものとする。

6　事業団は、第三項の認可を受けたときは、遅滞なく、その助成業務方法書を公表しなければならない。

（平一一法一六〇・一部改正、平一四法一五七・旧第二十四条繰下・一部改正、平二四法九八・平二六法六七・一部改正）

（評価等の指針の策定、中期目標、中期計画、年度計画及び評価等）

第二十六条　事業団の助成業務については、独立行政法人通則法第十二条の二第二項、第二十八条の二、第二十八条の四、第二十九条、第三十条（第二項第七号を除く。）、第三十一条第一項、第三十二条、第三十五条及び第三十五条の二の規定を準用する。この場合において、同法第十二条の二第二項中「前項第一号若しくは第二号に規定する規定又は同項第五号若しくは第六号の規定により」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第二十八条の二第二項の規定により総務大臣に意見を述べたとき、又は同法第二十六条において準用する第二十九条第三項、第三十二条第五項若しくは第三十五条第三項の規定により文部科学大臣に」と、同法第二十八条の二第一項中「、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標の策定並びに」とあるのは「の策定及び」と、同項及び同条第三項中「第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項」とあるのは「第三

2018/10/25 14:43:49

十二条第一項」と、同条第一項及び第三項並びに同法第二十九条第一項、第二項第一号及び第三項、第三十条第一項及び第三項、第三十一条第一項、第三十二条（第三項を除く。）並びに第三十五条（第五項を除く。）中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第二十八条の二第二項中「ときは、総合科学技術・イノベーション会議が次条の規定により作成する研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の内容を適切に反映するとともに」とあるのは「ときは」と、同条第三項中「中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標」とあるのは「中期目標」と、同法第二十八条の四中「独立行政法人」とあり、同法第二十九条第一項、第三十条第一項及び第四項、第三十一条第一項、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条第四項中「中期目標管理法人」とあり、並びに同法第二十九条第一項、第三十二条第四項及び第六項並びに第三十五条第一項中「当該中期目標管理法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同法第二十八条の四中「第三十二条第一項、第三十五条の六第一項若しくは第二項又は第三十五条の十一第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十二条第一項」と、「年度計画、第三十五条の五第一項の中長期計画及び第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項の年度計画又は第三十五条の十第一項の事業計画」とあるのは「年度計画」と、同法第三十条第一項及び第二項第八号、第三十一条第一項並びに第三十二条第二項中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同法第三十条第二項第五号中「不要財産又は」とあるのは「不要財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下この号において同じ。）又は」と、同法第三十五条第一項中「の継続又は組織の存続の必要性」とあるのは「を継続させる必要性、組織の在り方」と、「業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団に関し」と読み替えるものとする。

（平二六法六七・全改）

（補助金の交付の決定の取消し及び返還等）

第二十七条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第二十三条第一項第一号の規定により事業団が交付する補助金について準用する。この場合において、同法第十条第一項及び第二項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同法第十七条第一項中「各省各庁の長は」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長は」と、「各省各庁の長の処分」とあるのは「私立学校法第四条に規定する所轄庁の処分」と、同法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」

2018/10/05 14:43:49

と読み替えるものとする。

（平一四法一五七・旧第二十五条繰下・一部改正）

（貸付業務の委託）

第二十八条　事業団は、文部科学大臣の認可を受けて、銀行その他の金融機関に第二十三条第一項第二号の業務の一部を委託することができる。

2　事業団は、前項の規定により銀行その他の金融機関に業務の一部を委託しようとするときは、その金融機関に対し、当該委託業務に関する準則を示さなければならない。

（平一一法一六〇・一部改正、平一四法一五七・旧第二十六条繰下・一部改正）

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第二十九条　事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（平一四法一五七・旧第二十七条繰下）

（事業計画等の認可）

第三十条　事業団は、毎事業年度、共済業務に係る事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（平一一法一六〇・一部改正、平一四法一五七・旧第二十八条繰下・一部改正）

（決算）

第三十一条　事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（平一四法一五七・旧第二十九条繰下）

（財務諸表等）

第三十二条　事業団は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これに文部科学省令で定めるところにより作成した当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書（以下「業務報告書等」という。）並びに監査報告書及び会計監査報告書を添付して、決算完結後二月以内（第三十三条第一項第一号の経理に係るものにあっては、一月以内）に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　理事長は、財務諸表及び業務報告書等に監査報告書及び会計監査報告書を添付して、決算完結後遅滞なく、これを審議会及び共済運営委員会に提出しなければならない。

3　事業団は、第一項の規定による文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び業務報告書等並びに監査報告書及び会計監査報告書を、各事務所に備えて置き、文部科学省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4　事業団は、第一項の附属明細書その他文部科学省令で定める書

2018/10/05 14:43:49

類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。

一　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二　電子公告（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって文部科学省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって文部科学省令で定めるものをとる公告の方法をいう。次項において同じ。）

5　事業団が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第三項の文部科学省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。

（平九法一〇三・平一一法一六〇・一部改正、平一四法一五七・旧第三十条繰下・一部改正、平二六法六七・一部改正）

（会計監査人の監査）

第三十二条の二　独立行政法人通則法第三十九条から第四十三条までの規定は、事業団について準用する。この場合において、同法第三十九条第一項中「独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「財務諸表」とあるのは「財務諸表（日本私立学校振興・共済事業団法第三十二条第一項に規定する財務諸表をいう。第四十一条第三項第一号において同じ。）」と、「事業報告書」とあるのは「業務報告書」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「会計監査報告」とあるのは「会計監査報告書」と、同条第二項第二号中「総務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第三項中「子法人に」とあるのは「子法人（日本私立学校振興・共済事業団法第十一条第六項に規定する子法人をいう。以下同じ。）に」と、同法第三十九条の二第一項中「この法律、個別法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法」と、同法第四十条及び第四十三条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第四十二条中「財務諸表承認日」とあるのは「財務諸表承認日（日本私立学校振興・共済事業団法第三十二条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日をいう。）」と読み替えるものとする。

（平二六法六七・追加）

（区分経理）

第三十三条　事業団の経理については、次の各号ごとに区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　助成業務に係る経理

二　第二十三条第一項第六号の業務、同条第二項に規定する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護保険法の規定による納付金の納付に関する業務並びに同条第三項第一号の業務に係る経理（第六号に掲げるものを除く。）

三　第二十三条第一項第七号の業務並びに同条第二項に規定する厚生年金保険法の規定による拠出金及び国民年金法の規定によ

2018/10/05 14:43:49

2018/10/05 14:43:49

る基礎年金拠出金の納付並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れに関する業務に係る経理（第六号に掲げるものを除く。）

四　第二十三条第一項第八号の業務に係る経理（第六号に掲げるものを除く。）

五　第二十三条第一項第九号及び同条第三項第二号の業務に係る経理

六　第二号から第四号までに掲げる業務に係る事務に係る経理

2　附則第六条第四項の規定により政府から出資があったものとされた金額及び第五条第二項の規定により政府が出資する金額に係る経理は、前項第一号の経理に係る勘定において行うものとする。

（平九法一二四（平九法四八）・一部改正、平一四法一五七・旧第三十一条繰下・一部改正、平一八法八三・平二四法六三・平二四法九八・一部改正）

（企業会計原則）

第三十四条　事業団の会計は、文部科学省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

（平一四法一五七・追加）

（利益及び損失の処理）

第三十五条　事業団は、第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、翌事業年度において第二十三条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額を控除した額は、積立金として整理しなければならない。

2　事業団は、第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3　前二項の規定は、第三十三条第一項第二号から第六号までの経理に係る勘定について準用する。この場合において、第一項中「その残余の額のうち、翌事業年度において第二十三条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額を控除した額」とあるのは、「その残余の額」と読み替えるものとする。

4　第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定における利益金の計算の方法に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（平一一法一六〇・一部改正、平一四法一五七・旧第三十二条繰下・一部改正、平二四法九八・一部改正）

（積立金の処分）

第三十六条　事業団は、第二十六条において準用する独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、助成業務の運営の健全性を勘案して文部科学省令で定める額を超える額の積立金がある場合には、その超える部分の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

2　前項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の

処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（平一四法一五七・追加）

（借入金及び私学振興債券）

第三十七条　事業団は、助成業務に必要な費用に充てるため、第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条に規定する中期計画で定める同条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして文部科学大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部科学大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4　事業団は、助成業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は私学振興債券（以下この条及び次条において「債券」という。）を発行することができる。

5　事業団は、共済業務に必要な費用に充てるため、短期借入金及び長期借入金をしてはならない。ただし、私立学校教職員の福利厚生を図るため必要な場合において、文部科学大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

6　第二項及び第三項の規定は、前項ただし書の規定による短期借入金について準用する。

7　第四項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

8　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

9　事業団は、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

10　会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

11　第四項及び第七項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（平一一法一六〇・一部改正、平一四法一五七・旧第三十三条繰下・一部改正、平一七法八七・平一八法五〇・平二六法六七・一部改正）

（償還計画）

第三十八条　事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（平一一法一六〇・一部改正、平一四法一五七・旧第三十四条繰下・一部改正、平二六法六七・一部改正）

（不要財産に係る国庫納付等）

第三十八条の二　独立行政法人通則法第八条第三項及び第四十六条の二の規定は、事業団について準用する。この場合において、同

2018/10/05 14:43:49

項中「重要な財産」とあるのは「重要な財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定に属するものに限る。）」と、「主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。）」とあるのは「文部科学省令」と、「業務を」とあるのは「同法第二十五条第一項に規定する助成業務を」と、「第四十六条の二又は第四十六条の三」とあるのは「第四十六条の二」と、同条第一項から第四項までの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第一項ただし書及び第二項ただし書中「中期目標管理法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「中期計画」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十条第一項に規定する中期計画」と、「第三十条第二項第五号」とあるのは「同条第二項第五号」と、「、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であって、これらの計画」とあるのは「であって、その計画」と読み替えるものとする。

（平二二法三七・追加、平二六法六七・一部改正）

（余裕金の運用）

第三十九条　事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債、地方債その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金

三　信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

2　事業団は、前項の規定にかかわらず、政令で定める方法により、第三十三条第一項第二号から第五号までの経理に係る勘定に属する業務上の余裕金を運用することができる。

（平一一法一六〇・一部改正、平一四法一五七・旧第三十五条繰下・一部改正、平一六法一五四・平一七法一〇二・平二四法九八・一部改正）

（役員の報酬及び職員の給与等）

第四十条　独立行政法人通則法第五十条の二の規定は、事業団の役員の報酬及び退職手当について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「中期目標管理法人」とあり、並びに同条第三項中「当該中期目標管理法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同条第二項中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と読み替えるものとする。

2　独立行政法人通則法第五十条の十の規定は、事業団の職員の給与及び退職手当について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「中期目標管理法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同項中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第三項中「一般職の職員の給与に関する法律（昭

2018/10/05 14:43:49

和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標管理法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように」と読み替えるものとする。

（平一四法一五七・追加、平二六法六七・一部改正）

（文部科学省令への委任）

第四十一条　この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（平一一法一六〇・一部改正、平一四法一五七・旧第三十七条繰下）

第五章　監督

（監督）

第四十二条　事業団が行う業務のうち共済業務に関しては、文部科学大臣が事業団を監督する。

2　文部科学大臣は、この法律又は共済法を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務（共済業務に限る。）に関し監督上必要な命令をすることができる。

（平一一法一六〇・一部改正、平一四法一五七・旧第三十八条繰下・一部改正）

（報告及び検査）

第四十三条　文部科学大臣は、この法律又は共済法を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対してその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、事業団の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4　厚生労働大臣は、事業団に対し、随時、共済業務及びこれに係る資産の状況について報告をさせることができる。

（平一一法一六〇・一部改正、平一四法一五七・旧第三十九条繰下）

（違法行為等の是正）

第四十四条　独立行政法人通則法第三十五条の三の規定は、事業団又はその役員若しくは職員の助成業務に係る行為について準用する。この場合において、同条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「中期目標管理法人」とあり、及び「当該中期目標管理法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「この法律、個別法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法」と読み替えるものとする。

（平一四法一五七・追加、平二六法六七・一部改正）

第六章　雑則

2018/10/05 14:43:49

（解散）

第四十五条　事業団の解散については、別に法律で定める。

（平一四法一五七・旧第四十条繰下）

（財務大臣との協議）

第四十六条　文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一　第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第一項、第二十八条第一項、第三十条、第三十七条第一項ただし書、第二項ただし書、第四項若しくは第九項、第三十八条又は第三十八条の二において準用する同法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書の規定による認可（第三十条の規定による認可にあっては第三十三条第一項第三号又は第六号の経理に係るものに限り、第三十八条の規定による認可にあっては第三十三条第一項第一号の経理に係るものに限る。）をしようとするとき。

二　第三十五条第四項、第三十六条第一項又は第四十一条の規定により文部科学省令を定めようとするとき。

三　第二十六条において準用する独立行政法人通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

四　第三十二条第一項の規定による承認（第三十三条第一項第三号又は第六号の経理に係るものに限る。）をしようとするとき。

五　第三十九条第一項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

（平一一法一六〇・一部改正、平一四法一五七・旧第四十一条繰下・一部改正、平二二法三七・平二四法九八・平二六法六七・一部改正）

第七章　罰則

第四十七条　第四十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

（平一四法一五七・旧第四十二条繰下・一部改正）

第四十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　この法律により文部科学大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　この法律により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四　第六条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠ったとき。

五　第十一条第四項若しくは第五項又は第三十二条の二において準用する独立行政法人通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。

2018/10/05 14:43:49

六　第二十一条の二において準用する独立行政法人通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七　第二十三条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

八　第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第三項又は第三十二条第六項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

九　第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十二条第二項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

十　第三十二条第三項の規定に違反して、第三十三条第一項第一号の経理に係る財務諸表、業務報告書等、監査報告書又は会計監査報告書を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

十一　第三十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十二　第四十二条第二項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

十三　第四十四条において準用する独立行政法人通則法第三十五条の三の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

2　事業団の子法人の役員が第十一条第六項又は第三十二条の二において準用する独立行政法人通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

（平一一法一六〇・一部改正、平一四法一五七・旧第四十三条繰下・一部改正、平二六法六七・一部改正）

第四十九条　第七条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

（平一四法一五七・旧第四十四条繰下）

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十年一月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（事業団の設立）

第二条　文部大臣は、事業団の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　文部大臣は、設立委員を命じて、次項及び第四項に規定する事務その他の事業団の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、あらかじめ附則第六条第一項の規定による解散前の日本私学振興財団の運営審議会の意見を聴いて、助成業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

3　文部大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

2018/10/05 14:43:49

4　設立委員は、あらかじめ附則第五条第一項の規定による解散前の私立学校教職員共済組合の運営審議会の意見を聴いて、共済規程及び共済運営規則を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

5　第二項の規定により作成された助成業務方法書並びに前項の規定により作成された共済規程及び共済運営規則は、事業団の成立の時において、それぞれ、事業団の助成業務方法書並びに共済規程及び共済運営規則となるものとする。

6　設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を文部大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　事業団は、前条第六項の規定による届出があったときは、平成十年一月一日に成立する。

（私立学校教職員共済組合の解散等）

第五条　私立学校教職員共済組合は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2　私立学校教職員共済組合の平成九年四月一日に始まる事業年度は、私立学校教職員共済組合の解散の日の前日に終わるものとする。

3　私立学校教職員共済組合の平成九年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4　第一項の規定により私立学校教職員共済組合が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（日本私学振興財団の解散等）

第六条　日本私学振興財団は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2　日本私学振興財団の平成九年四月一日に始まる事業年度は、日本私学振興財団の解散の日の前日に終わるものとする。

3　日本私学振興財団の平成九年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4　第一項の規定により事業団が日本私学振興財団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における日本私学振興財団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

5　第一項の規定により日本私学振興財団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（非課税）

第七条　附則第五条第一項及び前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の登記について

2018/10/05 14:43:49

2011/10/05 14:43:49

は、登録免許税を課さない。

2　附則第五条第一項及び前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

3　附則第五条第一項の規定により事業団が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において私立学校教職員共済組合が当該土地を取得した日以後十年を経過したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

（平一〇法二七・一部改正）

（職員の身分の取扱い）

第八条　事業団は、附則第五条第一項の規定により解散する私立学校教職員共済組合及び附則第六条第一項の規定により解散する日本私学振興財団の職員が引き続き事業団の職員としての身分を取得するように措置しなければならない。

（名称の使用制限等に関する経過措置）

第九条　この法律の施行の際現に日本私立学校振興・共済事業団という名称を使用している者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十条　事業団の最初の事業年度は、第二十七条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成十年三月三十一日に終わるものとする。

第十一条　事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十八条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

（区分経理の特例）

第十二条　事業団は、第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定において第三十五条第一項に規定する残余を生じたときは、第三十三条第一項の規定にかかわらず、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第七項に規定する費用等で政令で定めるものに充てるため、その残余の額の一部を第三十三条第一項第三号の経理に係る勘定に繰り入れることができる。この場合において、第三十五条第一項中「第二十三条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額」とあるのは、「第二十三条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額及び第三十三条第一項第三号の経理に係る勘定に繰り入れられる額」とする。

（平一四法一五七・一部改正）

（私立学校等の特例）

第十三条　この法律（第二十三条第一項第一号を除く。）において、私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によって設置された私立の幼稚園並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この

条において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者（学校法人を除く。以下この条において「学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）によって設置された当該みなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（以下この条において「特例設置幼保連携型認定こども園」という。）を含み、学校法人には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により幼稚園を設置する学校法人以外の者並びに学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者及び特例設置幼保連携型認定こども園の設置者を含むものとする。

（平一四法一五七・平一八法八〇・平一九法九六・平二四法六七・一部改正）

（国民健康保険法の規定による拠出金等の納付が行われる場合における事業団の業務の特例）

第十三条の二　当分の間、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十三条第二項及び第三十三条第一項第二号の規定の適用については、第二十三条第二項中「介護保険法」とあるのは「国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金、介護保険法」と、第三十三条第一項第二号中「並びに介護保険法」とあるのは「、国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金並びに介護保険法」とする。

2　高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十三条第二項及び第三十三条第一項第二号の規定の適用については、これらの規定中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

（平一八法八三・追加）

（日本私学振興財団法の廃止）

第十五条　日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）は、廃止する。

（日本私学振興財団法の廃止に伴う経過措置）

第十六条　前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本私学振興財団法（第十一条、第十二条、第十七条及び第十八条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成九年六月二四日法律第一〇三号）　抄

2018/10/05 14:43:49

※平成32年1月26日(仮)施行

○内閣府設置法

（平成十一年七月十六日）
（法律第八十九号）
第百四十五回通常国会
小渕内閣

改正　平成一一年　七月三〇日法律第一一六号
同　一一年一二月一七日同　第一五六号
同　一一年一二月二二日同　第一六〇号
（同　一一年一二月一七日同第一五六号）
同　一一年一二月二二日同　第一六一号
同　一二年　五月一九日同　第　七一号
同　一二年一二月　八日同　第一四八号
同　一四年　三月三一日同　第　五号
同　一四年　三月三一日同　第一四号
同　一四年　五月一〇日同　第四一号
同　一四年　六月一四日同　第六九号
同　一四年　七月二六日同　第九二号
同　一四年一二月一一日同　第一四三号
同　一四年一二月一八日同　第一八九号
同　一五年　四月　九日同　第二三号
同　一五年　四月　九日同　第二八号
同　一五年　五月二三日同　第四八号
同　一五年　五月三〇日同　第五七号
同　一五年　五月三〇日同　第六一号
同　一五年　六月一一日同　第七〇号
同　一五年　七月三〇日同　第一三三号
同　一五年　八月　一日同　第一三七号
同　一六年　四月　二日同　第二七号
同　一六年　四月一四日同　第二九号
同　一六年　六月　二日同　第七〇号
同　一六年　六月　四日同　第八〇号
同　一六年　六月　九日同　第一〇二号
同　一六年一二月　八日同　第一六一号
同　一七年　四月　一日同　第二四号
同　一七年　六月一七日同　第六三号
同　一七年　七月二九日同　第八九号
同　一八年　六月　二日同　第五〇号
同　一八年　六月　二日同　第五一号
同　一八年　六月　七日同　第五四号
同　一八年　六月二一日同　第八五号
同　一八年一二月一五日同　第一一一号
同　一八年一二月二〇日同　第一一四号
同　一八年一二月二〇日同　第一一六号
同　一八年一二月二二日同　第一一八号
同　一九年　三月三一日同　第　一五号
同　一九年　五月二三日同　第　五三号

2018/10/05 15:10:51

同　一九年　六月　八日同　第　八〇号
同　一九年　七月　六日同　第一〇八号
同　一九年一一月一六日同　第一一四号
同　二〇年　五月二一日同　第　三六号
同　二〇年　六月一八日同　第　七九号
同　二一年　六月　五日同　第　四九号
同　二一年　六月二六日同　第　六三号
同　二一年　七月　一日同　第　六六号
同　二一年　七月　八日同　第　七一号
同　二二年　三月三一日同　第　六号
同　二二年一二月一〇日同　第　七〇号
同　二三年　三月三一日同　第　四号
同　二三年　五月　二日同　第　三七号
同　二三年　六月　一日同　第　五七号
同　二三年　六月二四日同　第　七四号
同　二三年　六月二九日同　第　八一号
同　二三年　八月　五日同　第　九〇号
同　二三年一一月二八日同　第一一三号
同　二三年一二月一四日同　第一二二号
同　二三年一二月一六日同　第一二五号
同　二四年　三月三一日同　第　一三号
同　二四年　三月三一日同　第　一四号
同　二四年　六月二二日同　第　三三号
同　二四年　六月二七日同　第　三五号
同　二四年　六月二七日同　第　四七号
同　二四年　八月二二日同　第　六七号
（同　二五年　六月二一日同第　五四号）
（同　二五年　六月二六日同第　六四号）
同　二四年　九月　五日同　第　七四号
同　二五年　三月　六日同　第　二号
同　二五年　五月三一日同　第　二八号
同　二五年　六月一二日同　第　四一号
同　二五年　六月二一日同　第　五四号
同　二五年　六月二六日同　第　六四号
同　二五年　六月二六日同　第　六五号
同　二五年一一月二九日同　第　八七号
同　二五年一二月二九日同　第　八八号
同　二五年一二月一三日同　第一〇七号
同　二五年一二月一三日同　第一〇九号
（同　二七年　九月一一日同第　六六号）
同　二六年　四月一八日同　第　二二号
同　二六年　五月　一日同　第　三一号
同　二六年　六月一三日同　第　六七号
同　二六年一一月二七日同　第一二三号
同　二七年　三月三一日同　第　九号
同　二七年　七月　八日同　第　五二号

2019/10/05 15:10:51

同　二七年　七月一五日同　第　五六号
同　二七年　九月　四日同　第　六四号
同　二七年　九月　九日同　第　六五号
同　二七年　九月一一日同　第　六六号
同　二七年　九月一六日同　第　六八号
同　二七年　九月三〇日同　第　七六号
同　二八年　四月一五日同　第　二九号
同　二八年　四月二〇日同　第　三〇号
同　二八年　四月二七日同　第　三三号
同　二八年　五月一八日同　第　四三号
同　二八年　六月　三日同　第　五五号
同　二八年一一月二八日同　第　八五号
同　二八年一二月　九日同　第一〇一号
同　二九年　四月二一日同　第　一九号
同　二九年　五月一二日同　第　二八号
同　二九年　六月二三日同　第　七一号
同　二九年　六月二三日同　第　七五号
同　三〇年　五月二三日同　第　二五号
同　三〇年　六月　一日同　第　三七号
同　三〇年　七月二七日同　第　八〇号

内閣府設置法をここに公布する。

内閣府設置法

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　内閣府の設置並びに任務及び所掌事務（第二条―第四条）
第三章　組織
第一節　通則（第五条）
第二節　内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職（第六条―第十五条）
第三節　本府
第一款　内部部局等（第十六条・第十七条）
第二款　重要政策に関する会議
第一目　設置（第十八条）
第二目　経済財政諮問会議（第十九条―第二十五条）
第三目　総合科学技術・イノベーション会議（第二十六条―第三十六条）
第三款　審議会等（第三十七条・第三十八条）
第四款　施設等機関（第三十九条）
第五款　特別の機関（第四十条―第四十二条）
第六款　地方支分部局
第一目　設置（第四十三条）
第二目　沖縄総合事務局（第四十四条―第四十七条）
第四節　宮内庁（第四十八条）
第五節　委員会及び庁（第四十九条―第六十四条）
第四章　雑則（第六十五条―第六十七条）

2018/10/05 15:10:51

附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、内閣府の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

第二章　内閣府の設置並びに任務及び所掌事務

（設置）

第二条　内閣に、内閣府を置く。

（任務）

第三条　内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

2　前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、行政手続における特定の個人を識別するための番号等の適正な取扱いの確保、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関係する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

3　内閣府は、第一項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

（平一五法二三・平一八法一一八・平二一法四九・平二五法二八・平三〇法八〇・一部改正）

（所掌事務）

第四条　内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一　短期及び中長期の経済の運営に関する事項

二　財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項

三　経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項（次号から第十一号までに掲げるものを除く。）

四　中心市街地の活性化（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ一体的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

2019/10/05 15:10:51

五　都市の再生（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第一条に規定するものをいう。）及びこれと併せた都市の防災に関する機能の確保を図るための基本的な政策に関する事項

六　知的財産（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第一項に規定するものをいう。）の創造、保護及び活用の推進を図るための基本的な政策に関する事項

七　構造改革特別区域（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定するものをいう。）における経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図るための基本的な政策に関する事項

八　地域再生（地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

九　道州制特別区域（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第二条第一項に規定するものをいう。）における広域行政（同条第二項に規定するものをいう。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項

十　総合特別区域（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二条第一項に規定するものをいう。第三項第三号の六において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進を図るための基本的な政策に関する事項

十一　国家戦略特別区域（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第一項に規定するものをいう。第三項第三号の七において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図るための基本的な政策に関する事項

十二　日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革を推進するための基本的な政策に関する事項

十三　科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項

十四　科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

十五　前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項

十六　研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するものをいう。第三項第七号の三及び第二十六条第一項第四号において同じ。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項

十七　宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

2018/10/03 15:10:51

十八　災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（第三項第八号を除き、以下「防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項

十九　前号に掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項

二十　男女共同参画社会の形成（男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第二条第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の促進を図るための基本的な政策に関する事項

二十一　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する事項

二十二　沖縄に関する諸問題に対処するための基本的な政策に関する事項

二十三　前号に掲げるもののほか、沖縄の自立的な発展のための基盤の総合的な整備その他の沖縄に関する諸問題への対処に関する事項

二十四　北方地域（政令で定める地域をいう。以下同じ。）に関する諸問題への対処に関する事項

二十五　青少年の健全な育成に関する事項

二十六　金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

二十七　食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項

二十八　消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項

二十九　子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する事項

三十　海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

2　前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、内閣総理大臣を長とし、前項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3　前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　内外の経済動向の分析に関すること。

二　経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

二の二　中心市街地の活性化に関する法律第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。

三　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する

2018/10/05 15:10:51

法律（平成十一年法律第百十七号）第四条第一項に規定する特定事業の実施に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。

三の二　構造改革特別区域法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関すること。

三の三　地域再生法第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関すること、同法第十三条第一項の交付金に関すること（同法第五条第四項第一号ロに掲げる事業に要する経費に充てるための交付金については、当該交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関することに限る。）、同法第十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関すること並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関すること。

三の四　地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第四条第一項に規定する基本指針の策定に関すること、同法第五条第一項に規定する計画の認定に関すること及び同法第十一条の交付金に関すること。

三の五　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第七条第一項に規定する道州制特別区域計画に関すること。

三の六　総合特別区域法第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に関すること、同法第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の認定に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に関すること、同法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の認定に関すること、同法第五十六条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総合特区支援利子補給金の支給に関すること並びに総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三の七　国家戦略特別区域の指定に関すること、国家戦略特別区域法第八条第一項に規定する区域計画に関すること、同法第十六条の四第三項に規定する指針及び同法第十六条の五第三項に規定する指針の作成に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給に関すること並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

四　市場開放問題及び政府調達に係る苦情処理に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

五　経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究（大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。）に関すること。

2018/10/05 15:10:51

六　国民経済計算に関すること。

六の二　第一項第十二号の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

七　科学技術基本計画（科学技術基本法（平成七年法律第百三十号）第九条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

七の二　科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

七の二の二　特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成二十八年法律第四十三号）第三条第一項に規定する特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の策定及び推進に関すること。

七の三　研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること。

七の四　匿名加工医療情報（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第二条第三項に規定するものをいう。）に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

七の五　宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

七の六　宇宙開発利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

七の七　多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星等（人工衛星及び人工衛星に搭載される設備をいう。）で政令で定めるもの及びその運用に必要な施設又は設備の整備及び管理に関すること。

七の八　前三号に掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

七の九　防災に関する施策の推進に関すること。

八　防災に関する組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二章に規定するものをいう。）の設置及び運営並びに防災計画（同法第二条第七号に規定するものをいう。）に関すること。

八の二　被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第七十五条第一項に規定するものをいう。）の救援に関すること。

九　激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

十　特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該特定非常災害

2019/10/05 15:10:51

に対し適用すべき措置の指定に関すること。

十一　被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項に規定するものをいう。）の支給に関すること。

十二　台風常襲地帯（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）第三条第一項に規定するものをいう。）及び災害防除事業（同法第二条第一項に規定するものをいう。）の指定に関すること。

十三　活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定に関すること並びに同法第三条第一項に規定する火山災害警戒地域、同法第十三条第一項に規定する避難施設緊急整備地域及び同法第二十三条第一項に規定する降灰防除地域の指定に関すること。

十四　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）に基づく地震防災対策に関すること。

十四の二　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。）に対する対策に関すること。

十四の二の二　原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関すること。

十四の二の三　原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第三項に規定する緊急事態応急対策に関する事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び運営に関すること。

十四の三　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）に基づく地震防災対策に関すること。

十四の四　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づく地震防災対策に関すること。

十四の四の二　首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）に基づく地震防災対策に関すること。

十四の五　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に関すること、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業、同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業及び同法第七

2018/10/05 15:10:51

十八条第一項に規定する復興交付金事業等に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

十五　第七号の九から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

十六　男女共同参画基本計画（男女共同参画社会基本法第十三条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

十七　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。

十八　沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画（以下「振興開発計画」という。）の作成及び推進に関すること。

十九　振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び当該事業で政令で定めるものに関する関係行政機関の経費（政令で定めるものを除く。）の配分計画に関すること（文部科学省及び環境省の所掌に属するものを除く。）。

二十　前二号に掲げるもののほか、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

二十一　沖縄振興開発金融公庫の業務に関すること。

二十二　沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）の規定による駐留軍用地等以外の土地に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関すること。

二十三　北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発に関すること。

二十四　北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護措置その他北方地域に関する事務（外務省の所掌に属するものを除く。）の推進に関すること。

二十五　本土（北方地域以外の地域をいう。以下同じ。）と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実についての公の証明に関する文書の作成に関すること。

二十六　本土と北方地域との間において解決を要する事項についての連絡、あっせん及び処理に関すること。

二十六の二　青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第八条第一項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること。

二十六の三　子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第八条第一項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱の作成及び推進に関すること。

二十七　前二号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。

二十七の二　食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第十一条第一項に規定する食品健康影響評価に関すること。

2018/10/05 15:10:51

二十七の三　少子化に対処するための施策の大綱（少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第七条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

二十七の四　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に規定する子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関すること（同法第六十九条に規定する拠出金の徴収に関することを除く。）。

二十七の五　認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定するものをいう。）に関する制度に関すること。

二十八　栄典制度に関する企画及び立案並びに栄典の授与及びはく奪の審査並びに伝達に関すること。

二十九　外国の勲章及び記章の受領及び着用に関すること。

三十　内閣総理大臣の行う表彰に関すること。

三十一　国民の祝日に関すること。

三十二　元号その他の公式制度に関すること。

三十三　国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

三十四　迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関すること。

三十五　国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（消費者庁の所掌に属するものを除く。）。

三十六　市民活動の促進に関すること。

三十六の二　休眠預金等（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第二条第六項に規定するものをいう。）に係る資金の活用に関すること（金融庁の所掌に属するものを除く。）。

三十七　官報及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷に関すること。

三十八　政府の重要な施策に関する広報に関すること。

三十九　世論の調査に関すること。

三十九の二　公文書等（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第八項に規定するものをいう。）の管理に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四十　公文書館に関する制度に関すること。

四十一　前二号に掲げるもののほか、公文書等の管理に関する法律第二条第六項に規定する歴史公文書等（国又は独立行政法人国立公文書館が保管するものに限り、現用のものを除く。）の保存及び利用に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

四十一の二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人番号の利用に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

2018/10/05 15:10:51

四十二　削除

四十三　高齢社会対策の大綱（高齢社会対策基本法（平成七年法律第百二十九号）第六条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

四十四　障害者基本計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

四十四の二　障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

四十五　交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）第二十二条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること（国土交通省の所掌に属するものを除く。）。

四十六　子どもの貧困対策に関する大綱（子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

四十七　原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）。

四十八　地方制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

四十九　選挙制度に関する重要事項に係る事務の連絡調整に関すること。

五十　国会等（国会等の移転に関する法律（平成四年法律第百九号）第一条に規定するものをいう。）の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関すること。

五十一　租税制度に関する基本的事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

五十二　国際平和協力業務（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第五号に規定するものをいう。）及び物資協力（同条第六号に規定するものをいう。）に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

五十三　科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡に関すること。

五十四　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第二条、第四条から第六条まで、第十一条の二、第十一条の三、第十四条及び附則第二条に規定する事務（他省の所掌に属するものを除く。）

五十四の二　公益社団法人及び公益財団法人に関すること。

五十四の三　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第十八条の七第二項及び第百六条の五第二項に規定する事務

五十四の四　国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十八条第二項に規定する事務

五十五　所掌事務に係る国際協力に関すること。

2019/10/05 15:10:51

五十六　政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

五十七　宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第二条に規定する事務

五十八　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十七条の二に規定する事務

五十九　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第四項及び第五項に規定する事務

五十九の二　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十一条に規定する事務

五十九の三　特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百十五条に規定する事務

六十　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第四条第一項に規定する事務

六十一　消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第一項及び第六条第二項に規定する事務

六十二　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

（平一一法一五六・平一一法一六〇（平一一法一五六）・平一一法一六一・平一四法五・平一四法四一・平一四法九二・平一四法一四三・平一四法一八九・平一五法二三・平一五法四八・平一五法五七・平一五法六一・平一五法一三三・平一六法二七・平一六法二九・平一六法八〇・平一六法一六一・平一七法二四・平一七法六三・平一八法五一・平一八法五四・平一八法五〇・平一八法八五・平一八法一一六・平一八法一一八・平一九法一五・平一九法五三・平一九法一〇八・平一九法一一四・平二〇法三六・平二〇法七九・平二一法四九・平二一法六六・平二一法七一・平二二法六・平二三法四・平二三法三七・平二三法八一・平二三法九〇・平二三法一二二・平二四法三五・平二四法四七・平二四法七四・平二五法二八・平二五法五四・平二五法六四・平二四法六七（平二五法五四・平二五法六四）・平二五法六五・平二五法八七・平二五法八八・平二五法一〇七・平二六法二二・平二六法三一・平二六法一二三・平二七法五二・平二七法五六・平二七法六五・平二七法六六・平二五法一〇九（平二七法六六）・平二七法七六・平二八法二九・平二八法三〇・平二八法四三・平二八法五五・平二八法一〇一・平二九法二八・平二九法七一・平二九法七五・平三〇法三七・平三〇法八〇・一部改正）

第三章　組織

第一節　通則

（組織の構成）

第五条　内閣府の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、内閣の重要な課題に弾力的に対応できるものとしなければならない。

2　内閣府は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、

2018/10/05 15:10:51

企画及び立案を行い、並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

第二節　内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職

（内閣府の長）

第六条　内閣府の長は、内閣総理大臣とする。

2　内閣総理大臣は、内閣府に係る事項についての内閣法にいう主任の大臣とし、第四条第三項に規定する事務を分担管理する。

（内閣総理大臣の権限）

第七条　内閣総理大臣は、内閣府の事務を統括し、職員の服務について統督する。

2　内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。

3　内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣府の命令として内閣府令を発することができる。

4　内閣府令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

5　内閣総理大臣は、内閣府の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

6　内閣総理大臣は、内閣府の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

7　内閣総理大臣は、第三条第二項の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

（平二六法二二・一部改正）

（内閣官房長官及び内閣官房副長官）

第八条　内閣官房長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣総理大臣を助けて内閣府の事務を整理し、内閣総理大臣の命を受けて内閣府（法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている委員会その他の機関（以下「大臣委員会等」という。）を除く。）の事務（次条第一項の特命担当大臣が掌理する事務を除く。）を統括し、職員の服務について統督する。

2　内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣官房長官の命を受け、内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画する。

（平一八法一一八・平一九法一〇八・一部改正）

（特命担当大臣）

第九条　内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策

2018/10/05 15:10:51

の統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣委員会等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

2　特命担当大臣は、国務大臣をもって充てる。

（平一八法一一八・平一九法一〇八・一部改正）

第十条　第四条第一項第二十二号から第二十四号まで及び第三項第十八号から第二十六号までに掲げる事務については、前条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（平一一法一六〇・平二七法六六・一部改正）

第十一条　第四条第一項第二十六号に掲げる事務、同条第二項に規定する事務（金融庁設置法第四条第二項の規定により金融庁の所掌に属するものに限る。）及び第四条第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（平一一法一六〇・平二七法六六・一部改正）

第十一条の二　第四条第一項第二十七号及び第二十八号に掲げる事務、同条第二項に規定する事務（消費者庁及び消費者委員会設置法第四条第三項の規定により消費者庁の所掌に属するものに限る。）並びに第四条第三項第二十七号の二及び第六十一号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（平二一法四九・追加、平二七法六六・一部改正）

第十一条の三　第四条第一項第二十九号及び第三項第二十七号の三から第二十七号の五までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（平二四法六七・追加、平二七法六六・一部改正）

第十二条　特命担当大臣は、その掌理する第四条第一項及び第二項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2　特命担当大臣は、その掌理する第四条第一項及び第二項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

3　特命担当大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

4　特命担当大臣は、第二項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

（副大臣）

第十三条　内閣府に、副大臣三人を置く。

2018/10/05 15:10:51

2　内閣府に、前項の副大臣のほか、他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。

3　副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）をつかさどり、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

4　各副大臣の行う前項の職務の範囲については、内閣総理大臣の定めるところによる。

5　副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

6　副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣が全てその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

（平一八法一一八・平一九法一〇八・平二四法三五・一部改正）

（大臣政務官）

第十四条　内閣府に、大臣政務官三人を置く。

2　内閣府に、前項の大臣政務官のほか、他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができる。

3　大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に参画し、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

4　各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、内閣総理大臣の定めるところによる。

5　大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

6　前条第六項の規定は、大臣政務官について準用する。

（平一一法一一六・平一八法一一八・平一九法一〇八・平二四法三五・一部改正）

（大臣補佐官）

第十四条の二　内閣府に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官六人以内を置くことができる。

2　内閣府に、六人を超えて大臣補佐官を置く必要がある場合においては、前項の大臣補佐官のほか、他省の大臣補佐官の職を占める者をもって充てられる大臣補佐官を置くことができる。

3　大臣補佐官は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、特定の政策に係る内閣官房長官又は特命担当大臣の行う企画及び立案並びに政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に関し、内閣官房長官又は特命担当大臣を補佐する。

4　大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

5　内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、関係する内閣官房長官又は特命担当大臣の意見を聴くものとする。

6　大臣補佐官は、非常勤とすることができる。

7　国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、大臣補佐官の服務について準用する。

8　常勤の大臣補佐官は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合

2018/10/05 15:10:51

を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（平二六法二二・追加）

（事務次官）

第十五条　内閣府に、事務次官一人を置く。

2　前項の事務次官は、内閣官房長官及び特命担当大臣を助け、府務を整理し、内閣府（宮内庁、大臣委員会等、金融庁及び消費者庁を除く。）の各部局及び機関の事務を監督する。

（平一八法一一八・平一九法一〇八・平二一法四九・一部改正）

第三節　本府

第一款　内部部局等

（内閣府審議官）

第十六条　本府に、内閣府審議官二人を置く。

2　内閣府審議官は、命を受け、内閣府（宮内庁、公正取引委員会、大臣委員会等、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁及び消費者庁を除く。）の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

（平一五法二三・平一八法一一八・平一九法一〇八・平二一法四九・平二五法二八・平二七法六五・平三〇法八〇・一部改正）

（内部部局等）

第十七条　本府には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局並びにこれらの所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置く。

2　前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

3　第一項の官房及び局並びに前項の部の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

4　第一項の官房及び局並びに第二項の部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

5　第一項の局、第二項の部並びに前項の課及びこれに準ずる室に、それぞれ局長、部長、課長及び室長を置く。

6　第一項の官房には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。

7　第一項の局又は第二項の部には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

8　第一項の官房若しくは局又は第二項の部に、その所掌事務の一部を総括整理する職又は第四項の課（これに準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。

9　第一項の局長に準ずる職の設置、職務及び定数は、政令で定める。

10　本府には、第一項の局長に準ずる職のつかさどる職務の全部又

2018/10/05 15:10:51

2018/10/05 15:10:51

は一部を助ける職であって課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

第二款　重要政策に関する会議

第一目　設置

第十八条　本府に、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣総理大臣又は内閣官房長官をその長とし、関係大臣及び学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための機関（以下「重要政策に関する会議」という。）として、次の機関を置く。

経済財政諮問会議

総合科学技術・イノベーション会議

2　前項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる重要政策に関する会議で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

国家戦略特別区域諮問会議	国家戦略特別区域法
中央防災会議	災害対策基本法
男女共同参画会議	男女共同参画社会基本法

（平二五法一〇七・平二六法三一・一部改正）

第二目　経済財政諮問会議

（所掌事務等）

第十九条　経済財政諮問会議（以下この目において「会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　内閣総理大臣の諮問に応じて経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策（第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について講じられる政策をいう。以下同じ。）に関する重要事項について調査審議すること。

二　内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第六条第二項に規定する全国計画その他の経済財政政策に関連する重要事項について、経済全般の見地から政策の一貫性及び整合性を確保するため調査審議すること。

三　前二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。

2　第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事務を掌理するもの（以下「経済財政政策担当大臣」という。）は、その掌理する事務に係る前項第一号に規定する重要事項について、会議に諮問することができる。

3　前項の諮問に応じて会議が行う答申は、経済財政政策担当大臣に対し行うものとし、経済財政政策担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣に対し行うものとする。

4　会議は、経済財政政策担当大臣が掌理する事務に係る第一項第

一号に規定する重要事項に関し、経済財政政策担当大臣に意見を述べることができる。

（平一七法八九・一部改正）

（組織）

第二十条　会議は、議長及び議員十人以内をもって組織する。

（議長）

第二十一条　議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2　議長は、会務を総理する。

3　議長に事故があるときは、内閣官房長官が、その職務を代理する。

4　経済財政政策担当大臣が置かれている場合において議長に事故があるときは、前項の規定にかかわらず、経済財政政策担当大臣が、内閣官房長官に代わって、議長の職務を代理する。

（議員）

第二十二条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官

二　経済財政政策担当大臣

三　各省大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

四　法律で国務大臣をもってその長に充てることとされている委員会の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

五　前二号に定めるもののほか、関係する国の行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

六　関係機関（国の行政機関を除く。）の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

七　経済又は財政に関する政策について優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2　議長は、必要があると認めるときは、第二十条及び前項の規定にかかわらず、前項第一号から第四号までに掲げる議員である国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

3　第一項第七号に掲げる議員の数は、同項各号に掲げる議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4　第一項第五号から第七号までに掲げる議員は、非常勤とする。

（平一八法一一八・一部改正）

（議員の任期）

第二十三条　前条第一項第六号及び第七号に掲げる議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前項の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十四条　会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係する審議会その他の関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であって審議の対象となる事

2014/10/05 15:10:51

項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十五条　第十九条から前条までに定めるもののほか、会議の組織、所掌事務及び議員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

第三目　総合科学技術・イノベーション会議

（平二六法三一・改称）

（所掌事務等）

第二十六条　総合科学技術・イノベーション会議（以下この目において「会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議すること。

二　内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要事項について調査審議すること。

三　科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこと。

四　内閣総理大臣の諮問に応じて研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する重要事項について調査審議すること。

五　第一号に規定する基本的な政策並びに第二号及び前号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。

2　第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四条第一項第十三号から第十六号までに掲げる事務を掌理するもの（以下「科学技術政策担当大臣」という。）は、その掌理する事務に係る前項第一号に規定する基本的な政策並びに同項第二号及び第四号に規定する重要事項について、会議に諮問することができる。

3　前項の諮問に応じて会議が行う答申は、科学技術政策担当大臣に対し行うものとし、科学技術政策担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣に対し行うものとする。

4　会議は、科学技術政策担当大臣が掌理する事務に係る第一項第一号に規定する基本的な政策並びに同項第二号及び第四号に規定する重要事項に関し、科学技術政策担当大臣に意見を述べることができる。

（平二六法三一・平二七法六六・一部改正）

（組織）

第二十七条　会議は、議長及び議員十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十八条　議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2　議長は、会務を総理する。

3　議長に事故があるときは、内閣官房長官が、その職務を代理する。

4　科学技術政策担当大臣が置かれている場合において議長に事故

2018/10/05 15:10:51

があるときは、前項の規定にかかわらず、科学技術政策担当大臣が、内閣官房長官に代わって、議長の職務を代理する。

（議員）

第二十九条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官

二　科学技術政策担当大臣

三　各省大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

四　法律で国務大臣をもってその長に充てることとされている委員会の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

五　前二号に定めるもののほか、関係する国の行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

六　科学又は技術に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2　議長は、必要があると認めるときは、第二十七条及び前項の規定にかかわらず、前項第一号から第四号までに掲げる議員である国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

3　第一項第六号に掲げる議員の数は、第一項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

4　第一項第五号及び第六号に掲げる議員は、非常勤とする。ただし、そのうち四人以内は、常勤とすることができる。

（平一八法一一八・一部改正）

（議員の任命）

第三十条　内閣総理大臣は、前条第一項第六号に掲げる議員を任命しようとするときは、両議院の同意を得なければならない。

2　前条第一項第六号に掲げる議員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同号に掲げる議員を任命することができる。

3　前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその議員を罷免しなければならない。

（議員の任期）

第三十一条　第二十九条第一項第六号に掲げる議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前項の議員は、再任されることができる。

3　第一項の議員の任期が満了したときは、当該議員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（平二六法三一・一部改正）

（議員の罷免）

第三十二条　内閣総理大臣は、第二十九条第一項第六号に掲げる議員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同号に掲げる議員に職務上の義務違反その他議員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

2018/10/05 15:10:51

（議員の服務）

第三十三条　第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員（同項第五号に掲げる議員にあっては、一般職の国家公務員であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2　第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3　第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員で常勤のものは、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（議員の給与）

第三十四条　第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員の給与は、別に法律で定める。

（資料提出の要求等）

第三十五条　会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であって審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第三十六条　第二十六条から前条までに定めるもののほか、会議の組織、所掌事務及び議員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

第三款　審議会等

（設置）

第三十七条　本府に、宇宙政策委員会を置く。

2　前項に定めるもののほか、本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置くことができる。

3　第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

民間資金等活用事業推進委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
日本医療研究開発機構審議会	国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）

2018/10/05 15:10:51

食品安全委員会	食品安全基本法
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法
休眠預金等活用審議会	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律
公文書管理委員会	公文書等の管理に関する法律
障害者政策委員会	障害者基本法
原子力委員会	原子力基本法及び原子力委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号）
地方制度調査会	地方制度調査会設置法（昭和二十七年法律第三百十号）
選挙制度審議会	選挙制度審議会設置法（昭和三十六年法律第百十九号）
衆議院議員選挙区画定審議会	衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）
国会等移転審議会	国会等の移転に関する法律
公益認定等委員会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）
再就職等監視委員会	国家公務員法
退職手当審査会	国家公務員退職手当法
消費者委員会	消費者庁及び消費者委員会設置法（平一一法一六〇・平一一法一六一・平一五法四八・平一五法六一・平一六法八〇・平一八法五〇・平一八法五一・平一九法五三・平一九法一〇八・平二一法四九・平二一法六六・平二三法九〇・平二四法三五・平二四法四七・平二四法六七・平二五法一〇九・平二六法二二・平二六法六七・平二七法六六・平二八法二九・平二八法一〇一・一部改正）

（宇宙政策委員会）

第三十八条　宇宙政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　内閣総理大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ　宇宙開発利用に関する政策に関する重要事項

ロ　関係行政機関の宇宙開発利用に関する経費の見積りの方針に関する重要事項

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する重要事項

二　内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人工衛星及びその打上げ用ロケットの打上げの安全の確保又は宇宙の環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

2018/10/05 15:10:51

2　宇宙政策委員会は、前項各号に掲げる重要事項に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3　宇宙政策委員会は、第一項各号に掲げる重要事項に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

4　前三項に定めるもののほか、宇宙政策委員会の組織及び委員その他宇宙政策委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

（平二四法三五・全改）

第四款　施設等機関

第三十九条　本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

（平一一法一六〇・平一一法一六一・一部改正）

第五款　特別の機関

（設置）

第四十条　本府に、地方創生推進事務局、知的財産戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局、北方対策本部、子ども・子育て本部、総合海洋政策推進事務局及び金融危機対応会議を置く。

2　第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3　第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

民間資金等活用事業推進会議	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
子ども・若者育成支援推進本部	子ども・若者育成支援推進法
少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
高齢社会対策会議	高齢社会対策基本法
中央交通安全対策会議	交通安全対策基本法
犯罪被害者等施策推進会議	犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）
子どもの貧困対策会議	子どもの貧困対策の推進に関する法律
消費者政策会議	消費者基本法
国際平和協力本部	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
日本学術会議	日本学術会議法（昭和二十三年法律第百

2018/10/05 15:16:51

官民人材交流センター	国家公務員法（平一五法一三三・平一六法二九・平一六法七〇・平一六法一六一・平一七法六三・平一八法八五・平一九法一〇八・平二〇法七九・平二一法七一・平二三法五七・平二四法六七・平二五法六四・平二七法六六・平二八法二九・一部改正）二十一号）

（地方創生推進事務局）

第四十条の二　地方創生推進事務局は、第四条第一項第四号、第五号、第七号、第八号、第十号及び第十一号並びに第三項第二号の二、第三号の二から第三号の四まで、第三号の六及び第三号の七に掲げる事務をつかさどる。

2　地方創生推進事務局の長は、地方創生推進事務局長とする。

3　地方創生推進事務局に、所要の職員を置く。

4　前二項に定めるもののほか、地方創生推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

（平二七法六六・追加、平三〇法三七・一部改正）

（知的財産戦略推進事務局）

第四十条の三　知的財産戦略推進事務局は、第四条第一項第六号に掲げる事務をつかさどる。

2　知的財産戦略推進事務局の長は、知的財産戦略推進事務局長とする。

3　知的財産戦略推進事務局に、所要の職員を置く。

4　前二項に定めるもののほか、知的財産戦略推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

（平二七法六六・追加）

（宇宙開発戦略推進事務局）

第四十条の四　宇宙開発戦略推進事務局は、第四条第一項第十七号及び第三項第七号の五から第七号の八までに掲げる事務をつかさどる。

2　宇宙開発戦略推進事務局の長は、宇宙開発戦略推進事務局長とする。

3　宇宙開発戦略推進事務局に、所要の職員を置く。

4　前二項に定めるもののほか、宇宙開発戦略推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

（平二七法六六・追加、平二九法二八・一部改正）

（北方対策本部）

第四十一条　北方対策本部は、第四条第一項第二十四号及び第三項第二十三号から第二十六号までに掲げる事務をつかさどる。

2　北方対策本部の長は、北方対策本部長とし、第十条の特命担当大臣をもって充てる。

3　北方対策本部長は、北方対策本部の事務を統括する。

4　北方対策本部長は、北方対策本部の所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べ

ることができる。

5　北方対策本部に、北方対策副本部長を置く。

6　北方対策副本部長は、北方対策本部長の職務を助ける。

7　北方対策本部に、所要の職員を置く。

8　第二項から前項までに定めるもののほか、北方対策本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

（平一一法一六〇・平二七法六六・一部改正）

（子ども・子育て本部）

第四十一条の二　子ども・子育て本部は、第四条第一項第二十九号及び第三項第二十七号の三から第二十七号の五までに掲げる事務をつかさどる。

2　子ども・子育て本部の長は、子ども・子育て本部長とし、第十一条の三の特命担当大臣をもって充てる。

3　子ども・子育て本部長は、子ども・子育て本部の事務を統括する。

4　子ども・子育て本部長は、子ども・子育て本部の所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べることができる。

5　子ども・子育て本部に、子ども・子育て副本部長を置く。

6　子ども・子育て副本部長は、子ども・子育て本部長の職務を助ける。

7　子ども・子育て本部に、所要の職員を置く。

8　第二項から前項までに定めるもののほか、子ども・子育て本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

（平二四法六七・追加、平二七法六六・一部改正）

（総合海洋政策推進事務局）

第四十一条の三　総合海洋政策推進事務局は、第四条第一項第三十号に掲げる事務をつかさどる。

2　総合海洋政策推進事務局の長は、総合海洋政策推進事務局長とする。

3　総合海洋政策推進事務局に、所要の職員を置く。

4　前二項に定めるもののほか、総合海洋政策推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

（平二七法六六・追加）

（金融危機対応会議）

第四十二条　金融危機対応会議（以下この条において「会議」という。）は、内閣総理大臣の諮問に応じ、金融機関等の大規模かつ連鎖的な破綻等の金融危機への対応に関する方針その他の重要事項について審議し、及びこれに基づき関係行政機関の施策の実施を推進する事務をつかさどる。

2　会議は、議長及び第四項各号に掲げる議員をもって組織する。

3　議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

4　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官

二　第十一条の特命担当大臣

2018/10/05 15:10:51

三　金融庁長官
四　財務大臣
五　日本銀行総裁

5　議長は、必要があると認めるときは、第二項及び前項の規定にかかわらず、関係大臣その他の関係機関の長を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

6　第四項第三号及び第五号に掲げる議員は、非常勤とする。

7　第二項から前項までに定めるもののほか、会議の組織及び運営その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

第六款　地方支分部局

第一目　設置

第四十三条　本府に、沖縄総合事務局を置く。

2　前項に定めるもののほか、本府には、第四条第三項に規定する所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局を置くことができる。

第二目　沖縄総合事務局

（総合事務局の所掌事務等）

第四十四条　沖縄総合事務局（以下「総合事務局」という。）は、内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第十八号、第二十号及び第二十二号に掲げる事務並びに沖縄に係る次に掲げる事務を分掌する。

一　次に掲げる地方支分部局その他の地方行政機関（以下「地方支分部局等」という。）において所掌することとされている事務

イ　公正取引委員会の事務総局の地方事務所
ロ　財務局
ハ　地方農政局
ニ　経済産業局
ホ　地方整備局
ヘ　地方運輸局

二　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第四条第一項第二号に掲げる事務（地方農政局の所掌に属するものを除く。）、同項第五十七号、第六十一号から第六十三号まで、第六十五号、第六十七号、第六十八号、第七十四号から第七十六号まで及び第七十九号から第八十二号までに掲げる事務並びに次に掲げる事務

イ　民有林野に係る次に掲げる事務

(1)　森林資源の確保及び総合的な利用に関すること。

(2)　林野の造林及び治水、林道の開設及び改良その他の森林の整備に関すること（国営に係る森林治水事業を実施することを除く。）。

(3)　保安林に関すること。

(4)　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関すること。

(5)　林野の保全に係る地すべり防止に関する事業に関すること（国営に係る地すべり防止に関する事業の実施に関するこ

2018/10/05 15:10:51

とを除く。）。

(6) 林野の保全に係るほた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関すること。

ロ 林業技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること。

ハ 持続的な養殖生産の確保に関すること。

ニ 栽培漁業の促進に関すること。

ホ 水産に関する技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること。

2 総合事務局は、前項の事務について、次の各号に掲げる事務の区分に応じて、当該各号に定める者の指揮監督を受けるものとする。

一 公正取引委員会の事務総局の地方事務所において所掌することとされている事務 公正取引委員会

二 財務局において所掌することとされている事務 財務大臣（金融庁の所掌に属する事務（証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。）については金融庁長官とし、証券取引等監視委員会の所掌に属する事務については証券取引等監視委員会とする。）

三 地方農政局において所掌することとされている事務及び前項第二号に掲げる事務 農林水産大臣

四 経済産業局において所掌することとされている事務 経済産業大臣（消費者庁の所掌に属する事務については、消費者庁長官とする。）

五 地方整備局及び地方運輸局において所掌することとされている事務 国土交通大臣

（平一一法一六〇・平一五法七〇・平二一法四九・平二七法六六・平二九法一九・一部改正）

第四十五条 沖縄に係る前条第一項第一号に掲げる事務に関しては、政令の定めるところにより、総合事務局を同号の地方支分部局等と、総合事務局の長その他の職員を同号の地方支分部局等の長その他の職員とみなして、これらの事務の処理に関する法令の規定を適用する。

2 前条第二項及び前項に定めるもののほか、総合事務局において所掌する事務の処理に関し必要な事項は、内閣総理大臣と関係行政機関の長が協議して定める。

3 前項の協議により定められた事項で公示を必要とするものは、当該事務を所掌する行政機関の長が告示するものとする。

（総合事務局の位置及び組織）

第四十六条 総合事務局の位置及び組織は、政令で定める。

（事務所及びその支所）

第四十七条 内閣総理大臣は、総合事務局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、総合事務局の事務所を置くことができる。

2 内閣総理大臣は、総合事務局の事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、総合事務局の事務所の支所を置くことができる。

2019/10/05 15:10:51

3　総合事務局の事務所及び事務所の支所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、内閣府令で定める。

第四節　宮内庁

第四十八条　宮内庁は、内閣府に置かれるものとする。

2　宮内庁の設置、組織及び所掌事務については、宮内庁法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第五節　委員会及び庁

（設置）

第四十九条　内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2　法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3　前二項の委員会及び庁（以下それぞれ「委員会」及び「庁」という。）の設置及び廃止は、法律で定める。

（平一八法一一八・一部改正）

（委員会及び庁の長）

第五十条　委員会の長は、委員長とし、庁の長は、長官とする。

（任務及び所掌事務）

第五十一条　委員会及び庁の任務及びこれを達成するため必要となる所掌事務の範囲は、法律で定める。

（委員会の内部部局）

第五十二条　委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。

2　前項の事務局には、当該事務局の事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

3　第一項の事務局並びに前項の官房及び部には、課及びこれに準ずる室を置くことができる。

4　第二項の官房及び部並びに前項の課及びこれに準ずる室の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

5　委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、事務総局を置くことができる。

（庁の内部部局）

第五十三条　庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

2　前項の規定にかかわらず、法律で特命担当大臣をもってその所掌事務の全部を掌理させるものと定められている庁のうち別に法律で定めるものには、当該法律の定める数の範囲内において、官房及び局を置くことができる。

3　前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

4　第一項及び第二項の官房、同項の局並びに第一項及び前項の部の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

5　庁、第一項及び第二項の官房、同項の局並びに第一項及び第三項の部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

2018/10/05 15:10:51

（平一八法一一八・一部改正）

（審議会等）

第五十四条　委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

（施設等機関）

第五十五条　委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

（特別の機関）

第五十六条　委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

（地方支分部局）

第五十七条　委員会及び庁には、その所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局を置くことができる。

（長の権限等）

第五十八条　各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について統督する。

2　各外局の長は、その機関の所掌事務について、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、内閣府令を発することを求めることができる。

3　外局の長以外の各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、法律の定めるところにより、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、内閣府令を発することを求めることができる。

4　各委員会及び各庁の長官は、法律の定めるところにより、政令及び内閣府令以外の規則その他の特別の命令を自ら発することができる。

5　第七条第四項の規定は、前項の命令について準用する。

6　各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

7　各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

8　各委員会及び各庁の長官は、その機関の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

（平二六法二二・一部改正）

第五十九条及び第六十条　削除

2018/10/05 15:10:51

（平一八法一一八）

（庁の次長等）

第六十一条　各庁には、特に必要がある場合においては、その庁の長である長官を助け、庁務を整理する職として次長を置くことができるものとし、その設置及び定数は、政令で定める。

2　各庁には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

（平一八法一一八・一部改正）

（官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職等）

第六十二条　第五十三条第二項の規定により官房又は局を置く各庁には、特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

2　第五十三条第一項の規定により官房又は部を置く各庁には、特に必要がある場合においては、官房及び部の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で部長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

3　各庁には、特に必要がある場合においては、前二項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

（内閣府設置法）　三一／五八

（平一八法一一八・一部改正）

（内部部局の職）

第六十三条　委員会の事務局並びに第五十三条第二項の局（以下この条において「局」という。）、第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第三項の部（以下この条において「部」という。）並びに第五十二条第三項及び第五十三条第五項の課及びこれに準ずる室（以下この条において「課及びこれに準ずる室」という。）に、それぞれ事務局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。

2　第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項の官房（以下この条において「官房」という。）には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。

3　委員会の事務局又は局若しくは部には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

4　委員会の事務局又は官房、局若しくは部には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課及びこれに準ずる室の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。官房、局又は部を置かない庁にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

（平一八法一一八・一部改正）

（内閣府に置かれる委員会及び庁）

第六十四条　別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員

2018/10/05 15:10:51

会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
国家公安委員会	警察法
個人情報保護委員会	個人情報の保護に関する法律
カジノ管理委員会	特定複合観光施設区域整備法
金融庁	金融庁設置法
消費者庁	消費者庁及び消費者委員会設置法

（平一五法二三・平一八法一一八・平二一法四九・平二五法二八・平二七法六五・平三〇法八〇・一部改正）

第四章　雑則

（職員）

第六十五条　内閣府に、内閣府事務官、内閣府技官その他所要の職員を置く。

2　内閣府事務官は、命を受け、事務をつかさどる。

3　内閣府技官は、命を受け、技術をつかさどる。

（官房及び局の数）

第六十六条　第十七条第一項に基づき置かれる官房及び局の数は、国家行政組織法第七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数と合わせて、九十七以内とする。

（平一八法二一八・平一九法八〇・平二一法四九・一部改正）

（国会への報告等）

第六十七条　政府は、第十七条第三項、第六項、第七項若しくは第九項、第三十七条第二項、第三十九条、第五十二条第四項、第五十三条第四項、第五十四条、第五十五条、第六十一条、第六十二条第一項若しくは第二項又は第六十三条第二項若しくは第三項の規定により政令で設置される組織（第五十二条第四項の規定により設置される課及びこれに準ずる室を除く。）その他これらに準ずる主要な組織につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。

2　政府は、少なくとも毎年一回内閣府の組織の一覧表を官報で公示するものとする。

（平一一法一六〇・平一一法一六一・平一八法一一八・一部改正、平一九法一〇八・旧第六十八条繰上、平二一法四九・平二四法三五・一部改正）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、第四条第三項第五十三号及び第三十七条第三項の表情報公開審査会の項の規定は行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行の日又はこ

2018/10/05 15:10:51

2018/10/05 15:10:51

の法律の施行の日のいずれか遅い日から、附則第七条の規定は公布の日から施行する。

（内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日＝平成一三年一月六日）

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行の日＝平成一三年四月一日）

（平一一法一六〇・一部改正）

（所掌事務の特例）

第二条　内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一　沖縄の復帰に伴い政府において特別の措置を要する事項で政令で定めるものに関する施策に関すること。

二　化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学兵器（我が国が遺棄締約国として遺棄化学兵器を特に緊急に廃棄する必要があると認められる領域締約国の領域内に存在するものに限る。）の廃棄に関すること。

三　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整及び同法第一章第四節の規定による特例民法法人の通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行に関すること。

2　内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成三十三年三月三十一日	一　原子力発電施設等立地地域（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。 二　原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第四条に規定するものをいう。）の作成に関すること。 三　原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。 四　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第七条第一号ホ(1)の相談に関すること。
平成三十四年	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利

三月三十一日	用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。	
平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。	
平成三十九年三月三十一日	一　有人国境離島地域（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）第二条第一項に規定するものをいう。）の保全及び特定有人国境離島地域（同条第二項に規定するものをいう。）に係る地域社会の維持に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 二　計画（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法第十条第一項に規定するものをいう。）に基づき実施する事業に係る経費の見積りその他の当該事業に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。	

3　内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前二項に掲げる事務のほか、生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）がその効力を有する間、同法第三十二条第一項に規定する事務をつかさどる。

4　内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前三項に規定する事務のほか、それぞれ政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一　株式会社産業再生機構に関する次に掲げる事務

イ　次に掲げる事項の認可に関すること。

(1)　設立

(2)　定款の変更の決議

(3)　取締役及び監査役の選任及び解任の決議

(4)　合併、分割及び解散の決議

ロ　関係行政機関の事務の調整に関すること。

二　株式会社地域経済活性化支援機構に関する次に掲げる事務

イ　次に掲げる事項の認可に関すること。

(1)　設立

(2)　会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任

(3)　取締役及び監査役の選任及び解任の決議

(4)　定款の変更の決議

(5)　合併、分割及び解散の決議

2018/10/05 15:10:51

ロ　関係行政機関の事務の調整に関すること。

三　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事務

イ　次に掲げる事項の認可に関すること。

(1)　設立

(2)　会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任

(3)　取締役及び監査役の選任及び解任の決議

(4)　定款の変更の決議

(5)　合併、分割及び解散の決議

ロ　関係行政機関の事務の調整に関すること。

（平一二法七一・平一三法一四八・平一四法一四・平一四法六九・平一五法二八・平一五法一三七・平一六法一〇二・平一八法五〇・平一八法一一一・平二一法六三・平二二法七〇・平二三法一一三・平二四法一三・平二四法一四・平二四法三三・平二四法六七（平二五法五四）・平二五法二・平二五法四一・平二七法九・平二七法六四・平二八法三三・平二八法八五・平三〇法二五・一部改正）

第二条の二　第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第十九号並びに第三項第七号の九及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第三条の二第二項において同じ。）からの復興に関するもの並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

2　前条第四項の規定にかかわらず、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から復興庁が廃止されるまでの間は、同項第三号（イ(1)及び(2)並びにロ（イ(1)及び(2)に係る部分に限る。）を除く。）に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

（平二三法一二五・追加、平二四法三五・平二六法三一・平二七法六六・平二九法二八・一部改正）

（組織の構成の特例）

第二条の三　復興庁が廃止されるまでの間における第五条第二項の規定の適用については、同項中「国家行政組織法」とあるのは、「復興庁及び国家行政組織法」とする。

（平二三法一二五・追加）

（特命担当大臣の掌理する事務の特例）

第三条　第十条の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を掌理するものとする。

期間	事務
当分の間	附則第二条第一項第一号に掲げる事務
平成三十四年三月三十一日までの間	附則第二条第二項の表平成三十四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務

（平一二法七一・平一四法一四・平一八法一一八・平二四法一三・平二四法一四・一部改正）

（副大臣の定数等の特例）

第三条の二　第十三条第一項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、副大臣の定数は、復興庁設置法第九条第一項の復興副大臣の職を兼ねる副大臣（次項において「兼職復興副大臣」という。）を除き、三人とする。この場合において、第十三条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第三条の二第一項前段」とする。

2　第十三条第三項の規定にかかわらず、兼職復興副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、内閣府の所掌事務（大臣委員会等の所掌に属するものを除く。）のうち東日本大震災からの復興に関連するもの（以下この項及び次条第二項において「東日本大震災復興関連事務」という。）に係る政策及び企画をつかさどり、東日本大震災復興関連事務に係る政務を処理する。この場合において、兼職復興副大臣についての第十三条第四項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第三条の二第二項前段」とする。

（平二三法一二五・追加、平二四法三五・平二六法二二・一部改正）

（大臣補佐官の定数等の特例）

第三条の三　第十四条の二第一項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、内閣府に、特に必要がある場合においては、復興庁設置法第十条の二第一項の復興大臣補佐官の職を兼ねる大臣補佐官（次項において「兼職復興大臣補佐官」という。）を除き、大臣補佐官六人以内を置くことができる。この場合において、第十四条の二第二項の規定の適用については、同項中「六人」とあるのは「附則第三条の三第一項前段に規定する兼職復興大臣補佐官を除き、六人」と、「前項」とあるのは「同項前段」とする。

2　第十四条の二第三項の規定にかかわらず、兼職復興大臣補佐官は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、東日本大震災復興関連事務に係る特定の政策に係る内閣官房長官又は特命担当大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、内閣官房長官又は特命担当大臣を補佐する。

（平二六法二二・追加）

（審議会等の設置の特例）

第四条　平成三十四年三月三十一日までの間、沖縄振興特別措置法の定めるところにより内閣府に置かれる沖縄振興審議会は、本府に置く。

2　生産性向上特別措置法がその効力を有する間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる革新的事業活動評価委員会は、本府に置く。

（平一二法七一・平一四法一四・平一四法六九・平一六法一〇二・平一八法一一一・平二四法一三・平三〇法二五・一部改正）

（特別の機関の設置の特例）

2018/10/05 15:10:51

第四条の二　平成三十三年三月三十一日までの間、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の定めるところにより内閣府に置かれる原子力立地会議は、本府に置く。

2　死因究明等の推進に関する法律がその効力を有する間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる死因究明等推進会議は、本府に置く。

（平一二法一四八・追加、平二二法七〇・平二四法三三・一部改正）

（総合海洋政策推進事務局の所掌事務の特例）

第四条の三　総合海洋政策推進事務局は、第四十一条の三第一項に規定する事務のほか、平成三十九年三月三十一日までの間、附則第二条第二項の表平成三十九年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務をつかさどる。

（平二八法三三・追加）

（総合事務局の所掌事務の特例）

第五条　総合事務局は、第四十四条第一項に規定する事務のほか、内閣府の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一　附則第二条第一項第一号に掲げる事務

二　附則第二条第二項の表平成三十四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務

（平一二法七一・平一四法一四・平一八法一一八・平二四法一三・平二四法一四・一部改正）

（総合科学技術会議の議員の任期の特例）

第六条　この法律の施行の後最初に任命される第二十九条第一項第六号に掲げる議員の任期は、第三十一条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、当該議員の総数の半数（当該議員の総数が奇数である場合には、その二分の一の数に生じた端数を切り捨てた数）については、一年とする。

（経過措置）

第七条　第二十九条第一項第六号に掲げる議員を任命するために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

第八条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一一年七月三〇日法律第一一六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（平成一一年一二月一七日法律第一五六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第七条第二項、第十二条第二項、第二十八条第一項の表第二十一条の項、第三十七条並びに附則第七条、第十三条及び第十四条の規定　この法律の公布の日

三　附則第十五条の規定　中央省庁等改革関係法施行法（平成十

2018/10/05 15:10:51

※平成31年4月1日施行

○学校教育法

（昭和二十二年三月三十一日）
（法律第二十六号）
第一次吉田内閣

改正　昭和二三年　七月一〇日法律第一三三号
同　二三年　七月一五日同　第一七〇号
同　二四年　五月三一日同　第一四八号
同　二四年　六月　一日同　第一七九号
同　二四年一二月一五日同　第二七〇号
同　二五年　四月一九日同　第一〇三号
同　二八年　八月　五日同　第一六七号
同　二八年　八月一五日同　第二一三号
同　二九年　三月三一日同　第　一九号
同　二九年　六月　三日同　第一五九号
同　三二年　六月　一日同　第一四九号
同　三三年　四月一〇日同　第　五六号
同　三五年　三月三一日同　第　一六号
同　三六年　六月一七日同　第一四四号

［本号中の学校教育法第四条に関する部分によつて改正される該当条項はない。］

同　三六年一〇月三一日同　第一六六号
同　三七年　九月一五日同　第一六一号
同　三九年　六月一九日同　第一一〇号
同　四二年　五月三一日同　第　一八号
同　四二年　八月　一日同　第一二〇号
同　四四年　三月二五日同　第　二号
同　四五年　五月　六日同　第　四八号
同　四五年　六月　一日同　第一一一号
同　四八年　九月二九日同　第一〇三号
同　四九年　六月　一日同　第　七〇号
同　五〇年　七月一一日同　第　五九号
同　五一年　五月二五日同　第　二五号
同　五三年　五月二三日同　第　五五号
同　五六年　六月一一日同　第　八〇号
同　五七年　七月二三日同　第　六九号
同　五八年　五月二五日同　第　五五号
同　五八年一二月　二日同　第　七八号
同　六二年　九月一〇日同　第　八八号
同　六三年一一月一五日同　第　八八号
平成　三年　四月　二日同　第　二三号
同　三年　四月　二日同　第　二五号
同　三年　五月二一日同　第　七九号
同　五年一一月一二日同　第　八九号
同　六年　六月二九日同　第　四九号
同　一〇年　六月一二日同　第一〇一号
同　一〇年　九月二八日同　第一一〇号

2018/10/05 12:35:03

同　一一年　五月二八日同　第　五五号
同　一一年　七月一六日同　第　八七号
同　一一年　七月一六日同　第一〇二号
同　一一年一二月　八日同　第一五一号
同　一一年一二月二二日同　第一六〇号
同　一二年　三月三一日同　第　一〇号
同　一三年　七月一一日同　第一〇五号
同　一四年　五月三一日同　第　五五号
同　一四年一一月二九日同　第一一八号
同　一四年一二月一三日同　第一五六号
同　一五年　七月一六日同　第一一七号
同　一五年　七月一六日同　第一一九号
同　一六年　五月二一日同　第　四九号
同　一七年　七月一五日同　第　八三号
同　一八年　六月二一日同　第　八〇号
同　一九年　六月二七日同　第　九六号
同　一九年　六月二七日同　第　九八号
同　二三年　五月　二日同　第　三七号
同　二三年　六月　三日同　第　六一号
同　二六年　五月三〇日同　第　四二号
同　二六年　六月　四日同　第　五一号
同　二六年　六月一三日同　第　六九号
同　二六年　六月二七日同　第　八八号
同　二七年　五月二七日同　第　二七号
同　二七年　六月二四日同　第　四六号
同　二七年　六月二六日同　第　五〇号
同　二八年　五月二〇日同　第　四七号
同　二九年　三月三一日同　第　五号
同　二九年　五月三一日同　第　四一号
同　三〇年　五月三〇日同　第　三三号
同　三〇年　六月　一日同　第　三九号

朕は、枢密顧問の諮詢を経て、帝国議会の協賛を経た学校教育法を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

学校教育法

目次

第一章　総則（第一条―第十五条）
第二章　義務教育（第十六条―第二十一条）
第三章　幼稚園（第二十二条―第二十八条）
第四章　小学校（第二十九条―第四十四条）
第五章　中学校（第四十五条―第四十九条）
第五章の二　義務教育学校（第四十九条の二―第四十九条の八）
第六章　高等学校（第五十条―第六十二条）
第七章　中等教育学校（第六十三条―第七十一条）
第八章　特別支援教育（第七十二条―第八十二条）
第九章　大学（第八十三条―第百十四条）
第十章　高等専門学校（第百十五条―第百二十三条）

2018/10/05 12:35:03

第十一章　専修学校（第百二十四条―第百三十三条）
第十二章　雑則（第百三十四条―第百四十二条）
第十三章　罰則（第百四十三条―第百四十六条）
附則

第一章　総則

第一条　この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

（昭三六法一四四・昭三六法一六六・平一〇法一〇一・平一八法八〇・平一九法九六・平二七法四六・一部改正）

第二条　学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）を含む。次項及び第百二十七条において同じ。）及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）のみが、これを設置することができる。

② この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

（昭二四法二七〇・昭五六法八〇・平一四法一五六・平一五法一一七・平一五法一一九・平二八法四七・一部改正）

第三条　学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

（平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正）

第四条　次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一　公立又は私立の大学及び高等専門学校　文部科学大臣

二　市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第百三十条第一項及び第百三十一条において同じ。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校　都道府県の教育委員会

三　私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校　都道府県知事

② 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを

2018/12/20 19:08:09

九法九六・旧第六十七条繰下・一部改正）

第百三条　教育研究上特別の必要がある場合においては、第八十五条の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる。

（昭五一法二五・追加、平三法二三・旧第六十八条の二繰上、平一九法九六・旧第六十八条繰下・一部改正）

第百四条　大学（専門職大学及び第百八条第二項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この項及び第七項において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し、学士の学位を授与するものとする。

②　専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職大学を卒業した者（第八十七条の二第一項の規定によりその課程を前期課程及び後期課程に区分している専門職大学にあつては、前期課程を修了した者を含む。）に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

③　大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

④　大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

⑤　短期大学（専門職短期大学を除く。以下この項において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し、短期大学士の学位を授与するものとする。

⑥　専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職短期大学を卒業した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

⑦　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一　短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者　学士

二　学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者　学士、修士又は博士

⑧　学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

（平三法二三・追加、平一一法一六〇・平一二法一〇・平一四法一一八・平一五法一一七・平一七法八三・一部改正、平一九法九六・旧第六十八条の二繰下・一部改正、平二七法二

2018/10/05 12:38:03

※平成31年4月1日施行

○独立行政法人通則法

（平成十一年七月十六日）
（法律第百三号）
第百四十五回通常国会
小渕内閣

改正　平成一一年一一月二五日法律第一四一号
同　一二年一一月二七日同　第一二五号
同　一四年　二月　八日同　第　一号
同　一四年　七月三一日同　第　九八号
同　一六年一二月　三日同　第一五四号
同　一七年　七月二六日同　第　八七号
同　一七年一〇月二一日同　第一〇二号
同　一七年一一月　七日同　第一一三号
同　一八年　六月　二日同　第　五〇号
同　一八年　六月二一日同　第　八三号
同　一八年一一月一七日同　第一〇一号
同　一九年　五月一六日同　第　四二号
同　一九年　五月一六日同　第　四五号
同　一九年　七月　六日同　第一〇八号
同　二〇年一二月一二日同　第　八九号
同　二〇年一二月二六日同　第　九四号
同　二一年　五月二九日同　第　四一号
同　二一年一一月三〇日同　第　九三号
同　二二年　五月二八日同　第　三七号
同　二二年一二月　三日同　第　六一号
同　二三年　六月二四日同　第　七四号
同　二四年　六月二七日同　第　四二号
同　二四年　六月二七日同　第　四七号
同　二五年一一月二二日同　第　七八号
同　二五年一一月二二日同　第　八二号
同　二六年　四月一八日同　第　二二号
同　二六年　六月一三日同　第　六六号
同　二六年　六月一三日同　第　六七号
同　三〇年　七月　六日同　第　七一号

独立行政法人通則法をここに公布する。

独立行政法人通則法

目次

第一章　総則
第一節　通則（第一条―第十一条）
第二節　独立行政法人評価制度委員会（第十二条―第十二条の八）
第三節　設立（第十三条―第十七条）
第二章　役員及び職員（第十八条―第二十六条）
第三章　業務運営
第一節　通則（第二十七条―第二十八条の四）
第二節　中期目標管理法人（第二十九条―第三十五条の三）

2018/10/05 12:40:12

第三節　国立研究開発法人（第三十五条の四―第三十五条の八）
第四節　行政執行法人（第三十五条の九―第三十五条の十二）
第四章　財務及び会計（第三十六条―第五十条）
第五章　人事管理
第一節　中期目標管理法人及び国立研究開発法人（第五十条の二―第五十条の十一）
第二節　行政執行法人（第五十一条―第六十三条）
第六章　雑則（第六十四条―第六十八条）
第七章　罰則（第六十九条―第七十二条）
附則

第一章　総則

第一節　通則

（目的等）

第一条　この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2　各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条　この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2　この法律において「中期目標管理法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中期的な視点に立って執行することが求められるもの（国立研究開発法人が行うものを除く。）を国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

3　この法律において「国立研究開発法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中長期的な視点に立って執行することが求められる科学技術に関する試験、研究又は開発（以下「研究開発」という。）に係るものを主要な業務として国が中長期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことによ

2018/10/05 12:40:12

り、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

4　この法律において「行政執行法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

（平二六法六六・一部改正）

（業務の公共性、透明性及び自主性等）

第三条　独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2　独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

3　この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の事務及び事業が内外の社会経済情勢を踏まえつつ適切に行われるよう、独立行政法人の事務及び事業の特性並びに独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

（平二六法六六・一部改正）

（名称）

第四条　各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

2　国立研究開発法人については、その名称中に、国立研究開発法人という文字を使用するものとする。

（平二六法六六・一部改正）

（目的）

第五条　各独立行政法人の目的は、第二条第二項、第三項又は第四項の目的の範囲内で、個別法で定める。

（平二六法六六・一部改正）

（法人格）

第六条　独立行政法人は、法人とする。

（事務所）

第七条　各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

2　独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（財産的基礎等）

第八条　独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2　政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

2018/10/05 12:40:12

2019/01/10 18:04:07

（平一九法一〇八・平二六法六六・一部改正）

第六十一条から第六十三条まで　削除

（平二六法六六）

第六章　雑則

（報告及び検査）

第六十四条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六十五条　削除

（平二六法六六）

（解散）

第六十六条　独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

（財務大臣との協議）

第六十七条　主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二　第三十五条の四第一項の規定により中長期目標を定め、又は変更しようとするとき。

三　第三十五条の九第一項の規定により年度目標を定め、又は変更しようとするとき。

四　第三十条第一項、第三十五条の五第一項、第三十五条の十第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条の規定による認可をしようとするとき。

五　第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。

六　第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は第四十六条の三第一項の規定による認可をしようとするとき。

七　第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

（平二二法三七・平二六法六六・一部改正）

（主務大臣等）

第六十八条　この法律における主務大臣及び主務省令は、個別法で定める。

（平二六法六六・一部改正）

第七章　罰則

第六十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。次の各号に規定する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し、又はその幇助をした者も、同様とする。

一　正当な理由がないのに第五十三条第三項の規定に違反して陳

※平成30年7月9日施行

○国立大学法人法

（平成十五年七月十六日）
（法律第百十二号）
第百五十六回通常国会
第一次小泉内閣

改正　平成一七年　五月二五日法律第　四九号
同　一七年　七月二六日同　第　八七号
同　一八年　六月二一日同　第　八〇号
同　一八年一二月二二日同　第一二〇号
同　一九年　六月二〇日同　第　八九号
同　一九年　六月二七日同　第　九六号
同　二一年　三月三一日同　第　一八号
同　二二年　五月二八日同　第　三七号
同　二四年　八月二二日同　第　六七号
同　二五年一二月一一日同　第　九八号
同　二六年　六月一三日同　第　六七号
同　二六年　六月二七日同　第　八八号
同　二七年　五月二七日同　第　二七号
同　二七年　六月二四日同　第　四六号
同　二八年　五月一八日同　第　三八号
同　三〇年　五月二三日同　第　二六号

国立大学法人法をここに公布する。

国立大学法人法

目次

第一章　総則
　第一節　通則（第一条―第八条）
　第二節　国立大学法人評価委員会（第九条）
第二章　組織及び業務
　第一節　国立大学法人
　　第一款　役員及び職員（第十条―第十九条）
　　第二款　経営協議会等（第二十条・第二十一条）
　　第三款　業務等（第二十二条・第二十三条）
　第二節　大学共同利用機関法人
　　第一款　役員及び職員（第二十四条―第二十六条）
　　第二款　経営協議会等（第二十七条・第二十八条）
　　第三款　業務等（第二十九条）
第三章　中期目標等（第三十条―第三十一条の四）
第四章　財務及び会計（第三十二条―第三十四条の三）
第五章　指定国立大学法人（第三十四条の四―第三十四条の八）
第六章　雑則（第三十四条の九―第三十七条）
第七章　罰則（第三十八条―第四十一条）
附則

　第一章　総則
　第一節　通則

（目的）

第一条　この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえ

2018/12/20 19:15:54

るとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

2　この法律において「国立大学」とは、別表第一の第二欄に掲げる大学をいう。

3　この法律において「大学共同利用機関法人」とは、大学共同利用機関を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

4　この法律において「大学共同利用機関」とは、別表第二の第二欄に掲げる研究分野について、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいう。

5　この法律において「中期目標」とは、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が達成すべき業務運営に関する目標であって、第三十条第一項の規定により文部科学大臣が定めるものをいう。

6　この法律において「中期計画」とは、中期目標を達成するための計画であって、第三十一条第一項の規定により国立大学法人等が作成するものをいう。

7　この法律において「年度計画」とは、準用通則法（第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）第三十一条第一項の規定により中期計画に基づき国立大学法人等が定める計画をいう。

8　この法律において「学則」とは、国立大学法人の規則のうち、修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項を定めたものをいう。

（教育研究の特性への配慮）

第三条　国は、この法律の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

（国立大学法人の名称等）

第四条　各国立大学法人の名称及びその主たる事務所の所在地は、それぞれ別表第一の第一欄及び第三欄に掲げるとおりとする。

2　別表第一の第一欄に掲げる国立大学法人は、それぞれ同表の第二欄に掲げる国立大学を設置するものとする。

（大学共同利用機関法人の名称等）

第五条　各大学共同利用機関法人の名称及びその主たる事務所の所在地は、それぞれ別表第二の第一欄及び第三欄に掲げるとおりとする。

2　別表第二の第一欄に掲げる大学共同利用機関法人は、それぞれ同表の第二欄に掲げる研究分野について、文部科学省令で定める

2018/12/20 19:15:54

※平成32年4月1日施行

○地方独立行政法人法

（平成十五年七月十六日）
（法律第百十八号）
第百五十六回通常国会
第一次小泉内閣

改正　平成一六年　六月　九日法律第　八五号
同　一六年　六月一八日同　第一二四号
同　一六年一二月　一日同　第一四七号
同　一六年一二月　三日同　第一五四号
同　一七年　七月一五日同　第　八三号
同　一七年　七月二六日同　第　八七号
同　一七年一〇月二一日同　第一〇二号
同　一八年　六月　二日同　第　五〇号
同　一八年　六月　七日同　第　五三号
同　一八年　六月二一日同　第　八三号
同　一九年　三月三一日同　第　二六号
同　一九年　五月一六日同　第　四四号
同　一九年　五月一六日同　第　四六号
同　一九年　六月二七日同　第　九六号
同　一九年一二月　五日同　第一二八号
同　二〇年一二月二六日同　第　九四号
同　二一年一一月三〇日同　第　九三号
同　二二年　三月三一日同　第　一九号
同　二二年一二月　三日同　第　六一号
同　二三年　三月三一日同　第　一四号
同　二三年　五月二五日同　第　五三号
同　二三年　六月二四日同　第　七四号
同　二三年　八月三〇日同　第一〇七号
同　二四年　三月三一日同　第　二四号
同　二五年　六月一四日同　第　四四号
同　二五年一一月二二日同　第　七九号
同　二六年　五月一四日同　第　三四号
同　二六年　六月一三日同　第　六九号
同　二八年　五月二〇日同　第　四七号
同　二八年一二月　二日同　第　九五号
同　二九年　五月一七日同　第　二九号
同　二九年　六月　九日同　第　五四号

地方独立行政法人法をここに公布する。

地方独立行政法人法

目次

第一章　総則
第一節　通則（第一条―第十条）
第二節　地方独立行政法人評価委員会（第十一条）
第二章　役員及び職員（第十二条―第二十条）
第三章　業務運営
第一節　業務（第二十一条―第二十四条）

2018/10/05 12:53:28

第二節　中期目標等（第二十五条―第三十一条）
第四章　財務及び会計（第三十二条―第四十六条）
第五章　人事管理
第一節　特定地方独立行政法人（第四十七条―第五十四条）
第二節　一般地方独立行政法人（第五十五条―第五十八条）
第六章　移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十六条の二）
第六章の二　設立団体の数の変更に伴う措置（第六十六条の三―第六十七条）
第六章の三　特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）
第七章　公立大学法人に関する特例（第六十八条―第八十条）
第八章　公営企業型地方独立行政法人に関する特例（第八十一条―第八十七条の二）
第八章の二　申請等関係事務処理法人に関する特例
第一節　設立団体申請等関係事務の処理等に関する特例（第八十七条の三―第八十七条の十一）
第二節　関係市町村申請等関係事務の処理等に関する特例（第八十七条の十二―第八十七条の二十二）
第九章　解散及び清算（第八十八条―第百五条）
第十章　合併
第一節　通則（第百六条・第百七条）
第二節　吸収合併（第百八条―第百十一条）
第三節　新設合併（第百十二条―第百十四条）
第四節　合併に伴う措置（第百十五条―第百二十条）
第十一章　雑則（第百二十一条―第百二十七条）
第十二章　罰則（第百二十八条―第百三十一条）
附則

第一章　総則

第一節　通則

（目的）

第一条　この法律は、地方独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる事項を定め、地方独立行政法人制度の確立並びに地方独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2　この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行

2018/10/05 12:53:28

政法人（第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く。）のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして地方公共団体が当該地方独立行政法人の定款で定めるものをいう。

（平二五法四四・一部改正）

（業務の公共性、透明性及び自主性等）

第三条　地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2　地方独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならない。

3　この法律の運用に当たっては、地方独立行政法人の事務及び事業が地域社会及び地域経済の情勢を踏まえつつ適切に行われるよう、地方独立行政法人の事務及び事業の特性並びに地方独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

（平二九法五四・一部改正）

（名称）

第四条　地方独立行政法人は、その名称中に地方独立行政法人という文字を用いなければならない。

2　地方独立行政法人でない者は、その名称中に、地方独立行政法人という文字を用いてはならない。

（法人格）

第五条　地方独立行政法人は、法人とする。

（財産的基礎）

第六条　地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2　地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資することができない。

3　設立団体（地方独立行政法人を設立する一又は二以上の地方公共団体をいう。以下同じ。）は、地方独立行政法人の資本金の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。

4　地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものであるときは、第四十二条の二の規定により、当該財産（以下「出資等に係る不要財産」という。）を処分しなければならない。

5　地方独立行政法人に出資される財産のうち金銭以外のものの価

2018/10/05 12:53:28

（平二五法四四・追加）

第七章　公立大学法人に関する特例

（名称の特例）

第六十八条　一般地方独立行政法人で第二十一条第二号に掲げる業務を行うもの（以下「公立大学法人」という。）は、第四条第一項の規定にかかわらず、その名称中に、地方独立行政法人という文字に代えて、公立大学法人という文字を用いなければならない。

2　公立大学法人でない者は、その名称中に、公立大学法人という文字を用いてはならない。

（平二九法五四・一部改正）

（教育研究の特性への配慮）

第六十九条　設立団体は、公立大学法人に係るこの法律の規定に基づく事務を行うに当たっては、公立大学法人が設置する大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

（他業の禁止）

第七十条　公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。

（理事長の任命の特例等）

第七十一条　公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。ただし、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命するものとすることができる。

2　前項の規定により大学の学長となる公立大学法人の理事長（以下この章において「学長となる理事長」という。）の任命は、第十四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づいて、設立団体の長が行う。

3　前項の申出は、学長となる理事長が学長となる大学に係る選考機関（学長となる理事長又は第五項に規定する学長を別に任命する大学の学長をこの項又は第五項の規定により選考するために、定款で定めるところにより公立大学法人に当該公立大学法人が設置する大学ごとに設置される機関をいう。以下この章において同じ。）の選考に基づき行う。この場合において、学長となる理事長で二以上の大学の学長となるものの任命に係るこれらの大学に係る選考機関の選考の結果が一致しないときは、前項の申出は、定款で定めるところにより、これらの選考機関の代表者で構成する会議の選考に基づき行う。

4　選考機関は、公立大学法人が設置する大学ごとに、第七十七条第一項に規定する経営審議機関を構成する者の中から当該経営審議機関において選出された者及び同条第三項に規定する教育研究審議機関を構成する者の中から当該教育研究審議機関において選出された者により構成するものとする。

5　第一項ただし書の規定により学長を理事長と別に任命するものとされた大学（以下この章において「学長を別に任命する大学」という。）の学長の任命は、当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の選考に基づき、理事長が行う。

6　第三項に規定する学長となる理事長の選考及び前項に規定する

2018/10/05 12:53:28

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年八月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第六十八号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律

（趣旨）

第一条　この法律は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することが我が国の直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の使途の明確化及び税率の引上げを行うため、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策について定めるものとする。

（消費税法の一部改正）

第二条　消費税法の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（趣旨等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　消費税の収入については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

第九条第二項第一号中「次条第二項及び第十一条第四項」を「次条第二項、第十一条第四項及び第十二条の三第一項」に改め、同号ロ中「百分の百二十五」を「六十三分の八十」に改め、同条第七項中「及び同条第二項」を「、同条第二項及び第十二条の三第三項」に改める。

第九条の二第二項第二号中「百分の百二十五」を「六十三分の八十」に改める。

第十二条の二の見出しを「（新設法人の納税義務の免除の特例）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定新規設立法人の納税義務の免除の特例）

第十二条の三　その事業年度の基準期間がない法人（前条第一項に規定する新設法人及び社会福祉法第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人その他の専ら別表第一に掲げる資産の譲渡等を行うことを目的として設立された法人で政令で定めるものを除く。以下この条において「新規設立法人」という。）のうち、その基準期間がない事業年度開始の日（以下この項及び次項において「新設開始日」という。）において特定要件（他の者により新規設立法人の発行済株式又は出資（その新規設立法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資が直接又は間接に保有される場合その他の他の者により新規設立法人が支配される場合として政令で定める場合であることをいう。以下この条において同じ。）に該当し、かつ、新規設立法人が特定要件に該当する旨の判定の基礎となつた他の者及び当該他の者と政令で定める特殊な関係にある法人のうちいずれかの者の当該新規設立法人の当該新設開始日の属する事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業における課税資産の譲渡等の対価の額を除く。）が五億円を超えるもの（以下この項及び第三項において「特定新規設立法人」という。）については、当該特定新規設立法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十一条第三項若しくは第四項、第十二条第一項若しくは第二項若しくは前条第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等については、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

2　新規設立法人がその新設開始日において特定要件に該当し、かつ、前項に規定する他の者と同項に規定する政令で定める特殊な関係にある法人であつたもので、当該新規設立法人の設立の日前一年以内又は当該新設開始日前一年以内に解散したもののうち、その解散した日において当該特殊な関係にある法人に該当していたもの（当該新設開始日においてなお当該特殊な関係にある法人であるものを除く。以下この項において「解散法人」という。）がある場合には、当該解散法人は当該特殊な関係にある法人とみなして、当該新規設立法人につき、前項の規定を適用する。

七　国際的な取引に関する課税については、国際的な租税回避の防止、投資交流の促進等の観点から必要に応じて見直すとともに、国際連帯税について国際的な取組の進展状況を踏まえつつ、検討すること。

八　年金保険料の徴収体制強化等について、徴入庁その他の方策の有効性、課題等を幅広い観点から検討し、実施すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条及び第七条の規定並びに附則第十八条、第二十条及び第二十一条の規定　公布の日

二　第三条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定　平成二十七年十月一日

（消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の消費税法（以下附則第十四条までにおいて「新消費税法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下附則第十五条までにおいて「施行日」という。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第十六条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条及び附則第十五条において同じ。）及び施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第十六条までにおいて同じ。）並びに施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する保税地域をいう。以下附則第十六条までにおいて同じ。）に係る消費税について適用し、施行日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び施行日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに施行日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者に係る納税義務の免除等に関する経過措置）

第三条　事業者が、施行日前に国内において行った課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下附則第十六条までにおいて同じ。）につき、同項第十四号に規定する基準期間若しくは同法第九条の二第四項に規定する特定期間又は同法第十九条に規定する課税期間中に新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る消費税法第九条第一項、第十一条第四項若しくは第十二条第三項に規定する基準期間における課税売上高、同法第九条の二第一項に規定する特定期間における課税売上高又は同法第三十条第二項に規定する課税期間における課税売上高の計算については、なお従前の例による。

（特定新規設立法人の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第四条　新消費税法第十二条の三の規定は、施行日以後に設立される同条第一項に規定する新規設立法人で、同項に規定する特定新規設立法人に該当することとなるものについて適用する。

（旅客運賃等の税率等に関する経過措置）

第五条　事業者が、旅客運賃、映画又は演劇を催す場所への入場料金その他の不特定かつ多数の者に対する課税資産の譲渡等に係る対価で政令で定めるものを施行日前に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等を施行日以後に行うときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、第二条の規定による改正前の消費税法（以下附則第十四条までにおいて「旧消費税法」という。）第二十九条に規定する税率による。

2　事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき行う電気、ガス、水道水及び電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）で施行日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等で施行日から平成二十六年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月三十日後であるもの（以下この項において「特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等」という。）にあっては、当該確定したもののうち、政令で定める部分）の当該確定した料金（特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等にあっては、当該政令で定める部分に対応する部分に限る。）に係る課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

3　事業者が、平成八年十月一日から平成二十五年十月一日（以下この項から第五項まで及び附則第七条第一項において「指定日」という。）の前日までの間に締結した工事（製造を含む。）の請負に係る契約（これに類する政令で定める契約を含む。）に基づき、施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、当該課税資産の譲渡等（指定日以後に当該契約に係る対価の額が増額された場合には、当該増額される前の対価の額に相当する部分に限る。）に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

4　事業者が、平成八年十月一日から指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、施行日前から施行日以後引き続き当該契約に係る資産の貸付けを行っている場合において、当該契約の内容が、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件に該当するときは、施行日以後に行う当該資産の貸付けに係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。ただし、指定日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が行われた場合には、当該変更後における当該資産の貸付けについては、この限りでない。

一　当該契約に係る資産の貸付けの期間及び当該期間中の対価の額が定められていること。

二　事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

三　契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他対価に関する契約の内容が政令で定める要件に該当していること。

5　事業者が、平成八年十月一日から指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上当該役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないものであって、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割して支払われる契約として政令で定めるものに基づき、施行日以後に当該契約に係る役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が次に掲げる要件に該当するときは、当該役務の提供に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。ただし、指定日以後において当該役務の提供の対価の額の変更が行われた場合は、この限りでない。

一　当該契約に係る役務の提供の対価の額が定められていること。

二　事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

6　第一項から第三項まで、第四項本文又は前項本文の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等に係る新消費税法第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用については、新消費税法第三十八条第一項中「百分の八」とあるのは「百分の五」と、「百八分の六・三」とあるのは「百五分の四」と、新消費税法第三十九条第一項中「百八分の六・三」とあるのは「百五分の四」とする。

7　事業者が、第一項から第三項まで、第四項本文又は第五項本文の規定の適用を受けた事業者からこれらの規定の適用を受けた課税資産の譲渡等に係る資産を賃り受け、若しくは借り受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けた場合における新消費税法第三十条第一項、第三十二条第一項及び第三十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百八分の六・三」とあるのは、「百五分の四」とする。

8　事業者が、第三項又は第四項本文の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を行った場合には、その相手方に対し当該課税資産の譲渡等がこれらの規定の適用を受けたものであることについて書面により通知するものとする。

所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九号

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十五条」を「第九十五条の二」に、「第五款　還付（第百三十八条―第百四十二条）」を「第五款　納税の猶予（第百三十七条の二・第百三十七条の三）」に、「第六章　更正の請求の特例（第百五十一条の二）」を「第六款　還付（第百三十八条―第百四十二条）」に、「第七章　更正及び決定（第百五十二条・第百五十三条）」を「第六章　修正申告の特例（第百五十一条の二）　第七章　更正の請求の特例（第百五十二条―第百五十三条の二）　第八章　更正及び決定（第百五十四条―第百六十条）」に改める。

第四十五条第一項第二号中「又は第百三十六条」を「、第百三十六条」に、「の規定」を「、第百三十七条の二第十二項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予に係る利子税）又は第百三十七条の三第十四項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予に係る利子税）の規定」に改め、同項に次の一号を加える。

十二　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の規定による課徴金及び延滞金

第五十七条の四第二項中「第二条第十二号の七」を「第二条第十二号の六の六」に改め、同条第三項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

第六十条の次に次の三条を加える。

（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）

第六十条の二　国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。以下この条において同じ。）をする居住者が、その国外転出の時において有価証券又は第百七十四条第九号（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する匿名組合契約の出資の持分（以下この条から第六十条の四まで「外国転出時課税の規定の適用を受けた場合の譲渡所得等の特例」において「有価証券等」という。）を有する場合には、その者の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その国外転出の時に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額により、当該有価証券等の譲渡があつたものとみなす。

一　当該国外転出をする日の属する年分の確定申告書の提出の時までに国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をした場合　同項の規定による納税管理人の届出をしないで当該国外転出をした日以後に当該年分の確定申告書を提出する場合又は当該年分の所得税につき決定がされる場合　当該国外転出の時における当該有価証券等の価額に相当する金額

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該国外転出の予定日から起算して三月前の日（同日後に取得をした有価証券等にあつては、当該取得の時）における当該有価証券等の価額に相当する金額

2　国外転出をする居住者が、その国外転出の時において決済していない金融商品取引法第百五十六条の二十四第一項（免許及び免許の申請）に規定する信用取引又は発行日取引（有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて財務省令で定める取引をいう。）（以下この条から第六十条の四までにおいて「未決済信用取引等」という。）に係る契約を締結している場合には、その者の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その国外転出の時に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の利益の額又は損失の額が生じたものとみなす。

一　前項第一号に掲げる場合　当該国外転出の時に当該未決済信用取引等を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額

二　前項第二号に掲げる場合　当該国外転出の予定日から起算して三月前の日（同日後に契約の締結をした未決済信用取引等にあつては、当該締結の時）に当該未決済信用取引等を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額

3　国外転出をする居住者が、その国外転出の時において決済していない金融商品取引法第二条第二十項（定義）に規定するデリバティブ取引（以下この条から第六十条の四までにおいて「未決済デリバティブ取引」という。）に係る契約を締結している場合には、その者の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その国外転出の時に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の利益の額又は損失の額が生じたものとみなす。

一　第一項第一号に掲げる場合　当該国外転出の時に当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額

二　第一項第二号に掲げる場合　当該国外転出の予定日から起算して三月前の日（同日後に契約の締結をした未決済デリバティブ取引にあつては、当該締結の時）に当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額

第十二条第二項中「並びに」を「、同法第七十条の二の二第十三項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調書及び同法第七十条の二の三第十四項に規定する結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書並びに」に改め、「国外送金等調書」の下に「、同法第四条の三第一項に規定する国外証券移管等調書」を加える。

第十四条のうち所得税法第二百二十四条の三第一項の改正規定中「同じ。」を「同じ」を「この項において同じ。」に改める。

第十九条のうち、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十七の八の項の改正規定中「七十七の八の項」を「七十七の七の項」に改め、同項を同表の七十七の十四の項とし、同表の七十七の七の項を同表の七十七の十三の項とし、同表の七十七の六の項の次に次のように加える改正規定中「七十七の十四の項」を「七十七の十三の項」に改め、「、同表の七十七の七の項を同表の七十七の十三の項とし」を削る。

第二十五条第二項及び第五項中「提示して」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信して」に改める。

第三十条中「平成十四年法律第百五十三号）」を削る。

第三十二条第一項中「前条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（以下この条において「新公的個人認証法」という。）」を「新公的個人認証法」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第九十六条第一項中「特定目的会社（」の下に「以下この項において「特定目的会社」という。）の施行日以後に開始する事業年度（」を加え、「ものにあっては、」を「特定目的会社で平成二十七年三月三十一日までに資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第四条第二項に規定する業務開始届出をしなかったもの（以下この項において「届出未済会社」という。）にあっては平成二十七年四月一日以後に終了する事業年度に限り、施行日前に設立された特定目的会社（届出未済会社を除く。）にあっては、」に、「に同号八」を「最初に変更等届出（新租税特別措置法第六十七条の十四第一項第一号八」に改め、「（平成十年法律第百五号）」を削り、「するものに限る。）の施行日以後に開始する事業年度」を「いう。以下この項において同じ。）をする日以後に終了する事業年度に限る。）」に改め、「旧租税特別措置法第六十七条の十四第一項に規定する」を削り、「開始した事業年度」の下に「（届出未済会社にあっては施行日以後に開始し、かつ、同月一日前に終了した事業年度を含み、施行日前に設立された特定目的会社（届出未済会社を除く。）にあっては施行日以後に開始し、かつ、施行日以後最初に変更等届出をする日前に終了した事業年度を含む。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、届出未済会社の最初に変更等届出をする日前に終了する事業年度に係る新租税特別措置法第六十七条の十四第一項第一号ロ(2)の規定の適用については、同号ロ(2)中「保有されることが見込まれている」とあるのは、「引き受けられた」とする。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項から第四項までを削る。

附則第二十二条第二項から第四項までを削る。

附則第五十条第二項中「旧租税特別措置法第十条第四項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第十条第四号」に、「中小企業者」を「中小事業者」に改め、同条第五項及び第六項中「中小企業者」を「中小事業者」に改める。

附則第五十五条の表第五項の項を次のように改める。

第五項	第六十八条の十第二項	旧効力措置法第六十八条の十第二項
同法第六十六条第一項	法人税法第六十六条第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）（以下この項において「一部改正法」という。）第四十二条の五第五項、平成二十七年新租税特別措置法第四十二条の六第十二項
		第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項	平成二十七年新租税特別措置法第四十二条の九第四項、平成二十七年新租税特別措置法第四十二条の十第五項、平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十一第五項、平成二十七年新租税特別措置法第四十二条の十二第五項、平成二十七年新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び平成二十七年新租税特別措置法第六十八条第一項

附則第六十五条第二項中「新租税特別措置法第四十二条の四第六項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（附則第八十二条第二項において「平成二十七年新租税特別措置法」という。）第四十二条の四第二項」に改める。

附則第七十二条の表第五項の項を次のように改める。

第五項	第六十八条の九第十一項（前条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、次条第五項、第六十八条の十一第五項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「平成二十七年新租税特別措置法」という。）第六十八条の十第五項、平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の十一第十二項
	第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第一項及び第六十八条の百八第一項	平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の十三第四項、平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の十四第五項、平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十五第一項、平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の百八第一項及び平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の百八第一項

附則第八十二条第二項中「新租税特別措置法第六十八条の九第六項」を「平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の九第二項」に改める。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正）

第十八条　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち消費税法第三十条第一項の改正規定中「改め、」を「「百分の六・三」を「百分の七・八」に改め、」に改める。

第三条のうち、消費税法第三十二条第一項第一号及び第三十六条第一項の改正規定中「及び第三十六条第一項」を削り、「改める」を「「百分の六・三」を「百分の七・八」に改める」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第三十六条第一項中「百八分の六・三」を「百十分の七・八」に改める。

第三条中消費税法第三十八条第一項の改正規定の次に次のように加える。

第三十八条の二第一項中「百分の六・三」を「百分の七・八」に改める。

附則第一条第二号中「並びに」を「及び」に、「及び第十六条」を「から第十六条の二まで」に、「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

附則第十五条中「（次条」を「（次条及び附則第十六条の二」に、「二十七年新消費税法」を「二十九年新消費税法」に、「この条及び次条」を「附則第十六条の二まで」に改める。

附則第十六条第一項前段中「二十七年新消費税法」を「二十九年新消費税法」に改め、「おいて課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この条及び次条において同じ。）」を、「適用される課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第三条	施行日前	施行日から附則第一条第二号に定める日（以下附則第十四条までにおいて「一部施行日」という。）の前日までの間
	をいう	をいい、平成二十七年十月一日以後に行った課税資産の譲渡等については、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く
	新消費税法	第三条の規定による改正後の消費税法（以下附則第十四条までにおいて「二十九年新消費税法」という。）
附則第五条第一項	施行日前	施行日から一部施行日の前日までの間
	施行日以後	一部施行日以後
	第二条	第三条
	旧消費税法	二十九年旧消費税法
附則第五条第二項	をいう。	をいう。）（以下この項において「特定継続供給役務」という。）
	施行日	一部施行日
	定める課税資産の譲渡等	定める課税資産の譲渡等並びに特定継続供給役務で一部施行日前から継続して提供を受けているもののその他の政令で定める特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下附則第十四条までにおいて同じ。）
	平成二十六年四月三十日	平成二十九年四月三十日
	支払を受ける権利	支払を受ける権利又は支払義務
	係る課税資産の譲渡等	係る課税資産の譲渡等又は特定課税仕入れ
	旧消費税法	二十九年旧消費税法
附則第五条第三項	平成八年十月一日	平成二十五年十月一日
	平成二十五年十月一日	平成二十八年十月一日

附則第五条第四項及び第五項	指定日	二十八年指定日
	施行日	一部施行日
	旧消費税法	二十九年旧消費税法
	平成八年十月一日から指定日	平成二十五年十月一日から二十八年指定日
	施行日	一部施行日
	旧消費税法	二十九年旧消費税法
	、指定日	、二十八年指定日
附則第六条第一項	施行日前	施行日から一部施行日の前日までの間
	施行日以後	一部施行日以後
	旧消費税法	二十九年旧消費税法
附則第七条第一項	指定日	二十八年指定日
	施行日	一部施行日
附則第八条第一項	施行日前	施行日から一部施行日の前日までの間
	旧消費税法	二十九年旧消費税法
	につき	又は特定課税仕入れにつき
	が施行日以後	又は当該特定課税仕入れに係る費用の額を支出した日が一部施行日以後
	に係る消費税	又は特定課税仕入れに係る消費税
	旧消費税法	二十九年旧消費税法
附則第八条第三項及び第九条	施行日前	施行日から一部施行日の前日までの間
	施行日以後	一部施行日以後
	新消費税法	二十九年新消費税法
附則第十条第一項、第十一条及び第十二条	新消費税法	二十九年新消費税法
	施行日前	施行日から一部施行日の前日までの間
	施行日以後	一部施行日以後
附則第十三条第二項	施行日	一部施行日
	規定する税率	規定する税率又は附則第十五条から第十六条の二までの規定により二十九年旧消費税法第二十九条に規定する税率
	課税資産の譲渡等及びその合計額	課税資産の譲渡等又は特定課税仕入れの合計額

附則第十四条第一項	施行日前につき	施行日から一部施行日の前日までの間又は特定課税仕入れにつき
	施行日以後が施行日以後又は当該特定課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が一部施行日以後に係る	施行日から一部施行日の前日までの間又は特定課税仕入れに係る
附則第十四条第三項	施行日前	施行日から一部施行日の前日までの間
	施行日以後	施行日以後
	新消費税法	二十九年新消費税法
附則第十四条第四項	施行日前及び	施行日から一部施行日の前日までの間及び特定課税仕入れ並びに
	施行日以後	施行日から一部施行日以後
	新消費税法	二十九年新消費税法

附則第十六条第二項前段中「に係る」を「又は経過措置規定の適用を受ける特定課税仕入れ（以下この項において「経過措置特定課税仕入れ」という。）に係る」に、「二十七年新消費税法」を「二十九年新消費税法」に改め、「第三十八条第一項」の下に「、第三十八条の二第一項」を加え、「又は」を「、若しくは」に改め、「受けた場合」の下に「又は経過措置特定課税仕入れを行った場合」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第五条第六項	に係る	又は特定課税仕入れに係る
	新消費税法及び	二十九年新消費税法、第三十八条の二第一項及び
	百分の八	百分の十
	百分の五	百分の八
	百八分の六・三	百十分の七・八
	百五分の四」と、	百八分の六・三」と、二十九年新消費税法第三十八条の二第一項中「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、
	百五分の四」とする	百八分の六・三」とする
附則第五条第七項	、又は場合における新消費税法	、若しくは場合又は第二項の規定の適用を受けた特定課税仕入れを行った場合における二十九年新消費税法
	これらの規定中「百八分の六・三」とあるのは「百五分の四	二十九年新消費税法第三十条第一項及び第三十二条第一項第一号中「百十分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、「百八分の六・三」とあるのは「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、二十九年新消費税法第三十六条第一項中「百十分の七・八」とあるのは「百八分の六・三

附則第十六条の次に次の一条を加える。

（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関する経過措置）

第十六条の二　二十九年新消費税法第三十八条の二第一項に規定する事業者が、平成二十七年十月一日から一部施行日の前日までの間に国内において行った特定課税仕入れにつき、一部施行日以後に同項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

附則第十八条第三項を削る。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十九条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち所得税法目次の改正規定中「第百六十六条の二」を「第百六十六条」に改め、「第百六十六条の二」の下に「、第百六十六条の三」を加える。

第一条のうち所得税法第百六十一条の改正規定中「同条第五号から第十一号までを四号ずつ繰り下げ」を「同条第十一号を同条第十五号とし、同条第十号中「第八号ロ」を「第十二号ロ」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第九号を同条第十三号とし、同条第五号から第八号までを四号ずつ繰り下げ」に改める。

第一条のうち所得税法第百六十五条の改正規定中「第七十三条」を「第六十条の四」に改める。

第一条のうち所得税法第百六十六条の改正規定及び同法第三編第二章第二節第二款中同条の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

第百六十六条中「第百二十条第三項第四号（確定所得申告）」を「第百十二条第二項（予定納税額の減額の承認の申請手続）中「取引」とあるのは「取引（恒久的施設を有する非居住者にあっては、第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）」と、「同項」とあるのは「前項」と、第百二十条第一項第三号（確定所得申告）中「第三章（税額の計算）」とあるのは「第三章（第九十五条（外国税額控除）を除く。）（税額の計算）及び第百六十五条の六（非居住者に係る外国税額控除）」と、同項第四号中「外国税額控除」とあるのは「第百六十五条の六第一項から第三項までの規定による控除」と、同条第三項第四号」に、「第百四十三条」を「第百二十二条第二項（還付等を受けるための申告）中「第九十五条第二項又は第三項」とあるのは「第百六十五条の六第二項又は第三項」と、第百二十三条第二項第六号（確定損失申告）中「第九十五条（外国税額控除）」とあるのは「第百六十五条の六（非居住者に係る外国税額の控除）」と、第百四十三条」に、「及び」を「中「業務を開始した」とあるのは「業務を国内において開始した」と、第百四十五条第二号（特色申告の承認申請の却下）中「取引」とあるのは「取引（恒久的施設を有する非居住者にあっては、第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。第百四十八条第一項及び第百五十条第一項第三号（特色申告の承認の取消し）において同じ。）」と、」に改める。

第三編第二章第二節第二款の二中第百六十六条の二を第百六十六条の三とする。

第三編第二章第二節第二款中第百六十六条の次に次の一条を加える。

（恒久的施設に係る取引に係る文書化）

第百六十六条の二　恒久的施設を有する非居住者は、第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（以下この条において「恒久的施設帰属所得」という。）を有する場合において、当該非居住者が他の者との間で行った取引のうち、当該非居住者のその年の恒久的施設帰属所得につき第百六十五条第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定により挙じて計算する各種所得の金額の計算上、当該取引から生ずる所得が当該非居住者の恒久的施設に帰せられるものについては、財務省令で定めるところにより、当該恒久的施設に帰せられる取引に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

附則第一条第五号ロ中「、同法第四十一条の十三の三第十三項の改正規定及び同法第六十七条の六第一項の改正規定」を「及び同法第四十一条の十三の三第十三項の改正規定」に改め、同条第六号イ中「五条を加える改正規定」の下に「、同節第二款の二中第百六十六条の二を第百六十六条の三とする改正規定」を加え、「第二百三十一条の三」を「第二百三十三条」に改め、「第二百三十八条の改正規定」の下に「、同法第二百四十一条の改正規定」を加え、同号ト中「第三十七条の十四の二」を「第三十七条の十四の三」に、「第三十七条の十四の三」を「第三十七条の十四の四」に改め、「第四十一条の二十一の改正規定」の下に「、同法第四十一条の二十二の改正規定」を加え、「及び「法人税法」を「同法」に、「の規定」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定」に改める部分」を削り、「同条第十二項第八号の改正規定、同条第十七項の改正規定、同法第四十二条の五第二項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第十三項」を「同法第四十二条の五第十三項」に、「同条第二項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の九第一項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第七項」を「同法第四十二条の九第七項」に、「同法第四十二条の十一第二項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第十項」を「同法第四十二条の十一第十項」に、「同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第二項第三号」を「同法第四十二条の十二の四第二項第三号」に改め、「、同法第四十二条の十三第一項の改正規定（「第七十条の二まで」の下に「、第百四十四条及び第百四十四条の二」を加える部分に限る。）」及び「、同法第六十七条の六第二項の改正規定」を削り、「並びに同法第六十八条の百十第二項及び第六十八条の百十一第二項を削る改正規定」を「、同法第六十八条の百十の改正規定及び同法第六十八条の百十一の改正規定」に改め、同号チ中「同法第十七条の二第二項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同法第十七条の二の二第二項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第九項」を「同法第十七条の二の二第八項」に、「同法第十七条の二の三第二項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）」及び「、同条第九項」を「同法第十七条の二の三第八項」に改め、「二の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）」、「同条第五項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）」、「同条第六項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）」、「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と、「同法第六十七条の三の二」とあるのは「法人税法第六十七条の三の二」と、「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と」を加える部分に限る。）」及び「、同条第五項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）」を加える部分に限る。）」を削り、同号リ中「第十四条の改正規定」の下に「、同法第二十条の二の改正規定」を加え、「除く。）及び」を「除く。）」に改め、「同条第五項とする部分を除く。）」の下に「並びに同法第三十四条第三項及び第三十七条の改正規定」を加え、同号ヌを削り、同条第七号イ中「第二百三十一条の二第一項」を「第二百三十二条第一項」に改め、同号ハ中「第十条の五の四第二項第三号」を「第十条の五の三第二項第三号」に改める。

附則第十九条第四項中「第四十二条第二項」を「第四十一条の二十二第二項」に改める。

附則第二十二条中「第二百三十一条の二第一項」を「第二百三十二条第一項」に改める。

附則第四十五条第二項後段及び第六項後段を削る。

附則第四十六条第三項後段を次のように改める。

この場合において、同項中「第六条第六項後段」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第四十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六条第六項後段」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

附則第五十九条第十二項中「同条第十項」を「並びに同条第十項」に、「とあり、並びに」を「とあるのは「平成二十八年三月三十一日」と、旧租税特別措置法第三十七条の三第二項中「及び第十三条の二の規定」とあるのは「の規定」と、」に、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。

附則第六十二条第一項中「第三十七条の十四の二」を「第三十七条の十四の三第一項」に改める。

附則第七十四条の次に次の一条を加える。

（外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例に関する経過措置）

第七十四条の二　新租税特別措置法第四十二条第三項の規定は、同項の恒久的施設を有する外国法人が平成二十八年四月一日以後に支払を受ける同条第一項に規定する利子について適用し、旧租税特別措置法第四十二条第三項の国内に恒久的施設を有する外国法人が同日前に支払を受けた同条第一項に規定する利子については、なお従前の例による。

附則第八十一条第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第八十三条第三項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、「及び第十五項」を削り、「「同条第七項」を「同項」に、「と、同条第十五項」を「とし、施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における同条第十五項の規定の適用については同項」に改める。

附則第九十条第八項中「同条第十二項」を「同条第七項中「及び第四十六条の二並びにこれら」とあるのは「の規定及び同条」と、同条第十二項」に改める。

附則第百二十二条第八項中「法人税法」と」の下に「、同条第七項中「及び第六十八条の三十二並びにこれら」とあるのは「の規定及び同条」と」を加える。

附則第百四十六条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第八条中租税特別措置法第九十条の十一第一項の改正規定、同法第九十条の十一の二第一項の改正規定、同法第九十条の十一の三第一項及び第二項の改正規定、同法第九十条の十二の改正規定、同法第九十条の十三の改正規定並びに同法第九十条の十四（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第九十九条の規定　平成二十七年五月一日

二　次に掲げる規定　平成二十七年七月一日

イ　第一条中所得税法の目次の改正規定（「第二百三十一条の二」を「第二百三十二条」に改める部分を除く。）、同法第四十五条第一項第二号の改正規定、同法第六十条の次に三条を加える改正規定、同法第二編第三章第二節中第九十五条の次に一条を加える改正規定、同編第五章第二節中第五款を第六款とし、第四款の次に一款を加える改正規定、同編第七章を同編第八章とする改正規定、同法第百五十三条の改正規定、同編第六章中同条の次に四条を加える改正規定、同章を同編第七章とし、同編第五章の次に一章を加える改正規定、同法第百六十五条の改正規定、同法第三編第二章第二節第二款の次に一款を加える改正規定、同法第百六十七条の改正規定、同法第百六十八条の改正規定並びに同法第二百三十八条第三項及び第二百四十一条の改正規定並びに附則第七条から第九条までの規定

ロ　第三条の規定（同条中相続税法第十条第一項第五号の改正規定及び同法第五十九条の改正規定を除く。）及び附則第三十四条第一項から第三項までの規定

ハ　第六条中国税通則法第七十条第四項の改正規定、同法第七十三条第三項本文の改正規定及び同法第七十四条の九の改正規定（同条第三項第二号中「の規定により」を「において」に改める部分を除く。）並びに附則第五十三条第四項及び第百十四条（地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第二十六条第二項の改正規定に限る。）の規定

ニ　第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の改正規定

ホ　第八条中租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項の改正規定、同法第三十九条の改正規定、同法第四十二条第二項各号の改正規定、同条を同法第四十一条の二十二とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十条の二第二項第一号の改正規定、同法第七十条の三第三項第一号イの改正規定及び同法第九十三条第一項第一号の改正規定

ヘ　第九条中税理士法第三十四条に一項を加える改正規定及び附則第百条の規定

ト　第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第二項第一号イの改正規定

チ　第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十八条の改正規定、同法第二十条の次に一条を加える改正規定、同法第二十一条に四項を加える改正規定、同法第二十八条第一項の改正規定（「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同法第三十三条第一項の変所得税法の項の改正規定、同表租税特別措置法の項の改正規定、同表国税通則法の項の改正規定、同条第四項第二号の改正規定、同法第三十四条第三項の改正規定、同法第三十七条の改正規定及び同法第六十三条第四項の改正規定

リ　附則第三十九条第十三項から第十五項までの規定

三　次に掲げる規定　平成二十七年十月一日

イ　第二条中法人税法第八十四条の改正規定及び同法別表第二の改正規定

ロ　第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）並びに附則第三十五条から第三十八条まで、第三十九条第一項から第十二項まで、第四十条から第四十七条まで、第百十二条、第百十三条及び第百十八条の規定

ハ　第六条中国税通則法第二条第九号の改正規定、同法第十五条第二項第七号の改正規定（「充填堤」を「充填堤」に改める部分を除く。）及び同法第三十八条第三項第三号の改正規定

ニ　第八条中租税特別措置法第八十五条第二項の改正規定、同法第八十六条第一項の改正規定、同法第八十六条の四の見出しの改正規定、同法第八十七条の七第二項の改正規定及び同法第八十八条の三第二項の改正規定

ホ　第十条の規定

四　次に掲げる規定　平成二十八年一月一日

イ　第一条中所得税法の目次の改正規定（「第二百三十二条の二」を「第二百三十二条」に改める部分に限る。）、同法第百二十条第三項の改正規定、同法第百二十二条第一項の改正規定、同法第百六十六条の改正規定、同法第百八十五条第一項の改正規定、同法第百八十七条の改正規定、同法第百九十条の改正規定、同法第百九十四条の改正規定、同法第百九十五条の改正規定、同法第百九十五条の二の改正規定、同法第百九十八条第二項の改正規定、同法第二百三条の三第一号の改正規定、同法第二百三条の五の改正規定、同法第二百二十四条の見出しの改正規定、同法第二百三十二条から第二百三十六条までを削り、同法第二百三十一条の三を同法第二百三十三条とし、同条の次に次のように加える改正規定、同法第五編第二章中第二百三十一条の二を第二百三十二条とする改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定及び同法別表第四の改正規定並びに附則第十条、第十二条第一項、第十三条第一項及び第二十条の規定

ロ　第二条中法人税法第六十七条第三項第五号の改正規定及び同法第八十一条の十三第二項第四号の改正規定並びに附則第二十八条及び第三十一条の規定

ハ　第八条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九条の八」を「第九条の九」に改める部分に限る。）、同法第四条の二第一項及び第四条の三第一項の改正規定、同法第八条の二第一項第二号の改正規定、同法第八条の四第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第八条の五第一項の改正規定、同法第九条の三の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）、同法第九条の三の二第一項の改正規定、同法第九条の八の改正規定、同法第二章第一節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十条の二を削る改正規定、同法第十条の二の二第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第十三項の改正規定、同法第十条の二の二とする改正規定、同法第十条の三（見出しを含む。）の改正規定、同法第十条の五の二を削る改正規定、同法第十条の五の三の見出しの改正規定（同条第一項中「ものを含む」の下に「。以下この項において「認定経営革新等支援機関等」という。）を、「財務省令で定めるもの」の下に「（以下この項において「経営改善指導助言番類」という。）」を加える部分、「もの（」の下に「認定経営革新等支援機関等を除く。）を加える部分及び「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「当該番類」を「経営の改善に資する資産としてその交付を受けた経営改善指導助言番類」に改める部分を除く。）、同条を同法第十条の五の二とする改正規定、同法第十条の五の四の改正規定、同条を同法第十条の五の三とする改正規定、同法第十条の五の五の改正規定、同条を同法第十条の五の四とする改正規定、同法第十条の六の改正規定（同条第一項第五号の次に一号を加える部分及び同項第六号に係る部分を除く。）、同法第十一条第一項の表の第一号の改正規定、同法第十一条の三第一項の改正規定（「次項」を「次項」に改める部分を除く。）、同法第十三条第二項の改正規定、同法第十三条の二を削る改正規定、同法第十三条の三第二項の改正規定（「特定施物等」を「次世代育成支援対策資産」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同条を同法第十三条の二とする改正規定、同法第十四条の二第三項の改正規定（「特定再開発建築物等」を「特定都市再生建築物等」に改める部分を除く。）、同法第十五条第二項の改正規定、同法第十九条第一号の改正規定（「第十条の二の二、第十条の三」を「第十条の二から第十条の四まで」に改める部分を除く。）、同法第二十四条の三第四項の改正規定、同法第二十六条第二項第五号の改正規定、同法第二十八条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十八条の三第十一項の改正規定、同法第三十条の二第二項第一号の改正規定、同法第三十三条の六第二項の改正規定、同法第三十七条の三第二項の改正規定、同法第三十七条の十第四項第三号の改正規定、同法第三十七条の十一第二項の改正規定、同法第三十七条の十一の三第五項の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定（同条第七項に係る部分、同条第九項に係る部分、同条第十三項に係る部分、同条第十六項に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十四の三第四項の改正規定、同条を同法第三十七条の十四の四とする改正規定、同法第三十七条の十四の二第六項の改正規定、同条を同法第三十七条の十四の三とする改正規定、同法第三十七条の十四の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十五の三第二項第一号の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定、同法第四十二条の三第四項の改正規定並びに同法第六十七条の十七第二項の改正規定（「及び第九項」を「、第九項及び第十一項」に改める部分に限る。）並びに附則第五十六条、第五十七条第一項、第五十八条、第六十二条、第六十四条第八項、第六十六条、第六十九条第一項、第七十条、第九十七条第三項、第百十五条（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条の改正規定に限る。）、第百二十七条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第三項の改正規定（「第二十五項」を「第二十六項」に改める部分に限る。）及び第百二十九条の規定

ニ　第十一条の規定（同条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第三条第一項の改正規定、同法第四条の二第一項の改正規定及び同法第七条第一項の改正規定を除く。）並びに附則第百一条第二項、第三項及び第五項の規定

ホ　第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三第一項の改正規定（「第六十四条」を「第六十五条」に、「第七十四条」を「第七十五条」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同法第十条の三の二の改正規定、同法第十条の三の三第一項の改正規定（「第二十七条」を「第三十七条」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同法第十条の四第一項の改正規定（「同三条の規定の適用がある場合」の下に「（これらの規定の適用を受ける年分の所得税につき所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書を提出する場合に限る。）」を加える部分を除く。）、同法第十条の五第三項の改正規定、同条第六項を削る改正規定、同法第十一条第一項の改正規定及び同法第十二条第八項の改正規定

ヘ　第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十八条第一項の改正規定（「第三十七条の十一の四第一項」の下に「、第三十七条の十四の二第八項」を加える部分に限る。）、同法第三十三条第一項の表内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の項の改正規定及び同法第六十三条第一項の改正規定

ト　第十七条中経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第五十条の改正規定

チ　第十九条中所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第五十九条第十二項の改正規定

五　次に掲げる規定　平成二十八年四月一日

イ　第一条中所得税法第九十五条第四項第七号の改正規定、同法第百六十五条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第百六十五条の六第四項第六号の改正規定並びに附則第十一条の規定

ロ　第二条中法人税法の目次の改正規定、同法第十条の三第四項の改正規定、同法第二十三条の二の改正規定、同法第三十九条の二の改正規定、同法第六十九条第四項第七号の改正規定、同法第百四十二条の五第二項の改正規定、同法第三編第二章第一節第三款中第百四十二条の九を第百四十二条の十とし、同節第二款中第百四十一条の八の次に一条を加える改正規定、同法第百四十条の二第四項第六号の改正規定、同法第百四十四条の三第二項の改正規定、同法第百四十四条の十三第十項の改正規定、同法第百四十九条の改正規定及び同法第百五十条の改正規定並びに附則第二十二条、第二十四条、第三十二条及び第三十三条の規定

ハ　第四条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）及び附則第四十八条の規定

ニ　第五条の規定及び附則第四十九条から第五十二条までの規定

ホ　第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第十三項及び第四条第一項から第六項までの改正規定並びに同法第七条第四項の表法人税法第百四十五条の項の改正規定

ヘ　第八条中租税特別措置法第九条の四の改正規定、同法第四十一条の二第一項の改正規定、同法第四十一条の四第十二項第八号の改正規定、同条第十七項の改正規定（「第三項まで、第六項、第七項若しくは第九項」を「第四項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第三項まで、第六項、第七項及び第九項」を「第四項まで」に改める部分を除く。）、同法第四十二条の十二第六項の改正規定（「第一項の」を「第一項から第三項までの」に改める部分及び「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二の二第一項から第三項まで」に、「同項」を「同条第一項から第三項まで」に改める部分を除く。）、同条第二項第一号の改正規定（「同法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有する」に、「同法第二条第六号」を「同条第六号」に改める部分に限る。）、同項第七号の改正規定（「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加える部分に限る。）、同法第四十二条の十二の三第十項の改正規定、同法第六十六条の八の改正規定、同法第六十六条の九の四の改正規定、同法第六十七条の十七第二項の改正規定（「同条第一項に規定する」を削る部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同法第六十八条の三の四第四項の改正規定、同法第六十八条の九十二の四の改正規定並びに附則第五十五条、第八十三条第三項及び第五項並びに第九十四条第三項及び第五項の規定

ト　第十二条の規定及び附則第百二条から第百五条までの規定

六　イ　第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第九条第一項の改正規定、同法第十条の四の次に五条を加える改正規定、同法第十一条の二第一項の改正規定及び同法第十三条第四項の改正規定

ロ　第八条中租税特別措置法第十条の五第二項第六号の改正規定（「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項に規定する事業場等を含む。）」を加える部分に限る。）

七　次に掲げる規定　平成二十九年四月一日

イ　第二条中法人税法第五十七条第一項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第六項の改正規定、同条第七項の改正規定、同条第八項の改正規定、同法第五十八条第一項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同法第八十一条の九第一項の改正規定（同項第一号ロに係る部分を除く。）並びに同条第二項、第三項及び第五項の改正規定並びに附則第二十七条第一項、第三十条第一項及び第百二十条（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第五十八条第一項の改正規定（「九年」を「十年」に改める部分に限る。）に限る。）の規定

ロ　第六条中国税通則法第二十三条第一項の改正規定及び同法第七十条第二項の改正規定並びに附則第五十三条第一項及び第三項の規定

八　第三条中相続税法第十条第一項第五号の改正規定及び同法第五十九条の改正規定並びに附則第三十四条第四項及び第百二十七条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第三項の改正規定（「第五十九条第一項、第三項若しくは第四項」を「第五十九条第一項」に改める部分に限る。）に限る。）の規定　平成三十年一月一日

九　次に掲げる規定　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日

イ　第一条中所得税法第十条の改正規定、同法第二百二十四条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第二百二十四条の三第一項の改正規定並びに同法第二百二十四条の四、第二百二十四条の五第一項及び第二百二十四条の六の改正規定並びに附則第三条及び第十四条から第十九条までの規定

ロ　第八条中租税特別措置法第三十七条の十一の三第四項の改正規定及び同法第三十七条の十四第七項の改正規定並びに附則第六十八条及び第六十九条第二項の規定

ハ　第十一条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第三条第一項の改正規定、同法第四条の二第一項の改正規定及び同法第七条第一項の改正規定並びに附則第百一条第一項、第四項及び第六項の規定

十　次に掲げる規定　不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十八号）の施行の日

イ　第一条中所得税法第四十五条第一項に一号を加える改正規定及び附則第六条の規定

ロ　第二条中法人税法第五十五条第四項の改正規定及び附則第二十六条の規定

十一　次に掲げる規定　地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）の施行の日

イ　第八条中租税特別措置法第十条の四の改正規定、同法第十条の五の改正規定（同条第二項第六号中「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を加える部分を除く。）、同法第十条の六第一項第五号の次に一号を加える改正規定、同項第六号の改正規定、同法第十九条第一号の改正規定（「第十条の二

の二、第十条の三」を「第十条の二から第十条の四まで」に改める部分に限る。）、同法第三十七条第十項を同条第十一項とする改正規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第三十七条の二の改正規定、同法第三十七条の三の改正規定（同条第二項中「及び第十三条の二」を削る部分を除く。）、同法第三十七条の五の改正規定（同条第一項の表の第二号の上欄の口に係る部分及び同条第二項の表第三十七条第四項の項に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十三第一項第四号の改正規定、同法第四十二条の十二の改正規定（同条第一項に係る部分（「法人税の額（この条、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く」を「調整前法人税額（第四十二条の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう」に改める部分及びただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える部分に限る。）、同条第六項に係る部分（「第一項の」を「第一項から第三項までの」に改める部分及び「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二の二第一項から第三項まで」に改める部分を除く。）及び同条第二項に係る部分（同項第一号中「同法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有する」に、「同法第二条第六号」を「同条第六号」に改める部分及び同項第七号中「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加える部分に限る。）を除く。）、同条を同法第四十二条の十二の二とする改正規定、同法第四十二条の十一の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定（「第四十二条の十二の二」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十三第二項第九号の改正規定、同項第八号を同項第九号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同項第八号を同項第九号とする部分を除く。）、同法第五十二条の二第一項の改正規定（「第四十二条の十一第一項」の下に「、第四十二条の十二第一項」を加える部分に限る。）、同法第五十三条第一項第二号の改正規定（「第四十二条の十、第四十二条の十一」を「第四十二条の十から第四十二条の十二まで」に改める部分に限る。）、同法第六十五条の七第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に一項を加える改正規定、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八条の十五の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の十五の二の改正規定、同法第六十八条の十五の三の四第二項の改正規定（「第四十二条の十二の二」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の九、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く」を「調整前連結税額（第六十八条の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう」に、「この項において「調整前連結税額」という」を「第三項までにおいて同じ」に改める部分及びただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える部分に限る。）を除く。）、同条を同法第六十八条の十五の三とする改正規定、同法第六十八条の十五の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の十五の五第一項の改正規定（「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五の七第一項第九号の改正規定、同項第八号を同項第九号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同項第八号を同項第九号とする部分を除く。）、同法第六十八条の四十第一項の改正規定（「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の二第二号の改正規定（「第六十八条の十四、第六十八条の十五」を「第六十八条の十五の二まで」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の七十八第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八条の七十九第十九項の改正規定及び同項を同条第二十項とし、同条第十八項の次に一項を加える改正規定並びに附則第六十条、第六十一条、第六十四条第十四項、第六十七条第四項、第七十三条第三項、第七十六条、第七十七条第一項、第八十二条第三項、第八十七条第一項及び第九十三条第三項の規定

ロ　第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三第二項第四号の改正規定、同法第十七条の三の二第二項第五号の改正規定、同法第十七条の三の三第二項第五号の改正規定、同法第二十五条の三第二項第四号の改正規定、同法第二十五条の三の二第二項第五号の改正規定、同法第二十五条の三の三第二項第五号の改正規定及び同法第二十七条第十四項の改正規定

ハ　第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第五十二条第二項第四号の改正規定（「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の二第二項、第六十八条の十五の三第一項から第三項まで」に改める部分に限る。）

ニ　第八条中租税特別措置法第四十四条の三第一項から第三項まで」に改める部分に限る。）並びに附則第六十七条第一項の表の第二号の上欄の口の改正規定及び同法第四十七条の五第一項の表の第二号の上欄の口の改正規定（「もの」の下に「（これと併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに附則第六十四条第十二項及び第十三項、第七十九条第十三項及び第十四項の規定　水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）の施行の日

十三　第八条中租税特別措置法第三十一条の二第二項の改正規定（同項第四号に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十九第一項に一号を加える改正規定、同法第四十二条の十第一項の改正規定（「第十一項」を「第十二項」に改める部分を除く。）、同法第六十二条の三第四項の改正規定及び同法第六十八条の十四第一項の改正規定（「第十一項」を「第十二項」に改める部分を除く。）並びに附則第六十七条第一項、第七十五条第一項及び第八十六条の規定　国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

十四　第八条中租税特別措置法第五十七条の三の改正規定及び同法第六十八条の五十三の改正規定並びに附則第八十条第一項及び第九十一条第一項の規定　電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第　号）附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日

十五　第八条中租税特別措置法第五十七条の四の改正規定、同法第六十八条の五十四の改正規定及び同法第九十条の四の三第一項の改正規定（「平成三十二年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第八十条第二項、第九十一条第二項及び第百二十一条の規定　電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日

十六　第八条中租税特別措置法第八十二条（見出しを含む。）の改正規定　国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十七　第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第二項第七号の改正規定、同法第十条の二の三の改正規定、同法第十条の三の三第一項の改正規定（「第七十四条」を「第七十五条」に改める部分に限る。）、同法第十条の三の三第一項の改正規定（「第六十五条」を「第七十五条」に改める部分に限る。）、同法第十条の五第一項の改正規定、同法第十一条の三の二の改正規定、同条を同法第十一条の三の三とする改正規定、同法第十一条の三の次に一条を加

える改正規定、同法第十七条の二第一項の表の第一号の改正規定、同法第十七条の二の三第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「第二十六条」を「第三十六条」に改める部分に限る。）、同法第十七条の三第一項の改正規定（「第六十四条」を「第七十四条」に、「第六十五条」を「第七十五条」に改める部分に限る。）、同法第十七条の三の三第一項の改正規定（「第二十七条」を「第三十七条」に改める部分に限る。）、同法第十七条の五第一項の改正規定、同法第十八条の七の次に一条を加える改正規定、同法第十八条の八を同法第十八条の九とする改正規定、同法第十八条の七の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の二第一項の表の第一号の改正規定、同法第二十五条の二の三第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「第二十六条」を「第三十六条」に改める部分に限る。）、同法第二十五条の三第一項の改正規定（「第六十四条」を「第七十四条」に、「第六十五条」を「第七十五条」に改める部分に限る。）、同法第二十五条の三の三第一項の改正規定（「第二十七条」を「第三十七条」に改める部分に限る。）、同法第二十六条の八の改正規定（同条第四項に係る部分（「第十八条の八第三項第二号」を「第十八条の九第三項第二号」に改める部分を除く。）を除く。）、同条を同法第二十六条の九とする改正規定及び同法第二十六条の七の次に一条を加える改正規定　福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）の施行の日

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第十九条までにおいて「新所得税法」という。）の規定は、平成二十七年分以後の所得税について適用し、平成二十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税に関する経過措置）

第三条　新所得税法第十条第二項及び第五項の規定は、附則第一条第九号に定める日以後に提出する新所得税法第十条第一項に規定する非課税貯蓄申込書、同条第三項に規定する非課税貯蓄申告書及び同条第四項の申告書について適用し、同日前に提出した第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第二十条までにおいて「旧所得税法」という。）第十条第一項に規定する非課税貯蓄申込書、同条第三項に規定する非課税貯蓄申告書及び同条第四項の申告書については、なお従前の例による。

（配当所得に関する経過措置）

第四条　新所得税法第二十四条第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する配当等について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧所得税法第二十四条第一項に規定する配当等については、なお従前の例による。

（配当等とみなす金額に関する経過措置）

第五条　新所得税法第二十五条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する資本の払戻しにより交付を受ける金銭その他の資産について適用し、施行日前に旧所得税法第二十五条第一項第三号に規定する資本の払戻しにより交付を受けた金銭その他の資産については、なお従前の例による。

（家事関連費等の必要経費不算入等に関する経過措置）

第六条　新所得税法第四十五条第一項（第十二号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十号に定める日以後に行われた行為に係る同項第十二号に掲げるものについて適用する。

（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に関する経過措置）

第七条　新所得税法第六十条の二の規定は、居住者が平成二十七年七月一日以後に同条第一項に規定する国外転出をする場合について適用する。

（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例に関する経過措置）

第八条　新所得税法第六十条の三の規定は、平成二十七年七月一日以後の同条第一項に規定する贈与等について適用する。

（外国転出時課税の規定の適用を受けた場合の譲渡所得等の特例に関する経過措置）

第九条　新所得税法第六十条の四の規定は、平成二十七年七月一日以後に同条第三項の事由が生ずる場合について適用する。

（確定申告書の添付書類に関する経過措置）

第十条　新所得税法第百二十条第三項（新所得税法第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項（これらの規定を新所得税法第百六十六条において準用する場合を含む。）並びに第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、平成二十八年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、平成二十七年分以前の所得税に係る確定申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

（特定の内部取引に係る恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算に関する経過措置）

第十一条　新所得税法第百六十五条の五の二の規定は、平成二十九年分以後の所得税について適用する。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第十二条　新所得税法第四編第二章第一節の規定、新所得税法第百九十条の規定及び新所得税法別表第二から別表第四までは、平成二十八年一月一日以後に支払うべき新所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等（次項において「給与等」という。）について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

2　新所得税法第百九十四条、第百九十五条及び第百九十五条の二の規定は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき給与等について提出する新所得税法第百九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書、新所得税法第百九十五条第五項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書及び新所得税法第百九十五条の二第三項に規定する給与所得者の配偶者特別控除申告書について適用する。

（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第十三条　新所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十八年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等（次項において「公的年金等」という。）について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

2　新所得税法第二百三条の五の規定は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第九項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

（所得税法の一部改正に伴う調整規定）

第十四条　附則第一条第九号に定める日が平成二十八年一月一日後である場合における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十五条の規定の適用については、同条第三項中「第百九十四条第四項」とあるのは「第百九十四条第七項」と、「第百九十五条第四項」とあるのは「第百九十五条第五項」と、同条第四項中「同条第二項」とあるのは「同条第三項」と、同条第五項中「同条第八項」とあるのは「同条第九項」とする。

（利子、配当等の受領者の告知に関する経過措置）

第十五条　新所得税法第二百二十四条第一項の規定は、附則第一条第九号に定める日以後に支払の確定する同項に規定する利子等又は配当等について適用し、同日前に支払の確定した旧所得税法第二百二十四条第一項に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。

2　新所得税法第二百二十四条第二項の規定は、附則第一条第九号に定める日以後に支払を受けるべき同項に規定する利子、剰余金の配当又は収益の分配について適用し、同日前に支払を受けるべき旧所得税法第二百二十四条第二項に規定する利子、剰余金の配当又は収益の分配については、なお従前の例による。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第八十五号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正）

第一条　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附則第十五条中「二十九年新消費税法」を「三十一年新消費税法」に改める。

附則第十六条第一項の表以外の部分及び同項の表附則第三条の項中「二十九年新消費税法」を「三十一年新消費税法」に改め、同表附則第五条第一項の項中「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に改め、同表附則第五条第二項の項中「平成二十九年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に、「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に改め、同表附則第五条第三項の項中「平成二十八年十月一日」を「平成三十一年四月一日」に、「二十八年指定日」を「三十一年指定日」に、「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に改め、同表附則第五条第四項及び第五項の項中「二十八年指定日」を「三十一年指定日」に、「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に改め、同表附則第六条第一項の項中「二十八年指定日」を「三十一年指定日」に、「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に改め、同表附則第七条第一項の項中「二十八年指定日」を「三十一年指定日」に、「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に改め、同表附則第八条第一項の項中「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に改め、同表附則第八条第三項及び第九条の項及び附則第十条第一項、第十一条及び第十二条の項中「二十九年新消費税法」を「三十一年新消費税法」に改め、同表附則第十三条第二項の項及び附則第十四条第一項の項中「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に改め、同表附則第十四条第三項の項及び同条第二項中「二十九年新消費税法」を「三十一年新消費税法」に改める。

附則第十六条の二中「二十九年新消費税法」を「三十一年新消費税法」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条のうち租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の十一第二十項の改正規定、同法第六十八条の十四第十二項の改正規定及び同法第六十八条の十五第十一項の改正規定中「「百分の四・四」を「百分の十・三」に」を削る。

第十条のうち租税特別措置法第六十八条の十五の四第十一項及び第十二項の改正規定中「同条第十一項及び第十二項」を「同条第十二項」に改める。

第十条中租税特別措置法第六十八条の十五の五第六項の改正規定を削る。

附則第一条第三号ハ中「、第四十条第三項及び第四十三条第四項」を削り、同条第六号イ及びロを削り、同号ハ中「、同条第十項の改正規定、同法第六十八条の十第十四項の改正規定、同条第十五項の改正規定、同法第六十八条の十一第二十項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同条第二十一項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十三第八項及び第九項の改正規定、同法第六十八条の十四第十二項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五第十一項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五の二第七項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五の三第十項の改正規定、同法第六十八条の十五の四第十一項及び第十二項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五の五第六項の改正規定（「及び同法」を「、同法第六十八条の十五の二第七項の改正規定、同条第十三項」に改め、「、同法第二十五条の二第十二項の改正規定、同条第十三項」を「及び同法第二十五条の二第十二項の改正規定、同条第十三項」に改め、「、同法第二十五条の三の二第八項の改正規定、同法第二十五条の三第五項の改正規定、同法第二十五条の三の二第四項の改正規定及び同法第二十五条の三の三第四項の改正規定並びに附則第百四十三条第二項の規定」を削り、同号ニを同号ロとし、同号ホを同号ハとし、同号ヘを削り、同条第七号の次に次の二号を加える。

七の二　附則第四十条第三項の規定　平成三十一年十月一日

七の三　次に掲げる規定　平成三十一年七月一日

イ　第二条中法人税法第百四十二条の二第一項第四号の改正規定及び附則第二十八条の規定

ロ　第三条の規定（同条中地方法人税法第十二条第五項の改正規定を除く。）並びに附則第三十条、第百五十九条（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の表第十二項の項の改正規定に限る。）及び第百六十条の規定

ハ　第十条中租税特別措置法第六十八条の九第十項の改正規定、同法第六十八条の十第十四項の改正規定、同条第十五項の改正規定、同法第六十八条の十一第二十一項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十三第八項及び第九項の改正規定、同法第六十八条の十四第十二項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五第十一項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）並びに同法第六十八条の十五の四第十二項の改正規定並びに附則第百六条の規定

ニ　第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二第十二項の改正規定、同法第二十五条の二の二第八項の改正規定、同法第二十五条の二の三第八項の改正規定、同法第二十五条の三第五項の改正規定、同法第二十五条の三の二第四項の改正規定並びに附則第百四十三条第二項の規定

ホ　附則第三十四条から第三十九条まで及び第四十条（第三項を除く。）の規定

附則第一条第八号中「平成三十一年四月一日」を「平成三十三年四月一日」に改め、同条第九号中「平成三十三年四月一日」を「平成三十五年十月一日」に改め、同号イ中「三十三年改正規定」を「三十五年改正規定」に改める。

附則第二十八条並びに第三十条第一項及び第三項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附則第三十二条第一項中「附則第四十三条」を「附則第四十条」に改め、同条第三項中「三十三年施行日」を「三十五年施行日」に改める。

附則第三十四条の見出し中「二十九年軽減対象資産の譲渡等」を「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同条第一項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「三十三年改正規定」を「附則第四十条」に、「二十九年適用日」を「三十一年適用日」に、「三十三年施行日」を「三十五年施行日」に、「附則第四十二条」を「附則第三十九条」に、「二十九年軽減対象資産の譲渡等」を「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同条第二項中「二十九年適用日」を「三十一年適用日」に、「三十三年施行日」を「三十五年施行日」に改め、同項の表、同条第三項第一号及び同条第四項中「二十九年軽減対象資産の譲渡等」を「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第四条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五項各号中「平成三十一年六月三十日」を「平成三十二年十二月三十一日」に改める。

第十三条の二第一項中「平成三十一年六月三十日」を「平成三十三年十二月三十一日」に改め、同条第二項第一号中「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

第三十八条の二第一項中「平成三十一年六月三十日までの」を「平成三十三年十二月三十一日までの」に、「平成二十八年九月三十日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「平成二十八年十月一日」を「平成三十一年四月一日」に改め、同項各号中「平成三十一年六月三十日」を「平成三十三年十二月三十一日」に改め、同条第二項第六号中「平成二十八年九月三十日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第七号中「平成二十八年十月一日から平成二十九年九月三十日まで」を「平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に、「平成二十九年十月一日から平成三十一年六月三十日まで」を「平成三十二年四月一日から平成三十三年十二月三十一日まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（内閣府設置法の一部改正）

第二条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成三十年九月三十日の項を削り、同表平成三十三年三月三十一日の項事務の欄に次の一号を加える。

四　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第七条第一号ホ(1)の相談に関すること。

（消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の一部改正）

第三条　消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

第十二条及び附則第二条第一項中「平成三十年九月三十日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

（持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の一部改正）

第四条　持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「五年」を「八年」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

財務大臣　麻生　太郎

大学等における修学の支援に関する法律案（仮称）
（説明要旨）

この法律案は、我が国における急速な少子化の進行及び大学等における修学の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るため、学資の支給及び授業料等の減免の措置を講ずるものであります。

（法律案の概要）

１．規定の内容

（１）大学等における修学の支援

大学等における修学の支援は、①の学資支給と②授業料等減免とする。

① 学資支給は、独立行政法人日本学生支援機構法（以下「機構法」という。）第17条の２の学資支給金の支給とする。

② 授業料等減免は、以下の通りとする。

ア．大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）の設置者は、その設置する大学等が大学等が社会で自立し、及び活躍できる人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する上で求められるものとして文部科学省令で定める要件に適合することの確認を求めることができる。

イ．ア．の確認を受けた大学等の設置者は、当該大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものを授業料等減免対象者として認定し、その者に対して授業料及び入学金の減免を行うものとする。

ウ．授業料等減免に要する費用は、大学等の種類に応じ、国又は地方公共団体が負担する。

③ 財源

①及び②に関して国の負担する費用は消費税の税収増を活用して確保するものとする。

（２）附則改正における関係法律の整備

（１）に伴い、機構法における学資支給基金に関する規定の削除及び学資支給金に係る不正利得の徴収の際の加算金規定の整備等、関係法律の規定の整備を行う。

２．施行期日

平成32年４月１日（準備行為については公布の日）から施行予定。